

令和 3 年

第 1 回 定例会 会議録

奄美市議会

第 1 回定例会 会議録目次

議事日程・付議事件	1
第 1 回定例会一般質問通告	6
2 月 17 日（水）（第 1 日目）	
出席議員及び欠席議員	19
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人	19
職務のため出席した事務局職員	20
会議録署名議員の指名	21
会期の決定	21
報告第 1 号	21
議案第 1 号～第 12 号(12 件) 上程	29
議案付託	37
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	37
奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員の選挙	38
請願・陳情付託	39
2 月 25 日（木）（第 2 日目）	
出席議員及び欠席議員	41
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人	41
職務のため出席した事務局職員	41
議案第 13 号～第 34 号(22 件) 上程	43
3 月 5 日（金）（第 3 日目）	
出席議員及び欠席議員	55
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人	55
職務のため出席した事務局職員	56
一般質問	
奥 輝人 君(自由民主党)	57
川口 幸義 君(自由民主党)	68
多田 義一 君(自民党奄美)	79
大迫 勝史 君(公明党)	90
西 公郎 君(自民党奄美)	100
3 月 8 日（月）（第 4 日目）	
出席議員及び欠席議員	109

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人	109
職務のため出席した事務局職員	110
一般質問	
竹山 耕平 君(自民党奄美)	111
永田 清裕 君(無所属)	123
正野 卓矢 君(チャレンジ奄美)	132
橋口 耕太郎君(公明党)	142
荒田 幸司 君(日本共産党)	153

3月9日(火)(第5日目)

出席議員及び欠席議員	165
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人	165
職務のため出席した事務局職員	166
一般質問	
奥 晃郎 君(無所属)	167
崎田 信正 君(日本共産党)	175
安田 壮平 君(チャレンジ奄美)	186
松山 さおり君(自民党奄美)	197
関 誠之 君(社会民主党)	207

3月11日(木)(第6日目)

出席議員及び欠席議員	219
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人	219
職務のため出席した事務局職員	220
議案第 1 号～第 12 号(12 件) 上程	221
陳情第 1 号(1 件) 上程	227
議案第 13 号～第 34 号(22 件) 上程	230
議案付託	237

3月25日(木)(第7日目)

出席議員及び欠席議員	239
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人	239
職務のため出席した事務局職員	239
議案第 13 号, 23 号～29 号, 31 号～33 号(11 件) 上程	241
議案第 14 号～22 号, 30 号, 34 号(11 件) 上程	248
発議第 1 号(1 件) 上程	252
議員派遣について	253

閉会中の継続審査申出	254
------------------	-----

別紙

各常任委員会審査報告書	255
議員派遣について	260
閉会中の継続審査の申出について	261

令和3年 第1回奄美市議会定例会議事日程表

○令和3年2月10日 奄美市議会第1回定例会を招集した。

○会 期 37日間

○議事日程

月 日	曜	区 分	日 程
2月17日	水	本会議	1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定（37日間） 3 報告第1号(1件) 上程 説明 質疑 討論 採決 4 議案第1号～12号(12件）（現年分） 上程 説明 質疑 付託 5 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 6 奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員の選挙 ☆付託区分 - 総務企画－議案第8号～9号(2件) - 文教厚生－議案第2号～5号，10号～12号(7件) - 産業建設－議案第6号～7号(2件) - 全委員会－議案第1号 令和2年度一般会計補正予算（第12号）は，所管する各常任委員会に付託 ※請願・陳情付託報告 - 総務企画-陳情第1号・2号 - 文教厚生-請願第1号 ※議会運営委員会（本会議終了後～） ※会派代表者会（議運終了後～） 【議題】 奄美群島議員大会議題について ほか
2月18日	木	休 会	※ 午前9時30分から常任委員会審査（文教厚生）
2月19日	金	休 会	
2月20日	土	休 会	
2月21日	日	休 会	
2月22日	月	休 会	※ 午前9時30分から常任委員会審査（産業建設）
2月23日	火	休 会	（ 天皇誕生日）
2月24日	水	休 会	※ 午前9時30分から常任委員会審査（総務企画）
2月25日	木	本会議	1 議案第13号～34号(22件) 上程 説明 （令和3年度関係議案・施政方針等） ※一般質問通告－順番抽選(本会議終了後) ※全員協議会(本会議終了後) 【議題】 ①永田墓地利用計画について ②第2次奄美市地域情報化計画（案）について ③第8期奄美市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画について ④令和3年度予算等審査特別委員会の構成・調整について ほか
2月26日	金	休 会	
2月27日	土	休 会	
2月28日	日	休 会	

令和 3 年 第1回奄美市議会定例会議事日程表

○令和3年2月10日 奄美市議会第1回定例会を招集した。

○会 期 37日間

○議事日程

月 日	曜	区 分	日 程
3月1日	月	休 会	報告書整理・議案等調査 (高校卒業式)
3月2日	火	休 会	報告書整理・議案等調査
3月3日	水	休 会	報告書整理・議案等調査
3月4日	木	休 会	報告書整理・議案等調査
3月5日	金	本会議	1 一般質問－奥（輝）議員, 川口議員, 多田議員, 大迫議員, 西議員（質問順）
3月6日	土	休 会	
3月7日	日	休 会	
3月8日	月	本会議	1 一般質問－竹山議員, 永田議員, 正野議員, 橋口議員, 荒田議員（質問順）
3月9日	火	本会議	1 一般質問－奥（晃）議員, 崎田議員, 安田議員, 松山議員, 関議員（質問順）
3月10日	水	休 会	
3月11日	木	本会議	1 議案第1号～12号(12件)（現年度議案） 2 陳情第1号（1件） 3 議案第13号～34号(22件)（新年度議案） 上程 報告 質疑 討論 採決 上程 報告 質疑 討論 採決 上程 質疑 付託 令和 3 年度関係議案 ☆付託区分 一般会計予算等審査特別委員会 議案第13号, 23号～29号, 31号～33号(11件) 特別会計予算等審査特別委員会 議案第14～22号, 30号, 34 号(11件)
3月12日	金	休 会	※予算等審査特別委員会審査
3月13日	土	休 会	
3月14日	日	休 会	
3月15日	月	休 会	※予算等審査特別委員会審査
3月16日	火	休 会	(中学校卒業式)
3月17日	水	休 会	※予算等審査特別委員会審査
3月18日	木	休 会	※予算等審査特別委員会審査
3月19日	金	休 会	(私立幼稚園卒園式)
3月20日	土	休 会	(春分の日)
3月21日	日	休 会	
3月22日	月	休 会	報告書整理
3月23日	火	休 会	報告書整理
3月24日	水	休 会	報告書整理
3月25日	木	本会議	1 議案第13号, 23号～29号, 31号～33号(11件) 2 議案第14号～22号, 30号, 34号(11件) 3 発議第1号 4 議員派遣について 5 閉会中の継続審査について

○ 付議事件は、次のとおりである。

番 号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
		専決処分の報告について (専決第1号 市営住宅明渡し等請求に関する訴訟の提起について)			
		専決処分の報告について (専決第2号 市営住宅家賃の徴収に係る民事訴訟法第395条の規定によりみなされる訴えの提起について)			
(1)	報告第1号	専決処分の承認を求めることについて (専決第3号 令和2年度奄美市一般会計補正予算(第11号)について)	R3. 2. 17	承認	本会議
(2)	議案第1号	令和2年度奄美市一般会計補正予算(第12号)について	R3. 3. 11	原案可決	全委員会
(3)	議案第2号	令和2年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)について	R3. 3. 11	原案可決	文教厚生
(4)	議案第3号	令和2年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第4号)について	R3. 3. 11	原案可決	文教厚生
(5)	議案第4号	令和2年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について	R3. 3. 11	原案可決	文教厚生
(6)	議案第5号	令和2年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計補正予算(第1号)について	R3. 3. 11	原案可決	文教厚生
(7)	議案第6号	令和2年度奄美市水道事業会計補正予算(第3号)について	R3. 3. 11	原案可決	産業建設
(8)	議案第7号	令和2年度奄美市下水道事業会計補正予算(第3号)について	R3. 3. 11	原案可決	産業建設
(9)	議案第8号	奄美市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について	R3. 3. 11	原案可決	総務企画
(10)	議案第9号	工事請負契約の変更契約の締結について	R3. 3. 11	原案可決	総務企画
(11)	議案第10号	工事請負契約の変更契約の締結について	R3. 3. 11	原案可決	文教厚生
(12)	議案第11号	工事請負契約の変更契約の締結について	R3. 3. 11	原案可決	文教厚生
(13)	議案第12号	工事請負契約の変更契約の締結について	R3. 3. 11	原案可決	文教厚生
(14)	請願第1号	病児の難病治療で抗がん剤治療等による特別な理由で抗体価が低下・消失した場合のワクチン再接種費用助成制度を求める請願	R3. 3. 11	継続審査	文教厚生
(15)	陳情第1号	「日本政府に核兵器禁止条約の調印、批准を求める意見書」の提出を求める陳情	R3. 3. 11	不採択	総務企画

番 号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(16)	陳情第 2 号	奄美市議会から「駐屯地外・訓練等の市民広報」を求める陳情	R3. 3. 11	継続審査	総務企画
(17)	議案第 13 号	令和 3 年度奄美市一般会計予算について	R3. 3. 25	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(18)	議案第 14 号	令和 3 年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算について	R3. 3. 25	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(19)	議案第 15 号	令和 3 年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について	R3. 3. 25	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(20)	議案第 16 号	令和 3 年度奄美市後期高齢者医療特別会計予算について	R3. 3. 25	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(21)	議案第 17 号	令和 3 年度奄美市介護保険事業特別会計予算について	R3. 3. 25	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(22)	議案第 18 号	令和 3 年度奄美市訪問看護特別会計予算について	R3. 3. 25	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(23)	議案第 19 号	令和 3 年度奄美市と畜場特別会計予算について	R3. 3. 25	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(24)	議案第 20 号	令和 3 年度奄美市交通災害共済特別会計予算について	R3. 3. 25	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(25)	議案第 21 号	令和 3 年度奄美市水道事業会計予算について	R3. 3. 25	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(26)	議案第 22 号	令和 3 年度奄美市下水道事業会計予算について	R3. 3. 25	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(27)	議案第 23 号	奄美市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について	R3. 3. 25	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(28)	議案第 24 号	奄美市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	R3. 3. 25	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(29)	議案第 25 号	奄美市ふるさと創生人材育成基金条例の一部を改正する条例の制定について	R3. 3. 25	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(30)	議案第 26 号	奄美市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	R3. 3. 25	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(31)	議案第 27 号	奄美市税外収入督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例及び奄美市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	R3. 3. 25	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(32)	議案第 28 号	奄美市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	R3. 3. 25	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(33)	議案第 29 号	奄美市有墓地条例の一部を改正する条例の制定について	R3. 3. 25	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(34)	議案第 30 号	奄美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	R3. 3. 25	原案可決	特別会計等審査特別委員会

番 号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(35)	議案第 31 号	奄美市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	R3. 3. 25	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(36)	議案第 32 号	奄美市 I C T プラザかさり条例の一部を改正する条例の制定について	R3. 3. 25	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(37)	議案第 33 号	奄美市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	R3. 3. 25	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(38)	議案第 34 号	奄美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	R3. 3. 25	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(39)	発議第 1 号	奄美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	R3. 3. 25	原案可決	本会議

※前議会からの継続審査事件

なし

第1回定例会一般質問通告

3月5日（金）

◎自由民主党 奥 輝人

1 新型コロナへの対応について

（1）コロナワクチンへの対応について

①現在の接種準備の状況について

②集団接種の会場について

③短時間での接種について

④二回目の接種について

⑤副反応への対応について

⑥接種後の生活様式

⑦16歳未満への対応について

⑧今後のスケジュールについて

⑨国産ワクチンについて

（2）奄美市での発生状況について

①原因について

②水際対策について

（3）農畜産業への影響について

①たんかん、子牛相場、その他の作物について

◎自由民主党 川口 幸義

1 市長の政治姿勢について

（1）潜水艦衝突事故について

（2）新型コロナ禍の中児童虐待が最多と言われているが

（3）市民の防災意識を高めていく施策は

（4）日常の住民をつなぐ取り組みが減災につながる

（5）地域のコミュニティづくりについて

（6）家庭でできる地域温暖化防止について

（7）公営住宅整備事業について

（8）住宅リフォーム等助成事業について

2 農業振興について

（1）離島漁業再生支援交付金について

（2）多面的機能支払い交付金事業について

（3）古見安木屋場農道整備について

◎自民党奄美 多田 義一

1 新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 市内経済をどの様に分析しているのか伺います。

(2) ワクチン接種について

①希望者が少ない時の対策は。

②施設入所者などはどの様にするのか。

③集団活動を行っている子供達は親の判断がすべてなのか。

④個別での病院接種はいつから予定しているのか。基本となる基準はあるのか。

⑤一日の接種人数をどの程度想定しているのか。

(3) 経済の立て直しについて

①最悪の事態を想定した場合の最大の予算規模をどの程度みていますか。

②事業継続に対する支援は。

③業態変更に対する支援は。

④新規事業に対する支援は。

(4) 今の奄美市にとっての世界自然遺産とは。

◎公明党 大迫 勝史

1 施政方針について

(1) 「子ども医療費助成制度」の拡充について

①拡充対象となる中3以上～18歳の対象人数をお示し下さい

②全体の現物支給の非課税世帯の割合をお示し下さい

③将来的に現行の自動償還払いを現物支給に移行する可能性について伺う

(2) 「高校生遠距離通学支援制度」(新規)について

①現状と新制度を比較して説明をお願いしたい

②精算制度は改善されたか伺う

(3) 新型コロナウイルス関連について

①最初に接種をする医療従事者の数を県が取りまとめているとの事ですが本市における対象者数は把握できたか

②医師会との調整の中で大きな課題があれば伺う

③自宅療養者やホテル療養者への(症状急変の把握の為に)パルスオキシメーターの無償貸与の体制と現状を伺う。

(4) 消防の救急出動について

①コロナ感染関連の救急出動の際の装備、資機材について

②日常の救急出動において適正でないと思われる出動の件数について直近の統計を伺う。

- ③「＃7119」の現段階での進捗状況について伺う。
- (5) 交通体系の整備について
 - ①市道「三儀山線」改良事業の詳細について伺う。
- 2 教育現場関係について
 - (1) 市内小中学校の照明器具のLED化について
 - ①LED化の現状について伺う
 - ②「ESCO事業」で省エネ対策や経費削減対策を行う考えはないか伺う。
 - (2) 冬季の通学時、また学校内での服装について
 - ①小中学校の現状について伺う。
 - ②冬季のコロナ禍での室内換気の必要もあり、寒気の厳しい季節の対応（改善）が必要ではないか認識を伺う。
- 3 市営住宅について
 - (1) 連帯保証人について
 - ①2018年3月に国交省より公営住宅の入居要件から連帯保証人規定を外すよう通知があったようだが、現在までの本市の対応を伺う。
 - ②今後、身寄りのない高齢者や生活困窮世帯が連帯保人を確保できないために入居が不可とならないように連帯保証人規定を削除すべきと思うが、見解を伺う
- 4 市民サービス
 - (1) 行政手続きにおける押印廃止と書面主義の見直しについて
 - ①先月までに国から押印廃止のマニュアルが配布されているのではないかと思います、その対応について取組みの現状を伺います
 - ②将来的に市民側から申請手続きの際の押印廃止や書類の簡素化などはどの程度、簡略化できるか伺います。

◎自民党奄美 西 公郎

- 1 コロナ禍における市民生活について
 - (1) 令和3年一般会計予算について
 - ①本市、市税についての考え方について
 - ②個人、法人均等割が前年よりも増加について
 - ③個人、法人所得割、法人割減少について
 - ④固定資産税 土地、家屋、償却資産について
 - (2) 本市、上下水道での新型コロナ感染対策について
 - (3) 本市里帰り出産についての現状
 - ①大島本島での現状について
 - ②奄美群島での現状について
- 2 観光産業について

(1) 令和2年1月8日発生事故からの教訓について

3 環境行政について

(1) 大島本島における産業廃棄物処理状況について

(2) 今後、民間及び公共での議論についての見解

4 教育行政について

(1) 本市、教職員の定数について

(2) 教員免許更新制での本市助成制度について

5 専修学校の定員について

(1) 奄美福祉専門学校の現状について

(2) 奄振ソフト事業での人材育成について

6 奄美市開発公社について

(1) 公社職員への処遇改善について

3月8日(月)

◎自民党奄美 竹山 耕平

1 市長の政治姿勢について

(1) コロナ関連への対応について

①個別事業者からの相談及び対応について、庁舎内各部署縦横の連携と協力体制の状況は

②これまでの支援策について、関連した団体や金融機関等を一堂に会し、事業の検証と今後の取り組みを図るべき

(2) 環境・観光・生活に優しい脱炭素社会の構築について

①本市の取り組み(官民の取り組み状況)

②まずは住用地区の公用車を優先した取り組み

③大島本島内の市町村連携協力体制の取り組み

(3) 中心商店街(市街地)活性化について

①末広港土地区画整理事業の進捗

②活性化協議会の現状と11ブロック(バスターミナル・福祉総合施設建設地区・緑地公園)の整備計画について

③基本計画の進捗状況と達成率

④以前から商業を営み頑張っている事業者への支援策について

(4) 重要港湾に指定される名瀬港と周辺エリアの魅力あるまちづくりのグランドデザイン形成(NPO等官民一体の活性化)

(5) 住用地区保育施設あり方検討委員会の現状について

2 教育行政について

(1) コロナ禍における教育環境について

- ①コロナ関連の影響が一年以上経過したが、学校環境（児童生徒・教諭・家庭（保護者））の状況等
- ②学力・体力等への影響と対策の実施
- ③奄美市緊急対策事業（第4弾）の実施状況と取り組み
 - ア「卒業の思い出作り」応援事業の実施（取り組み）状況
 - イ頑張る学生応援事業の実施（取り組み）状況
- （2）ギガスクール構想の進捗状況について
 - ①設備の整備状況等（学校内、家庭への対応、その他）
 - ②タブレット端末の準備等
 - ③授業での活用計画等や教諭支援体制等について

◎無所属 永田 清裕

- 1 令和3年度の奄美市政について
 - （1）合併から15年を振り返り思うこと、市長としての思い
 - （2）新年度予算の特徴
- 2 新型コロナウイルス感染症対策について
 - （1）水際対策について
 - ①空港と港湾2カ所の現状と今後の強化について
 - （2）ワクチン接種について
 - ①今後の整備体制について
 - （3）経済対策について
 - ①GOTOトラベル事業の経済的効果
 - ②GOTOトラベル事業の停止後の影響
 - ③宿泊体験プログラム助成事業について
 - （4）奄美市新型コロナウイルス対策官民連携協議会の設置について
 - ①目的
 - ②構成メンバー
 - ③スケジュール
- 3 子供たちの教育・保育環境について
 - （1）住用・笠利地区の保育所について
 - ①施設整備への進捗状況
 - ②今後の計画
 - （2）名瀬地区の保育所について
 - ①小浜保育所再整備について
- 4 離島における諸課題について
 - （1）輸血医療体制の強化について

◎チャレンジ奄美 正野 卓矢

1 デジタル化について

(1) Logo チャット・Logo フォームについて

- ①全国で導入している数はどれくらいあるか
- ②Logo チャットの説明
- ③導入することであるメリットは
- ④導入費用について
- ⑤自治体交流について
- ⑥Logo フォームについて
- ⑦住民サービスについて

2 分煙環境について

(1) 奄美市の分煙環境について

- ①公共施設の分煙環境は
- ②分煙社会の実現に向けての取り組みについて
- ③既存の施設・これから建設予定の施設にも分煙環境を整備する予定は

3 防災について

(1) ハザードマップについて

- ①配布時期と中身について
- ②周知方法
- ③出前講座について
- ④学校での防災教育につかえるか

(2) ペット避難について

- ①ペット避難についての奄美市の見解は
- ②笠利・住用・名瀬 3 地区にペットと同行避難できる避難場を設けることはできないか
- ③環境省がチェックリストを作成し方針を示すようだがそれによつての奄美市の対応は

◎公明党 橋口 耕太郎

1 コロナワクチン接種事業について

- (1) 政府が国家プロジェクトと位置付けたこの事業について、現在の奄美市としての懸念事項は何か。

2 農業施策について

- (1) 「奄美タンカン」のブランド化について、様々な課題があると思うが、今後ブランド化へ向けて本市として、まず取り組むべき課題は何か。

3 奄美市水道事業経営戦略について

- (1) 令和2年度から令和11年度までの今後10年間の経営戦略が示されたが、本市水道事業の将来の課題をどのように考えているか。

4 市民サービスについて

- (1) 来年度以降のプレミアム商品券（ほーらしゃ券）のあり方について

①昨年11月から12月に販売した分で、苦情が寄せられたと聞いたが、その内容はいかがか。

②次年度以降の販売のあり方、加盟登録店の換金手数料についての見解は。

- (2) ゴミの分別とリサイクルの今後について

①ゴミの分別が各地域で守られているか、資源ゴミの回収分も含め現状はいかがか。

②更に分別の細分化を検討できないか。その可否を含めて本市の見解は。

5 教育行政について

- (1) 公立学校の運営における、「コミュニティ・スクール」の努力義務化について本市の見解は。

- (2) 「島外で頑張る学生応援事業」について

①締切りが3月5日までであったが、直近の件数、支払い金額の状況はいかがか。

②その内訳（大学・大学院・短大・専門学校・高校等）とそのデータを今後活用できないか。

6 議会の取組について

- (1) 茨城県古河市のような「女性議会」の取組ができないか。

◎日本共産党 荒田 幸司

1 市長の政治姿勢について

- (1) 安全保障に関して

①2019年3月26日に陸上自衛隊奄美駐屯地が開設されて、間もなく2年になるうとしています。現状について、どのような受け止めをなされているのか。

- (2) デジタル関連法案に関して

①菅義偉内閣が2月9日に閣議決定し国会に提出したデジタル関連法案について、いろいろな意見があることはご承知だと思うが、奄美市は、どのように受け止めているのか。

②デジタル関連法案に関連するマイナンバーカードの普及促進について、奄美市はかなり力を注いでいるようですが、どのような目的をもって普及促進をすすめているのか。

2 新型コロナウイルス感染症対策について

- (1) 事業所支援給付金に関して

①事業者への支援給付金として、鹿児島県事業継続緊急支援金や新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金、奄美市タクシー等緊急支援金の交付がすすめられているが、この制度に該当しない事業者へ対し第2弾の事業所支援給付金の実施ができないか。

(2) PCR検査の拡充に関して

①医療や介護現場で働いている職員が安心して仕事に従事できる環境をつくるために、職員の定期的なPCR検査ができる体制は構築できないのか。

3 教育問題について

(1) GIGAスクール構想に関して

①「誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びの実現に向け」をうたい文句にはじまったGIGAスクール構想。現在の準備状況と今後の計画は。

(2) 子どもの視力低下に関して

①文部科学省が2019年12月に発表した「学校保健統計調査」によると、視力が1.0に満たない近視の子どもの割合は、小学生で約35%、中学生で約58%、高校生にいたっては約68%となっています。GIGAスクールの導入による影響と対応は。

4 環境問題について

(1) 有限会社中部採石への岩石の採取認可に関して

①有限会社中部採石（代表取締役 國馬英雄）が令和2年7月27日付け鹿児島県に申請した岩石の採取計画について、令和3年1月21日付け認可が下りている。鹿児島県の今回の対応についてどのように受け止めているか。

(2) 市湾沿岸に堆積している土砂の撤去に関して

①住用町市湾の沿岸に堆積している土砂の撤去は、海岸の環境保全の観点からも行政での対応が必要と考えるが、今後の対応は。

3月9日（火）

◎無所属 奥 晃郎

1 集落等の活性化に向けての対策について

(1) 人口減少の現状、対策について

(2) 自治会及び集落の会計状況について

(3) 集落の活性化に取り組む対策としてふるさと納税を活用することはできないか

(4) 集落等にある墓地の管理について

2 コロナ感染症対策予算について

(1) 奄美市独自の支援

①種類毎の予算額に対する執行率及び現在の残額

②残額の使用計画について

3 奄美市内の児童・生徒の学力水準について

(1) 奄美市内の児童・生徒の学力について

- ①鹿児島県内の水準について
- ②分析及び学力向上施策について

4 奄美市における自衛隊について

(1) 陸上自衛隊に対する要望等

- ①新配備予定の電子部隊について
- (2) 航空自衛隊に対する要望等
 - ①笠利地区にある基地の現状について

5 職員の接遇について

(1) 本所と支所の連携について

◎日本共産党 崎田 信正

1 教育行政について

- (1) 国会(国政)でうそ、隠蔽、改ざんなどという言葉が日常化していることは、教育上大問題だと思うが見解は。
- (2) 就学援助制度の完全実施を
- (3) 少人数学級が子どもたちの教育上有効だと思うが見解は

2 社会保障、福祉政策について

(1) 国民健康保険制度について

- ①累積赤字を解消したが、「近い将来、財源不足に陥る可能性も拭えない」と指摘したとあるが、その真意は。
- ②国保会計での基金積み立ての目標額はあるのか。

(2) 後期高齢者医療保険制度について

- ①年収 200 万円以上の者の医療費一部負担金が、2022 年度後半までに 2 割に引き上げられるがその影響はどうなるのか

(3) 第 8 期介護保険事業計画について

- ①保険料所得区分の多段階化の目的は
- ②保険料引き下げの実現を
- ③利用料の負担軽減を

(4) 生活保護について

- ①扶養照会について
- ②生活保護基準の減額は違法とした判決の見解は

3 環境問題について

(1) 戸玉地域の採石問題での住民と業者の話し合いは怎么样了か。

4 住宅政策について

(1) 入居されている方の意見・要望の聞き取りは出来たのか。

5 ジェンダー平等について

(1) 奄美市の現状と対策は

6 奄美和光園の将来構想について

(1) 現状とこれからの取り組みについて

◎チャレンジ奄美 安田 壮平

1 新型コロナからの回復・再生

(1) これからの時代の地域経営について

①経済の立て直しに向けて、何を産業の柱と据え、どのような道筋を描いているか。

②デジタル化や情報通信技術（ICT）活用の重要度は高まっていくが、ICTを活用した既存産業の振興をどのように図っていくか。

③SDGs（持続可能な開発目標）の活用や達成に向けて、どのような展開を考えているか。

(2) 店舗等における感染防止の徹底について

①「感染防止対策店舗支援事業」の利用状況は。

②飲食店への戸別訪問による対策強化の現状は。

(3) 水際対策の徹底について

①奄美空港や名瀬港等における実施状況は。

②発熱者等に対しPCR検査につなげる仕組みの構築は。

(4) 今年度実施の商品券発行事業について

①事業別の登録店舗数・利用率は。

②事業別の利用数上位10店舗における利用状況は。

③新規の「感染防止対策宣言店舗等応援事業」について、登録店舗数を増やすための取組は。

④今後、希望者に対して電子マネーで発行することについての見解は。

(5) レンタカー事業者への支援について

①昨年の入込客数の状況は。

②観光産業の中で、行政からの支援策に特に乏しいと見えるレンタカー事業者への支援は考えられないか。

(6) 財政調整基金の活用について

①今年度の基金繰入額と残高の状況は。

②今後の活用についての考え方は。

(7) 「新型コロナ対策官民連携協議会」について

①今年度の活動状況は。

- ②今後、世界自然遺産登録をみすえた協議会として運用していくことはできないか。

◎自民党 奄美 松山 さおり

1 特定健診、がん検診について

(1) 特定健診について

- ①現在の年齢別の受診率を伺う
- ②市民への広報、周知について伺う

(2) がん検診について

- ①がん検診の実施状況について
- ②がん検診の項目ごとの受診率について伺う
- ③乳がん検診の対象年齢、受診間隔の見直しができないか伺う
- ④ウィッグ助成金について

2 市営住宅について

(1) 笠利地区の市営住宅の現在の入居状況について

- ①家族世帯・単身用住宅の現状について伺う
- ②期間限定での入居が可能か伺う

3 コロナ禍の支援施策について

(1) 事業所支援給付金について

- ①対象事業者数について伺う
- ②幅広い活用ができないのか伺う

(2) ひとり親世帯臨時特別給付金について

- ①支給対象者の実績について伺う

(3) 島外学生応援支援金について

4 世界自然遺産登録について

(1) 海浜周辺の漂着ごみについて

- ①現況について伺う
- ②どのような施策がなされているのか伺う

◎社会民主党 関 誠之

1 市長の政治姿勢について

- (1) 令和3年度・奄美市一般会計予算と施政方針について
- (2) 奄美市総合計画の策定見送りについて
- (3) 令和2年度予算における新型コロナウイルス感染対策事業の成果と今後の追加支援策事業について

2 行財政改革について

- (1) 奄美市の働き方改革における RPA 導入の現状と今後の計画、その課題について
- (2) 行政手続きにおける脱ハンコ（押印廃止）について
- 3 その他の施政について
 - (1) 大学設立可能性調査における共同キャンパスの取組みについて
 - (2) 世界自然遺産登録の現況とビジターセンターの建設について

2月17日(1日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	正 野 卓 矢 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	奥 晃 郎 君
5 番	荒 田 幸 司 君	6 番	崎 田 信 正 君
7 番	安 田 壮 平 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	10 番	大 迫 勝 史 君
11 番	松 山 さ お り 君	12 番	林 山 克 巳 君
13 番	西 公 郎 君	14 番	関 誠 之 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	川 口 幸 義 君
17 番	伊 東 隆 吉 君	19 番	与 勝 広 君
20 番	竹 山 耕 平 君	22 番	多 田 義 一 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

18 番 元 野 景 一 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住用総合支所事務 所 長	弓 削 洋 一 君
笠利総合支所事務 所 長	濱 田 洋 一 郎 君	総 務 部 長	三 原 裕 樹 君
総 務 課 長	平 田 宏 尚 君	企 画 調 整 課 長	國 分 正 大 君
財 政 課 長	永 田 公 洋 君	市 民 部 長	満 永 亮 一 君
市民協働推進課長	佐 野 早 苗 君	保 健 福 祉 部 長	山 下 能 久 君
福 祉 事 務 所 長	永 田 孝 一 君	健 康 増 進 課 長	徳 永 明 子 君
商 工 観 光 部 長	武 下 義 広 君	商 工 情 報 課 長	向 井 涉 君
紬 観 光 課 長	島 袋 修 君	農 林 水 産 部 長	栄 広 久 君
建 設 部 長	保 浦 正 博 君	上 下 水 道 部 長	藤 山 浩 俊 君
教 育 部 長	福 長 敏 文 君	教 育 委 員 会 総 務 課 長	徳 永 恵 三 君
生 涯 学 習 課 長	大 庭 勝 利 君		

2月17日(1日目)

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	前 田 賢 一 郎 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	重 信 竜 昇 君
-------------	-------------	------------------------------------	-----------

主 幹 兼 議 事 係 長	伊 集 院 正 君	議 事 係 主 査	堀 健 太 郎 君
---------------	-----------	-----------	-----------

議長（与 勝広君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人であります。会議は成立いたしました。

これから、令和3年第1回奄美市議会定例会を開会いたします。（午前9時30分）
直ちに本日の会議を開きます。

○

議長（与 勝広君） 日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。

去る第4回定例会において可決されました不妊治療への保険適用拡大を求める意見書の提出につきましては、内閣総理大臣はじめ、関係方面に提出いたしましたので、御了承願います。

また、同定例会で議員派遣として可決されました鹿児島県市議会議員研修会及び議会報告会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりましたので、御報告いたします。

次に、令和3年1月22日付けで多田義一議員から議会運営委員会委員の辞任についての申し出があり、委員会条例第14条の規定により、同日付けで許可いたしましたので、御報告いたします。

また、市長から地方自治法第180条第2項の規定に基づき、専決処分2件の報告がありました。その内容は、お手元に配付いたしました文書のとおりであります。

○

議長（与 勝広君） 日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、正野卓矢君、橋口耕太郎君、川口幸義君の3人を指名いたします。

○

議長（与 勝広君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、お手元に配付いたしました議事日程表のとおり、本日から3月25日までの37日間とすることに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月25日までの37日間とすることに決定いたしました。

○

議長（与 勝広君） 日程第3、報告第1号 専決第3号 令和2年度奄美市一般会計補正予算（第11号）について専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。ただいま上程されました報告第1号の専決につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

報告第1号 令和2年度奄美市一般会計補正予算（第11号）の専決につきまして、主な内容を御説明いたします。

新型コロナ緊急対策事業の第5弾として、2月8日に専決処分いたしました予算につきまして、歳出の主な内容を申し上げます。

総務費の総務管理費におきまして、新型コロナワクチン接種体制構築に要する経費等を計上いたしております。また、事業所支援といたしまして、感染防止対策を行う登録店舗を対象としたプレミアム付商品券発行事業やタクシー事業者等への緊急支援に要する経費を新たに計上いたしております。

次に、歳入の主な内容について申し上げます。

国庫支出金におきまして、ワクチン接種体制構築に要する財源といたしまして4,423万1,000円を計上いたしております。

以上が主な内容であります。今回の補正で4,423万1,000円を追加することにより、令和2年度奄美市一般会計予算の総額は410億8,100万8,000円となります。

以上、報告第1号の提案理由を申し上げましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決をいたし、同条第3項の規定により報告を行い、承認をお願いする次第でございます。

何とぞ御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（与 勝広君） ただいまの報告に対する質疑に入ります。

なお、専決に対する質疑でありますので、所見等は述べないようお願いいたします。

通告がありましたので、社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

14番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。ただいま上程のありました報告1号、令和2年度奄美市一般会計補正予算（第11号）について、質疑をさせていただきます。

（1）8ページの2款1項新型コロナウイルス感染症緊急対策事業について、①1節報酬133万円の会計年度任用職員、一般事務補助が56万6,000円、看護師7万4,000円の内訳と雇用状況、それに保健福祉部内に設置されるワクチン接種推進室の体制整備状況について、お示しをいただきたいと思っています。

②7節報償費252万円の内訳と12節委託料2,098万円の接種業務は、どこに委託をし、どのような形での接種になるのか、お示しいただきたいと思っています。

3番目は、10節需用費の医療材料費200万円の内訳をお示しいただきたいと思っています。

四つ目、④12節委託料8,313万円のワクチン接種予防システム業務の具体的説明と、住民に対する接種の意思確認、接種の案内のあり方についてお答えをいただきたいと思っています。

⑤12節委託料90万円のデータプリントサービスプログラム作成業務の委託先とその内容について、お示しをいただきたいと思っています。

⑥18節負担金の感染防止対策宣言店等、プレミアム付商品券事業負担金2,500万円について御説明をいただきたいと思っています。

⑦9ページ、18節の事業所支援金減額5,580万円、学生応援資金減額の700万円となっておりますけれども、その減額理由と各事業の実績について、お答えをいただきたいと思っています。

⑧新型コロナPCR検査助成金2,000万円の事業内容と、事業創設以前の事例も対象と聞いておりますけれども、対象者は何名で、申請のあり方について、特に人権を大事にしていかなければならないという視点から、申請のあり方についてお答えをいただきたいと思っています。

⑨タクシー事業等緊急支援金について、1業種当たり5万円、1台当たり5万円とした根拠と、県による事業継続支援金との関連を、どのように議論がなされたのか、お答えをいただきたいと思っています。

⑩新規サービス展開促進支援金対象者の資格事項と費用の助成金額は、どのような根拠に基づき決定をしたのか、お答えをいただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

健康増進課長（徳永明子君） おはようございます。健康増進課から御質問にお答えいたします。

1の（1）の①1節報酬133万円の会計年度任用職員一般事務補助56万6,000円、看護師7万4,000円の内訳と雇用状況及びワクチン接種推進室の体制整備状況についてお答えいたします。

まず、1節報酬費133万円の会計年度任用職員についてお答えいたします。一般事務補助職員につきましては、3月に開設を予定しておりますコールセンター業務に従事していただく2名に係る費用となっております。業務内容は、ワクチン接種に係る相談業務及び予約受付業務となっております。看護師につきましては、ワクチン接種を安全かつ円滑に実施するために、決められた管理方法でのワクチン

管理や接種後の健康観察など、接種会場においてしっかりと責任を持って対応する固定した看護師が必要であり、そのための看護師2名に係る経費を計上しております。

なお、雇用の状況につきましては、現在、募集を行っているところでございます。

次に、ワクチン接種推進室につきましては、庁内で横断的な協力の下、人員の確保が図られ、職員5名と先ほどの会計年度任用職員、看護師2名の合計7名体制で接種業務を進めてまいります。

次に、②7節報償費252万円の内訳と、12節委託料2,098万円の接種業務はどこに委託し、どのような形での接種になるのか。また関連して、13節使用料及び賃借料219万円についてお答えいたします。

現在想定しているワクチンの接種体制としましては、まず、集団接種を一定期間行った上で、その後、医療機関における個別接種を考えております。今回計上しました報償費につきましては、集団接種会場における看護師に係る報償費となっています。受付、問診、接種、健康観察という流れを二つのレーンで行う予定としており、ワクチンの希釈や接種準備、医師が行う問診の事前確認等について、1日7名の看護師を雇用するための費用となっています。

12節委託料につきましては、集団接種会場における問診や接種などの業務について、医師の確保に係る内容となっており、現時点では大島郡医師会と協議を進めております。

13節使用料及び賃借料の中の自動車借上料128万円は、集団接種会場までの医師の交通費、バス借上料41万円につきましては、集団検診会場までの移送手段として、高齢者の送迎用のバス借上げに係る費用でございます。

会場使用料50万円につきましては、集団接種会場として予定しております奄美市文化センターの借用に係る費用となります。

次に、③10節需用費の医薬材料費200万円についてお答えいたします。

10節需用費の医薬材料費につきましては、国から予防接種の実施に関する手引きが示されております。その中で、集団で行う場合の必要物品として、接種を受けた方がアナフィラキシーショック等の副反応が見られた際に、救急対応ができるよう必要物品が示されており、具体的な物品としましては、血管確保のための輸液セットや、ショック等に対応する薬剤、呼吸を確保するための医療器材等に係る経費となっております。

次に、④12節委託料831万3,000円のワクチン接種予約システム業務の具体的説明と、住民に対する接種の意思確認、接種案内のあり方についてお答えいたします。

ワクチン接種については、個別の案内を行った後、希望者については予約を行っていただくこととしております。予約の方法は、コールセンターへの電話予約とスマートフォンの機能を使った予約方法の2種類を検討しており、今回計上しました費用は、接種券に同封するチラシにQRコードを印刷し、それを読み取って予約ができるシステムとなっています。

住民に対する意思確認につきましては、接種を希望するかどうかについては、それぞれ御自分で判断をしていただくこととなりますが、その判断ができるためには、まず、ワクチン接種に関する正しい情報の提供が重要だと考えています。今後、国や製薬会社から出される情報をはじめとして、市としての接種体制や接種までの流れなどについても、分かりやすく情報を提供してまいりたいと考えています。

続きまして、⑤12節委託料90万円のデータプリントサービスプログラム作成業務の委託先と、その内容についてお答えいたします。

委託料90万円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る予診票作成でございます。委託先につきましては、ワクチン無料接種券などの一連の通知作業を受注している熊本県のトッパン・フォームズを予定いたしております。

最後に⑧番です。新型コロナPCR検査費用助成金200万円の事業内容と、対象者及び申請のあり方についてお答えいたします。

新型コロナPCR検査助成金200万円につきましては、事業内容としまして、保健所やかかりつけ

医においてPCR検査が必要とされた方に対し、検査に係る初診料や医学管理料等の自己負担分を助成し、負担を軽減することで新型コロナウイルス感染症に感染した方の早期発見と、感染拡大防止を図るものです。

対象者につきましては、正確な人数は把握できておりませんが、年末から1月にかけて感染者が急増した際、また、店舗名を公表しての呼びかけもあり、100人以上の方がPCR検査を受けていただいたことが分かっています。申請方法につきましては、広報紙や新聞、ホームページを活用して、広く制度の周知を行う予定としており、今後については保健所からの情報提供もお願いしていく予定です。

また、申請を行うにあたっては、直接窓口での申請に加え、プライバシーの配慮の観点から、関係書類をそろえた上で、郵送による申請も受け付けることとしております。健康増進課から以上となります。

商工情報課長（向井 渉君） おはようございます。それでは、私のほうから1、（1）⑥、⑦の1、⑨、⑩について答弁させていただきます。

まずはじめに、感染防止対策宣言等プレミアム商品券についてでございます。本事業につきましては、感染防止対策宣言店で使えるプレミアム付商品券を発行することにより、新型コロナウイルスの感染防止を徹底する意識を高めるとともに、奄美市における消費行動を刺激し、中小小売店等の振興と地域経済の活性化を図ることを目的としております。

商品券は、1冊500円の10枚綴りとなっており、この1冊5,000円分の商品券を3,000円で1万冊を奄美市限定で販売いたします。プレミアム率は66パーセントで、1人2冊までを購入限度額としております。販売方法につきましては、昨年のほーらしゃ券での御意見等も踏まえ、事前申し込み制とし、応募者多数の場合は抽選としております。申し込みにつきましては、スマホやインターネット、所定の用紙、はがきなどによる申し込みを予定しております。

本事業の対象店舗については、感染防止対策宣言店舗で、ほーらしゃ券と同様に、市内に本社、本店を置く事業所で、加盟店登録を行った店舗での利用を可能とし、ポスターやステッカーなどで周知を図ってまいります。また、今回の商品券につきましては、新型コロナウイルスの感染防止対策に積極的に取り組む店舗を応援する考えから、前回と同様に店舗の手数料負担なしで換金いたしますので、できるだけ多くの店舗に登録をお願いしたいと考えております。

事業スケジュールにつきましては、来週中にホームページなどで市民向けに商品購入の申し込み受付を開始するとともに、新聞やラジオなどの広報を行いながら、ほーらしゃ券の加盟店舗への登録案内を同時並行で行う予定にしております。

商品券の購入申込締め切りは3月19日とし、抽選の場合は3月26日に当選者発表を行い、購入引換券を発送し、4月上旬から市民の皆様が御利用いただけるよう準備を進めているところでございます。

続きまして、7の1、事業所支援給付金5,580万円の減額理由についてでございます。この減額理由につきましては、専決予算において感染防止対策のさらなる徹底と、時短要請などによりコロナの影響を顕著に受けた事業者への支援や、新たな事業展開を行う事業者の支援を行うため、一つ目に感染防止対策等宣言店舗プレミアム商品券事業2,500万円、二つ目にタクシー事業者緊急支援金980万円、三つ目に新規サービス展開促進事業2,100万円の3事業に組み替えて活用することによる減額となっております。

次に、事業所支援給付金の実績についてお答えします。本年1月31日で本給付金の支援金の申請期間も終了しており、225件6,664万9,000円の支給を行いました。執行率は23パーセントの実績となっております。なお、執行残額につきましては、今回繰越明許費として計上し、新年度において今後のコロナの状況や国・県の動向などを注視しながら、必要な対策を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、タクシー事業者緊急支援についてでございます。本事業の支援金額は、御承知のように事業者割と車両数割の合計額としております。事業者割の5万円、車両数割としての1台当たり5万円につきましては、県の最低賃金を積算の基準額とし、1人1日8時間当たりの賃金を算出後、賃金の2分の1の額を支援することとし、その額に営業時間短縮要請の期間である14日を乗じ、1,000円未満の端数を切り上げて算出をいたしました。

次に、県による事業所継続支援金との関連についてでございますが、本事業の実施に当たり、事前に霧島市が同様の事業を実施することについて把握はしておりましたが、県の事業所継続支援金の拡充につきましては、公表時に確認をした次第でございます。本事業につきましては、県による市内の飲食店を対象に、営業時間の短縮を要請したことに伴い、利用客の減少などにより大きな影響を受けるタクシー及び代行運転事業者に対し、事業の継続と雇用の安定を図るために緊急的に支給する支援金でございます。

県の事業所継続緊急支援事業につきましても、新型コロナの状況が刻一刻と変化をする中で、対象事業者の拡充や上限額の引き上げをスピード感を持って対応されたものと考えておりますが、事業の詳細は検討中であり、まだ公表されていない状況であります。本市といたしましては、支援金の趣旨に鑑み、県の支援金の有無に関わらず、令和3年1月25日時点において市内で対象事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があることや、新型コロナの感染症防止対策を遵守しているなどの支給要件を満たす事業者に対し、支援金の支給をいたします。なお、本緊急支援金については、2月8日の専決日より事業を実施しており、2月16日現在でタクシー事業者3件の360万円、代行業者7件の75万円の合計435万円の支援金の交付決定を既に行っているところでございます。

最後に、新規サービス展開促進支援金の対象者と資格事項についての質問です。本事業につきましては、外出自粛や営業時間短縮要請などによる新型コロナの影響が見通せない中で、事業者等が事業継続のために販路開拓などの新たなサービスに取り組む費用を補助する事業でございます。

補助の対象者は、市内に店舗を有する法人または個人とし、対面で接客する機会の多い飲食店や小売店を対象としております。補助対象事業といたしまして、一つ目にデリバリー・テイクアウト事業、二つ目にキャッシュレス決済導入事業、三つ目に通信販売事業に新たに取り組む際の費用を対象とし、補助金額につきましては3事業とも補助率10分の10で、20万円を上限額としております。

本事業につきましては、県の同様の事業を参考に、多数の事業者の活用を促進するため、通信販売事業を追加するほか、補助金額においては対象事業の補助率や金額を一部拡充する形で定めさせていただきました。

先日の全員協議会では、対象者を令和3年1月1日以降に事業を実施しているものと説明いたしましたが、その後に要望などもあり、要綱もまだ策定中であるため修正をいたしました。補助対象期間につきましては、県の事業が既に終了していることから、市としてその後の事業者の取組を支援するため、デリバリー・テイクアウト事業につきましては、令和2年8月1日から令和3年6月30日までに開始または開始予定であること。キャッシュレス決済事業及び通信販売事業につきましては、令和2年11月1日から今年の6月30日の期間に開始または開始予定であることとしており、申請期間は令和3年3月1日から令和3年7月31日を予定しております。

先ほども申し上げましたが、現在、要綱を作成中であり、決定次第、ホームページや広報紙等にて周知を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

教育委員会総務課長（徳永恵三君） おはようございます。それでは、1、（1）の⑦にあります学生応援支援金700万円の減額理由と事業実績についてお答えいたします。

島外で頑張る学生応援事業につきましては、当初、対象人数を1,400名としまして1人当たり3万円の支援を行うこととしております。対象人数の試算につきましては、県の学校基本統計に基づき、過去4年間の奄美市における大学や専修学校等の進学状況と合わせて、市教委で把握している過去3年

間の中学校卒業後の島外への高校進学状況から試算しております。

周知方法については、市内居住の保護者へ向けての情報発信や、島外の学生についてはSNS等を活用し、積極的に周知を行ってまいりました。昨日の16日現在の実績で762件、率にして54パーセント約2,300万円の申請受付となっております。3月5日が締め切りとなっておりますが、今後、申請者が1,000名は超えないことが予想されることから、700万円の減額を行うことといたしました。

この事業は、積極的な周知が鍵だと考えております。来月の3月5日が締め切りとなっておりますが、積極的に周知を行い、支援金の活用が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。教委総務課からは以上です。

議長（与 勝広君） 答弁漏れはありませんね。

14番（関 誠之君） 答弁ありがとうございました。いくつか再質疑をさせていただきたいと思います。大体これから先のワクチン接種等のことが分かってまいりましたけれども、今回のワクチン接種業務といいますか、本当に年度末の中、住民全員を対象とする経験のしたことのない一大プロジェクトといいますか、そういったことで実施に当たって一番大切なのは、職員の士気や心身の健康、さらには公共サービスの質や提供体制を守りながら、万全の体制で対応する必要があるという視点で再質問させていただきましても、まず、ワクチン推進室の職員や会計年度任用職員の勤務、健康管理について十分な配慮が必要だと考えましても、例えば、時間外などなった場合の関連する予算措置は必要ないのかどうかというのが1点。

二つ目は、先ほどの答弁でやられましたけれども、個別接種はできないのかなあという質問を考慮しておりましたけれども、団体、いわゆる集団接種を一定期間やったその後に、この個別の接種があるということですので、この2番目はいいといたしたいと思います。

3番目に、ワクチンの接種手続などに関する相談に対応できる市のコールセンターの設置をという質問を考慮しておりましたが、先ほどの答弁では市のほうもコールセンター設置をしていくということですから、それについてもう少し予算が、コールセンター設置ということで充実をしていかなければならないのかなと思いますが、この辺の予算措置についてのことを御答弁いただきたいと思います。

あと、登録店舗の関係でありますけど、プレミアム商品券の登録店舗の選定と公募抽選では、事業実施の迅速性に問題が出てくるのではないかというふうに考えられますが、先ほど、日程を示して4月には大丈夫だということでありましたが、この件についてさらに見解があればお示しをいただきたいと思います。

それと、登録店舗限定ということで説明を受けたんでありますけれども、前回のプレミアム商品券の登録店舗は対象になるのかや、新たにこういった感染防止をする登録店舗がその対象なのか、その辺をはっきりしていただいて、店舗が限定されますと、消費者にとっては使い勝手が悪くなるということも考えられますので、それに対する見解をお聞かせいただきたいと思います。

一つは、私はPCRの行政検査、それはもう全くの国が全額見るというふうに思っておりましたけれども、それを補助するということでもありますから、自己負担があるということですよ。その辺のちょっと内訳的なものを含めてお答えいただければと思います。以上です。よろしくお願いします。

議長（与 勝広君） 答弁をお願いします。

健康増進課長（徳永明子君） お答えいたします。まず最初の御質問、時間外手当等の予算は計上する必要があるのかというお尋ねですが、新型コロナウイルスワクチンの接種業務については、議員御案内のとおり、これまで経験したことのない業務でございます。現在、年度末を迎える中ではありまし

たけれども、ワクチン接種推進室の職員については、全庁的・横断的に5名の人員確保が図られたところでございます。このワクチンの接種につきましては、国から未だ示されていない部分もありますが、まずはワクチン接種推進室の職員で業務を進めてまいりたいと存じます。

なお、今後予想を超える業務量等が想定される場合には、改めて全庁的な協力体制で業務を進めてまいります。その中で、時間外業務が発生した場合は、健康面への十分な配慮を行いながら、柔軟な対応を、現予算内での柔軟な対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、市のコールセンターについてお答えいたします。ワクチン接種に関する相談体制の確保につきましては、先ほど御説明いたしましたように、3月をめどにコールセンターの開設を予定しております。そのための報酬等について、今回予算措置を行ったところです。コールセンターにつきましては、県も設置予定ですが、役割として市においてはどこで接種できるのか、予約方法はどのようなのかなどの身近な質問に対応することとなっております。今後、さらに相談体制の充実が必要な際には、予算確保を検討してまいりたいと思っております。

次に、PCR検査についてです。PCR検査の今回事業化、予算化した予算につきましては、これまで実は私たちも行政検査として検査を受ける方は、全て無料で受けることができるという認識を持っておりましたけれども、年末からこちら、かなり多くの方が受けられる中で、受けられた方の声として、無料だと思って検査を受けましたら自己負担が生じたということをお伺いしました。それで、医療機関に問い合わせましたところ、検査、検体を採取して、送って、判定をするという検査そのものは無料で行えますが、初診料であったり、それがまた時間外、休日、夜間というようなことがあれば、またさらに加算される。それから、診察の結果を医学管理料としてそのまま検査をしていただくか、さらにこの場でほかの検査が必要なかどうかという医者の判定料ですね、そういうことが保険診療として加算される。3割を自己負担ということをお伺いしました。感染拡大の観点からは、多くの方が負担なく検査に応じていただく、御協力をいただくことが非常に重要だと考えましたので、このような制度を今回計上させていただいたところです。以上になります。

商工情報課長（向井 渉君） それでは、お答えさせていただきます。今回の商品券事業は、感染防止対策宣言店舗の登録と事前申込制や抽選方式など、新たな取組を行うこととしておりますが、まずは4月上旬の商品券の販売、利用開始に向け、来週から市民向けに購入申込の受付を開始するとともに、ほーらしゃ券の加盟全店舗への登録案内を同時並行で進めてまいります。両作業ともにひと月程度の期間を設けて作業を進めるほか、申し込みから抽選にかけて電子申請を一部導入することで、事務の負担も軽減される面もあり、スケジュール的にも対応できるものと考えております。

次に、ほーらしゃ券の登録店舗は対象となるのかとの質問でございますが、先ほども答弁したように、ほーらしゃ券の対象店舗につきましては、感染防止対策宣言店舗の登録がある店舗につきましては対象となります。感染防止対策宣言店舗及び本事業への店舗登録もチェックシート方式による申請書の提出により登録を可能としておりますので、この機会に多くの店舗の登録をお願いしたいと考えております。

次に、登録店舗が少ない場合、使い勝手が悪くなるのではないかと御質問でございます。2月16日昨日現在、既に300店舗が感染防止対策宣言店舗としての登録がされているところでございます。本市といたしましても、感染防止対策に積極的に取組、市民が安心して買い物や食事などを楽しめる店舗を、さらに増やしていけるよう、現在実施中の感染防止対策支援事業と組み合わせながら周知してまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくをお願いいたします。

14番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。再々の質疑をさせていただきますが、市民のちょっと心配事といいますか、先ほどいわゆる集団接種ということで、奄美文化センターというふうに聞いておりますけれども、臨時の医療機関とお伺いしますと、期間的に長くそこで接種をするというとき

には、この臨時の医療機関の届け出をしなければいけないというふうに聞いておりますけれども、そういうこともありますけれども、この集団接種が文化センター一つで大丈夫なのかというようなこともありますし、もちろん利便性の問題等もありますが、その辺についてこの臨時の医療機関以外での接種はできないのかなあという思いがありまして、その辺はどのような体制を取っていくのかということが1点。

2点目は、大事なことでありますが、先ほどPCRを受けた助成の関係の、いわゆるプライバシーの問題等々を考えますと、このワクチン接種というのは任意の接種であって、ワクチン接種の有無は偏見や差別につながらないように、住民への正しい理解の啓発活動が必要だと、私は考えますけれども、そういったことに対する具体的な策が、ちょっとまだ見えておりませんけれども、その辺の具体的なことについて、見解をお聞かせいただきたいと思います。本当に私も新型コロナウイルスワクチンの接種体制構築についてということで、令和3年1月15日、厚生労働省健康課予防接種係の各県に指示をしたのを読ませていただきましたけれども、市町村の段階でほとんど決まっていなくてですね。そういう中で、これだけの体制を整えていただいたということは、非常に尊敬を感謝を申し上げたいと思いますけれども、これから先、接種になっていろんなことが出てくると思います。そういう中で、3つ目は国や県への意見や要望、課題をやったと思いますけれども、その辺があれば最後にそれをお示ししたいと思います。以上で私の質疑は終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

健康増進課長（徳永明子君） 御質問にお答えいたします。奄美文化センターに臨時の医療機関を設置する理由と、それ以外は接種できないかということについてですけれども、奄美市において、この新型コロナのワクチン接種の接種体制をどう構築していくかにつきましては、大島郡医師会と当初より十分連携を図りながら協議を進めてまいったところでございます。その中で、奄美文化センターに臨時の医療機関を開設する理由につきましては、集団接種を行う場所として、まず駐車場を含め、接種場所に十分な広さがあること、そしてワクチン管理に支障がないよう、非常用電源の設備があること等々の条件から、奄美文化センターとしたところでございます。また、医療機関ではない場所を接種機関として用いる場合は、診療所の開設が必要とされておりまして、接種責任者は医師、運営管理責任者は奄美市となります。

臨時の医療機関以外において接種できないのかにつきましては、住民への接種ができる医療機関は、サテライト型施設として登録した上で、ワクチンの予約、それから住民の予約を受け付けるという必要が出てきます。そこに関しては、今後、医師会を通して協力依頼を行っていく予定としております。また、接種会場が、集団会場が文化センター一つということで、かなり議員がおっしゃるように利便性において心配な点もありますけれども、先ほど説明しましたように、送迎用のバス等を検討したり、また、場合によっては巡回型として幾つかの会場でできるものなのかということについても、今後、医師会等と協議を行ってまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、ワクチン接種の有無が偏見や差別につながらないための対策についてお答えいたします。接種を希望される方、されない方、お一人お一人の判断は尊重されるべきであると考えています。議員御案内のように、住民に対する正しい情報を周知していくことが非常に重要だと考えます。今後示される情報を基に、奄美市だよりや新聞、ホームページ等を活用し、しっかりと情報を提供し、ワクチンの接種の有無が偏見や差別につながらないように、そういうことも含めながら啓発を行ってまいりたいと思っております。

最後に、国は県への意見、要望、課題等についてということでございますけれども、先日、ようやくファイザーのワクチンが承認され、それから本日、先行して医療従事者への接種が始まるとされていきます。しかしながら、今後、ワクチンがいつ供給されるのか等につきましては、まだ示されていないのが状況でございます。本市においては、3月下旬から予定されている文化センターでの医療従事者への接種につきましても、今のところ県が調整を行っておりますが、何人の医療従事者が文化センターでの接

種をされるのかということについても、提供がまだない状況で、確実な接種計画を立てられないという状況にあります。医師や看護師などの確保など、限られた期間内での調整になることが予想されています。また、市民に対する情報提供を遅れることなく実施するためには、国や県からの迅速で確実な情報の提供が必要だと考えているところです。また、本市においては引き続き大島郡医師会等と連携を密にしながら、しっかりと準備を進めてまいりたいと考えております。以上です。

議長（与 勝広君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

報告第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、報告第1号についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

○

議長（与 勝広君） 日程第4、議案第1号 令和2年度奄美市一般会計補正予算（第12号）についてから、議案第12号 工事請負契約の変更契約の締結についてまでの12件について、一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、ただいま上程されました議案第1号から第12号までの提案理由を御説明申し上げます。

議案第1号 令和2年度奄美市一般会計補正予算（第12号）の主な内容につきまして説明いたします。

第1表、歳入歳出予算補正につきまして、まず歳出の主な内容を申し上げます。

今回の補正におきましては、事業の執行見込や新型コロナの影響を踏まえ、関係する費目において減額計上いたしております。

総務費の総務管理費におきましては、地域振興基金に3億7,097万9,000円を、公共施設整備事業基金に9,384万8,000円を積み立てるほか、国の補正予算を活用いたしまして、集会施設の改修に要する経費といたしまして4,500万円を新たに計上いたしております。また、新型コロナ感染症緊急対策事業におきまして、感染防止対策等の関連経費として3,261万8,000円を追

加計上いたしております。

民生費の社会福祉費におきましては、介護給付等事業費 3, 773 万 9, 000 円を追加計上するほか、生活保護費におきましては医療扶助に要する経費として 5, 000 万円を追加計上いたしております。

商工費におきましては、廃止路線代替バス等運行費補助金として 1, 500 万円を追加計上するほか、新型コロナの影響により市からの要請に基づき休館措置を取った指定管理施設への支援金として 4, 143 万 2, 000 円を新たに計上いたしております。

教育費の社会教育費におきましては、市民交流センター建設事業の補助事業費の確定に伴い、1 億 1, 773 万 7, 000 円を減額計上いたしております。

次に、歳入の主な内容について申し上げます。

地方交付税におきましては、今年度の地方交付税普通交付税算定額が確定したことに伴い、1 億 4, 234 万 4, 000 円を追加計上いたしております。

国・県支出金におきましては、歳出予算の各事業費の変更に伴う所要額を計上いたしております。

寄附金におきましては、ふるさと納税寄附金の見込額として 6, 000 万円を追加計上いたしております。

繰入金におきましては、今回の新型コロナ感染症緊急対策事業に要する財源といたしまして、財政調整基金繰入金 6, 764 万 8, 000 円を計上するほか、土地開発基金の廃止に伴う繰入金として 9, 384 万 8, 000 円を新たに計上いたしております。

以上が歳入歳出予算の主な内容であります。今回の補正で 2 億 4, 557 万 6, 000 円を追加することにより、令和 2 年度奄美市一般会計予算の総額は 413 億 2, 658 万 4, 000 円となります。

次に、第 2 表、繰越明許費につきましては、新型コロナ感染症緊急対策事業、庁舎建設事業、市民交流センター整備事業など、翌年度に繰り越す事業及び金額を計上いたしております。

また、第 3 表、地方債補正につきましては、事業の追加や変更等に伴う限度額の変更を行うものでございます。

次に、議案第 2 号 令和 2 年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）の主な内容について御説明いたします。

歳出につきましては、保険給付費におきまして、所要見込額を減額計上するとともに、基金積立金を増額計上いたしております。また、諸支出金におきまして、所要見込額を増額計上いたしております。

歳入につきましては、県支出金及び繰入金におきまして、収納見込額を減額計上するとともに、繰越金におきまして決算剰余繰越金を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ 3, 276 万 3, 000 円の増額となり、令和 2 年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は 51 億 8, 365 万 1, 000 円となります。

次に、議案第 3 号 令和 2 年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 4 号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、総務費の施設管理費におきまして、介護分の新型コロナ感染症緊急包括支援交付金を新たに計上いたしております。

歳入につきましては、歳出に要する財源として、県支出金を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ 113 万 9, 000 円の増額となり、令和 2 年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算の総額は 2 億 7, 214 万 2, 000 円となります。

次に、議案第 4 号、令和 2 年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、総務費、保険給付費及び地域支援事業費におきまして、これまでの実績を基に所要見込額を計上いたしております。また、保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金の受

け入れに伴い、基金積立金を増額計上いたしております。

歳入につきましては、分担金、負担金、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金におきまして歳出の補正に係る相当額を負担割合にて計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ1億959万4,000円の増額となり、令和2年度奄美市介護保険事業特別会計予算の総額は51億5,569万7,000円となります。

議案第5号 令和2年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、当該特別会計の廃止に向け、今年度末での剰余金をふるさと創生人材育成基金へ繰り出すため、繰出金を新たに計上いたしております。

歳入につきましては、歳出に要する財源として、決算剰余繰越金を同額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ1,669万5,000円の増額となり、令和2年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計の総額は4,477万5,000円となります。

次に、議案第6号 令和2年度奄美市水道事業会計補正予算（第3号）の主な内容につきまして、御説明いたします。

収益的収入におきまして、新型コロナ対策の事業所支援といたしまして実施いたしました水道料金の減免に係る給水収益を減額するとともに、減免措置分を一般会計から繰り入れるため、他会計補助金を増額計上するものでございます。

次に、議案第7号 令和2年度奄美市下水道事業会計補正予算（第3号）の主な内容について御説明いたします。

収益的収入につきましては、新型コロナ対策の事業所支援として実施いたしました下水道料金の減免に係る下水道使用料を減額するとともに、減免措置分を一般会計から繰り入れるため、他会計補助金を増額計上いたしております。

資本的支出につきましては、建設改良費において工事請負費の増となり、1,770万円を増額計上するとともに、資本的収入におきまして企業債1,770万円を増額計上するものでございます。

次に、議案第8号 奄美市土地開発基金条例を廃止する条例の制定につきましては、公共用地の先行取得を設置目的とした同基金について、今後、活用が見込まれないため廃止しようとするものでございます。

次に、議案第9号 工事請負契約の変更契約の締結につきましては、奄美市市民広場、立体駐車場整備工事において、設計内容や工期延長による諸経費の変更に伴い、変更契約を締結するため議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第10号から議案第12号までの工事請負契約の変更契約の締結につきましては、奄美市市民交流センター整備事業において、設計内容や工期延長による諸経費の変更に伴い変更契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

以上をもちまして議案第1号から議案第12号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（与 勝広君） 暫時休憩いたします。（午前10時31分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午前10時45分）

これから、本案に関する質疑に入ります。

なお、議案に関する質疑でありますので、所見等は述べないようお願いいたします。

通告がありましたので、社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

14番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。社会民主党の関 誠之でござ

ざいます。

議案第1号 令和2年度奄美市一般会計補正予算（第12号）について、質疑をいたします。

まず最初に、6ページ第2表の繰越明許費についてお尋ねをいたします。

①2款総務費、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業6億7,902万3,000円の主な事業についてお示しをいただきたいと思います。

二つ目は、7款商工費、ICT及びフリーランス等産業支援拠点施設整備事業7,279万9,000円が予算措置をされた日、その額、進捗状況と繰越明許の理由についてお答えをいただきたいと思います。

（2）12ページ、7款1項1目地方消費税交付金1億2,328万6,000円の減額についてであります。

①地方消費税交付金は、当初予算において社会保障財源化分の一般財源として4億7,819万4,000円、4.16パーセントが割り当てられておりますけれども、この減額により影響のあった事業名と、その財源補填の方法についてお答えをいただきたいと思います。

（3）15ページ、16款2項1目総務費県補助金奄美群島成長戦略推進交付金2,700万円が昨年に比べ600万円の減額になっておりますが、その理由と、20ページ、歳出2款1項8目14節工事請負費4,500万円の集会施設の内容についてもお答えをいただきたいと思います。また、奄美群島成長戦略推進交付金の使途はどのようなものに支出できるのか。どのようなものに支出できるのか、お答えをいただきたいと思います。

（4）16ページ、20款1項1目繰越金6,955万5,000円の根拠と形式収支、実質収支、単年度収支、実質単年度収支が出ておりましたら概算をお示しをいただきたいと思います。

（5）19ページ、2款1項3目24節積立金5億1,469万9,000円とありますけれども、各積立金の積み立てる理由と財源の根拠についてお示しをいただきたいと思います。

地域振興基金3億7,097万9,000円は、補正による一般財源からの積立のようでありますけれども、決算剰余として扱うべきではないかと思いますが、見解をお聞かせいただきたいと思います。

（6）21ページ、2款1項17目12節委託料情報システム運用業務1,720万円、奄美観光受入態勢構築・誘客促進事業1,739万7,000円について御説明ください。

28ページ、7款1項6目12節、節が抜けておりますけれども、12節委託料4,143万2,000円の事業内容をお示しください。

37ページ、当該年度起債見込みが64億5,553万2,000円となっておりますが、特殊要因を除いた当該年度中の起債見込額をお示しください。

2. 議案第8号 奄美市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について、令和元年度期末の残高5億8,256万円あったようでありますけれども、廃止時の基金残額とその処理方法と廃止する理由についてお答えください。

3. 議案第9号、議案第10号、工事請負契約変更の締結について

（1）議案第9号、10号の変更契約の主な要因についてお答えをいただきたいと思います。

（2）は地域外からの労働者確保に要する間接経費の設計変更があったのか。その額は幾らで、設計変更の対象項目とその費用についてお示しをいただきたいと思います。

（3）入札工事及び説明書に、本工事が地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の対象工事であることを記載していたかをお伺いいたします。

（4）特記仕様書に本工事が地域外からの労働者確保に要する間接経費の設計変更の対象工事であることが記載されたかについてお答えをいただきたいと思います。

最後になりますけれども、議案第10号の工事請負費の変更契約は、当初の15.7パーセントの契約変更3億1,140万9,000円となっておりますけれども、当初見積りができなかった理由といえますか、この15.7パーセントの大幅な変更になった理由をお示しをいただきたいと思います。

上です。よろしくお願いします。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

企画調整課長（國分正大君） それでは、お答えいたします。私のほうからは、企画調整課所管分として、1の（1）の①、続きまして1の（6）の一部についてお答えさせていただきます。

まず、繰越明許費の新型コロナ感染症緊急対策事業の主な事業についてお示しいたします。新型コロナ感染症緊急対策事業における繰越明許費6億7,902万3,000円につきましては、全庁的な取組で16課14事業から構成されているため、私のほうで答えさせていただきます。

まず、今回の繰越明許費の計上につきましては、コロナ禍での事業執行であることから、国の地方創生臨時交付金においても繰越等を行うことで引き続き活用が可能であることから、新年度においても新型コロナ対策を継続していくためのものがございます。

御質問の主な事業につきましては、先ほどもありましたが、感染拡大防止対策関連として、新型コロナワクチン接種推進業務をはじめとした7事業、経済対策関連として店舗感染防止対策支援事業をはじめとした7事業となっております。

続きまして、（6）の一部につきましてお答えいたします。

12節、予算書ですが、21ページ、12節委託料補正額4,047万7,000円のうち情報システム運用業務1,720万円の事業内容について御説明いたします。新型コロナ禍では本市業務におきましても高速大容量通信を必要とするテレビ会議やテレワークのニーズが高まっていることから、それに対応するため本市基幹ネットワーク環境の強化を行う事業として650万円、またポストコロナにおける働き方改革の一環として、業務のペーパーレス化を推進するため、タブレット端末等の導入や無線LAN環境を整備する事業費として1,070万円、合計で1,720万円となっております。以上です。

商工情報課長（向井 渉君） それでは、1,（1）,②の商工費ICT及びフリーランス等産業支援拠点施設整備の繰越明許の理由などについて、お答えさせていただきます。

ICT及びフリーランス等産業支援拠点施設整備事業につきましては、当初予算で1億1,707万7,000円を計上しております。本整備につきましては、奄美市産業支援センターの全館空調設備改修工事で4,250万6,000円、同施設の2階部分をICT及びフリーランス等の拠点施設として改修する工事で、7,457万1,000円を計上しております。なお、空調設備改修工事は12月に工事着工したところです。2階部分の改修工事は10月末に詳細設計が完了しましたが、工事において施設改修による廃棄物の撤去に不測の日数を要したことや、新型コロナの影響により資材の調達に不測の日数を要したため、7,279万9,000円を繰越明許費とするものですので、御理解のほどよろしくお願いします。

議長（与 勝広君） ほかに答弁ありますか。

財政課長（永田公洋君） それでは、財政課に関しましてお答えいたします。

議案第1号、1の2の地方消費税交付金であります。社会保障施策に要する経費は4億7,819万4,000円を計上しておりますが、今般の国や県の動向を踏まえまして減額が見込まれるため、6,457万9,000円を減額計上いたしております。その影響は、障害者福祉や生活保護扶助費など多岐にわたりますが、減収分は全て減収補填債として国の10分の10の財源措置が取られることとなっており、今回、減収補填債7,793万7,000円を追加計上いたしております。

次に、1の4の繰越金であります。令和元年度の一般会計における剰余繰越金の確定額は、実質収

支額6億4,054万2,000円から決算剰余積立金3億3,000万円を除いた3億1,054万2,000円となります。当初予算において2億円を計上しておりますので、差引額のうち4,098万7,000円を6月補正に、残りの6,955万5,000円を今回計上いたしております。なお、今年度の各収支につきましては、いまだ算出しておりませんので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、1の5の積立金であります。減債基金は特殊要因とする事業の交付税措置を除く償還分を積み立てるものでございます。昨年度完了しました教育施設冷房設備整備事業の確定に伴う積立金8,551万2,000円と、今年度の市民交流センターの事業費の変更に伴う3,564万円の減額との差引額4,987万2,000円を計上するものでございます。

公共施設整備事業基金は、土地開発基金の廃止に伴い、現金保有分を積み替えるものでございます。地域振興基金は、歳入における普通交付税、前年度譲与繰越金、臨時財政対策債等の確定額と、歳出における事業の執行見込額やコロナの影響等による減額との歳入歳出の差引剰余金を積み立てるものでございます。

次に、1の9の地方債であります。予算書37ページに記載しております当該年度中起債見込額64億5,553万2,000円は、令和元年度からの繰越事業に係る起債見込額も含まれておりますので、その繰越額を差し引いた令和2年度の起債見込額は47億8,483万2,000円となります。この起債見込額から本庁舎や市民交流センター等の特殊要因を除いた一般会計の本年度の起債見込額は22億5,240万円となっております。

議案第8号の土地開発基金につきましては、令和元年度決算時における残高として、5億8,256万33円となっております。現時点で残高に異動はございません。

基金残高の内訳は、主に現金と土地でございまして、処理方法については、現金は公共施設整備事業基金に積み立てるため補正予算に計上いたしております。また、土地については既に行政財産や貸付地として活用しておりますので、基金廃止後には所管課の財産として引継ぎ、さらなる有効活用に努めてまいりたいと考えております。

次に、廃止の理由でありますが、当基金は昭和40年代に旧名瀬市及び旧笠利町において設置され、土地の先行取得に活用してまいりました。しかし、平成25年度を最後に、当基金による土地の取得は行っておらず、今後もその計画がないことから、今回廃止を行おうとするものでございます。

次に、議案第9号 市民広場・立体駐車場整備の整備工事の変更契約について、質問1と2は関連いたしますので、まとめてお答えいたします。

変更契約額は8,092万2,000円の増額でございます。主な要因といたしましては、設計内容の追加変更、工期延長に伴う諸経費、島外からの労働者確保に要する間接費の計上でございます。このうちの間接費の変更額は1,192万8,000円を見込んでおります。対象項目と費用は宿泊費等の共通仮設費として394万8,000円、赴任旅費等の現場管理費として798万円となっております。

続きまして、質問3と4も関連いたしますので、一括してお答えします。併せまして、議案第10号に関しましても同様の答弁になりますので、私のほうより一括して申し上げます。

間接費の変更設計は、工事執行の最初の段階であります入札公告におきまして、運用マニュアルに基づき対象工事である旨を記載いたしております。この入札公告に則り、入札が成立し、契約が締結されることとなりますので、対象工事は前提条件となっておりますことを御理解いただきたいと思います。以上です。

市民協働推進課長（佐野早苗君） それでは、1の3 奄美群島成長戦略推進交付金についてお答えいたします。

まず、歳入の県補助金が昨年度比600万円の減額となっている理由でありますが、昨年度はハザードマップ更新事業600万円と防災関連施設整備事業2,700万円を計上しておりました。このう

ち、ハザードマップ更新事業は完了することから、今年度は計上しておりませんので600万円の減となっております。なお、防災関連施設整備事業につきましては、昨年度と同額の2,700万円を計上させていただきます。

次に、歳出の工事請負費4,500万円の集会施設整備事業の内容についてお答えいたします。工事箇所としましては、朝仁集会場、戸玉地区生活館、川内地区生活館、外金久生活館及び屋仁地区振興センターの5か所を予定しております。

施行内容としましては、外壁落下防止や屋上防水の改修等を実施し、指定避難所としての機能強化を図るものです。

続きまして、奄美群島成長戦略推進交付金の対象事業についてお答えいたします。同交付金の対象事業としましては、指定避難所改修等の防災対策の推進に関する事業や、農業の生産性の向上に関する事業、観光旅客の来訪及び滞在の促進に資する事業などがございます。市民協働推進課からは以上でございます。

総観光課長（島袋 修君） おはようございます。それでは、1の（6）、②12節委託料のうち、奄美観光受入体制構築誘客促進事業1,739万7,000円の増額につきましては、特に新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受ける観光業への支援や、コロナ禍により生じた対策、または新たな観光スタイルなどに取り組むことにより、持続的な魅力ある奄美観光を実現していこうとするものでございます。

具体的には、コロナ禍により生じた新たなニーズとして、近年注目されているワーケーションについて、奄美らしいワーケーションスタイルの構築に資する取組として771万3,000円、VR動画を活用し、臨場感にあふれた奄美の観光資源の魅力を伝えるための取組として1,000万円、ウェルネス効果が期待できるタラソ施設を活用し、コロナ禍における引きこもり対策とともに、健康増進を図るための取組として550万円をそれぞれ計画し、持続的な魅力ある奄美観光の実現に向けて取り組んでまいります。

この一方で、先の一般会計補正予算（第5号）において、おもてなし自然空間演出、自然環境調査保全（外来植物駆除）事業1,997万8,000円を予算化しておりましたが、予定していた作業を一部縮小したため、581万6,000円の減額が生じております。先ほどの三つの事業で2,321万3,000円の増額、今申し上げた外来種駆除事業で581万6,000円の減額、これを合わせまして1,739万7,000円を今回計上するものでございます。

次に、（8）12節委託料4,143万2,000円につきましては、指定管理施設の管理維持体制持続化事業として計上させていただいております。具体的には、五つの施設における指定管理料の増額分でございます。内訳といたしまして、大浜海浜公園及び海洋展示館に385万8,000円、健康体験交流施設タラソ奄美の竜宮に1,118万1,000円、バンガロー施設及び内海公園に34万3,000円、黒潮の森マングローブパークに2,500万円、あやまる岬観光公園に105万円となっております。これらの指定管理料の増額につきましては、新型コロナ感染拡大防止のため、市の要請に対して休館措置を講じた指定管理施設について、令和2年3月から令和3年2月までの期間における利用料金減収額から、コロナ関連で交付された各種給付金である国の持続化給付金、雇用調整助成金、県の休業協力金、市の事業所支援金などを控除した額の一部を指定管理者に対して支援するものでございます。以上でございます。

生涯学習課長（大庭勝利君） それでは、生涯学習課からお答えいたします。

3の1、議案第10号 奄美市市民交流センター建築主体新築工事の変更契約についてでございます。なお、御質問の（1）と2は関連いたしますので、まとめてお答えいたします。

変更契約額は、3億1,140万9,000円の増でございます。主な要因といたしましては、設計

内容の追加変更，工期延長に伴う諸経費，島外からの労働者確保に要する経費，外構工事の追加による増額計上でございます。このうち，間接費の変更額は１億９１４万５，０００円を見込んでおります。対象項目と費用は，宿泊費等の共通仮設費として４，０５４万１，０００円，赴任旅費等の現場管理費で６，８６０万４，０００円となっております。

次に，（５）当初で見積りができなかったかとの御質問でございますが，特に間接費につきましては，当初，設計から島外からの技術者や作業員等の労働者を確保するための設計は見込んでおらず，当初設計において鉄筋，型枠，内装工の下請け業務につきましては，地元業者を採用していく内容の積算となっております。今回のように，地元業者が繁忙で実施困難な場合に，条件を変更して市の運用マニュアルに沿って設計変更をするものでございますので，御理解いただきたいと存じます。以上です。

議長（与 勝広君） 答弁漏れありませんね。

１４番（関 誠之君） 答弁ありがとうございました。繰越明許についてはですね，やはり単年度会計というのが原則でありますから，そういう意味からかなり，例えば，平成２８年の繰越明許は２３億３，５００万程度だったのが，平成３２年度の繰越に至っては３５億と，もちろん国の１５月予算ということも関連をしておりますけれども，あまりに増えすぎておるんじゃないかということで，一般会計の単年度会計ということ，少しやはり議論をしていただきたいというふうに思いますが，これに対しての見解があればお聞かせをいただきたいというのが１点。

２点目は，減収補填債７，７９３万７，０００円が予算書に載っておりますけれども，よく理解ができました。しかし，この減収補填債というのが，例えば，交付税で１００パーセントの措置をされるのか，どういう形で市のほうにこの財源として入って来るのかというのが２点目。

３点目は，当該年度中の起債見込み４７億８，４８３万２，０００円というのから繰り越しの関係の工事があって２２億という話でありましたけども，逆に言えば，この繰り越しがなければ３６億という，この規律が守られなかったのかどうか。もっと言えば，来年度はそういった起債がもう確定をしておりますから，かなり３６億の起債の範囲内というのが窮屈になって来るんじゃないかと考えられますけど，その辺について３点目，お願いをしたいと思います。

最後は，議案１０号の工事請負変更契約１５．７パーセント，確かに設計変更等々やれば，全体の量からすればそうなるのかなあとも思いますけれども，あまりに変更額が３億１，１４０万９，０００円と，１５．９パーセントの契約変更になるというのは，少し私は，もっと何か工夫があったんではないかというふうに思っていますけども，この件に関して見解があればお聞かせをいただきたいと思います。以上です。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

財政課長（永田公洋君） まず１点目の減収補填債でございますが，これは先ほども申し上げましたとおり，国が次年度以降，１０分の１０の財源措置をするということになっておりますので，交付税として返って来るものと我々は想定をいたしております。

次の２点目，起債の我々が定めております財政規律の３６億円の枠でございますが，先ほどは一般会計で今年度の起債見込を２２億５，２００万余りと申し上げました。さらに３６億につきましては，全会計ということで，我々は枠を設けておまして，今年度の全会計の起債見込額を申し上げますと，２９億８，０６０万円を見込んでおまして，財政規律として設定する３６億円枠内には収まるということにいたしております。なお，来年度のお話もありましたけども，新年度の予算も議案送付をさせていただいております。その中でも，規律の内に収まるということで編成をいたしておりますので，御報告させていただきたいと思います。以上です。

生涯学習課長（大庭勝利君） 先ほどの１５．７パーセントの変更契約が、あまりにも大きくないかというふうな御質問だったかと思います。我々もこの事業に関しては、地元の業者のですね、状況などいろいろと調査する必要があったかと思います。しかしながら、先ほど申し上げましたように、市の運用マニュアルによってはですね、この事業を実施した状況の中で、島内での業者等のですね、繁忙状況ですね、確認した上での予算増というふうになったことを御理解いただきたいと思います。以上です。

財政課長（永田公洋君） 繰り越しの明許費であります。例年３０億余りのものを明許繰越費として計上させていただいております。ただ、３月末までに事業は執行続きます。当然、明許繰越費内の超えることはありませんけれども、ある程度いろんな事変を想定して、想定されるものを総額として計上させていただいております。特に、また今般で申し上げますと、先ほども答弁いたしましたように、新型コロナウイルスの事業の予算が１次、２次、今般もう３次ということで交付がされてくる予定です。なお、ワクチンの関係でも補正などを対応、いろいろとさせておりますので、そういう諸々を含めまして、やっぱり年度内に完了が厳しいというものは、想定されるものは全て一応明許繰越費として計上させていただいていることを御理解いただきたいと思います。以上です。

１４番（関 誠之君） 財政課長のおっしゃることはよく理解をいたしました。でありますけれども、先ほど申し上げたとおり、平成２８年度は２３億ぐらいだったんですよね。国の１５月計算ということを考えても、３５億ですから１２億、その中には一般のものもあると思いますので、ぜひこの原則は単年度予算主義ですから、議会が当初予算を組んだことについてはですね、十分努力をしているとは思いますが、結果として数字でかなりの明許繰越が出てくると、これは経済、まちの経済にとっても消化するということは大事なことです。その辺含めて、庁内で少し、しっかりと議論をしていただいて、なるべく繰越がないような形で決算を終わるというようなふうに御指導をお願い申し上げて、私の総括質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（与 勝広君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま上程されました議案第２号から議案第５号、議案第１０号から議案第１２号及び議案第１号令和２年度奄美市一般会計補正予算（第１２号）中の関係事項についての８件は、これを文教厚生委員会に、議案第６号、議案第７号及び議案第１号 令和２年度奄美市一般会計補正予算（第１２号）中の関係事項についての３件は、これを産業建設委員会に、議案第８号、議案第９号及び議案第１号 令和２年度奄美市一般会計補正予算（第１２号）中の関係事項についての３件は、これを総務企画委員会にそれぞれ付託いたします。

○

議長（与 勝広君） 日程第５、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから市長区分６名、議会議員区分６名、町村長区分４名、町村議会議員区分４人から構成されております。現在の広域連合議会議員のうち市議会議員から選出する議員について、１名の欠員が生じているため、広域連合規約第９条第３項及び広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき、選挙の告示を行い、候補者の届け出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える２名の候補がありましたので、広域連合規約第８条第２項の規約により、選挙を行います。

この選挙は、同条第４項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決

定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び告知は行いません。

そこでお諮りいたします。

選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定に関わらず有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

したがって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定に関わらず有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員は20人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

それでは、投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

異常なしと認めてよろしいですね。はい、認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

ただいまから投票を行います。

点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

（点呼、投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開場）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に奥 晃郎君、奥 輝人君を指名いたします。

両君の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票20票、無効投票0票。

有効投票のうち、森山良和君 16票、大園たつや君 4票。

以上のとおりであります。

○

議長（与 勝広君） 日程第6、奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選により行います。

お諮りいたします。

指名の方法は議長において指名することといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員に林山克巳君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました林山克巳君を、奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名のとおり、林山克巳君が奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員に当選されました。

林山克巳君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

○

議長（与 勝広君） 次に、本定例会において受理いたしました請願・陳情は、お手元に配付してあります文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので、御報告いたします。

お諮りいたします。

常任委員会審査報告及び審査及び報告書整理のため、明日18日から2月24日まで休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日18日から2月24日まで休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

2月25日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。（午前11時32分）

2月25日(2日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	正 野 卓 矢 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	奥 晃 郎 君
5 番	荒 田 幸 司 君	6 番	崎 田 信 正 君
7 番	安 田 壮 平 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	10 番	大 迫 勝 史 君
11 番	松 山 さ お り 君	12 番	林 山 克 巳 君
13 番	西 公 郎 君	14 番	関 誠 之 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	川 口 幸 義 君
17 番	伊 東 隆 吉 君	19 番	与 勝 広 君
20 番	竹 山 耕 平 君	22 番	多 田 義 一 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

18 番 元 野 景 一 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住用総合支所事務 所 長	弓 削 洋 一 君
笠利総合支所事務 所 長	濱 田 洋 一 郎 君	市 民 部 長	満 永 亮 一 君
保 健 福 祉 部 長	山 下 能 久 君	福 祉 事 務 所 長	永 田 孝 一 君
商 工 観 光 部 長	武 下 義 広 君	土 地 対 策 課 長	前 島 有 為 生 君
建 設 部 長	保 浦 正 博 君	上 下 水 道 部 長	藤 山 浩 俊 君
教 育 部 長	福 長 敏 文 君	保 健 福 祉 部 長	山 下 能 久 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	前 田 賢 一 郎 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	重 信 竜 昇 君
主 幹 兼 議 事 係 長	伊 集 院 正 君	議 事 係 主 査	堀 健 太 郎 君

議長（与 勝広君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程第2号のとおりであります。

○

議長（与 勝広君） 日程に入ります。日程第1、議案第13号 令和3年度奄美市一般会計予算についてから、議案第34号 奄美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてまでの22件について、一括して議題といたします。

この際、市長に新年度に臨む施政方針並びに各会計予算、その他各議案等に関する提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。新型コロナウイルス感染症が、国内で初めて確認されてから1年が経過いたしました。この間、本市においても感染が確認されております。新型コロナに感染された方々に、改めてお見舞いを申し上げます。また、医療従事者の皆様をはじめ、新型コロナ感染拡大防止などに取り組む全ての関係者の皆様に、深く敬意を表します。

それでは、令和3年第1回奄美市議会定例会が開会し、ここに一般会計及び各特別会計予算案、並びに関連議案の御審議をお願いするに当たり、市政運営に臨む所信の一端を申し述べ、市民と議員の皆様の御理解と御支援を賜りたいと存じます。

平成18年3月20日に奄美市が誕生し、15年の節目を迎えます。当時を振り返りますと、国における三位一体の改革をはじめとする地方行財政改革の流れの中、新市としての一体感の醸成と将来的な行財政運営の基盤づくりの両立という難しい舵取りが求められた時期でもございました。特に、合併当初は大変厳しい財政状況からのスタートとなり、市民の皆様や議会の皆様の御理解、御協力をいただきながら、入りを計りて出を制すを基本に、徹底した行財政改革を行い、財政基盤の安定化を図ることで、多様な施策の展開に結びつけてまいりました。

さて、私は平成21年11月に執行されました奄美市長選挙におきまして、市民の皆様の多数の御支持と厳粛な付託を賜り、市長としての重責を担わせていただき、以来、11年余が経過いたしました。この間、一貫して市政の主人公は市民であるとの認識の下、市民の皆様の御理解、議会の皆様の御協力をいただきながら、また、職員とともに一丸となって誠実に奄美市長としての責務を果たすよう尽くしてまいった次第でございます。

私が市長に就任した当時、リーマンショックに端を発する世界的経済不況による国内の景気低迷の波は本市にも及び、航空運賃の値上がりによる交流人口への影響や、有効求人倍率の低迷など、本市経済は大変厳しい状況にございました。また、平成22年10月には、これまでに経験したことのない奄美豪雨災害にも見舞われました。このため、市長に就任してからこれまでの間、奄美市としての一体感の醸成はもとより、市民の生命と財産を守る安全・安心なまちづくりを最優先に取り組むとともに、奄美群島振興開発特別措置法の充実による農業振興、観光振興など、地域経済の活性化に全力を傾注してまいりました。

豪雨災害を契機に、地域住民のよりどころとして、また、地域防災の拠点としての住用・笠利の庁舎を整備し、本庁舎も間もなく整備が完了いたします。また、市内全域における光ファイバー網整備により、経済活動はもとより、将来のデジタル社会に備えた社会基盤も構築してまいりました。平成26年度からは、奄美群島振興交付金が創設され、航路・航空路運賃軽減事業や農林水産物等輸送コスト支援事業など、奄美群島の長年の課題解決に向けた施策を展開してまいりました。市民のみならず、群島民の皆様に政治を身近に感じていただくことができないのではないかと考えているところでもございます。

これらの事業につきましては、市長とむんばなしをはじめ、市民の皆様の声を伺い、皆様が抱えてい

る課題や想いを共有した上で、事業として計画し、効果的な制度設計をすることで実現に向けて取り組んでまいりました。新年度におきましても、地域の皆様が抱える課題の解決に向けて、各種事業を展開してまいります。

私は、3度目の市長選挙公約において、人は財産、地域・集落はエネルギーとの考えをお示しいたしました。特に本市の未来を担う子どもたちのため、計画的な学校施設の改修のほか、冷房設備や1人1台のデジタル端末の整備など、学校教育環境の充実に努めてまいりました。また、子育て世代を支援する子ども医療費助成制度につきましても、市長就任当時、未就学児を対象としていたものを、小学生、中学生と対象範囲を段階的に引き上げてきたほか、不妊治療を受ける方々への本市独自の支援充実などを推進してまいりました。新年度からは子育て世代へのさらなる支援策として、子ども医療費助成制度の対象を18歳まで拡充するとともに、高校生の通学に要する家計負担の軽減を図るため、高校生遠距離通学支援制度を新設いたします。

奄美市攻めの総合戦略2020にも掲げておりますしあわせの島の実現に向けて、本市の未来の礎となる人づくり、まちづくりを推進してまいります。

平成26年度の新規航空路線の就航から平成29年3月の奄美群島国立公園指定、そしてその先の世界自然遺産へと続く流れは、確かに私たち奄美群島の追い風となり、順風な未来を予見させるものであります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により、社会情勢は急転し、現在の私たちは先の見通しが全く立たない状況に置かれております。このような中において、令和2年度は議会の皆様の御理解もいただきながら、約64億円の新型コロナ関係予算を計上し、感染防止対策や経済対策などに努めてまいりました。

新年度においても、市民生活における安全・安心の確保と市内経済活動の回復に向けて、新型コロナ緊急対策事業を計上し、引き続き感染防止対策と経済対策の両面を基軸とした事業の推進に最大限の努力を傾注してまいります。

誰も経験したことのない混沌とした社会情勢であります。また、新型コロナを契機に、社会のあり方が再構築され、新しい時代が始まっていく大きな時代のうねりも感じているところであります。互いに思い合い、助け合う結いの心を持つ私たちは、ともに新型コロナの困難を乗り越えて行くことができるものと信じております。

また、私ども行政を預かる者が新たな事を為すにあたっては、先憂後楽の言葉のとおり、先んじて発生しうる問題などを可能な限り想定しておいた上で、いざ実施に当たっては力強く事業を進めていくことが肝要でございます。明るく元気に夢のあるまちづくりのため、私がこれまで皆様から与えていただいた経験を活かし、新型コロナ対策をはじめとする各種施策の推進に先頭に立って取り組んでまいり所存でございます。

以上の基本姿勢を基に、令和3年度における重点施策について御説明申し上げます。

第1点目は、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。新型コロナウイルス感染症対策につきましても、国や県による支援措置の対策と連動しながら、市独自の感染防止対策及び経済対策を基軸に、機動的な対策を講じてまいりました。国は新型コロナウイルス感染症の抜本的な対策として、国民へのワクチン接種の準備を進めております。現在、本市といたしましても、新型コロナウイルスワクチン接種推進室を設置し、大島郡医師会など関係機関との連携により、ワクチン接種に向けた準備を進めているところでございます。新型コロナ感染拡大防止対策の最重要項目として、推進室を中心に全庁的な対応を図り、接種体制の構築及び市民の皆様の円滑なワクチン接種に万全を期して取り組んでまいりたいと存じます。

また、市民の皆様へのきめ細やかな情報発信による正しい情報の普及啓発を行うとともに、感染状況に応じたメリハリのある感染防止対策に努めてまいります。

市民の皆様の御協力をいただきながら、感染防止対策を徹底していくと同時に、経済回復の道筋もつけていかなくはなりません。そのため、地域内での経済循環を喚起する即効性のある緊急的な経済対

策を常に念頭に置きながら、需要回復のための中期的視点に立った対策を講じてまいります。

特に、世界自然遺産登録の実現などにより、需要回復の好機が期待される宿泊業や飲食業、ガイド事業などの観光関連分野におきましては、国や県の施策とも連動させながら、奄美大島、ひいては奄美群島が一体となった対策を講じてまいります。

本市は、奄美大島の空の玄関である奄美空港、海の玄関である名瀬港を抱えており、しっかりとした感染防止対策の取組などにより、来島される皆様に対しても安全・安心を届ける責務も担っております。そのため、県と連動して取り組む水際対策をはじめ、奄美大島新型コロナ警戒レベルの運用などに、引き続き生活圏域、経済圏域を同じくする奄美大島が一体となって取り組んでまいります。

市が主催する行事などの開催につきましては、令和2年度中は新型コロナの影響により、市民の皆様が例年楽しみにされている行事を中止せざるを得ない状況がございました。新年度におきましては、これまで培ってきた新型コロナ対策についての知見などに基づき、感染の状況なども考慮した上で、コロナ禍での行事の開催について前向きに検討してまいりたいと存じます。

第2点目は、健康で長寿を謳歌するまちづくりの実現についてであります。豊かな福祉社会の形成につきましては、第1期奄美市地域福祉計画に基づき、児童、障害者、高齢者などの各分野における施策に、横断的かつ総合的に取り組んでまいります。

児童福祉の向上につきましては、第2期子ども子育て支援事業計画にも示した子は島の宝の考えの下、地域全体で子育てを支援する環境づくりに取り組んでまいります。住用・笠利地区における保育施設などにつきましては、両地区の在り方検討委員からの報告を基に、事業化に向けた検討を進めてまいります。ひとり親家庭への支援につきましては、高等職業訓練促進給付金制度により就職に有利な資格取得の支援に取り組むとともに、医療費助成などの生活支援策を実施し、引き続ききめ細かな支援に取り組んでまいります。

障害者福祉につきましては、関係機関と連携し奄美市第6期障害者計画・障害福祉計画、第2期障害児福祉計画に基づく事業に取り組むとともに、各種支援策の分かりやすい情報発信に努めてまいります。また、新たに0歳から2歳までの児童発達支援事業における利用者負担を無償化することにより、早期療育の促進を図り、障害児福祉の向上に努めてまいります。

児童虐待、DV関係につきましては、地域や学校、関係機関と連携を図りながら、事案の早期発見と被害者への支援に努めてまいります。家庭相談、児童相談及び青少年の支援につきましては、一人一人の事情が複雑多岐にわたっていることから、関係機関との情報共有や連携を図り、きめ細かな対応に努めてまいります。

高齢者福祉につきましては、第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域共生社会の実現に向けた施策の推進や健全な介護保険制度の運営に取り組んでまいります。

また、地域包括支援センターの運営につきましては、介護予防事業に重点を置くとともに、高齢者の生きがいづくりや健康寿命の延伸に取り組んでまいります。併せて、お達者ご長寿応援事業や長寿者褒賞事業を実施し、高齢者がいきいきと生活できる環境づくりに取り組んでまいります。

生活保護行政につきましては、関係機関と連携し生活保護受給者の自立支援や健康管理支援に取り組むとともに、永住帰国の中国残留邦人の支援を実施してまいります。

また、生活困窮者に対しては、各種事業を活用した生活再建や子どもの学習支援、日常生活習慣の習得など、個々の状況に応じた必要な支援を推進してまいります。

市民の健康づくりにつきましては、第2次健康あまみ21に基づき、誰もが健康で住みやすい地域づくりを推進してまいります。

また、特定健診やがん検診などの各種健診において受診がしやすい環境を整備するとともに、各種予防接種事業を実施し、市民の健康増進に取り組んでまいります。併せて、地域や民間企業、関係機関と連携し、子どもから働き盛りの若い世代を中心に、健康づくりの機運の醸成に努めてまいります。

妊娠から育児期までの切れ目のない支援につきましては、子育て世代包括支援センターによる相談支援及び妊娠・出産包括支援事業の充実に努め、子育てへの不安の解消をはじめ、産後うつ病や虐待の未然防止などに取り組んでまいります。

また、不妊・不育治療費助成事業を実施し、経済的負担の軽減を図ってまいります。併せて、乳幼児健診などを通して健やかな発育、発達を支援するとともに、母子歯科保健につきましても、母親とその子どもの口腔環境の向上を促進してまいります。

自殺対策につきましては、奄美市自殺対策計画の下、関係機関と連携を図りながら、人材育成や周知啓発などに取り組んでまいります。

国民健康保険事業につきましては、収納率の向上による国保税収入の確保と特定健診の保健事業の推進による医療費の適正化に努め、引き続き安定した運営に取り組んでまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、新たに長寿個別健診などを実施し、生活習慣病の早期発見や重症化予防を図るとともに、筋力や認知機能などの生活機能の低下防止に向けた取組を促進することで、医療費の適正化に取り組んでまいります。

第3点目は、観光立島を目指した多様な産業連携のまちづくりの実現についてであります。農林水産業の振興としまして、まず、農業基盤の整備につきましては、中山間地域総合整備事業や県営畑地帯総合整備事業などを推進してまいります。

農地の有効活用につきましては、人・農地プランの更なる充実に取り組むほか、農地中間管理事業を活用した農地利用の最適化を進めてまいります。また、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用し、農村集落の環境保全への取組を促進してまいります。

担い手の確保、育成につきましては、農業研修事業の実施とともに、新規就農者に対する農業次世代人材投資事業資金を活用した支援を行うことで、就農後の定着を図り、担い手農家や認定農業者の確保に努めてまいります。

サトウキビの振興につきましては、サトウキビ増産計画に基づく支援を行い、単収向上と生産量の拡大を促進してまいります。園芸作物の振興につきましては、苗木や資材購入の助成を行い、重点品目の生産拡大を支援してまいります。農作物の生産性向上につきましては、堆肥生産供給による土づくりの促進や耕作放棄地の解消、鳥獣被害防止対策、特殊病害虫対策などを実施してまいります。

畜産の振興につきましては、繁殖用雌牛の導入や繁殖用豚の増頭、資材購入に対する助成を実施するとともに、防疫体制の徹底を図り、品質の向上や規模拡大を支援してまいります。

林業の振興につきましては、森林環境譲与税を活用し、森林環境の保全と地場産材の活用に努めてまいります。

水産業の振興につきましては、種苗放流、藻場造成などの漁場の生産力向上や加工品製造、魚食普及をはじめとする実践的な取組を行う漁業集落などを支援してまいります。また、漁業後継者育成のため、漁業担い手育成支援事業により、新規漁業従事者に対する支援を行ってまいります。

農林水産業全体の振興のため、流通条件の不利性を軽減し、本土との競争力向上と販路拡大に向け輸送コスト支援に取り組んでまいります。

商工業の振興につきましては、奄美市中小企業・小規模企業振興条例に基づき、奄美大島商工会議所及びあまみ商工会など関係機関と連携した取組を推進してまいります。中心市街地の活性化につきましては、出店支援やリフォーム補助など各種施策に取り組み、賑わいのある中心市街地の形成を推進してまいります。創業支援につきましては、経営に関する知識、ノウハウを習得できるあまみ創業塾や事業立ち上げに要する費用面を支援する創業支援事業助成金などに取り組んでまいります。地場産業の振興につきましては、奄美ふるさと100人応援団との連携などを推進するとともに、加工品生産者の群島外への販路拡大を支援してまいります。

本場奄美大島紬につきましては、紬購入費等助成事業などに取り組み、紬の薫るまちづくりを推進してまいります。また、次期奄美大島紬産地再生計画の策定に、本場奄美大島紬産地再生協議会と連携し

ながら取り組んでまいります。

奄美黒糖焼酎につきましては、海外を含む販路開拓への取組を促進するとともに、引き続き輸送コスト支援を実施してまいります。

観光の振興につきましては、魅力的な観光地づくりに向けた施設整備をはじめ、航路・航空路運賃低減や旅行支援事業の充実、島づたい観光の促進などに官民一体となって取り組んでまいります。観光拠点施設につきましては、奄美海洋展示館のリニューアルやあやまる岬観光公園の充実に取り組むとともに、重点道の駅黒潮の森マングローブパークの活用を促進してまいります。また、環境文化を活用した観光活性化の取組として、新たに佐仁地区において休憩施設の整備を推進してまいります。

観光満足度の向上につきましては、あまみ大島観光物産連盟などと連携し、本市の魅力を生かした着地型観光メニューの造成やエコツアーガイドの連携による質の高い体験プログラムの提供を図ってまいります。また、奄美特産品カタログキャンペーン事業に取り組むほか、奄美大島5市町村が連携して実施する奄美満喫ツアー助成事業において、修学旅行に関する取組を拡充するなど、奄美大島への更なる誘致を促進してまいります。併せて、外国人観光客に対応するため、キャッシュレス対応や多言語表記を促進するとともに、地域通訳案内士との連携や国際交流員の活動による受入体制の強化を図ってまいります。

新型コロナを契機に行政においては様々な場面でのデジタル活用が求められております。国の新型コロナ対策として、過去に例のない大規模事業となった特別定額給付金事業において、給付金の早期支給に向け、いち早くAIなどを活用した本市の取組は、先端的なデジタル技術を活用した地方自治体の先駆けとなる事例として、全国的にも大きな注目を集めております。また、人々の生活が新しい生活様式に移行される中、テレワークやオンライン会議が一般的なものになるなど、情報通信産業は新たな活用・成長の機会を迎えているものと考えているところでございます。そのため、新年度からデジタル担当部署を新設し、庁内における働き方改革の推進やGIGAスクール構想など、子どもたちの教育環境の充実に図り、その効果を民間企業にも展開するよう努めてまいります。

また、外海離島の地理的不利性を克服しうる産業として、情報通信産業につきましては、これまでも重点的な振興を図ってまいりました。引き続き人材育成に積極的に取り組むとともに、奄美市産業支援センター内での整備を進めております産業連携拠点や、ICTプラザかさりなどを活用し、情報通信分野の振興発展に努めてまいります。

雇用施策につきましては、雇用者確保総合支援事業を実施するとともに、国の地域雇用活性化推進事業の活用を図り、更なる雇用機会の拡大に取り組んでまいります。また、事業所における人材の確保、育成などを図るため、島外での資格取得を支援するキャリアアップ助成金事業に取り組むとともに、市内中小企業の福利厚生向上を目的として、退職金共済への加入促進、ゆいセンターの取組を支援してまいります。併せて、雇用機会の更なる創出に向けて、企業誘致、仕事誘致に取り組むとともに、企業の高度化を促進してまいります。フリーランスの支援につきましては、フリーランスが最も働きやすい島化計画に基づき支援を行ってまいります。また、個人の特技や技術を活用した副業や兼業など、新たなワークスタイルの普及啓発にも努めてまいります。併せて、本市の魅力的で多様な職業を子どもたちに伝えるため、福祉・医療分野をはじめとする専門職への理解を深める進路ガイダンスや、楽しみながら仕事をしてもらうおしごとテーマパークなどを実施してまいります。

地域においてイノベーションを誘発する産業連携につきましては、本場奄美大島紬やフリーランス、情報通信産業など、多様な人材が集う奄美市産業支援センターを拠点に、産学官や異業種間による連携、島内外企業のマッチングなどを促進してまいります。

令和2年度に大手旅行会社が発表しましたワーケーションしてみたい国内スポットランキングで、奄美大島が1位に選ばれ、豊かな自然環境や市内全域に整備された光ファイバー網といった本市の魅力を発揮する新たな観光事業として、ワーケーションの推進が注目されております。この新たな観光需要の獲得に向け、観光分野における誘客対策を推進するとともに、宿泊業や情報通信業など多様な産業が連

携した受入環境の整備を促進することで、選ばれるワーケーションの島奄美の確立を図ってまいりたいと存じます。

第4点目は、自然に囲まれた快適な暮らしのまちづくりの実現についてであります。

水道事業につきましては、笠利東部地区再編推進事業や重要配水管更新事業などを推進し、安全な生活用水の安定供給や施設の耐震化対策に努めてまいります。下水道事業につきましては、経営基盤の確立、強化に向けた経営戦略に基づき、中長期的な視点を持った運営の安定化に努めてまいります。

また、本年1月に部分供用開始となった下水道赤木名処理区における接続促進に取り組むとともに、地区全体の整備完了に向け、着実に事業を推進してまいります。併せて、公共下水道の処理区域外における生活排水対策として、合併処理浄化槽設置に対する補助を実施してまいります。

中心市街地の整備につきましては、末広・港土地区画整理事業の早期完了に努めるとともに、第4期都市再生整備計画事業を推進してまいります。また、小宿土地区画整理事業の導入につきましては、地域での合意形成に向けた支援を行ってまいります。

都市公園につきましては、奄美市公園施設長寿命化計画に基づき順次改修を進め、快適に利用いただけるよう努めてまいります。

名瀬港本港地区マリンタウン整備事業につきましては、区域内の基盤整備が完了したため、引き続き隣接道路などの整備を促進してまいります。

住宅政策につきましては、令和2年度に着手した次期奄美市住生活基本計画と併せて、新年度は奄美市公営住宅等長寿命化計画の策定に取り組み、適正な住宅の維持管理に努めてまいります。また、市営住宅においては、外壁改修や水洗化などの改善を進めるとともに、新たに手花部地区において1棟4戸の住宅整備に着手してまいります。併せて、民間住宅においては、住宅リフォーム等助成事業などを実施し、安全で快適な居住環境の整備を促進してまいります。

適切な土地利用の推進につきましては、優良農地を保全し、農業振興のための各種施策を計画的に実施するため、農業振興地域整備計画の見直しを進めてまいります。

地籍調査事業につきましては、境界紛争の未然防止や土地取引の円滑化、更には災害復旧への迅速な対応や公共事業の円滑な実施のため、事業を推進してまいります。

墓地管理につきましては、墓地台帳の整備や無縁化対策に取り組むとともに、永田墓地利用計画に基づき空き区画の再貸し出しや、使用者の利便性向上のための環境整備を実施してまいります。

新たな食肉処理施設の整備につきましては、令和5年度の事業完了に向け、着実に事業を推進してまいります。

道路整備につきましては、災害に強い道路網を形成するため、県と協力し国道58号おがみ山バイパスの円滑な事業促進に努めてまいります。また、市道につきましては、伊津部勝、名瀬勝、小湊線や三儀山線、手花部・節田線などの改良事業に取り組むとともに、橋梁の安全点検及び補修に取り組んでまいります。

港湾整備につきましては、国・県と連携しながら、名瀬港整備を促進してまいります。離島航路や航空路につきましては、住民の利便性向上、物流の効率化、運航経営への支援制度の充実とともに、安定的な離島住民の生活航路の維持・確保に向けて、関係機関と連携し取り組んでまいります。

地域公共交通につきましては、廃止路線代替バス運行事業を実施するとともに、コミュニティバスの運行など、持続可能な交通体系の構築に取り組んでまいります。

自然環境の保全及び活用につきましては、奄美大島独自の生物多様性を保全し、豊かな社会を形成していくため、奄美大島生物多様性地域戦略に基づく取組を関係機関と連携して実施することといたしております。新年度におきましても、同戦略に基づき、パトロールやカメラ監視などによる希少種の盗掘、盗採防止、ノネコの発生源対策、外来動植物の駆除、地域住民への意識啓発などを推進してまいります。

また、持続可能な利用に向け金作原での利用ルール試行を継続するとともに、市道三太郎線周辺の夜

間利用ルールを検討，世界自然遺産推薦区域における環境整備にも取り組んでまいります。

環境省において黒潮の森マングローブパーク敷地内へ整備予定の世界遺産センターにつきましては，関係機関と連携し，円滑な事業促進に努めてまいります。

生活衛生対策につきましては，ごみの減量，分別の促進や海岸漂着物対策に取り組むとともに，環境美化推進団体助成事業により，地域住民主体の美化活動を支援してまいります。

安全な地域づくりの推進につきましては，発生から本年度で10年となる東日本大震災はもとより，奄美豪雨災害や全国で頻発する大規模自然災害を教訓として，奄美市地域防災計画に基づき，災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。

防災対策事業につきましては，急傾斜砂防事業などの土砂災害対策を推進するとともに，台風時などの河川氾濫の防止に向けて，節田川の改修事業や緊急浚渫推進事業による河川の寄洲除去などを実施してまいります。

防災・減災対策の強化につきましては，市内全戸に配布する新たなハザードマップの活用などを通して，市民一人一人の防災・減災意識の醸成に取り組んでまいります。また，避難所に指定されている各地域の集会施設の改修を計画的に実施し，避難所としての機能強化を図るとともに，自主防災組織を中心とした地域の防災体制の強化を促進してまいります。併せて，奄美市防災訓練などを通して関係機関との連携による対応力の向上に努めてまいります。

消防，救急体制の強化につきましては，水槽付消防ポンプ自動車の更新を行うほか，水害への対応力強化に向けて，消防団員用アルミボートを配備するなど，機材の計画的な配備更新を行うとともに，職員，団員の研修充実を図ってまいります。

防犯対策につきましては，警察などの関係機関と連携し，地域防犯体制の強化に努めてまいります。交通安全対策につきましては，各学校，地域において，交通安全教室を実施するとともに，安全で安心な交通環境の整備に向けて，交通安全施設整備事業によるガードレール，カーブミラーの更新などを実施してまいります。

消費者行政につきましては，多様化する消費者問題から市民を守るため，弁護士会との連携や地域コミュニティFMなどを活用した啓発活動など，今後も積極的に取り組んでまいります。

第5点目は，地域の中で教え，学ぶ教育・文化のまちづくりの実現についてであります。教育行政におきましては，本市の教育理念である地域に根差したふるさと教育，奄美の子どもたちを光にのもと，活力ある教育を推進してまいります。確かな学力の定着，向上につきましては，本市が取り組んでいる学力向上対策授業改善五つの方策の徹底に努めるとともに，家庭学習の習慣化と充実を促進してまいります。

国は全国の小学校について1学年だけでなく全ての学年における35人学級の実現に向けて，年次的に改める方針を表明したところであります。本市におきましては，既に県全体で実施している1・2学年での30人学級に加え，全国的な取組に先駆けて5・6年についても35人学級としているところであり，国の動向を注視しながら引き続き効果的な学級編成に取り組んでまいります。

また，児童・生徒1人1台のデジタル端末を活用して，一人一人の理解度に応じた個別学習の最適化を図るとともに，児童・生徒と教師との相互コミュニケーションを通じた協同学習をより一層推進してまいります。併せて，小学校5・6年生において，ALTの積極的な活動を含めた外国語学習に取り組むほか，小学校におけるプログラミング教育についても充実を図ってまいります。加えて，特認校制度や奄美くろうさぎ留学事業を継続し，小規模，複式校の教育の充実や幼・小・中の連携を図ってまいります。

生徒指導，生徒支援につきましては，生徒指導ハンドブックに基づく各学校における取組を促進するとともに，スクールソーシャルワーカーなどによる相談体制の充実や，ふれあい教室の活用を通して，一人一人の児童・生徒の心に寄り添った支援に努めてまいります。

豊かな心の育成につきましては，児童・生徒と教師が一体となった花づくり，花いっぱい運動や市少

年少女合唱団，地域に根差す活動などを通して情操教育を推進することにより，健全な自尊感情，自己肯定感の育成や共感的な人間関係の構築を図ってまいります。

また，ふるさと読書の森推進事業により，学校図書室などの書籍の充実を図り，児童・生徒の読書習慣の確立や多様な読書活動の促進に努めてまいります。

郷土を愛する心の育成につきましては，ふるさと学習を通して島口や島唄，新民謡，八月踊りや六調などを伝承し，伝統文化を保存継承する世代づくりに取り組み，生まれ育った奄美に誇りを持つ児童・生徒の育成に努めてまいります。

健やかな体の育成につきましては，1校1運動などを推進し，園児や児童・生徒の体力向上を図るとともに，学校給食を通して奄美の食材を生かした食育に取り組んでまいります。

安全・安心な学校づくりにつきましては，各学校での防災訓練などの防災教育を通して，児童・生徒が主体的に行動する態度を育むとともに，通学路安全推進会議など，学校，地域が一体となった取組に努めてまいります。

また，老朽化した朝日小学校の校舎大規模改修事業をはじめ，学校施設の改修を計画的に進めてまいります。

高等学校への取組につきましては，バス通学にかかる負担軽減を図る奄美市高校生遠距離通学支援制度を新たに創設するとともに，高校の活性化を図るため地元高校魅力アピール支援事業を実施してまいります。

高等教育機関への取組につきましては，奄美看護福祉専門学校への支援を実施し，不足する医療・福祉分野の人材育成や定住促進を図ってまいります。また，奄美大島5市町村が連携した共同キャンパスの実現に向けた取組を進めるとともに，鹿児島大学国際島嶼教育研究センター奄美分室など，包括連携協定を締結している大学などと連携した取組を推進してまいります。

生涯学習の推進につきましては，講座の充実，県立奄美図書館との連携，移動図書館車の市内巡回並びに福祉フェスタの開催などを通して，生涯学習活動への参加意欲の向上に努めてまいります。また，生涯学習の拠点となる市民交流センターにつきましては，早期完成に向けて整備を進めるとともに，市民の皆様が親しんでいただける体制づくりにも取り組んでまいります。

社会教育の推進につきましては，家庭，地域の教育力向上の取組に加え，青少年教育やPTA活動の充実を図り，学校，家庭，地域の連携を図ってまいります。

郷土学の振興につきましては，先人の教えである島唄半学の精神に倣い，シマグチ・シマユムタや地域の伝統文化の保存継承活動を促進するとともに，奄美博物館において世界自然遺産に関わる企画展などを開催し，情報発信機能の強化に努めてまいります。

また，市民の文化財愛護思想の普及啓発と併せて，文化財を活用した地域活性化を図るため，文化財説明板の設置を進めるとともに，新たに国指定史跡宇宿貝塚の保存活用計画の策定に取り組んでまいります。

文化活動の振興につきましては，市民文化祭や市美術展覧会を開催するとともに，本年10月に本市では初開催となる県民フェスタに向けて，県文化協会などと連携して準備を進めてまいります。

また，地域に残る集落行事や伝統文化を映像に記録することで，地域文化の保存継承を図ってまいります。

奄美市民歌につきましては，奄美市の更なる一体感の醸成と市民のふるさと意識の高揚を図るため，市民に広く普及するよう取り組んでまいります。

奄美群島の復帰運動の伝承につきましては，日本復帰記念の日の集いを開催するとともに，奄美博物館に所蔵する貴重な資料の保存に向けた取組を推進してまいります。

社会体育の振興につきましては，市民体育祭や地区対抗駅伝競走大会など，市民が広くスポーツに親しむ機会づくりに取り組むとともに，大島地区大会などの開催にあたっては，円滑な運営に向けて各種団体と協力連携してまいります。

また、小・中学生のスポーツ文化活動の支援のため、全国大会などへの大会出場助成を実施してまいります。併せて、総合運動公園などにおいて施設の安全性の確保と利用促進に努めてまいります。

スポーツ合宿につきましては、官民連携による受入体制の強化を図るとともに、合宿チームと連携して地域の競技力向上に努めてまいります。

令和5年に延期となった特別国民体育大会相撲競技につきましては、改めて関係機関と連携し、大会成功へ向けて準備を進めてまいります。

第6点目は、魅力ある地域づくりに向けてについてであります。市民協働の推進につきましては、市長とむんばなしなどをとおして、市民と直に語り合うとともに、地域の行政協力員などと連携し、地域の課題解決に向けて取り組んでまいります。また、1集落1ブランド事業や紡ぐきよらの郷づくりなどにより、地域や各種団体の知恵と工夫を生かした取組と、活力ある地域づくりを支援してまいります。

男女共同参画の推進につきましては、男女共同参画あまみ会議と連携し、市民の意識啓発活動を推進してまいります。

定住促進につきましては、定住促進住宅の整備に取り組むほか、U・Iターン者への住宅購入費、リフォーム助成制度の活用を促進するとともに、空き家バンク制度や移住支援情報の充実を図り、積極的な移住・定住施策を展開してまいります。また、奄美市空き家等対策計画に基づき、総合的かつ計画的に空き家、廃屋などの適切な管理、利用促進を図ってまいります。

国際交流につきましては、将来の奄美を担うグローバル人材の育成を図るため、ナカドゥチェス市との中学生交換留学を実施するとともに、中学生と南カリフォルニア奄美会との交流を図ってまいります。

地域間交流につきましては、友好都市である兵庫県西宮市、大阪府豊中市との地域間交流を推進するほか、長野県小川村、群馬県みなかみ町との交流事業に取り組んでまいります。また、香川県小豆島で開催予定の全国離島交流中学生野球大会に参加し、全国離島地域との交流機会の創出にも取り組んでまいります。

市民サービスの向上につきましては、市税などについて新たにクレジットカードによる納付サービスを開始し、市民の利便性向上を図ってまいります。また、市民生活において今後利活用が広がるマイナンバーカードの更なる普及促進を図ってまいります。

併せて、各種研修などによる市職員の資質向上に取り組むとともに、各種ICTツールを活用した職員の働き方改革と、公務能率の向上を図り、質の高い行政サービスの提供に努めてまいります。

ふるさと納税につきましては、返礼品の更なる充実を図るとともに、いただいた寄附金については、世界自然遺産関連事業への活用など、寄附者の想いに応えられるよう、計画的な運用を推進してまいります。また、企業版ふるさと納税制度に取り組み、法人からの寄附を募ることで、新たな財源の確保に努め、地方創生の取組を加速させてまいります。

公共施設の適切な管理につきましては、指定管理者制度などを活用し、民間事業者との連携による市民サービスの向上に努めてまいります。

行政情報力の向上につきましては、広報紙やインターネットの活用、報道機関との連携など、様々な手法による市政情報の提供を行うとともに、市民の皆様から各種施策に対する御意見を、より一層お寄せいただけるよう、広聴活動の充実を図ってまいります。

広域行政の推進につきましては、奄美群島成長戦略ビジョンに基づく取組を着実に実施するとともに、新年度は5年間の時限立法である現行奄振法の折り返し地点を迎えることから、次期奄振に向けても奄美群島広域事務組合を中心に、12市町村一体となって検討を進めてまいります。

ここまで、本市の主要施策を申し述べさせていただきました。

続いて、これらの主要施策の推進にあたり編成いたしました令和3年度予算案の概要について、申し上げます。

国は、令和3年度予算編成の基本方針において、新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受けた国内経

済を内需主導で成長軌道に戻していくことができるよう、経済の下支えを行いながら感染症拡大防止と社会経済活動の両立を図っていくこととしております。こうした国の動向を踏まえ、本市といたしましても新型コロナ対策を重要課題として捉え、各種取組を切れ目なく継続していくために、令和2年度繰越予算と令和3年度予算を連動した15か月予算として組み立て、実行してまいりたいと思います。

一般会計の歳出では、本庁舎や市民交流センターの大型事業が完了を迎え、普通建設事業費は大きく減額となったものの、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は増加傾向にあります。

一方で歳入においては、新型コロナの影響により自主財源である市税や地方消費税交付金などの減収が見込まれるなど、地方財政を取り巻く環境は更に厳しくなることが想定されております。

このような中、新年度当初予算は、前年度と比較して、一般会計総額で21億円ほど減額となりましたが、新型コロナ対策予算、攻めの総合戦略の実現に向けた地方創生予算、ふるさと納税を活用した世界自然遺産関連予算などを確保し、引き続き限られた財源の有効活用と財政の健全化に努めてまいりたいと存じます。

それでは、令和3年度の各会計の当初予算案について、概略を申し上げたいと存じます。

まず、議案第13号、一般会計予算は、普通建設事業費の減額などにより、対前年度6.3パーセント減の315億2,435万7,000円であります。

次に、議案第14号、国民健康保健事業特別会計予算は、事業費納付金の減額などにより、対前年度1.6パーセント減の50億7,087万3,000円であります。

議案第15号、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算は、医療設備費の増額などにより、対前年度2.0パーセント増の2億7,051万8,000円であります。

議案第16号、後期高齢者医療特別会計予算は、前年度並みの5億2,879万3,000円であります。

議案第17号、介護保険事業特別会計予算は、介護給付費の増額などにより対前年度3.9パーセント増の51億4,813万1,000円であります。

議案第18号、訪問看護特別会計予算は、前年度並みの3,531万8,000円であります。

議案第19号、と畜場特別会計予算は、普通建設事業費の増額により対前年度785.8パーセント増の8,015万9,000円であります。

議案第20号、交通災害共済特別会計予算は、前年度並みの784万円であります。

議案第21号、水道事業会計予算は、建設改良費の増額などにより、収益的支出と資本的支出の合計額は、対前年度12.6パーセント増の23億2,858万1,000円であります。

議案第22号、下水道事業会計予算は、建設改良費の増額などにより、収益的支出と資本的支出の合計額は、対前年度0.9パーセント増の32億5,322万5,000円であります。

以上、一般会計、特別会計及び企業会計予算を合わせた予算総額は、対前年度3.3パーセント減の482億4,779万5,000円であります。

引き続き、議案第23号から議案第34号までの提案理由の御説明をいたします。

議案第23号 奄美市行政組織条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新たなデジタル社会に対応する部署として、商工観光情報部を設置するため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第24号 奄美市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第25号 奄美市ふるさと創生人材育成基金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、同基金を活用した奨学金制度の弾力的な運用を図るため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

次に、議案第26号 奄美市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、関係法令等の改正に伴い、審査申出書への押印を廃止するなど、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第27号 奄美市税外収入督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例及び奄美市後期高齢者医療

に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等の改正に伴い、税外収入等の延滞金の特例規定に関しても同様の改正を行うため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

次に、議案第28号 奄美市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、現行の助成の対象を18歳に達する年度の子どものままで拡充するとともに、非課税世帯の窓口負担を軽減するため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第29号 奄美市有墓地条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新たに作成した永田墓地利用計画を円滑に推進するため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第30号 奄美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、第8期事業計画の策定に伴い、新たに算定された介護保険料を定めるため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

次に、議案第31号 奄美市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、関係法令の改正に伴い管理者要件適用の猶予期間を延長するなど、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第32号 奄美市ICTプラザかさり条例の一部を改正する条例の制定につきましては、入居の更新期限を定め施設の活用化を促すため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

次に、議案第33号 奄美市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、幼稚園と小学校の連携を推進し、幼児教育の充実を図るため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

次に、議案第34号 奄美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、関係法令の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義を明記するなど、所要の規定を整備しようとするものでございます。

令和3年度の市政運営における基本姿勢及び予算編成を申し述べさせていただきました。

本年の干支は、勤勉に働く姿が誠実さを表すとされ、丑年は一步一步着実に物事を進めることが大事な年だといわれております。昨年、新型コロナの影響により延期となっていた世界自然遺産委員会が、本年6月から7月に予定されております。これまで誠実に、そして一歩ずつ進めてまいりました世界自然遺産登録への取組の成果が実を結ぶにふさわしい年であると考えているところでございます。

私たちの長年の念願が成就するよう、関係機関と連携し、世界自然遺産登録に向けた確かな一歩を進めていかななくてはならないと存じます。

子どもたちのためにと花火を打ち上げた方々がいらっしゃいました。高校生が自らのアイデアで医療従事者を応援する動画を発信していただきました。本市には10万枚を超えるマスクや、多くの御寄附、消毒液など、市内外大変多くの方々からの思いが寄せられております。誰もが経験したことのないコロナ禍において、私たちは互いに支え合うことのすばらしさを改めて実感いたしております。まず和して、而る後に大事なす、この言葉にありますように、まさに今、私たち市民が一つとなって新型コロナに対して取り組んでまいりますれば、大きな成果を上げることができるものと信じております。そのためにも、市民と議会の皆様、そして職員とともに和をなし、絆を強いものとして、引き続き奄美市の発展に精一杯努力してまいりますこととお誓い申し上げ、私の施政方針とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

議長（与 勝広君） 以上で、市長の新年度に臨む施政方針並びに各会計予算、その他各議案等に関する提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

報告書整理及び議案等調査のため、明日26日から3月4日まで休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日２６日から３月４日まで休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

３月５日午前９時３０分、本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。（午前１０時４０分）

3月5日(3日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	正 野 卓 矢 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	奥 晃 郎 君
5 番	荒 田 幸 司 君	6 番	崎 田 信 正 君
7 番	安 田 壮 平 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	10 番	大 迫 勝 史 君
12 番	林 山 克 巳 君	13 番	西 公 郎 君
14 番	関 誠 之 君	15 番	奥 輝 人 君
16 番	川 口 幸 義 君	17 番	伊 東 隆 吉 君
19 番	与 勝 広 君	20 番	竹 山 耕 平 君
22 番	多 田 義 一 君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

11 番	松 山 さ お り 君	18 番	元 野 景 一 君
------	-------------	------	-----------

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住用総合支所事務 所 長	弓 削 洋 一 君
笠利総合支所事務 所 長	濱 田 洋 一 郎 君	総 務 部 長	三 原 裕 樹 君
総 務 部 参 事	野 崎 浩 敏 君	総 務 課 長	平 田 宏 尚 君
企 画 調 整 課 長	國 分 正 大 君	財 政 課 長	永 田 公 洋 君
プロジェクト推進 課 長	當 田 栄 仁 君	市 民 部 長	満 永 亮 一 君
税 務 課 長	藤 原 俊 輔 君	市民協働推進課長	佐 野 早 苗 君
環 境 対 策 課 長	平 田 博 行 君	市民福祉課長	村 田 英 樹 君
保 健 福 祉 部 長	山 下 能 久 君	福 祉 事 務 所 長	永 田 孝 一 君
福 祉 政 策 課 長	寿 山 一 昭 君	健 康 増 進 課 長	徳 永 明 子 君
商 工 観 光 部 長	武 下 義 広 君	商 工 情 報 課 長	向 井 渉 君

3月5日(3日目)

紬観光課長	島袋修君	産業振興課長	長井和揮君
農林水産部長	栄広久君	農林水産課長	石神康郎君
建設部長	保浦正博君	都市整備課長	竹元康晴君
土木課長	平山光二君	建築住宅課長	岡江康裕君
上下水道部長	藤山浩俊君	下水道課長	里則人君
教育部長	福長敏文君	学校教育課長	末吉正承君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	前田賢一郎君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	重信竜昇君
主幹兼議事係長	伊集院正君	議事係主査	堀健太郎君

議長（与 勝広君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は、一般質問であります。

○

議長（与 勝広君） 日程に入ります。日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますよう、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。さらに、当局に置かれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔明瞭に行われますよう、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、自由民主党 奥 輝人君の発言を許可いたします。

15番（奥 輝人君） 議場の皆さん、市民の皆さん、そして笠利総合支所1階正面入口のモニター前で御覧の皆さん、すかんまんきゃあ、うがみしょうら。おはようございます。令和3年第1回定例会、一般質問一番くじを引き当てトップで質問を行います、自民党会派の奥 輝人です。

一般質問に入ります前に、少々所見を述べたいと思います。私は過去に2回の一番くじがあり、これで3回目となりました。今回の私の質問は、コロナオンリーの100パーセントであり、他の同僚議員と同様の質問項目が数件ありますが、いの一の一番ということは誰にも被らない、そして議長いわく、なお、重複する質問事項については、極力避けられますように質問者において御配慮をお願いいたしますということにも当てはまらないということで、一番目の特権を生かして簡潔明瞭に進めていきたいと思えます。

さて、令和3年の新しい年が明けてから、もう3月ということで、今年度末で定年退職される職員の皆さん、あと残りわずかとなってきました。対象となる職員は昭和35年度生であり、ネズミ年と丑年の早生まれの職員であります。長きに渡り役所勤めの奉公、本当にお疲れ様でした。4月からは新たな人生の旅立ちであります。定年退職される皆さんは、まだ60代なり初めであります。もう60代ではありません。もう60代とは、おじさん、お婆さんの取り扱いになりますので、もうは使わないで、まだを使いこなしてほしいと思います。まだまだ現役バリバリの60代、ヤングマンであり、キャリアマン、キャリアウーマンであります。その若さをこれからも十二分に生かして、これまでの経験と体験を各地域で、さらに活躍して地域の活性化に奮闘していただきたいと思えます。頑張ってください。

さて、新型コロナの影響についてであります。まだまだその影響は続きそうで、いったいいつになればコロナの収束日がくるのか、本当に待ち遠しい限りであります。国においては、海外のコロナワクチンが承認され、国民への接種が始まり、明るい兆しは見えてはいるものの、いつになれば脱マスクや三密の回避、不要不急の外出の自粛の回避、そして新しい生活様式の回避など、コロナ対策の回避となるのか、まだまだ先は全然見通せない感じであります。現在、全国においてコロナの感染者数、新規の感染者数は減少傾向に転じてはいるものの、関東方面の緊急事態宣言が全て解除となったときに、ワクチンの接種が追い付かなければ、さらに次の第4波が来ないか、危惧されている面もあり、まだまだ油断禁物で取り組まなければならない状況下であると思えます。

そのような中、地域のコロナ状況はと言いますと、地域経済は疲弊化し、地域集落は沈静化し、夜の街は静寂化し、本当に元気のない、活力のない、それが今の地域、そして奄美市の姿であると思えます。さて、脱コロナの時代が一日も早く収束化し、そして元の通常の生活様式に一日でも早く戻れることを祈念いたしまして一般質問に入ります。

1、新型コロナへの対応について。（1）コロナワクチンへの対応について。①現在の接種の準備に

ついてであります。米国のファイザーワクチンの承認申請が２月１４日に承認され、鹿児島県内でも先行接種があり、２月の１９日から鹿児島市の国立鹿児島医療センター内で始まっています。職員数は約１，０００人のうち、初日は医師や看護師など２４人が接種を受けています。残りの医師、看護師、薬剤師、事務員、委託職員など、約４００名ほどは接種を希望しており、随時接種を受けている状況下であると思います。

さて、奄美市において国からの指針に基づき、接種準備の対応に各種シミュレーションを描いて急ピッチで取り組んでいる状況であると思います。現在の奄美市における接種準備の状況について伺いたいと思います。

後の質問からは発言席で行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それでは、早速奥議員にお答えさせていただきます。

議員お話のとおり、新型コロナウイルスにつきましては、昨年１月１５日に国内で最初の感染者が確認され、これまでの感染累計者数は４３万人を国内で超えております。また、死亡者も８，０００人を超えている状況でございます。改めまして、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、感染された方々にお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、新型コロナウイルスのワクチン接種につきましては、昨年９月に全国民を対象に無料で接種を行うと、国が方針を決定いたしております。２月１７日に早速医療従事者を対象とした先行接種が始まっております。この国家プロジェクトとも言えるワクチン接種につきまして、本市では全庁的、横断的な協力体制で接種推進室を設置するとともに、大島郡医師会や関係機関とも連携し、準備を進めているところであります。ワクチン接種に当たりましては、以前お話申し上げましたとおり、はじめに奄美文化センターを会場とする集団接種を計画いたしております。また、必要となる費用につきましても、先般、議会の御理解の下、予算の確保をいたしたところであります。いずれにいたしましても、市民の皆様が安心して円滑にワクチン接種ができますよう、万全の体制で準備を進めておりますので、今後とも御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

１５番（奥 輝人君） 市長、ありがとうございました。今、市長が述べられたようにですね、今準備、万全を期してですね、奄美市民の健康をやっぱり最優先に考えて、準備が進められているということは、本当、いいことだと思います。それでですね、さらにまた、ちょっと掘り下げてですね、質問をしたいと思います。

まず、保管冷凍庫の状況についてでありますけど、先月にですね、新聞紙上等で１台の保管冷凍庫が奄美市に到着しております。これはファイザー社ワクチンに対応できる零下７０度の超低温冷凍庫ということで、ディープフリーザーということであります。３月までには３台の配備を見込んでいますが、現在の状況はどのようなものであるのか。また、その１台のですね、容積は７０リットルということになっていますが、１台でワクチンの１瓶の入る量はいくらぐらいなのかまで、ちょっと尋ねたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） おはようございます。それでは答弁させていただきます。

まず初めに、超低温冷凍庫ディープフリーザーにつきましては、本市に３台配置されることになっており、２月１６日に１台到着しております。残りの２台につきましては、３月中に配備される予定でございます。この超低温冷凍庫につきましては、国から無償で提供され、配送されております。

次に、超低温冷凍庫のワクチンの保管につきましては、最大１０箱保管することができます。１箱にはワクチンが１９５バイアル、１９５本入っており、１バイアル１本当たり５回接種分となっているた

め、10箱で9,750回分を保管することができます。

15番（奥 輝人君） 分かりました。3月末日までにあと2台が入るということでもありますので、そこら辺りも、やっぱり保管状況なども確認しながらですね、進めてもらいたいと思います。またですね、70リットル中に10箱ですか、入るということでもありますので、1瓶で5名ないし6名の接種した場合は、約200名ぐらいですかね、500名ぐらいですかね、5,000か。ちょっと計算が、まったいいよ。1瓶では何名ぐらいの接種ができるのか、そこまでちょっと伺いたいと思います。1瓶ですね。

保健福祉部長（山下能久君） この1瓶のことをバイアルと呼んでおりますが、この1バイアル当たり5回接種分という形になっております。

15番（奥 輝人君） 1瓶で5回接種分ということになっているということですよ。そういった場合、5回では、さっき言った10箱に換算したときに、5,000名とか言っていたような気がしますけど、それに市民の皆さんの数は合うんですか。

保健福祉部長（山下能久君） ワクチンの供給につきましては、現在、国のほうでファイザー社と契約を結んで順次供給をするという流れになっていますが、まだまだ、いつ、どのくらいの量が届くかというのは、示されてない状況でございます。つきましては、こういった国からの情報を基に、ワクチン接種につきましては、まず、集団接種から進めていきたいと考えておりまして、国からの情報を基に予約制にて接種という形で進めさせていただきたいと考えております。

15番（奥 輝人君） 分かりました。私の考えでは1瓶からですね、最大で6回接種ということを情報で聞いております。今、注射器関係で、やっぱり6回打てる注射器がなくて、5回になるという、要するに液が残るということで5回分しかないということも情報で流れていますけど、それで一応、注射器の件について、ちょっと聞きたいんですけど、注射器については1瓶6回接種、そしてさっき言われたように、注射器のシリンダーと、その針との間に液が残るということで5回ということになってますけど、この注射器の確保について、その新しい6回分の注射器が、この奄美市にも届くのか、そこ辺りはどうなっているんですか。

保健福祉部長（山下能久君） ワクチン接種用の注射器につきましては、特殊なシリンジを使用すると、1バイアル当たり6回分を接種することができますが、生産が追いついていないため、本市に届くものにつきましては、1バイアル当たり5回分と想定をしているところでございます。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。5回分ということで、分かりました。それでですね、このワクチンについてですけど、一応マイナス70度ということは、本当、冷凍ということで、その後の解凍するんですけど、その解凍する時間とか、そういった、ワクチンの解凍するときに、どのような形で解凍していくのか。もうそのまま外に置いて解凍していくのか、または、何か液とか入れて、水とか、お湯とか入れて解凍していくのか、そこ辺り、ちょっとお願いしたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） 接種までの流れにつきましては、超低温冷凍庫から冷蔵庫で解凍する場合は、3時間で解凍となっております。もしくは、室温状態で解凍する場合は30分で解凍ということが示されております。解凍したバイアルを上下にゆっくりと10回転させます。その後に生理食塩水を吸引し、バイアル内に注入し希釈する。針を抜く前に空になった希釈用シリンジに空気を1.8ミリリットル吸引しまして、生理食塩を注入したバイアルを上下にゆっくり、また10回転させます。希釈した

日時をバイアルのラベルに記録し、室温で保管、希釈したバイアルから接種量0.3ミリリットルの溶液を、接種用のシリンジに吸い上げ、5回分をそれぞれ吸い上げ、医療用バットに準備して接種をするという流れになっております。

15番（奥 輝人君） 分かりました。そこら辺りは、医師とそういった看護師などが、そうやって対応していくと思いますので、間違いがないようにお願いしたいと思います。それではですね、一応、ワクチンの導入状況についてでありますけど、やはり、ワクチンが奄美市にまだ届いてないということで、早く届いて市民の皆さんに接種をさせなければいけないというのが、当たり前の日々であるかと思いますが、着実に入荷できそうなのは、いつ頃なのか。また、そのワクチンの輸送について、どのような手段で奄美本島内に入ってくるのかを伺いたいと思います。

議長（与 勝広君） 答弁をお願いいたします。

保健福祉部長（山下能久君） 本市へのワクチンの供給でございますが、3月の1週目に出荷ということで、ファイザー社のほうから1箱届くことが決まっております。また、3月中にもう1箱ということで、これはまだ未確定の部分なんですけど、4月に1箱という形で、現在のところ県のほうから情報をいただいております。

このワクチンの輸送、運搬につきましては、ファイザー社から直接の発送となるため、航空便での輸送になるのではないかと、県から連絡を受けているところでございます。

15番（奥 輝人君） はい、よく分かりました。一応、ワクチンが本当、3月中にはもう入ってくるといことでありますので、その場合ですね、接種の開始時期ということでもありますけど、先ほどちょっと3月の下旬頃だと思いますけど、詳しいですね、奄美文化センターでの接種開始が始まるということで、3月下旬頃となっていますけど、具体的なそういった日程等があれば、お願いしたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） 本市におけるワクチン接種の開始につきましては、のど自慢終了後の3月22日より文化センターを借用し、医療機関、医師会とも連絡調整を図りながら開始を進めたいと考えているところです。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。3月22日より接種の準備にかかるということでもあります。そのですね、一応、奄美文化センター、振興会館のほうでは、その前日にですね、今言われたのど自慢の予選会と本番がありますので、それに支障が出ないようにということでの22日以後だと思えます。それでですね、その奄美文化センター、その後、ずっとですね、このワクチンの接種会場ということで、そのまま、いつ頃まで、この奄美文化センターを利用するのか。なぜならば、奄美文化センターも、やっぱり使いたいとか、イベントでやりたいとか、そういった団体とかもいると思うんですよ。今、コロナの状況で、そこらあたり自粛自粛で、そういった公演とか、イベントが中止になっていますけど、やはり新年度明けてからは、やっぱり何らかのイベントをやりたいという、そういった申し込みとかあった場合のことを考えてですけど、いつ頃まで奄美文化センターを利用していくのかをちょっと聞きたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） 奄美文化センターの借用につきましては、3月22日から8月末までを借用としております。ワクチンの接種につきましては、先ほど市長からもありましたとおり、国家的プロジェクトであり、また新型コロナウイルスの感染防止対策の決め手となるものでございますので、これを第一と考えているところではございますが、ワクチンの供給量とか、そういったことも踏まえまし

て、イベントの開催につきましては検討課題とさせていただきたいと存じます。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。一応、市民の皆さんが、やっぱり使いたいというときは、そういった配慮をしてですね、奄美文化センターが使えるようなことに検討してもらいたいと思います。例えば、土曜日とか日曜日、こういったイベントがしたいという、そういった希望があれば、そこ辺りもくみ取ってもらいたいなあという思いがしております。

それじゃですね、②番目の集団接種の会場についてであります。今、言ったように、集団接種の会場としては、奄美文化センターということでもありますので、まずは医療従事者からの接種となると思います。医療従事者等については、数も限られ、交通手段も確保され、スムーズな体制で接種が可能だと思われます。その後の4月からですけど、高齢者に移っていきますけれど、そのときに高齢者のことを考えてですね、集団接種会場の、やっぱり分散というか、奄美文化センター以外に笠利とか、住用のほうでも集団接種会場等が、設営できないのか。そこ辺り、今後どのように考えているのかを聞きたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） 本市におきましては、奄美文化センターを集団接種会場とし、現時点では国からのワクチンの供給状況で変更の可能性もございますが、8月末までは集団接種会場を中心に接種を行う計画を進めております。これは、国から供給予定のファイザー社のワクチンが、マイナス75度での保管が必要ということで、市内の医療機関等では保管が難しいということから、国から支給される超低温冷凍庫を奄美文化センターに設置し、ワクチンの集団接種を行うものでございます。

高齢者のワクチン接種につきましては、送迎等の検討も行っておりますので、奄美文化センターでの集団接種会場において接種を行っていただきたいと考えております。しかしながら、移動が長時間になり、身体への負担になる高齢者につきましては、笠利地区、住用地区での接種について、大島郡医師会や関係機関と協議を進めているところでございます。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。一応8月頃までは集団接種を一応やっていくと。その中で、笠利・住用については一応検討はしていくということでありました。やはり交通手段としては、笠利・住用の場合はやっぱり、この前の全員協議会の中でも出たんですけど、高齢者については大型バスなどを借りながら、輸送するというものでありましたので、そこら辺り、笠利から来るとなれば、やっぱり何名行くのか、そこら辺りも計算をしながらですね、高齢者の方が安心して接種できるように整えていただきたいと思います。

それじゃですね、一応、それと医師、看護師の状況についてまで、ちょっと聞きたいと思います。医師や看護師の確保については、集団接種会場奄美文化センターでありますけど、この前の説明の中でも、そういった数なども示されていましたが、そのような状況でよろしいのか。医師や看護師などは確保されているのかを聞きたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） 本市では、これまで大島郡医師会の担当医や医師会事務局とワクチンの接種につきまして協議を重ねており、その中で、まずは奄美文化センターでの集団接種をすることを決めております。しかしながら、安全で円滑な集団接種を行うに当たりましては多くの従事者が必要となり、特に医師・看護師の確保が重要と考えております。そのため、医師・看護師の確保につきましては、先日、大島郡医師会の定例会におきまして、接種体制等の説明をさせていただき、協力体制を取っていただけることを確認できております。今後、具体的な接種計画を立てた時点で、再度、協力の依頼を行ってまいりたいと考えているところです。

15番（奥 輝人君） はい、よく分かりました。医師会と連携を密にしてですね、取り組んでもらいた

いと思います。それではですね、先日新聞報道等でもですね、このワクチンの接種と保管を担う基本型接種施設ということで、これが奄美文化センターだと私は思っております。そして、そこからワクチンを移送してですね、連携型接種施設に移送されるということでもありますけれども、奄美市ではもう7施設、こうやってそういう施設があるということでもありますけれど、この条件について説明をしていたきたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） 議員御案内の連携型接種施設とは、医療従事者等への接種に当たり、接種を行う施設が希望した場合、ワクチンを基本型、奄美文化センターの基本型施設から冷蔵で移送し、有効な期間内に自分の医療機関の施設で従事者に対して接種する施設でございます。この連携型接種施設につきまして、本市では県立大島病院、中央病院、徳洲会病院、奄美病院、徳洲会笠利病院、奄美和光園の7施設が登録をしているという状況でございます。

15番（奥 輝人君） その連携型施設7施設は、医療従事者を専門に一応、接種していくという形を取っているということですか。分かりました。それじゃあですね、ちょっと時間も過ぎていっていますので、一応、次の短時間での接種についてを伺いたいと思います。

本当、全国の多くの自治体からの声でですね、一応、ワクチン接種までの時間がかかり過ぎるという意見があります。まず最初の聞き取りや問診であります。特に、高齢者等においてはですね、各種の疾患や病歴、現在の薬の投与関連など、時間がかかるということでありました。最短での接種には事前のですね、問診、接種券等、同時送付が必要であるということでもあります。ほかの自治体ではそういうことを実行している自治体もあります。奄美市においてはですね、こういう短時間での接種について、どのように考えているのかを聞きたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） ワクチンの接種につきましては、新型コロナ感染防止のため、予約制にて行うこととしております。接種会場における流れといたしましては、入口での受付、予診票確認、医師による問診、その後にワクチンの接種と接種済証の交付、接種後の健康観察となります。厚生労働省と川崎市が新型コロナウイルスワクチン接種会場の運営訓練を1月27日に実施しております。この訓練では、想定よりも問診に時間がかかるなどの問題点が報告されております。

御質問の接種券と予診票の同時送付につきましては、ワクチンの接種券に予診票を同封し、発送をする準備を進めております。この予診票を前もって送付することで、記入にかかる時間の短縮を図り、さらには予診票記入場所へ看護師や職員を配置し、医師の問診を受ける前に記入漏れがないか、医師の確認が必要な点はないかなど、あらかじめ確認を行うことでスムーズな接種につながり、時間を短縮することができると考えております。

15番（奥 輝人君） よく分かりました。一応、そういうことで対応していただきたいと思います。特定健診もそういう対応になっていますので、自分たちも前日の日までに問診を書いて、特定健診の日はその日を出せば、ただチェックしてすぐ行けるという、そういったスピード感が出ますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それじゃあ、④番目のですね、2回目の接種についてであります。ワクチンの効果を発揮させるためには2回の接種が必要であるということでもあります。1週間目の接種から約3週間後であります。まず、医療従事者から始まって高齢者へとつながっていきますが、集団接種会場の混乱等も危惧されていると思います。特にですね、高齢者の接種で1回目、2回目ですね、の方の仕分けなどについてであります。スムーズに接種できるような体制はできているのか、いつ頃できる体制には、どのように対応していくのか、対応していくのかを聞きたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） ワクチンの接種につきましては、先ほどもお答えしましたとおり予約制としております。先行して接種しますファイザー社のワクチンにつきましては、1バイアルが5回分であることや、生理食塩水で希釈後は6時間以内に接種しなければならないとされており、このワクチンを無駄にしないためにも、予約制にて接種を実施いたします。また、ファイザー社のワクチンにつきましては、1回目の接種後、3週間の期間をおいて2回目の接種をすることとされており、接種会場において接種券により1回目、2回目の接種を確認することができます。本市の文化センターでの集団接種では、1時間当たり20名の枠を設け、電話や予約システムを利用し予約してもらうことを想定しております。なお、1回目の接種後に2回目の予約を行うことも予定しており、予約時や接種会場において周知を図ってまいります。いずれにしましても、国や他自治体の訓練における課題等も参考にし、本市の接種会場で混乱が出ないように、スムーズな接種のための準備を進めてまいりたいと存じます。

15番（奥 輝人君） はい、よく分かりました。予約制でやるということですので、スムーズに流れるように期待したいと思います。

それじゃあですね、2回接種することによって、そのワクチンのですね、有効期間ですね、有効期間、どのぐらいの、2回打って、期間があるのか。いつ頃まで期間があって、そして切れるのかをちょっと聞きたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） 新型コロナワクチンの効果につきましては、感染予防の効果が確認されているところでございますが、臨床試験や接種が始まってから時間があまり経過していないことから、効果の持続性についてはまだ明らかにされておりません。新型コロナワクチンは新しいワクチンであり、これから多くの方に接種されることにより、その有効期間を含む効果について明らかになると考えております。2月15日に開催されました厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、妊婦については努力義務の対象から除外することが承認されております。いずれにしましても、国からの情報をもとに市民の皆様へしっかりと情報の提供を図ってまいりたいと存じます。

15番（奥 輝人君） はい、よく分かりました。それじゃあですね、ワクチンの接種の呼びかけについてでありますけれど、これは個人の任意であり、義務化ではなく、個人判断であります。国としては全ての国民は接種をと呼びかけております。妊婦においてはですね、赤ちゃんへのリスク等も考えられるから、医師との相談をしての努力義務となっております。奄美市において、この接種の周知についてを伺いたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） ワクチンの接種の周知につきましては、国からの正しい情報を基に、ホームページ、奄美市だより、他の手段を用いて市民に対しまして周知を図ってまいりたいと考えているところです。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。やっぱりコロナワクチンの報道番組、ニュース等でほとんど出ておりますので、多分、そういったことは市民の皆さんや国民の皆さんは、もう十分承知されていると思いますので、奄美市が集団接種されるときにさらなる接種の確率が上がるようにですね、やってもらいたいと思います。またですね、やはり全国においても接種を希望しない方も、やっぱり約30パーセントぐらい、まだいるということがありますので、そういった接種を希望しない方々への対応等についてもですね、きめ細かく接種をすることによって、このコロナの収束が見える化になりますということなど、やっぱり情報発信しながらですね、接種を希望しない方の対応もよろしくお願ひしたいと思います。

それではですね、⑤番目の副反応への対応についてであります。ワクチン接種後においてですね、副

反応の心配があるとのことでもあります。副反応の症状は痛みや頭痛、また疲労、発熱、アナフィラキシー、急激なアレルギーなどであります。接種後、特にアナフィラキシー等に備えて、その場所で約30分の待機をしなければいけないとなっております。もし、体調が変化したり、アナフィラキシーなど副反応が出た場合にはですね、対応できる体制を敷いていると私は思っております。ただ、その場所で副反応が出ないですね、自宅へ帰ってから、そういった出た場合の対応ですね、奄美市の対応を聞きたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） お答えいたします。日本でも国立病院等の医療従事者への先行接種が2月17日に開始され、2月26日までに2万8,530人の方へ接種されております。このうち3件の副反応報告がされております。副反応の内容につきましては、皮膚及び口腔内のアレルギー反応、これはじんましんになります、や脱力、発熱などで症状については改善されていると報告されております。ワクチンの接種後は副反応等の健康状態に異常がないことを確認するため、15分から30分程度、接種会場において健康観察を行います。体調に異変が生じたときは、接種会場の医師などが対応いたしますが、症状によっては医療機関への救急搬送ということも想定し、救急対応を含めた安全対策についても、現在、大島郡医師会と協議をしているところでございます。議員御質問の自宅に帰ってから体調不良等の異変に気付いた際は、まずはかかりつけ医に相談していただき、症状によっては受診をしていただきたいと思います。また、かかりつけ医がない場合、県の設置するコールセンターへ問い合わせをしていただき、症状について相談をしていただくこととなります。接種後の副反応にかかわる医学的知見が必要となる専門的な相談につきましては、県が相談体制を確保することとなっております。ワクチンについての安全性や副反応についての情報につきましては、国から示される正確な情報について市民の皆様にホームページや広報紙等で周知してまいりたいと考えております。

15番（奥 輝人君） はい、よく分かりました。是非そのように取り組んでいただきたいと思います。

それじゃあですね、⑥番目の接種後のですね、生活様式についてであります。ワクチン接種後、2回目の終了後における生活様式についてであります。これまで同様にマスクの着用や三密の徹底、集団での会食自粛など、これまでと変わらない生活様式であるとのことですが、周知等について伺いたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） お答えいたします。ワクチン接種を受けた方は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防すると期待されております。しかし、ワクチンの効果期間等は分からない点も多くございます。また、ワクチン接種が進んで行く段階では、接種が終わった方と接種をしていない方が混在し、社会生活を営んでいくことになるため、市民の皆様には引き続きマスクの着用や手洗い、消毒、三密を避けるなど、感染予防対策を取っていただくようお願いいたします。ワクチンの接種後もこれまでとおり感染症予防対策が必要であるということにつきましては、市のホームページを通して周知してまいりたいと考えております。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。これから、本当、年度末から年度初めにかけてはですね、やっぱり送別会やら歓迎会とか、いろいろ催し物があると思いますので、その中で、やっぱり今まで通りの新しい生活様式のままで、やっぱり対応していただきたいということを、やっぱり市民の皆さんにも周知させていただきたいと思います。

それじゃあですね、⑦番目の16歳未満への対応についてであります。基本16歳以上の方がですね、今回のコロナワクチンの接種の範囲であります。16歳未満の学生や子どもたちにおいてはですね、接種の範囲では、今のところありません。ワクチンの接種は健康への被害やその他の被害など、リスクがあると思いますけど、この16歳未満の接種が範囲でないのはどのようなことなのかを聞きたい

と思います。

保健福祉部長（山下能久君） お答えいたします。今回の新型コロナワクチンの接種対象者は、議員御案内のとおり16歳以上となっており、新型コロナウイルスに感染したことがある方も対象となっております。現在、承認されておりますファイザー社のワクチンにつきましては、16歳未満への臨床試験のデータが少ないため、16歳以上が国の薬事承認対象となっております。ファイザー社以外のアストラゼネカ社やモデルナ社は、18歳以上に対して臨床試験が行われており、今後提出された臨床試験のデータに基づき、接種年齢が決まることになります。また、ファイザー社やモデルナ社は12歳以上の小児を対象とした臨床試験も開始されています。臨床試験のデータによっては、対象年齢が広がる可能性もございます。このように、各社のワクチンにつきましては、臨床試験のデータによる年齢の設定となっているところでございます。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。一応、子どもたちの感染経路というのが、やっぱり家庭内感染が一番多くてですね、あとは飲食感染とかありますけれど、そこ辺り、やっぱり16歳未満の子どもたちの、やっぱりそういった健康を守るためにもですね、今後はワクチンのこの供給状態によってはですね、やっぱり16歳未満も、やっぱりやっていただきたいなあという思いがしておりますので、今後それは検討されると思いますので、これはよろしいかと思います。

それじゃあですね、⑧番目の今後のスケジュールについてであります。米国のファイザーワクチンに続いて英国のですね、アストラゼネカワクチンが承認申請を出しております。また、米国のモデルナワクチンもですね、承認申請を検討しているとのことでもあります。このままのワクチンの承認が出ればですね、早い時期での接種が可能となると思います。奄美市のですね、今後のスケジュール等についてですね、伺いたいと思います。まずは1番目に医療従事者からということで、2番目に高齢者ということで、そういった日程ですね、具体的な日程等が分かればお願いしたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） お答えいたします。ワクチンの接種スケジュールについて、国は令和3年2月から令和4年2月末までの接種を予定期間と示しております。接種順位につきましては、医療従事者、65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する方などとしております。ワクチン接種を担当しております河野大臣が、高齢者については4月12日から限定的に接種を開始し、4月26日の週から全ての自治体に行き渡る数量のワクチンを配送したいというスケジュールを発表しております。本市におきましては、3月末に医療従事者への接種を開始し、4月中旬には高齢者の接種を開始するという計画を立てておりましたが、先日の大臣のスケジュール発表により、高齢者は4月下旬からの開始になると考えているところでございます。このように、ワクチンの供給により接種スケジュールを計画することとなりますので、高齢者以外の一般の方への接種につきましては、早くても6月以降になるのではないかと、現在、想定しているところでございます。国からワクチンが供給されることになっているため、ワクチン供給に合わせて、本市における接種計画の変更等も行いながら接種を進めていくことになります。ワクチンの供給に合わせて、具体的な接種スケジュールをお示しすることができるよう、今後も国の動向等を注視し、接種体制の整備を行ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。一応、奄美市の市民の一般の方は、6月以降ということになっておりますが、やはりできれば早め早めですね、やっぱりワクチンが、それにはやっぱりワクチンが届かなければ、接種ができないということでもありますので、ワクチンの供給などについても、問題があるのかなと思いますけど、早め早めの対策を取っていただきたいと思います。

それではですね、次の国産ワクチンについてであります。現在の状況について、伺いたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） お答えいたします。国産ワクチンの開発につきましては、国が国内の研究開発の加速化、薬事承認の迅速化、生産体制の整備について、ワクチン開発加速並行プランを策定し、取り組んでおります。国内においては、2社が臨床試験を実施しており、他の2社も今春にかけて臨床試験を開始する予定になっておりますが、実用化につきましては、まだ見通しが立っていない状況です。また、開発と並行して生産体制の整備も進められており、国は令和2年度の第2次補正予算に生産設備などの費用を補助するワクチン生産体制等緊急整備基金として1,377億円を計上しております。この生産体制の整備につきましては、国内6社が助成を受けているところでございます。新型コロナにつきましては、長期化が予想される中、国内における安全・安心なワクチンが安定供給され、スムーズな接種が早期に可能となるよう望むものでございます。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。本当、新聞紙上等でもですね、やっぱりコロナワクチンの国産のワクチンが、本当に出るのが遅いという指摘も受けております。約5社ぐらいが、今準備を進めていますけど、今、臨床試験ということで、早くても来年の3月以降になるのかなという、年度末からという話も聞いていますが、早いうちの国産ワクチンですね、やっぱり供給してもらいたいなあと考えております。米国においてはですね、今度はジョンソンエンドジョンソンのワクチンが承認されてですね、これはもう1回で、2回じゃなくて1回の接種だけで済むようなワクチンも開発されておりますので、日本の技術も高くなってきていますので、本当、外国に負けないようにですね、やっぱり早く開発してもらいたいなという思いがありますので、この件については終わりたいと思います。

次にですね、（2）番に移りたいと思います。奄美市での発生状況についてであります。①原因について、12月の年末からですね、1月の中旬頃にかけて、コロナ感染者が多発している状況であります。約奄美市では28名の方が確認されております。そのまず最初の感染者の原因ですね、どのような感染経路なのか、また、追跡調査などはできているのかを伺いたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） お答えいたします。議員御指摘のとおり、年末から1月中旬にかけて、本市を含む奄美大島にて新型コロナ陽性者が多数確認されました。市民の皆様も新型コロナが身近に迫る思いをされたかと存じます。まず、年末年始における最初の感染者の感染経路についてでございますが、感染された方は島外への渡航歴はなく、原因は不明となっております。この感染者に対する追跡調査につきましては、感染者が確認された時点で保健所が行い、全ての感染者の追跡調査は完了しておりますが、年末年始における感染経路については特定されていない状況でございます。議員御承知のとおり、新型コロナには無症状の感染者が存在し、いつ、どこで感染したのか、また、感染させたのか分からない感染症でございます。これからの市民の皆様に対し、感染防止対策への御協力について周知してまいりたいと考えているところでございます。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。本当、原因については、本当、分からないということですが、一応、この鹿児島県においてはですね、感染経路の分からない感染者が増加しているということで、県内でもですね、31パーセントを占めていると。また、全国においてはですね、東京においては、約51パーセントが感染経路が分からないと、無症状者、軽症者ですね、分からないということでありました。今後はやっぱりこれまで同様の新しい生活様式で、やっぱり、を導入してですね、取り入れて、やっぱり対応していかなければいけないのかなあという思いがしておりますので、本当、感染経路の分からないことについては、今後の課題だなあという思いがしております。

それでですね、②番目の水際対策について伺いたいと思います。この水際対策についてでありますけれど、本当、この大島、奄美本島内に島外からですね、コロナウイルスが持ち込まれているのが本当の、この先ほどの原因の第一位だと思います。本当、島外に出なくて、島内の方が感染するということ

は、島外から来た人からの感染ということがありますので、そこ辺りは前回の質問や前々回の質問等で水際対策をどのようにするのかということで質問しておりますけど、今はですね、空の玄関口の奄美空港や海の玄関口の名瀬港では、今、サーモグラフィーとか、検温などを実施している状況であります。そしてですね、無症状者や軽症者が全然分からないのが本当、欠点でありますので、そのためには、やっぱり自分たち同僚議員もだったんですけど、PCR検査をやっていただきたいとか、抗原検査をその場でやっていただきたいという要望をしてきたんですけど、やはり経費と時間と、そういった諸々の関係で、やっぱり厳しいということで、前回まではありました。そういうことを踏まえてですけど、最近ですね、日本航空においてはですね、JALにおいては奄美への来島者を対象に、2月15日からなんですけど、PCR検査を提供する無料のサービスが開始しております。出発日のですね、10日前までの申し込みが必要であるということでもありますけど、このサービスについて、本当、できれば早いうちにですね、昨年から、こういうことができるのであれば、昨年からやっていただきたいなあという思いがしております。今回、申込期間については3月11日までということになっています。本当、年度内ということだと思いますけど、これについてですけど、さらなるですね、延長とか、新年度においてもこういうことが、こういった計画ができないのか、そこら辺りを確認したいと思います。

商工観光部長（武下義広君） おはようございます。それでは、御質問にお答えしたいと思います。御質問の日本航空による無償PCR検査の提供サービスは、奄美群島航空航路運賃軽減協議会の交流事業喚起対策特別事業として実施するものでございます。この奄振交付金による無償PCR検査の提供以前に、同社においては昨年の10月下旬から旅マエPCR検査と称しまして、全国的なPCR検査の割引事業を自前で提供されていた経緯もございます。さて今回の交流需要喚起対策特別事業を活用した無償PCR検査の提供サービスは、閑散期における関東や関西など、都市圏から奄美群島へ来島を需要喚起し、交流人口の増加につなげることを目的として実施する事業でございます。本事業の実施につきましては、以前から検討されていたようでございますが、特に12月頃から国内においてコロナ感染者の急増による国の緊急事態宣言の再発出、県の感染拡大警報の発令など、奄美群島への来訪を促す取組の実施が難しい状況にあったこともあり、また、令和2年度の事業ということでもありますので、期間としては3月8日から21日出発までとして設定し、現在のところ期間の延長についてはですね、難しいということでございますので御理解を賜りたいと思います。以上です。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。本当、この事業は本当、島外から来る人の、その確認の意味で、本当必要な、やっぱり事業だと思いますので、今、部長が言われたように、来年度も新年度もですね、これがこうやって引き続きできるような、やっぱり、体制を要望してもらいたいなあと思いますので、よろしくお願いいたします。

それとですね、さらにですね、ここから、奄美からですね、自分たちが島外に出て、例えば鹿児島に行って、鹿児島から帰って来るときなどは、島外者の方にも対象になるのか、10日前までに予約しておけば、鹿児島から帰って来ますよというときに、そういったPCR検査などを受けられるのか、その辺りは島民も対象であるのかを聞きたいと思います。

商工観光部長（武下義広君） それではお答えいたします。本事業につきましては、奄美群島を旅行の訪問先とした安全・安心な来訪需要の喚起を目的とした事業で取り組むものであるためですね、奄美市在住が、例えば奄美を出発して都市部へ行って帰って来るという予定ではですね、これについては対象とならないということでもありますので、御理解いただきたいと思います。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。自分もコロナワクチンの関係を今回質問してきましたけど、やはりコロナワクチンで、やっぱりこうやって奄美の経済が潤っていくように、やっぱり早くコロ

ナワクチンを打ってですよ、元の生活に戻れることを、やっぱり期待したいと思います。

それではですね、次にもう最後になりますけど、（３）番目の農畜産業への影響についてであります。これは、①現在の状況ですけど、タンカン農家、子牛セリ、その他の作物と書かれていますけど、今のこのコロナに対して影響度があるのかなのか、そこ辺り、どのようになっているのかを聞きたいと思います。

農林水産部長（栄 広久君） おはようございます。それでは、タンカン、子牛、その他の作物における新型コロナの影響についてお答えいたします。

初めに、タンカンでございますが、名瀬中央青果株式会社における令和３年２月末までの今年産のタンカンの状況につきましては、出荷量が約１８１．６トン、取引金額は約３，７５６万３，０００円で、１キログラム当たりの単価は約２０７円となっております。これは、昨年同期の単価４７６円の約４３パーセントとなっております。昨年同期は１３６．４トンと出荷量が少なく、単価が高い年でしたが、今年は豊作による出荷量増加や船便の欠航などに伴う単価下落影響が大きく、新型コロナの影響は少ないのではないかと考えております。

次に、子牛相場への影響についてでございますが、昨年は新型コロナの感染拡大とともにインバウンド需要や外食産業での和牛消費が冷え込んだことなどにより、全国的に子牛価格の下落傾向が続きました。笠利市場におきましても、令和２年３月、５月の子牛平均売却価格が大幅に下落したところでございます。しかしながら、新型コロナウイルスにかかる緊急事態宣言解除後の牛肉消費増加に伴いまして、７月からは子牛価格も回復し始め、直近であります令和３年１月セリでは、平均６９万９，８４３円と、昨年１月より価格が上がっている状況でございます。

その他作物における影響につきましては、花卉において、花ですね、送別会、歓迎会、結婚式、各種イベントなどの自粛や縮小による需要の減少に伴いまして、名瀬中央青果株式会社における３月から５月の単価が下落したところでございます。その後は回復してきております。

以上のことから、奄美大島におけるタンカン、子牛、その他作物の新型コロナの影響につきましては、最小限の影響で推移していると、あるいは現在のところは落ち着いた状況であるというふうに考えているところでございます。以上です。

１５番（奥 輝人君） はい、よく分かりました。一応、今の状況ではあまり影響度はないということですので、本当、子牛のセリもですね、今始まっているところでありまして、やっぱり市況を見れば、やっぱり好相場かなという思いがしております。その理由としましてもですね、自分たち、やっぱり家で宅飲み、食べながらですね、肉を一杯食べてですね、やっぱり需要喚起を促していきたいと思いますので、どうか皆さん、牛肉など食べながらですね、気分転換を図りながら過ごしてもらいたいと思いますので、是非食べていただきたいと思います。肉だけじゃなくタンカンも全てですね、奄美の地産地消につながりますので、そこ辺りを十分把握しながら取り掛かってもらいたいと思います。以上で私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（与 勝広君） 以上で、自由民主党 奥 輝人君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。１０時４５分に再開いたします。（午前１０時３１分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午前１０時４５分）

引き続き、一般質問を行います。

自由民主党 川口幸義君の発言を許可いたします。

１６番（川口幸義君） 市民の皆様、議場の皆様、おはようございます。令和３年度第１回定例議会にて

一般質問をいたします自由民主党会派の川口幸義でございます。

さて、一般質問の前に私の所見を少々述べさせていただきます。今年３月で定年退職を迎えられる職員の皆さん、長い年月御苦勞様でございます。また、地域に皆様方は地域の大事なアドバイスとして、それぞれの地域で市民の皆様に、これまで培った経験などを生かして、協力していただければありがたいかと、このように思っております。どうぞこれから健康に留意されて頑張ってくださいと思っています。

それでは、所見を述べたいと思っております。コロナが２年目に入りました。対策は長期戦になっております。長期戦になればなるほど、コロナを制御しなければ経済を回していく知恵が必要であります。要するに、ブレーキとアクセルを同時に踏むことが必要であります。要は、さじ加減、踏み加減であります。過去の検証によれば、やはり三密な状態の会食が一番避けるべきであります。緊急事態宣言の解除に従って、会食のあり方を厳格に規定していくことが肝要かと思います。某週刊誌によりますと、金田勝年予算委員長が秘書を伴ってホテルで昼食を取ったことを非難しておりました。そのホテルは、ワンテーブルに二人までしか着席せず、しかも向かい着席で隣のテーブルとの距離も取っているということです。会食する場合は検温をし、手洗い、除菌をし、テーブルに満席にせず、可能であればアクリル板対応と、懸命に努力をしている店と、何の対応をせず深夜まで騒いでいるお店も、一緒にしないよう、しっかり区別すべきではないでしょうか。アクセルを踏みながらブレーキも踏むとは、そうしたことであります。緊急事態宣言下で新規罹患者数が次第に減ってきております。悪戦苦闘中の欧米の状況と比較すれば、我が国は不思議な現象であります。やはり、マスク、手洗い、消毒文化が定着した結果ではないでしょうか。この防御策を緩めることなく、ワクチン接種が充実していくことが最強の手段だと思います。

これより質問に入ります。本土大手新聞社説によりますと、高知県沖の太平洋上で海上自衛隊の潜水艦そうりゅうと民間の貨物船が衝突した。自衛官３人が軽傷を負ったという岸防衛相、事故について謝罪するとともに、再発防止に取り組むと強調した。事故現場はカツオ漁船などで多くの漁船が行き来する海域だ。民間人の死傷者が出なかったのは、貨物船のほうが潜水艦より大きかったためにすぎない。巻き込まれたのが小型の漁船であれば、沈没は免れなかっただろう。事故は水中を航行していたそうりゅうが海面近くに浮上した際に起きた。民間の船舶が海中の潜水艦を見つけることはできない。安全確保は潜水艦の責任は重大だ。一歩間違えば大惨事につながったことであろうと思うが、（１）１番目に、潜水艦衝突事故について、朝山毅市長の見解を伺いいたします。この後は発言席にて質してまいります。当局の誠意ある御答弁を求めます。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、川口議員にお答えいたします。

議員がお話のとおり、過去にも自衛隊潜水艦によるハワイ沖、また東京湾、今回の議員がお話になりました高知県沖での海上自衛隊潜水艦衝突事案が発生いたしました。今年の２月８日に高知県の沖合で、海上自衛隊の潜水艦が海面に浮上しようとした際、貨物船と衝突し、議員がお話になりました潜水艦の乗組員３名が怪我をした事故でございます。事故原因については、現在、海上保安本部が調査中のことでございますので、もうしばらくその原因について結果がかかるものと、結果発表がかかるものと認識いたしております。また、今回の事故では無線や船舶電話など、通信手段が不能となったとの報道等もございましたが、これらを含めて、海上自衛隊の事故再発防止については、所管官庁であります防衛省が対策を講じるものと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、外海離島である奄美大島近海での安全航行という観点からも、このような事故が二度と発生しないよう、防衛省においては再発防止に努めていただきたいと存じます。以上でございます。

16番（川口幸義君） 市長，どうもありがとうございました。20年前の2月にですね，ハワイ沖で米原子力潜水艦と実習船えひめ丸が衝突をし，生徒ら9人が死亡した。30人が亡くなった，海自潜水艦などしおと遊漁船の衝突事故を想起した人も多かろう。こうした事故は，自衛隊に対する国民の信頼を大きく損なう。二度と繰り返さぬよう再発防止を徹底しなければならないということですね，私がこの件を今回取り上げたのはですね，市長，我々は陸上自衛隊配備部隊については，我々防衛議員連盟としてですね，やっぱり他人事ではないなあと。誘致に我々は燃えて，今，配備されているわけですよ。やはり市民の不安を除くという観点からですね，この南西諸島における，いわゆる第一列島線なんですよ。日本の生命線である第一列島線，これは東シナ海から南シナ海，この周辺においては非常に危険な状況にあるわけですよ。だから，この水域については，日本のこれは生命線ですから，この南西諸島と沖縄，この近海については，やはり日本の潜水艦はかなりの数，機密で要するに情報収集に当たっているわけですよ。この種の事故がまたないとは言えないと，私は思いましてですね，この海の底，やっぱり情報収集する，こういった潜水艦がいきなり，やっぱりその，日本の領海であれば，どこで，いつ上がって来るか分からない，こういった状況をですね，やっぱり踏まえて，二度も三度も，ハワイ沖でもあったわけですから，嚴重にこれは注意を促してですね，安全にやっぱり情報収集をしていただきたいなあと，このように思っ私はこれをあえて取り上げたんですけども，今から十数年前にはですね，与論島，沖縄の辺戸岬のこの間は27キロしかないんですよ，距離は。この間をロシアの潜水艦が堂々と下から潜水が横断したことは，皆さん，記憶があると思うんですよ。これはこの海域というのは，やっぱり27キロしかないんですけども，海の深さは750メートル，一番深いところで，沖縄とのこの間。こういうところをね，外国の潜水艦が情報を収集するということで航行しているということは，非常に憂慮するべき点だと私は思っね，この問題を取り上げてみましたが，市長はそうようにしてですね，これについて意見をいただきましたので，本当にありがたいなあと，もう一つ市長が見解があれば伺いたいなあと思っています。

市長（朝山 毅君） 議員がおっしゃるのは，やはり領海，領空をしっかりと守るという前提の下，かかるような事案が二度と発生しないように，国防を担う自衛隊においてはなお一層の注意を喚起していただきたいという思いでの御質問，また御意見だろうと思っておりますので，真摯に受け止め，我々も自衛隊を誘致した陸上自衛隊が，また瀬戸内町には海上自衛隊もあるというふうなことから，領海，領空，領土をしっかりと守っていただく。そのためには，まず安全性を確保するという上での国防を担っていただきたいというふうな思いは，議員と等しく感じるものがあるかと思います。私の思いとしてはかようなものであります。

16番（川口幸義君） ありがとうございました。それでは，（2）番，新型コロナ禍の中，児童虐待が最多と言われておりますけれども，これについてお伺いをしたいと思っておりますが，奄美市ではどのような対応を取っていらっしゃるのか伺いたいと思います。

福祉事務所長（永田孝一君） それではお答えいたします。児童虐待，まず件数をお知らせしてよろしいですかね。令和2年度，まだ年度途中ではございますが，2月末現在で相談を受けた件数は39件となっております。令和元年度が48件でしたので，まだ年度途中なので正確に比較はできないんですが，少しだけ減っているという感じです。39件のうちに身体的虐待が4件，性的虐待が1件，保護の怠惰・拒否，いわゆる育児放棄という，ネグレクトというやつですけども，34件ということになっております。虐待者の種類ですけども，実の父親，実父が8件，実の母親，実母が30件，実父以外の父親が1件ということになっております。

対応としましては，まず通報が何よりも大事なんですけども，発見が大事なんですけども，発見通

報があった際には、虐待を受けた子どもたちは、事件性がある場合には警察への連絡をします。それで保護が伴うような場合には児童相談所へ連絡をして、関係機関と連携して取り組んでいるという状況でございます。

16番（川口幸義君） このコロナ禍の中でですね、こういった虐待が非常に全国的に多いんですね。これでちょっとこの新聞をちょっと読んでみたいと思います。新型コロナウイルスの流行で児童虐待への対応が難しくなっている。家庭訪問を拒まれ、ケースが目立っており、見守りに工夫が必要だ。全国の警察が昨年に児童虐待の疑いがあるとして児童相談所に通告した子どもは、前年比9パーセント増の10万7,000人に上った。10万人を超えるのは初めてだ。暴行や傷害など、刑事事件として摘発したケースも、過去最多の2,131件だった。5年間で倍増しており、深刻な事態である背景には、虐待の意識が高まって通報が増え、警察が積極的に事件として取り上げるようになったこともあるのだろう。コロナ禍で家庭の在宅時間が伸びた影響だとの指摘もある。外出自粛などによるストレスや経済的な困窮など、虐待を引き起こす家庭のリスクが増えている。感染の収束が見通せない。被害が深刻化しないよう引き続き注意深く見ていく必要がある。埼玉県のあるまちではね、昨年9月、生後3か月の女兒が衰弱死した事件では、両親が保護責任者遺棄容疑で逮捕された。まちの担当者は両親に30回以上も電話で連絡を試みたが、感染の懸念などを理由に訪問を拒否された。近隣住民からは大きな泣き声がするよとの通報が寄せられていた。幼い命を救えなかったことを重く受け止め、関係機関で何が足りなかったのか検証すべきだ。家庭訪問が困難になっている状況を踏まえ、対応策を練っている自治体もある。東京都江戸川区の児童相談所では、無料通信アプリラインのビデオ機能を使い、親や子どもの話をしながら様子を見守る取組も進めている。親に電話をかけて子どもに代わってもらい、安全が危ぶまれる場合には、直接会いに行く運用をしている児童相談所もある。様々な方法で子どもの安全を確認してほしい。児童の体制強化が急務である厚生労働省は、2018年度から児童福祉士を5年間で2,000人増やす計画を進めており、達成目標を1年前倒しするという。増員は歓迎すべきだが、経験の浅い児童福祉士が増えているのが気になる。福祉士全体の半数は、勤務が3年未満の人たちだ。虐待の対応には配偶者への暴力や生活困窮に関する幅広い知識が認められるようになった。厚労省は家庭福祉を専門とする資格、子ども家庭福祉士の創設を検討している。こうした人材を活用し、広い視点から虐待防止に努められたいという、こういうあれもあるんですけども、奄美市はこういった専門家などは、何名ぐらいいて、またいなければ、将来こういったことも考えられるのかなと思うんですけども、どうですかね。

福祉事務所長（永田孝一君） 今、議員からお尋ねのありました児童福祉士の資格を有する専門員は、今配置はございません。ただ、福祉政策課内に家庭児童相談室という部屋、仕切りとかはないんですけども、部署を設置しております。家庭相談員が1名、それから婦人相談員が1名配置してございます。子どもの虐待だけではなく、不登校とか非行の問題、それからDVに対する相談、ひとり親家庭の支援などについて、先ほど申し上げた関係機関と連携をするということです。それから、健康増進課なんですけれども、そちらのほうに子育て世代包括支援センターというのがあります。助産師が2名配置されておりますが、そちらのほうで若年妊婦さんでありますとか、要は母親のほうですね、支援をして、虐待、育児不安とか持っている母親の相談に乗ってあげたりして、虐待につながらないような支援をしているという状態でございます。

16番（川口幸義君） この種のもので、やっぱりなかなか表に出て来ないこの種の案件は、非常に表に出ないのが結構あると思うんですけども。だから僕は、福祉、その関係でね、やっぱりこういった専門家をですね、配置をする必要があるのではないかなと思って、今回はこの問題もちょっと取り上げたんですけども、将来的にはどうですかね、奄美市はこれでいいのかな。結構聞いてみると30何件と

か、いろいろ、これは表に出た一部分だと思っておりますので、どうですか。

福祉事務所長（永田孝一君） 先ほどですね、発見通報が第一ということだったんですが、なかなか表に出ないというのも議員おっしゃるとおりだと思います。対策と言いますか、今後の方向なんですけれども、これは国の方針なんですけれども、市町村で今現在子育て包括支援センターの話をしましたが、それに合わせて、要保護児童対策協議会というのを持っております。これは保護が必要な子どもたちの処遇とか対応について話し合う会議なんですけれども、それらを合わせて子ども家庭総合支援拠点というのをつくるという流れがあります。そういう拠点を設置して、相談がしやすい体制づくりとか、すぐ動ける体制をつくるような方向がありますので、そういった方向で進んで行きたいと思っております。

16番（川口幸義君） 奄美市も将来的にはそういった体制を整えつつあると、そういった理解でいいですかね。ここですね、これはね、児童相談所、この専門家のそういった施設の中でもね、虐待に近い、こういった状況があるのよ。これ、専門家。それをね、虐待などを理由に保護された児童の養護状況を巡る総務省の調査で、34自治体のうち20自治体が児童養護施設への定期監査の際に、職員による児童虐待の有無も確認していなかったことが分かった。総務省は厚生労働省が示した監査の確認事項に不備があるとして、15日、これはね、昨年12月のあれですからね、同所に改善を求める勧告を行った。都道府県などは年に1回以上、児童養護施設に定期監査を行っている。総務省が今月までの1年間、34の都道府県、政令中核都市を抽出して調査結果、虐待の有無確認したのは14自治体にとどまった。残りの20の自治体の大半は、虐待防止体制の整備状況などは確認していたが、虐待そのものは調べていなかった。総務省は厚生労働省、自治体に通知して、監査の確認事項に虐待の有無が明記されていないのが原因と指摘。定期監査に埋もれている虐待事案を見つける端緒となるとして厚生労働省に手引きに明示するよう求めたと、このようにしてありますので、これはですね、やはりこういった施設の中でもね、虐待に近いそういったものが発生しているということをね、厚生労働省はちゃんと把握しておって、これからの監査について、漏れたところはしっかり監査をすると、こういう指摘もありますので、奄美市には児童相談所はあると思うんですよね。これは県が管理、県かな、国かな、ちょっとそこら辺りで、ちょっと情報があれば聞かせていただきたいんですけども。

福祉事務所長（永田孝一君） 児童の施設につきましては、児童相談所は県の施設になりますが、児童虐待の基本的な動きをするのは児童相談所ということになります。もし、親子分離とかが必要な場合には児童相談所に一時保護という形で保護をします。それから、児童養護施設というのは奄美市に一つありまして、そちらのほうも児相の委託とかもあるんですけども、養護が必要な児童を引き取って、そこで養育するという形になっております。今おっしゃった、そういった施設での虐待というのは、虐待があったから保護して施設に行っているわけでありまして、そういった施設で虐待が起こるというのはあってはならないことだと考えております。ただその監査等につきましては、市の業務ではございませんので、内情は把握はしてございません。以上です。

16番（川口幸義君） どうもありがとうございます。それでは、（3）番、市民の防災意識を高めていく施策は、奄美市はどのように頑張っているのか、ちょっとお願いしたいと思っております。

総務部長（三原裕樹君） それではお答えいたします。御質問の市民の防災意識を高めていく施策につきましては、自治会や学校、地域における訓練や出前講座、自主防災組織等に対する各種支援、防災広報などを実施しているところでございます。そのような中、本年度は新型コロナの影響により中止となりましたが、毎年8月に全市民、地域を対象に防災訓練を行い、自治会や地域で避難手法の確認や炊き出し訓練を実施しております。その他、各学校や自治会と連携をして避難訓練を実施しており、要望

に応じ防災講話も行っているところでございます。出前講座につきましては、高齢化や防災意識の醸成など、地域が抱える問題に応じて講話内容を変えるなど、柔軟に対応を実施しております。地域防災支援につきましては、地域の防災力の要となる自主防災組織の設立や防災活動の支援を行っており、昨年6月には自治会未組織地域を含め、複数の地域がまとまった自主防災組織設立支援を行い、市内において3月1日時点でございますが、約86パーセントという組織率も高まってきたところでございます。

また、防災広報につきましては、出水期や台風前に広報紙などで防災情報を提供する他、今年度におきましては奄美豪雨10年のパネル展や各種メディアを通じたタイムリーな広報を実施しております。その他、誰にでも適切な避難行動を取れるようにハザードマップ、これを今回更新をいたしまして、全戸配布に準備を進めているところでございます。いずれにいたしましても、引き続き各種施策を通じて防災意識の醸成に進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

16番（川口幸義君） 市民の皆さんで、この防災意識を高めるということは、やはりこの自治会活動が一番、僕は大事だろうと思うんですよね。笠利とか住用地域とか、旧三方村、この地域については、集落単位だから非常に防災意識が高いんですよ。だから、中心街について僕はこれ、聞いているわけですよ。中心街の防災意識については、非常に意識がなかなかうまくいかない。これについては、どのように手立てをすればいいのか、ちょっとそれを伺いたいんですが、どうですかね。

総務部長（三原裕樹君） おっしゃるとおりですね、この名瀬市街地の自治会の組織率がかなり低い状況でございました。これを踏まえて、必然的に自主防災組織率も低い状況でございましたけれども、今回、自治会組織を少し広げまして、市内の奥行きを広げて、自主防災組織の講習会、支援を行いまして、旧名瀬市で59パーセントぐらいの組織率でございましたが、今回、86パーセントまで自主防災組織が引き上がりましたので、今後も引き続きそういった活動を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

16番（川口幸義君） どうもありがとうございました。中心街についてはですね、いろいろあの手この手、皆さんは努力はなさっていらっしゃることは御存知です、知っていますけど、それでは、（4）番に移りたいと思います。日常の住民をつなぐ取組が減災につながる、これについてはいかがでしょうか。

総務部長（三原裕樹君） 議員御指摘のとおり、常日頃から市民の皆様同士のコミュニケーションこそが防災・減災の要となっているものと考えております。住民をつなぐ取組といたしましては、先ほども申し上げましたが、自主防災組織の訓練や設立支援の他、鹿児島県の避難力強化支援事業を通し、住宅、団地などの建築物が多い浜里町防災会、それから海岸に面した笠利地区の外金久防災会を対象とした地区防災計画の作成や運用の支援を行っているところでございます。本計画は、病院や介護支援事業者なども一同に参画し、災害の際に危険となり得る場所の確認、それから、避難先の把握、要配慮者においては個別避難計画を定めるなど、地域全体で作成をする防災計画となっております。今後も本市の福祉部局と連携をした災害弱者への支援や自主防災組織の設立支援を通じて、地域の皆様の御協力も得ながら、より多くの市民の方が参画できるよう、防災・減災に引き続き努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

16番（川口幸義君） この日常の防災・減災につながるという、これをですね、やはり命を守る、3軒両隣りとかですね、新たに引っ越しされた方々には、なかなかこういった連携が取れないと思うんですよね。こういった方々にも見えた形でですね、防災については、自治会活動が一番、僕はこういったものについてはね、役に立っていくのかなあと思ってですね、これをセットでこのようにしてやっている

んですけど、この4番、それから5番の地域のコミュニティづくり、これはもう一緒にして、ちょっと質問したいんですが、よろしいですか。5と4番と(5)と一緒に、大体同じようなことだと思えますけども、これが一応防災・減災につながる一つの要因だと思ってですね、地域のコミュニティづくりと日常の住民の取組を減災につなげるという、この両方をですね、セットにして伺いたいと思いますが、よろしいですか。

市民部長（満永亮一君） ただいま議員がおっしゃったように、自治会づくり、またそれが防災・減災につながるというのは、十分認識しているところでございます。そこで、まず自治会づくりが、まず重要じゃないかということで、私ども自治会づくりのですね、自治会づくりをするときに事業を補助金を出しております。この補助金は、自治会組織づくりに要した通信運搬費や消耗品などの対象経費について、50万を限度に出しているものですが、直近3年間におきましては、永田町おがみ山自治会、また黒潮第一自治会、春日町自治会の3団体に補助金を活用いただいております。これらの自治会におかれましては、市民清掃、また地域の美化活動、防犯灯設置や維持管理など、議員がおっしゃったような防犯、災害の関係などにも非常に地域づくりに尽力しているというふうに考えているところでございます。

16番（川口幸義君） 部長ね、この自治会づくりについては、皆さん、努力をなさっていらっしゃるんですが、50万も予算を計上してね、新たに自治会が4団体が新たに復活したと、非常にありがたい話なんですけど、この自治会を一くりにするとね、なかなか活動する人と参加しない人がまた出てくるわけだよ。だから、この集合住宅について、僕が皆さんにちょっと努力してもらいたいなあとと思って、これ、取り上げたんですけども、例えば、この集合住宅、例えば、一つの1棟に対して30戸ぐらいの戸数が入っているわけだよ。そうすると、田舎にすればね、これ、一つの集落なんだよ、一つの集落と見て、この一つの集合住宅に対しては、40戸も50戸もある大きな建物もあるわけだよ。そうすると、これはもう田舎にすれば一つの集落になるわけだね、そこで区長さんがちゃんという。そういうところは、しっかり自治会活動がね、取り組んでできるわけですから、だから、そういった大きなその集合住宅について、この自治会の一くくりの中じゃなくて、また新たにその集合住宅の中で、ミニ自治会みたいなものを、さらにね、これを皆さんが何と言うかな、手ほどきをして、これを組み立てることによって、僕はさらにその自治活動がね、盛んになるのではないかなあとと思って、今回この質問を取り上げたんですけども、そこら辺りはどのように考えられますかね。

市民部長（満永亮一君） それでは、小規模なただいま申し上げました小規模な自治会組織ということについてお話ししたいと思います。本市といたしましては、自治会の組織設立を支援する場合に、世帯数に条件は付しておりません。既存の自治会におきましては、20世帯未満の自治会がございます。また、今、ただいま議員がおっしゃいました集合住宅の中でもですね、本市には3か所ございまして、朝戸のコリドール朝戸、これが7棟で45世帯で一つの自治会を作っております。また、シダーサ真名津、これも2棟で62世帯で一つの集合住宅で自治会を作っています。また、向里団地、これは7棟で155世帯で一つの自治会を作っております。先ほど申し上げました小さな自治会と申しますと、平田奥又自治会で13世帯で自治会もありますし、また井根町の17自治会で16世帯、また逆に大きいところを申し上げますと、平松自治会の650世帯とか、様々あるんですが、住民自治の観点からうちのほうで、市のほうで小さな自治会を作ってくださいということは言えないんですが、皆さんのそういった自治会の中でですね、小さい単位でも要望があれば私ども歓迎と言いますか、やっていきたいというふうに思っております。

16番（川口幸義君） これがね、これから僕は大事なことじゃないかなあとと思ってね、そうすることに

よって、やっぱり市との連携もうまくいくのかなあと。そうすると、自治会単位でくくりをすると、結構範囲が大きくて、いつも参加する、連絡する人だけの顔しか見えない。そうであれば、1棟当たり、この一つの集合住宅でミニ集会みたいなのをね、やっぱり行政が音頭を取って、やっぱりアドバイスをしてね、そういったものの連携を取れば、僕は自然とこの活動の輪が大きくなるのではないかなあと、このようにして取り上げたんですけれども、今後の課題かと思えますけれども、できるだけ市民協働の名にかけてもね、こういったものを取り組んでいただきたいなあと思っておりますけど、いかがですか、これについてもう一回お聞きしたい。

市民部長（満永亮一君） 今議員がおっしゃったように、小さな自治会、そういったのも支援してまいりたいというふうに思います。そしてそれが奄美市の地域活動、また防災・減災にもつながればというふうに思っておりますので、今後とも支援してまいりたいと思います。以上です。

16番（川口幸義君） どうも、頑張ってください。よろしくお願いします。

それでは、（6）番、家庭でできる地球温暖化防止について伺いたいと思います。どんなことができるのか、伺いたいと思います。

市民部長（満永亮一君） それでは、家庭でできる温暖化防止ということで答弁させていただきます。

地球温暖化の原因の一つと言われます二酸化炭素排出量は、全体の実に15パーセントが家庭から排出されております。その内訳は、照明、家電製品などが約30パーセント、自動車などが約26パーセント、冷暖房機器が約16パーセント、給湯器が約14パーセントとなっております。これらのことから、議員の御指摘のとおり、家庭から取り組む温暖化対策は、大変重要で取り組むべきことであると認識しているところでございます。本市としましては、家庭ごみの中で3割、4割を占める紙ごみ対策を強化したいというふうに考えております。このために、学校や自治会、町内会などのコミュニティによる紙ごみなどの資源ごみに特化した集団回収の実証実験に取り組みたいと考えているところでございます。また、政府が推奨します国民運動でありますクールチョイス、賢い選択運動ですが、身近な実践例としまして、冷暖房設定温度の調整、また自家用車の運転アイドリングの抑制、不用電源の削減、シャワー時間の短縮などが示されており、家庭で実践いただきましたら効果も大きいことから、啓発に努め市民の皆様に御参加いただけるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

16番（川口幸義君） これは脱炭素でね、やっぱりもう30年にはゼロにしたいという菅総理の意気込みがありますので、家庭からまず頑張れば、これはすごい効果が出るのかなと僕は思っているんですけれども、何でも行政がやるんじゃなくて、家庭からやっぱりこういったものを意識付けをするというのが大事じゃないかなあと思うんですよ。よりよい環境を次世代へつなぐために、いくために、家庭でのCO2削減に向けた取組の主体となる市民の意識向上や、具体的に取り組む動機付けとなるような体験しながら、効果が学べる講座などの取組や多様な主体が連携した啓発の実施など、行政としても取り組んでいく必要があろうかなと、このように思っておりますので、ひとつね、住民と一体となって地球温暖化に、今から遅くないと思うんですよ、今から取り組んでいけば、必ず僕は実践できる、することによって達成できるんじゃないかなあと、このように思って取り上げました。ありがとうございました。

それでは、（7）番、公営住宅整備事業について伺います。よろしくお願いします。

建設部長（保浦正博君） お答えいたします。公営住宅等の新築整備等につきましては、公営住宅等長寿命化計画及び地域住宅計画に位置付けており、この計画に基づいて順次整備をいたしているところでございます。

16番（川口幸義君）　今回は資料を見ますとね、笠利町手花部で1戸建ての4世帯、これが敷地の造成工事するんだということで、資料を見ましたけれども、これ、どんどんどんどんね、市は住宅をね、建てていかないと、僕はね、この住宅を造ることが人口が増えることかなと、僕はこのように思うんですよ。住宅を造ると、費用対効果がどうかと、皆さん、そう考えになると思うんですけども、人が増えると、これはもう家賃どころじゃないと僕は思いますよ。地方交付税なんて一人の人が増えることで何十万単位で国からもらえるわけだよ。そういったことを考えたときに、地方交付税イコール、家賃はまあそこそことしたとしても、住民税も上がれば、人口が増えるということはそういう相乗効果があるから、どんどん僕はね、笠利、あの辺は古い建物が結構ありますのでね、整備をしてどんどん住宅を建てて、若者がその新しい住宅に喜んで応募して来れるようなですね、土壌づくりが必要だと思うんですよ。部長、そうするとね、若者がまた奄美市に戻って来るんだよ。今ね、ちょっと隣の町に、何か新しいのが建つと、どんどんどんどん、若い人が向こうでね、逆に向こうのほうに人口が移動している。これはやっぱり奄美市のパイは大体決まっていますからね、向こうが政策が良いから人口が増えたじゃないですよ、これ。立地条件がよくて新しいのを造るから、若いのが新しいのに行くわけで、逆に言えば、どんどん建てていくとね、逆に言えば、みんなまた奄美市に、また引っ越して来ると、僕は想定して、今、聞いているんですが、部長、どうですか。

建設部長（保浦正博君）　公営住宅の担うべき役割がございまして、令和2年度において住生活基本計画を、今策定中でございます。これは奄美市全体の住宅環境をですね、現状を把握してその後の政策に生かすと。令和2年度3年度において、公営住宅等長寿命化計画、これは具体的に今ある住宅、建て替えるのか、改修なのか、また、新たに地域などからの要望がございましたら、それに対しての対応をいうことで、いずれにしても公営住宅の担うべき戸数を、今後しっかりと検討して地域の活性化にもつなげてまいりたいと考えております。

16番（川口幸義君）　はい、ありがとうございました。それは大いに期待をしておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、（8）番、住宅リフォームなどの助成事業について伺います。

建設部長（保浦正博君）　お答えします。住宅リフォーム等助成制度は、市民の居住環境向上と住宅投資の波及効果による地域の経済の活性化を図ることを目的としまして、平成23年度より実施いたしております。令和元年度までの9年間の実績としまして、交付決定件数2,317件、補助総額約2億2,700万円、対象となる工事費の総額は約24億6,200万となっております。

議員御案内のとおり、市民の要望の高いことは十分承知しておりますことから、今後も継続して取り組みたいと考えております。以上でございます。

16番（川口幸義君）　部長、このね、この住宅のリフォーム助成事業については、非常に市民のね、人気の高いこの事業なんですけれども、これは今年は事業費が1,600万ほど計上されていますけど、これが半年ぐらいでなくなる可能性もあると思うんですよ。第2次の補正などはいけるのかどうか、そこまでちょっと聞かせてください。

建設部長（保浦正博君）　今、議員御指摘のとおり、令和3年度は1,600万計上しております。ただ、令和2年度においても当初予算では1,600万の計上としております。年度が明けて、申請状況を見極めながら、対応をしっかりしてまいりたいと考えております。

16番（川口幸義君）　このリフォーム事業はですね、これは30万以上のリフォームであれば、市から

10万の助成が出ると、こういうことなんですけども、これ、例えば200万ぐらいかかっても10万なのか、線引きはあるんですか。

建設部長（保浦正博君） 今、議員御指摘のとおり、30万以上で補助率が20パーセントですので、満額の限度額の10万円を交付するとなると、50万以上の工事費が必要だとなります。以上です。

16番（川口幸義君） よく理解できましたので、これはどんどんね、宣伝したほうがいいと思いますよ。これは非常に市民の皆さんのね、人気の高い事業なんで、ひとつ今後も切れ目がないように取り組んでいただきたいなあと、このように思っております。

それでは、大きな2番、農業振興についてであります。（1）番、離島漁業再生支援事業交付金について伺います。よろしくお願いします。

農林水産部長（栄 広久君） それでは、離島漁業再生支援交付金につきましてお答えいたします。

議員の御質問のとおり、農業におきましては農業未経験者の研修を奄美市農業研究センターにおきまして2年間行っております。研修期間中につきましては、国の農業次世代投資事業によりまして、年間150万円の交付を行っております。その後、就農後につきましても、最大5年間の支援を行っているところでございます。漁業におきましても、経験ゼロからでも円滑に就業できるよう、鹿児島県及び鹿児島県漁業協同組合連合会がかごしま漁業学校を設置し、漁業体験や技術の習得、研修などの新規就業者への支援体制の充実、強化を図っており、最長3年間の長期研修や最大150万円の就業準備資金の支援も実施しているところでございます。以上です。

16番（川口幸義君） 部長、例えばですね、農業の場合は担い手農業センターにしては3年ぐらい助成金が出るわけよね。この漁業については、どのような形で担い手漁業の支援というのは、例えば船を一つ購入するにも、どの程度の助成金があって、向こう何年間はどうような支援が受けられるのかを伺いたいと思います。

農林水産部長（栄 広久君） 漁業におきましてもですね、経験ゼロからでも就業できるようにですね、鹿児島本土のほうになるんですが、鹿児島県と県の漁業協同組合連合会のほうがかごしま漁業学校を設置しております。そこで漁業体験とか、習得研修などの支援体制の充実強化を図っております。その場合、最長3年間の長期研修、それとかあと最大150万円の就業準備資金の支援も行っております。今、議員御提案の離島漁業再生支援交付金のほうで新規就業者の支援ができないかということだと思いますが、離島漁業再生支援交付金の一環としまして、新規就業者特別対策交付金事業というのがあります。これは、独立して3年未満の漁業者を対象とした事業であり、事業内容といたしましては、就業に必要な漁船や漁具のリース料を補償するもので、1人当たりの支援額は上限として250万円、支給期間は最長3年間で、リース料につきましては漁船の価格、漁船登録料、検査費用等の管理料や税金を加えたものから算定しております。

令和3年度当初予算におきまして、離島漁業再生支援交付金としまして1,195万2,000円を計上しております。別のそういった担い手、後継者の育成のための該当者がいらっしゃいましたら、新たにまた申請を行うことが可能だということになっております。

それと別にですね、本市の単独事業としまして、奄美市漁業担い手育成支援事業がございます。正組合員の資格の取得後3年以内の新規漁業者を対象とした事業でありまして、支援内容としましては、就業初年度に20万円の奨励金があります。そして、3年間につきまして上限5万円の水揚げ手数料を補助しております。これらの事業を通じまして、新規漁業者のサポートを継続しているところでございます。以上です。

16番（川口幸義君） この3年間に5万円というのは、これは月に対しての5万円、年間の5万円なの。

農林水産部長（栄 広久君） 市のほうの単独の3年間の補助につきましては、年間当たり上限が5万円ということになっております、の3年間ということになっておりますので15万円までは水揚げ手数料の補助があるということになります。

16番（川口幸義君） 漁業のこの担い手というのが、若者が今、そういった後継者が、今市に対して申し込んだり、そういった新しい漁業で生計を立てようという若者が、こういった支援金があるということも分かっているのか、分からずなのか分かりませんが、これについては申し込みなどありますか、奄美市に対して。

農林水産部長（栄 広久君） 先ほど申し上げました国のというか、リース事業の件なんですけど、これにつきましては、平成28年度から平成30年度にかけまして、名瀬地区のほうで1名の利用がございます。それとあと、市の単独のほうの手数料補助につきましては、新規就業者が今年度が1人で、手数料補助も申請がございます。以上です。

16番（川口幸義君） こういったですね、水産関係については、やはり行政からこういった支援策もありますよということを、やっぱりね、広報などをして、漁民に若者に対して、やっぱり周知しなければいけないのかなと。農業の場合は、皆さん、結構、担い手農業、そういった方が頑張っているの、目に見えますので、水産についてはあまり我々もよく分からないんですけども、そういったものはできるだけ広報でもしてね、やっぱり漁業関係にも活性化になるようなことを、やっぱり行政が手だてをしていただきたいと思います。

それでは、（2）番、多面的機能支払い交付金事業について伺います。

農林水産部長（栄 広久君） それでは、多面的機能支払い交付金事業の組織数、事務の簡素化、事業の推進についてということでしょうか。

現在、本事業は平成19年度から始まり、今年で14年になります。現在、本市で23組織ございしますが、内訳は名瀬で4組織、住用で4組織、笠利15組織で、農用地及び農地の法面の草刈り、水路の土砂上げ、農道の路面維持等の補修活動を行っている事業でございます。以上です。

16番（川口幸義君） 時間があまりありませんので、この多面的支払い機能交付金、この制度はね、非常にありがたいなあと僕は思っているんですけども、農地を災害から守るという、農地の保全をするために、この予算が僕はあると思うので、国や県、市が一部負担をして、この助成をしていると思うんですよ。それで、笠利地区は割と15地区、この事業について頑張っておられるわけ。ただ、少ないのが名瀬地区、住用地区が4地区だけなんですけども、これはどういうことなのかなあ。書類上の難しさがあってしないのか、ちょっとそこら辺りは御存知かな、ちょっと聞かせてください。

農林水産部長（栄 広久君） 書類が難しいんじゃないかというお話なんですけど、事務の簡素化につきましてはですね、交付金事業ということもありまして、組織からですね、年度末に実績報告書の提出の際に精査、助言等を行っております。ただし、事務量が多大でございますので、本市としましても国や県に事務の簡素化ができないかということを要望を行っているところです。今後とも本事業の推進を、また図っていききたいというふうに考えております。

あとですね、名瀬地区が少ないというお話なんです、名瀬地区につきましては、今年度から新規で古見方地区のほうで8集落、これは朝戸、伊津部勝、西田、西仲勝、前勝、小湊、名瀬勝、崎原という形で古見方美島人（こみほうきよらじまんちゅ）という組織を立ち上げまして、現在、活動を行っているところです。これは面積的には66ヘクタールと、ほぼすべての面積をカバーしているというような状況でございます。以上です。

16番（川口幸義君） 時間がありませんので、急いで、（3）番、古見地区の安木屋場農道の整備について伺います。ちょっと把握できていたら。

農林水産部長（栄 広久君） それでは、古見方地区の安木屋場農道整備についてお答えいたします。
本農道につきましては、基幹農道舗装事業小湊地区ということで整備しましたが、

議長（与 勝広君） 以上で自由民主党 川口幸義君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。午後1時30分再開いたします。（午前11時46分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午後1時30分）
午前に引き続き一般質問を行います。
自民党奄美 多田義一君の発言を許可いたします。

22番（多田義一君） 議場の皆様、市民の皆様、こんにちは。自民党奄美の多田義一でございます。令和3年第1回定例会にあたり、一般質問を行いたいと思います。

質問に入ります前に所見を述べさせていただきます。

まずはじめに、3月末をもって退職をされる職員の方々に、長きに渡る公務員としての大変重い職責に対し、敬意を表したいと思います。まさしく激動の時代を支えてきた皆さんの経験は、大きな財産であると思います。今後の奄美市を担う現役職員の指導や、また地域活動においても、市民生活の向上にそのお力を貸していただけたらと思いますので、まずは退職を満喫していただき、その知恵と経験を貸してほしい人が現れたら、そのときは是非力を貸していただきたいと思います。本当にお疲れ様でありました。

それでは、質問に移りますが、今回も私の質問のメインは新型コロナウイルス感染症対策についてのみであります。何においてもこの問題を乗り越えないと、明るい活気のある元の奄美市の姿はないとの認識の中で、質問をさせていただきます。

昨年2月より影響が出始め、1年以上が経過をいたしました。幸い奄美市において死亡者は出ておらず、感染者の方々においても回復に向かっていることは、大変喜ばしいことだと思います。改めて感染リスクが一番高い医療従事者の皆様に、深く感謝と敬意を表するものであります。

奄美市内の経済状況を見ますと、飲食業やサービス業、また観光業、小売業など、多くの分野においてかなりの影響が出ているのが現状かと思います。私も飲食業に関わっている一人としてよく分かりますが、2月から、まず団体の動きが徐々になくなっていきました。そして5月のゴールデンウィークの頃には、最悪だったことを覚えております。その後も団体客は動かず、観光客すら対応できないほどの状況となりました。年末には市内においても感染者が増え始め、年明けには2度目となる県の時短要請が出され、現在に至っているわけではありますが、そこで質問いたしますが、現在の市内経済をどのように分析をしているのかをお伺いいたします。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、多田議員にお答えさせていただきます。

多岐にわたるようでございますので、角度を変えた御質問でコロナウイルスの御質問でありますので、私のほうで前段答弁させていただきます。

議員御指摘のように、鹿児島県は1月22日に独自の感染拡大警報を発令いたしました。発令に至った経緯といたしましては、年末年始期間中から全国的に感染が拡大中であったこと、1月20日に過去最高となる59名の新規感染者数が確認されたこと、入院患者のうち60歳以上の高齢者が約70パーセントを占めており、医師や看護師など医療従事者の負担が蓄積している状況等を受け、このままでは県の医療提供体制がひっ迫する恐れがあることから発令されたと認識いたしております。発令に伴い、営業時間短縮や感染拡大地域への往来自粛や来県自粛などの要請が行われ、本市経済、特に飲食店の関係する業種、宿泊事業者を含めた観光業等へのダメージは、大きいものがあると認識いたしております。

本市においては、1月18日以降、新規感染者は出ておられません、奄美大島コロナ警戒レベルも3となっております。また、ワクチンの接種など、明るい材料もあるところでありますが、未だ一部の都道府県に緊急事態宣言の再発令が行われており、先行きについては不透明な部分がまだまだ多くあることが現実でございます。とりわけ、新型コロナに関しましては、医療供給体制が脆弱な奄美大島など離島における感染拡大が与える影響は、大都市より大きなものがあり、今はまだ感染防止、感染拡大防止を最優先すべき状況であると考えているところでございます。

そのような中、市といたしましても、今般の状況を踏まえ、専決予算におきまして、今、行える支援策をとりまとめ、順次実行に移しているところでもございます。今後とも国や県、新型コロナの感染状況や動向を注視しながら、市民生活や経済状況の把握に努め、適時適切に必要な対策を講じてまいりたいと考えておりますので、どうか御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

22番（多田義一君） 市長、ありがとうございました。やはりこの2度目の緊急事態ということと、あと鹿児島県において時短要請の、この2度目ということもありまして、実際、やはり昨年の2月から、事業者の皆さんは年末に向けて少し期待をしていた部分もありましたし、しかしやはり、寒い時期になると、また蔓延していくんじゃないかなあという不安は、それぞれあったと思いますが、実際に、それを奄美市の中で感染者が増えていく状況を目の当たりにして、実際、商売をやられている皆さんは、ここですごくダメージを受けたと、まずは一発目に12月ですね。年間で最も人が動くはずの時期が、結局、一番人が動かない時期へと変わってしまったと。実際に1月から1月の20日以降に、24日からでしたかね、時短要請が発令されたという流れとなっております。

やはり、この期間において、またこの前後においてですね、この影響というのはかなり出ていると思いますので、私たちが知らない部分でも、かなりの影響が、僕は出ていると思っています。なので、実際、一度ですね、この影響という部分を再度深堀りして分析をして、今後の市の施策に転嫁できるような形を取ればという思いがあり、この質問をまず最初にさせていただきました。

市長の言葉でもあったように、やはり影響はかなり大きいものがあるということで、皆さんも認識していると思いますので、次の質問に移りますけども、私は今回の質問は全て連動しておりまして、まずは市内経済の状況を全体的に把握することが、まず第一であると。次に、最優先すべきことは、やはり感染者をこれ以上増やさないために、このワクチン接種、ここは避けては通れないというのは、もう間違いないと思いますので、このワクチン接種、2番目についての質問に移りたいと思います。

まずは、午前中の奥議員でもいろいろ細かく聞かれておりましたが、私は少し角度が違いますので、それぞれ質問を行っていきたいと思います。

まずこのワクチン接種ですが、これは強制ではないので、受ける方、受けない方、いると思うんですが、思っている以上に、この受診率というか、接種率が伸びないときの対策などを、何か検討されてい

るのかどうか。あればお伺いしたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） お答えいたします。新型コロナワクチンの接種希望者が少ないときの対策、また、接種率を高める対策についてお答えいたします。

新型コロナワクチンの接種は、国において新型コロナの感染拡大を防止するための重要な柱であると位置付けております。また、個人の健康と命を守ることにつながることはもちろん、医療機関の負担を減らすことや、社会経済活動を活発化させることなど、社会全体としての意義も大きなものがございます。そのため本市においても多くの市民の皆様は早期に新型コロナワクチンの接種を受けていただくことが重要であると認識をしております。接種につきましては、市民お一人お一人が受けるかどうかの判断をしていただき、同意を得た上で実施することになります。そのため、受けることによって得られる効果だけではなく、副反応などのリスクも含め、判断ができるような情報提供をしっかりと行うことが、接種率を上げることに繋がると考えております。また、受付から接種までの流れや、接種会場において安全な環境を整えることなど、受けやすい環境づくりを行い、情報提供していくことも接種率の向上には重要だと考えております。現在、土日の休日も含めた接種計画を大島郡医師会と検討をしているところでございます。今後、奄美市だよりやホームページ、各種団体への説明会などの方法により、しっかりと情報提供をし、安全で受けやすい接種体制の構築を進めながら、接種についての呼びかけを行ってまいりたいと考えております。

2 2 番（多田義一君） はい、ありがとうございます。まさしく、情報提供という部分が今できる最大のことでありますし、そのリスクというお話でしたけども、そのリスクは、じゃあ、どういうリスクがあるのかという部分を、詳しく、やはり隠さずですね、広く伝えていくというのも重要になってくると思います。その中で、例えば国からの、リスクはこういうことですよと、いろいろ都道府県、自治体に示されている部分があると思いますけども、その広報用で使えるという部分で、チラシとかの原本になるような、そういうものって存在しているんですかね。そういう広報用ですね。

保健福祉部長（山下能久君） 国からのリスクに関するチラシ、そのようなものはまだ市のほうには届いてない状況でございます。

2 2 番（多田義一君） はい、分かりました。と申しますのも、市長が前段で述べられたように、やはりこの離島におけるコロナという部分は、本土と比べるとかなりリスクが高いと思うんですよね。この離島における医療体制というのも、やはり本土と比べると満足なものではないでしょうし、また、医療従事者の数でも圧倒的に足りないという部分はあるでしょうから、そう考えると、やはり国の出方を待つというよりは、奄美における実情をどう市民に伝えるかという部分が、僕は大きいかなと思いますので、是非この情報提供という部分に関して、少し力を入れていく必要があるのかなというふうに感じます。これはできるできないは別として、僕はちょっと思ったのはですね、やはりちょっとお話をさせてもらったんですが、早く皆さんに行ってもらって、ある程度区切りをどこかでかつける必要があるのかなと、じゃあ、いつまで無料でやるんですかと、1年ですか、2年間なんですかと、こういう議論にもなってくる。ここは当然お金の出元は国でしょうから、そういう国のほうでの議論にもなると思うんですけども、これが一般的に広がっていくと、なかなかいつでもいいかなという人たちが増えるのも事実なんですよね。やはり、巷で聞こえる声としては、様子を見てからとかという方がかなり多いのが実情です。その中で、じゃあ、無料接種はいつまでですと、それ以上になると自己負担が発生しますとか、そういうのも一つの方法なのかなという気はいたします。これについては答弁はいいので、今後、受診率を上げるために、あらゆる方法という部分で、少し、やっぱり今後検討する余地はあるのかなと思いますので、まずは部長がおっしゃったように、情報提供をしっかりといただいて、市民の

皆さんが正しい情報で判断できるような材料を多く出していただきたいなあと、このように思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の②の質問にいきますが、この施設入所者、要は老人ホームであったり、特老だったりとかというところを指すわけですが、結局、長期で滞在されている高齢者の皆さんが多くいらっしゃるって、医者が常駐しているわけではないと思いますけども、こういうケースでの接種についての対応、かなり難しい部分があると思うんですよね。例えば、本人自体が結局、自分で意思をはっきり表示できないとか、それを尋ねる身内の方も奄美にいらっしゃるケースであったりとか、多くいろんなパターンが想定できると思いますが、その辺の対応というのは、どのように考えていらっしゃるのか、伺いたします。

保健福祉部長（山下能久君） 高齢者施設の入所者などの方への新型コロナワクチンの接種についてお答えいたします。

高齢者施設などに入所されている方につきましては、施設の嘱託医の御協力の下、入所されている高齢者施設において実施ができますよう、現在、大島郡医師会と調整を行っているところでございます。接種の同意につきまして、御本人の意思確認が難しい場合につきましては、国からの通知では御家族や嘱託医の協力を得ながら意思確認をし、同意が得られた場合に接種を行うと示されております。今後、施設従事者への説明会等の中で、意思確認につきましても施設従事者の協力が得られますよう、進めてまいりたいと存じます。

22番（多田義一君） はい、分かりました。やはり、高齢者の方になって、よく理解ができない方も中にはいらっしゃるでしょうし、むしろその理解はしたけども、うまく伝えられないケースもあると思います。なので、その辺は親切に丁寧にですね、対応していただいて、できれば、やはり高齢者の皆さんは、コロナに罹ると危険度が高いという報道等もありますので、その辺をしっかりと、ゆっくり、丁寧に説明しながらですね、是非実施に向けて取り組んでいただきたいなあとと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次の質問に移りますが、ここで指す集団活動というのは、子どもたちを含めて16歳未満は、国からの指針には入っていないということでしたので、ここで指すのは16歳以上、高校生ということになると思いますが、その集団生活の中で、やはり感染リスクという部分で言うと、やはり人がたくさん集まっているところなので、仮に無症状の子が来ていてという場合になったりすると、想定すると、やはり多く感染が広がってしまうのかなあという懸念があるわけですが、この辺りの親の判断が、もし受けせないという判断であれば、それがもう全てとなってしまうのかどうか、この辺の、要は判断基準、先ほどの情報提供という部分がありましたけども、その辺りについてのお考えというのがあれば、伺いたします。

保健福祉部長（山下能久君） 集団活動を行っている子どもたちへの接種について、お答えいたします。

現在のところ、国から提供される予定のファイザー社の新型コロナワクチンにつきましては、16歳未満の子どもに対する有効性、安全性が確立されていないことから、接種対象は16歳以上となっております。今後、承認予定の各社の新型コロナワクチンの内容によっては、接種の対象となる年齢が異なってくる可能性があると考えておりますが、その際には接種方法や同意の取り方などについて、大島郡医師会や関係機関と十分協議を行ってまいりたいと存じます。また、子どもたちを感染から守るためにも、家族を含めた周りの大人たちの接種率を上げていくことが重要なことと考えております。働き盛りの世代等が接種についてしっかりと理解し、接種につながるよう学校や団体との協力をいただきながら、周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

２２番（多田義一君） はい、ありがとうございます。まさしく、そのとおりで、周りの大人が接種をしていれば、子どもたちに及ぶ危険のリスクもかなり減ると思います。なので、ここはどちらかというと、やはり親を含めて、関わる大人の周りの皆さんが、やはり真剣に向き合えるような、その情報があれば、やはり家族で話し合うことも可能でしょうし、職場で話し合うことも可能でしょうし、そうなってくると、先ほど言った正確な情報提供という部分がすごく大きくなっていくのかなあとと思います。これはもう現役で働く僕たち大人の責任だと思いますので、是非その辺を理解を求めるようお願いしたいなあとと思います。少しちょっと僕が気になる点ですが、今、まさしく周りの大人が打っていけばというところで、考えられるのが保育所の先生とか、幼稚園の先生、学校の先生、市役所も当然そうですし、何かあったときに、一番最初に緊急的な搬送を行う消防ですね、を含めて、やはりその集団の中で、雇ったら、やっぱりちょっと他にうつすリスクが高い人たちの接種計画というのは、どのようなになっているか、もし分かれば教えていただきたいなと思います。分かる範囲で結構です。

保健福祉部長（山下能久君） 接種計画につきましては、国のほうから示されておりまして、まず、感染リスクの高い医療従事者、その後に６５歳以上の高齢者、また基礎疾患のある方、その後に一般の方という接種順位が決められております。議員御案内の消防の、まず、搬送する職員につきましては、医療従事者の中の一つとして位置付けられておりまして、まず最初の接種となることになります。保育所であったり、幼稚園であったり、学校の関係の職員につきましては、一般の方の接種順位と、今のところはなっているところでございます。

２２番（多田義一君） はい、分かりました。この間、消防の議会でもちょっと聞かせていただいて、消防のほうは計画があると、あとは自治体と調整中ということではありましたが、少し、ちょっとびっくりなのは、幼稚園だったり、保育所だったり、学校の先生とかというのは、一般扱いになっているんですね。それがちょっとどうなのかなあという気はいたしますけれども、できれば、奄美市の指導の下、学校に関わる先生方は、先ほど言った周りの大人が、まず接種を受けることによって、子どもたちの安全はある意味、多少なり確保されるわけですから、そういう部分で市からの指導という部分を、是非していただきたいなあとというふうに考えますが、教育長、その辺は何かできるでしょうか。

教育長（要田憲雄君） 市の方針が出れば、それは可能だと考えております。やっぱり学校はリスクが高いわけですから、先生方もですね。以上です。

２２番（多田義一君） はい、分かりました。ここはもう、本当、周りの大人の責任だということで、やはり子どもを守っていく環境を作るためには、今言う、子どもたちに関わる皆さんが先に、やはり打っていく必要が、僕はありますので、その辺は市のほうでも是非議論していただいて、早めに接種が受けられるような体制づくりに取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の⑤の質問に移りますが、先ほど、奥議員の質問の中で少しは触れられていましたけれども、１日の接種人数をどの程度想定しているのか、ここを少しお伺いしたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） １日の接種人数を含めた接種計画についてお答えいたします。

先ほどお答えしましたように、新型コロナワクチンの接種につきましては、奄美文化センターでの集団接種を一定期間実施し、その後、医療機関での個別接種を予定しております。またその間、高齢者施設などでの接種も同時に実施していく予定としております。

本市における接種計画では、市民の約６割の方に接種をしていただくことを目標としております。まず、８月をめどに実施する集団接種の中で、そのうちの約半数の接種を目指し、その後、個別接種での接種を考えておりますが、個別接種の期間につきましては、現在、検討しているところでございます。

接種人数につきましては、1時間当たり20人から25人、これを2列で行いますので、1日では240人から350人を見込んでおります。そのため、現時点では集団接種を8月までと想定しておりますが、これは国からのワクチンの供給が十分なされることを前提とした計画となっております。しかしながら、現在示されているワクチンの3月4月の供給計画では、対象者に全く足りない状況であり、当初の計画を見直さなければならない状況ですが、見直すにいたしましても今後の供給計画が示されなければ難しい状況でございます。従いまして、先ほどお示ししました計画は、今後、状況を踏まえながら検討せざるを得ない状況であることを御理解いただきたいと思います。

22番（多田義一君） 1個飛ばしましたね、4番飛ばしました、すみませんでした。今、部長の答弁の中で、個別接種についてちょっとお話がありましたので、実際、個別接種はいつからスタートできるか、今の段階では分からないということですよ、ですね。

この1日の接種人数をどの程度想定しているかという部分に関しては、240名から350名を想定していると。しかし、国のほうからのその状況次第では、これも大きく崩れる可能性があるということですよ。はい、分かりました。私は、これをちょっと聞きたかったのはですね、なぜかと言いますと、結局、このワクチン接種がこの後の奄美市の経済活動に大きく影響するというのがまず一つ、大前提として、私はこのワクチン接種を聞いたのは、当然ながら感染拡大を防止するのが一つありますけども、その背景にあるその後の経済活動を、この接種受診率を上げることによって、より強固なものになるというふうに考えています。なので、1日の接種人数が明確になることによって、人口掛ける6割だったら60パーセント、掛ける2ですよ、2回ですから。これを割っていくと、おおよそ終わるけどの時間は見えてくるのかなあという思いがありましたけれども、実際には未知数な部分が多くて、伸びる可能性のほうが高いということですよ。というので、分かりましたので、実際にワクチン接種が目標の60パーセント、もしくは70パーセントほど頑張っていくとして、今年1年での接種は僕は難しいかなあというふうに思っています。実際に、今の国の状況等々を見たときもですね、そのように感じますので、まずそれが大体どれぐらいを、今想定してしているのかというのを、ちょっとこの場で改めて確認をしたくての質問でした。なので、できるだけ多くの市民の皆さんにまず情報提供をし、受診率、接種率を上げていただきたいなあと、これはもう切なる要望ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の経済の立て直しについて、質問をいたします。まず最初に、ここはちょっと僕の中で明確に聞いておきたいなあという思いがあったので、あえて最初のほうに持って来ましたが、これから先ですね、どういう状況が起きるかというのは、まだまだ想定ができないというのが、今の現状だと思いますが、今も大変経済状況は悪いと思います。決していい状況とは言ひ難いのが現状であり、その最悪の事態を想定した場合、市における最大の予算規模を、どの程度見ているのか。事業費として、要は注入できるという部分を、どの程度見ているのか、大変難しい質問であるのは分かっていますが、まずそこを聞いてから、次の質問に移りたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

総務部長（三原裕樹君） それでは、お答えいたします。本市における新型コロナへの対応につきましては、議会の皆様の御理解をいただきながら、昨年5月のコロナ対策第1弾から第5弾までの専決予算及び各定例会に上程させていただいた補正予算を合わせまして、約64億2,000万円の関連予算を計上させていただいたところでございます。また、令和3年度におきましても、御案内のとおり令和2年度の繰越予算と合わせて11億5,000万円の予算を確保しております。そのような中で、最悪の自体を想定した場合の最大の予算規模はとの御質問でございますが、新型コロナの収束が見えない中では、あらゆる事態に対応するための心構えと準備が必要と考えております。そのため、現時点においてはその時々市内経済の状況を踏まえながら、的確な新型コロナ対策を実施していくことが肝要と考えおりますので、予算につきましては、特段の上限は設けておりません。今後とも本市の経済状況に注視

しつつ、国の臨時交付金の活用をはじめ、財政調整基金の活用など、時期を逸することなく、必要な財政出動に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

2 2 番（多田義一君） ありがとうございます。今の答弁で、市の意気込みというのは、ある程度伝わったのかなと思いますので、是非ですね、その状況に応じて対応していただきたいという思いから、次の質問に移りますが、この②と③、④これも事業の継続性、またこの事業を継続していくために、この業態を変えて事業を継続しながら社員の雇用を守るとか、いろんな方法があると思います。さらに今度は、新規事業をどう後押しするかによって、また市内経済というのは元の状況、もしくはそれ以上に戻していくことが、僕は可能だと考えています。それも前提としては、やはりこのワクチン接種の受診率というか、接種率を上げていく、これが大前提でありますので、それを念頭に置きながら、まず②の事業継続に対する支援ということでの質問に移りたいと思いますが、当然、今の事業者支援金やいろいろ、コロナ感染対策防止に関わる事業であったり、行っているのは、当然、理解をしておりますが、そこも含めての答弁になると思いますので、あとそれと今後について、何か考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えいたします。議員から御案内のあったようにですね、市においても事業所支援金、その感染予防対策という形で、様々な支援金を出していることは御承知のことと思います。これで新型コロナの影響を受ける方に対してはですね、市をはじめ、国・県、ほか各種公的機関等が事業の継続を支援するため、様々な支援制度を設けております。特に、国・県においては大きな金額を出して、しっかりと支援していこうという形で出されていると思っております。持続化給付金に代表される給付金のほか、無利子融資などによる資金繰り支援、補助金等による販路拡大支援、雇用関係や税、社会保障、保険、公共料金等の支払い猶予や減免など、幅広い範囲にわたり様々な支援策が用意されていることは御存知のことかと思えます。それぞれの支援策につきましては、一定の要件等があり、また、窓口等も多岐にわたりますが、事業者への影響を緩和し、事業継続を支援するため、市をはじめ、商工会議所などの関係機関で随時相談を受け付けておりますので、積極的に御活用いただければというふうに考えております。本市といたしましても、新型コロナの先行きが見通せない中、事業所の実情に応じた支援が適切に行えるよう、国・県、商工会議所等関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

2 2 番（多田義一君） ありがとうございます。実際今、国の事業や県の事業、また市の事業等、いろんな種類で支援策というのは打たれているのが現状ではありますけれども、やはりその要件に合致しないであったりとか、いろんな申請するのにハードルがあったりするものの中にはありますので、僕がやはり危惧するのは、国の事業、県の事業にについて、市民の皆さん、小規模でやっている経営者の皆さんが相談に行ったときに、例えば、国の事業であれば商工会議所のほうに職員が配置されて、しばらくの間いたんですよ、持続化給付金や家賃支援などですね、サポートする人たちがいました。実際、本当に助かった方は多いと思います。しかし、今度はじゃあ、市が独自の、例えば窓口相談業務であったりとか、いろんなものを開設して、一つ一つ聞いていける状況なのかなあと考えると、やはり今、商工会議所のほうがそれを担っているような状況で、確かに会議所が一番把握するのがベストなことかもしれませんが、相談に行く人たちからすると、やはり奄美市に制度はないですかという話は、僕はたくさん聞きますので、その辺りも市として、例えば窓口を、今、設けていらっしゃると思いますけれども、その広報活動にも力を入れながら、また市に来たときに、あらゆることが想定できると思います。例えば、もうその事業を継続できないと、生活困窮に陥った方も中にはいると思います。そうした場合に、どういうふうに支援できるかという、今、市の持っている制度の中で十分対応できると思うんですよ。その辺も踏まえて、やはり相談をしたときに、きめ細かな対応という部分で、やはり対応していた

だきたいなあという思いがありまして、あと、それと先ほど言った最悪の事態を想定したときに、更なる支援策というのは、僕は絶対必要になってくると思うんですよ。そこで、先ほど予算の上限という部分で確認をしておく必要があったので、当然、市としては、その救済、事業を継続するのに対して予算の上限は設けてないというお話でした。しかしながら、お金がないのに事業は当然できないわけであって、事業をするにも限度があるのは十分承知をしております。その中で、やはり市が使える、どこまでいけるかという部分をしっかり想定しておく必要があるのかなあと思って、あえてこの質問を取り上げさせていただきました。

まず、本当にできる、まず一つは事業を継続する、そのためにどういう支援があるのかというのが一つですね、1点目。次には、この③の質問に移りますが、今度は今までの業態ではちょっと厳しいと、この事業継続は厳しいと。ここで業態を変更するという部分で、やはり市ももう少し後押しができるような支援策が、僕は必要じゃないかなあというふうに思います。一つは、今年3月から経済産業省のほうで、業態変更についての補助金を打ち出しておりますけれども、これはかなりハードルが高くて、しかも先にお金を投資しないといけないんですよ。投資して、後に、その前に認定を受け、投資をして、その分が認められた後、1年後ぐらいに、要は補助金としてお金が入ると。更に、売り上げの5パーセントを伸ばしていく必要がある。また、人件費の3パーセントをこの数年かけて到達、目標到達までもっていく。毎年報告義務が発生するということで、かなりハードルが高いと。また、支援機関、ここで言うと商工会議所、または銀行、あと税理士事務所ですね、この3か所を交えて事業計画を作っていく必要があると。この内容を見る限り、多分、かなり難しいのかなあという思いがするんですよ。額は確かに大きいと思います。100万以上で個人事業で6,000万ほどでしたかね。法人においても1億近い補助が出るということで、奄美市においても、市内においても事業所で取り組んでいく事業所は、僕は出てくるのかなあと思いますけれども、やはり個人事業主である部分であれば、かなりハードルが高いと思いますので、そこも念頭に入れながら、市としての事業、業態変更について、何かしら支援を、僕はもっとすべきだという思いから質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えいたします。まず、業態変更に対するですね、基本的な考えという形で、まず述べさせていただいて、後から先ほどの対応についてという形でお答えさせていただきますと思います。

業態変更に対する支援といたしましては、新型コロナの流行を契機に、移動の抑制や三密の回避など、いわゆる新しい生活様式に基づいた行動が人々に求められております。こうした人々の行動変容に対応するため、様々な業界でガイドライン等が作成され、特に飲食業につきましては、売上の確保のため、業態変更などの対応が求められているところでございます。先ほども申し上げましたが、新型コロナに関しましては、国・県・市のほか、多数の公的機関が様々な支援策を行っております。新型コロナの影響は業種や規模の相違などにより、事業所が置かれている状況は様々であります。この新型コロナの影響を乗り切っていくためには、まず、活用できる支援策を漏れなく探し出すと、そして一刻も早く支援策の申請を行い、そしてその間に必要な経営改善を図っていくということが非常に大事なことじゃないかというふうに考えております。そのためにもですね、まず専門機関である、まず商工会議所、金融機関など、外部の力を借りながら取り組んでいく必要が重要なのではないかなというふうに考えております。本市といたしましても、事業所支援のため国や県、その他の公的機関の支援情報の提供、そしてまた相談窓口の紹介などに最大限努めてまいりたいと考えております。

先ほどのあと1点につきましては、国の多分、事業再構築補助金ですかね、の件だと思いますが、これについては、補助額も100万から6,000万とかなりの金額で、補助率も3分の2ということになっております。おっしゃったようにですね、なかなか競争率も激しい部分があるんじゃないかと思っています。ただこれに当たってはですね、当然、申請に当たっては、金融、それとまた経営の関係、この付近は専門的な分野で、なかなかその付近に長けている方が指導しないと、なかなかその付近は計画

も作れないだろうということも考えております。いかんせん、市の職員がですね、なかなかその付近の専門家もいない状況ではありますが、ただ市としては一生懸命ですね、商工会議所、そういう金融機関、その付近はしっかりつないで、連携を取ってつないでく、そのような形でですね、対応していかせていただければというふうに考えております。以上です。

2 2 番（多田義一君） 今、部長がおっしゃったように、実際、国の今度の制度というのは、新制度は、補助金も相当大きいんですね。想定件数が全国で5万5,000社ほどというふうな形でしたけども、おそらく、件数が、申請件数が増えれば、また補正などで対応するような案件ではあると思うんです。ただし、支援機関というところかというと、商工会議所、また金融機関、税理士事務所も全て対象となっているようでありますが、実際にこれまでちょっと大変な作業になってくると、市のほうにも僕は相談があるというふうに思っています。なので、その辺りの対応をしっかりと市のほうでも取れるように、確かに専門者はいないですし、この事業そのものが過去類を見ないような事業になっていまして、要は制度に精通した人間は、世の中誰もいないという状況ですので、手探りにはなると思います。親身に話を聞いてくれる場所があるだけで、事業をされている方は少し安心すると思うんですよ。その辺りをしっかりと市のほうがリードしていくような形で、その支援機関を紹介するとか、場合によっては、結局金融機関を挟まないといけない場合もあるでしょうし、その辺り、先ほど、もし何かあれば一言お願いします。

商工観光部長（武下義広君） すみません。私のほうはサポートのそういう支援をとということでしたけど、お聞きしたもんですから、先ほどの形になったんですけども、当然、相談が来て、についてはですね、しっかりと市民にその相談を受けて、どのような部分が、やはりこれについてはこういうふうに支援があるよねと、そういう相談とかはしっかりと対応していきたいと思いますので、市民の皆さん、事業所の皆さんで困りごとがあればですね、まず市役所のほうに来ていただいて、その中で支援ではこのような紹介とかですね、いう形で対応は万全を尽くしてやっていきたいと思っていますので、先ほどのあれは、サポートをという形での私の言葉でしたので、一応そういう形で相談が来たら、しっかりと親身になって相談に対応していきたいと、そういうふうに考えております。以上です。

2 2 番（多田義一君） その辺りは是非お願いをしたいと思います。必ずそういう相談は、僕はありますので、この対応によっては、やはりその方の、要は人生そのものを左右する、しかねないような、僕は状況であると考えていますので、是非その辺の対応をしっかりとお願いしたいと思います。

続いてですが、今、事業継続、その事業の形態を変更するということのお話をさせていただきましたが、今度はその新規事業に対する支援も同時に行っていく必要があると、僕は考えています。ここで言う部分でいうと、市のほうでもいろいろ事業は当然やられているのは分かっていますけども、例えば、今、屋仁川で商売を始めるとしたときに、昼間からの営業を条件、営業時間がありますよね、確か、9時までの間に何時間でしたかね、それをノルマをクリアしないと家賃の半分助成はしませんというふうになっていて、皆、要は昼間からの営業をやらないといけなくなっているんですよね。なので今、この現状でそういう部分で、僕はいいのかなあという思いがあります。なので、この新規事業に対する支援のあり方というのは、再度考える必要があるんじゃないのかなあと思っの質問ですが、その辺りも含めて、少し答弁いただければと思います。以上です。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えいたします。多分、議員がおっしゃったのは、中心市街地での出店支援事業についてのお話じゃないかなと思いましたので、その観点でお答えさせていただきたいと思います。

出店支援事業につきましては、新型コロナに関連した支援事業ではなく、あくまでも中心市街地活性

化基本計画に基づく事業で、中心市街地に多種多様な商業店舗の出店促進と新規創業者の育成を行うことにより、魅力ある中心市街地の形成と活性化を図ることを目的と、まずしているということです。これは、日中において不特定多数の人を中心市街地に集客することにより、まちの顔としての賑わいを創出するために実施をしておりますので、まずその政策目的が異なることを、まず御理解いただきたいというふうに考えております。

なお、新型コロナに関する新規事業に対する支援としましては、先ほどの事業変更に対する支援でも申し上げましたが、申し訳ありません、国の補助金のほか、市の新規サービス展開促進事業において補助金の活用も可能でございますので、積極的に検討をしていただきたいと考えております。今後も新型コロナ感染状況や市の経済状況を見ながら、引き続き必要な事業所支援策に取り組んでまいりたいと存じますので、御理解を賜りたいと思います。以上です。

2 2 番（多田義一君） 今、部長がおっしゃるもの当然分かります。分かった上で、中心市街地の活性化という目的があつての事業というのも、当然理解していますけれども、この目的を、要は制度を作ったときの状況と、この今における状況というのは、全く異なると思うんですよ。何においても、中心市街地の活性化は、このコロナを乗り越えない限り、出店意欲を持つ人が少ないということですよ。なので、出店意欲を高めるために、じゃあ、どうするかという部分の議論をしたいんですよ。でなければ、目的が違うので、じゃあ、コロナは関係ありませんとなった場合、今のこの状況で、じゃあ、昼間ランチしてください、夜まで9時まで営業してくださいよで半分出しますとなったら、やる人って僕、そんなにいるかなあと思うんですよ。実際は、この危機をチャンスとして考えて、出店しようという意欲のある方もいらっしゃるのも事実です、実質。ただ、その反面で今の社会情勢を見た場合、やはり多くの方は二の足を踏むというのが現状だと思うんですよ。そういう時代背景もある中で、じゃあ、中心市街地の活性化、新規事業の支援をどうするかというのを考えてほしいというのが僕の思いなので、今、結局、目的が違うからそれはというような感じに僕は聞こえたんですが、実際、そのハードルをもう少し低くすることによって、中心市街地、当然商店街もそうですね、屋仁川のほうもそうです。僕は、ちょっとやっぱりすみませんが、飲食業に携わっているものですから、どうしても見方がですね、これは申し訳ないと思いますけども、屋仁川のほうになってしまっている部分はあるので、実際、商店街のほうも大変苦慮している話は多く聞きます、実際ですね。なので、その中心市街地をどうするかという大きな目的、目標からでもいいので、次の支援策という部分で、やはり柔軟に考えてほしいなあという思いがあり、質問させていただきましたが、何かここに対して御答弁あれば。

商工観光部長（武下義広君） そうですね、これ、あくまでも先ほど出店支援というのは、さっきも何度も言うようにですね、やはり中心市街地活性化基本計画を作って、やはり市街地をやはり活性化しよう、という形の目的で作った計画です。そのためには、当然お店が日中開いていて、その中で人がどんどん集まってくると、そのような視点での、やはり計画ですので、その中心市街地の中に、そこ例えば1時間でも開いて、それを認めろと言うとですね、やはりその付近、ちょっと中心市街地活性化基本計画の中では、なかなか考えづらい部分が出てくるのじゃないかなあと思っています。後々また今後ですね、コロナ対策という形ですね、そういう検討ができるのかどうかですね、その付近での話になっていくんじゃないかというふうに考えております。以上です。

2 2 番（多田義一君） はい、分かりました。この事業に関しては中心市街地の活性化基本法、そこに則って行っている事業であるということは理解をしました。実際に、恐らく今からですね、考えられる、想定できるのは、屋仁川には空き店舗が徐々に出て来ると思います。そのときに何が起きるかという、やはりそのビルのオーナーさんであつたりとか、収入が落ちていくというと、金融的な部分での相談も多くなると思いますし、またそこにかかる固定資産税の話にもなって来ると思います。いろんなこ

とが想定できるわけですが、やはりそこに出店を後押しするような、このコロナ対策でもいいと思いますので、僕は目的としては新規事業を参入しやすいような、ハードルをもう少し何か考えられないかなあという思いがあつての質問ですので、是非この辺は状況を見ながらですね、判断をしていただいて、その新規事業参入に後押しをできるように、是非取り組んでいただきたいなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、最後の4番目の質問に移りますが、これは市長の所信表明でもありました、やはりこの世界自然遺産登録というのは、数年前からの奄美市民の群島民の希望でもあったと思います。それがしかしながら、この近年のコロナウイルス関係対策に追われてしまい、実際に昨年行われるはずだった委員会のほうも行われず、今年6月と延びているのが現状であり、市民の皆様方の関心も、やはりコロナのほうに少し行っているのかなあというふうに感じます。その中で、実際に奄美市にとって世界自然遺産とはという部分で、再度認識をするためにも、あえてお聞かせをいただきたいと思います。

総務部長（三原裕樹君） お答えいたします。議員御案内のとおり、入込客の大幅減少など、本市経済も深刻なダメージを受けている中、日本国内最後ともいわれる世界自然遺産のニュースは、コロナ禍からの再生を予感させる明るい話題として、国内外から大きな注目を集めることが予想されて、島民の寄せる期待は以前にも増して高まっているものと認識しております。

申し上げるまでもなく、世界自然遺産登録は本市の最重要施策の一つでありまして、登録実現後の自然環境保全の継続と持続可能な利用による地域経済の波及効果を実現していかなければならないと考えております。

これまでの取組を少し申し上げますと、環境保全分野におきましては希少種保護、外来種対策、普及啓発などを進める一方、観光分野におきましても奄美空港の拡張、金作原における利用ルールの施行、市道三太郎線等におけるナイトツアー利用ルールの検討、奄美博物館のリニューアルなどを行ってきたところでございます。また、新年度予算案におきましても、環境保全等適切な観光利用との両立を図るため、世界自然遺産エリア環境整備事業など新規事業を計上したほか、年度内に完了します魅力発信事業や繰越予算として実施をするメディアジャック事業、魅力普及啓発事業などによるPR効果、ふるさと納税を通じた特産品分野の活性化などに取り組む予定としております。いずれにいたしましても、世界自然遺産登録は地域の環境保全について重大な責務を負うと同時に、経済分野におきましてもかつてない追い風となりうるトピックスであり、引き続き関係機関と連携し、確かな一歩を進めてまいりたいというふうに考えています。

22番（多田義一君） はい、ありがとうございます。実際、この6月にその委員会が行われたとして、認定されるとすれば7・8月夏場になるんですかね。7・8月ぐらいですよ。考えますと、実際、先ほど来、議論になっていますこのワクチン接種の期間中に、まさしくそういう明るい話題が提供されるという状況になると思います。ですので、あえて、なぜ僕がこれを聞いたかということ、市民に対しての、この世界遺産の機運醸成を図らないといけないと思うんですよ。今、全体的にコロナのほうに市民の関心事というのは傾いていっている中で、実際、その最中に世界遺産、もしなつたとして、地元の盛り上がりという部分で、やはり僕はちょっと不安なんですよね。当然、観光に携わる皆さんであつたり、直接の利害が発生する皆さんは、当然、これは大きな光として待ち望んでいるわけですが、そうではない方たちも多くいるのも事実だと思うんですよ。その中で、コロナワクチンをやりながら、接種をしながら、同時に世界遺産というところでは、もう少しアピールしていく必要が、僕はあるのかなあという思いがありまして、今回、最後にこの質問を入れたんですが、その辺りはどうですか。同時並行してやらないといけないというのはあると思うんで、ちょっとお考えを再度お願いします。

総務部長（三原裕樹君） 確かにおっしゃいますとおり、今後のスケジュールにつきましては、まだ環境

省から新しい情報は入っておりません。6月か7月にかけてということのみしか入っておりません。そういうのを踏まえまして、新年度予算につきましても、先ほどちょっと申し上げましたが、メディアジャック、これ5,000万程度規模の予算で全国にPRしようというのも一つ、そして地元にもそういったPRで啓発をしようという予算もしっかりと組み込んで、今準備を進めているところでございます。先ほども言いましたが、国内最後の自然遺産候補地というふうに言われていますので、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

22番（多田義一君） はい、分かりました。当然、国内外のPRは大事だと思います。同時に市民に対しての周知も、非常に大事だと思いますので、これは大変難しい問題だとは思いますが、是非同時に行って、このコロナの中でも明るい話題として、是非市民を挙げて取り組んでいけるような形を、役所が作ってほしいなあとしますので、是非頑張って取り組んでいただきたいと思います。

これで私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

議長（与 勝広君） 以上で、自民党奄美 多田義一君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。14時45分再開いたします。（午後2時29分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き一般質問を行います。

公明党 大迫勝史君の発言を許可いたします。

10番（大迫勝史君） 議場の皆様、こんにちは。公明党の大迫勝史でございます。令和3年第1回質問に先立ちまして、御報告を兼ねた所感を述べさせていただきます。

公明党新型コロナウイルスワクチン接種対策本部は、2月の28日午前、東京都新宿区の党本部で各都道府県本部設置の接種対策本部などとオンラインでつなぎ、全国会議を開催しました。会議には約500会場から872人が参加。奄美市からは私と橋口耕太郎議員が参加をいたしました。会議では、大都市と地方都市や過疎地、離島では全く状況が異なるため、各地域の特性に応じたきめ細やかな対応が必要であり、また、円滑な接種体制の構築へ党のネットワークを生かして全力で取り組む方針を改めて共有。3月中旬を目途に全ての自治体が住民への接種計画を策定し、都道府県に報告するといった自治体の準備スケジュールや、現在、政府が公表している供給見通しなどの説明がありました。自治体の接種計画策定やワクチン接種記録システムの導入をめぐる現場の課題を探るため、自治体意向調査の実施を提案。3月7日までに党所属議員が全ての自治体への聞き取り調査を展開していくことを申し合わせました。本市の状況は、当局からの協力をいただき、3月の1日に報告済みであります。今後、寄せられた現場の声を共有し、制度的な課題を打開しながら、接種の体制を整えていくことに党一丸となり、全力を尽くしてまいり所存でございます。ワクチン接種記録システムについて、小林史明内閣府大臣補佐官から説明があり、従来のワクチン接種事業とは異なり、第一に、約1億人が短期間で2回接種するため、記録の管理が煩雑になる。第二に、多数の問い合わせが予想される。第三に、住民の求めに応じて接種証明を出すことも想定されるといった課題が出てくるとして、新システムを構築、導入していく必要性を強調され、力作業の手間を少なくすることや、必要な経費の支援などに万全を期す考えを示されました。

会議では、地方議員から接種に関わる、携わる医師らに日常の通常診療への影響を考慮した協力金などを支給できないか。重症化リスクが非常に高い人には、かかりつけ医での接種を強く推奨すべきだ。各種のシステムは現場の業務負担が軽減される設計にといった提案や要望が各地から寄せられております。

結びに、元国交大臣の石井啓一本部長は、日々情報が更新され、走りながら考えている状況であり、

もどかしく思うこともあるかもしれないが、国民が期待するワクチン接種へ、万全な体制を整えていこうと呼びかけました。ワクチン関連は後ほど若干の質問をいたします。

話は変わりまして、今定例会を最後に行政の第一線から退かれる職員の皆様におかれましては、長きに渡る御精勤、大変に御苦労様でした。来月以降は任用職員として再度奉職される方、別な人生に赴かれる方、それぞれの道での御活躍、御健闘を願っております。私の尊敬する偉人の言葉に、人には周りに応じて3種類の人間がいると申しております。そこにいてもらいたい人、いてもいなくてもどちらでもいい人、いてもらっては困る人の3種類です。どうか皆さんは地域コミュニティにおいては、絶対にいてもらいたい人になっていただきたいと、強く希望をいたします。

それでは、通告に従いまして、順次質問をいたします。

施政方針について、(1)子ども医療費制度の拡充について、拡充対象となる中学3年生以上から18歳までの本市における対象人数をお示してください。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、早速大迫議員にお答えさせていただきます。

子ども医療費助成制度につきましては、制度開始当時、未就学児童を対象としておりましたが、平成28年度に小学校卒業まで、また平成30年度に中学校卒業まで、市単独事業として拡充してまいりました。令和3年度より子育て世帯の負担軽減を図るため、18歳までの子どもを医療費助成の対象として拡充したいと存じます。なお、このうち非課税世帯につきましては、県と連携いたしまして、窓口負担のない現物支給方式での助成となります。新年度より制度の対象として拡充されることとなる人数につきましては、868名と見込んでいます。以上でございます。

10番（大迫勝史君） ありがとうございます。大変な御英断だと思います。今、市長の御答弁の中に、現物給付の話がございましたが、確か説明の中で施政方針の中では助成対象者の非課税世帯の方のみ現物給付かなと、私は理解しておりましたが、そのとおりでございましょうか。

福祉事務所長（永田孝一君） 議員のおっしゃるとおり、非課税世帯が現物給付という制度を4月から行う予定でございます。

10番（大迫勝史君） それではですね、先ほどの対象人数が868名、この方々が助成対象者になるわけですけども、その中で非課税世帯の割合とその世帯数が分かればお示しをしていただきたいと思います。

福祉事務所長（永田孝一君） 先ほど拡充分の人数については、現行制度から推計した値でございますので、現在の現行の中で御説明させていただきます。子ども医療費全体の現物支給の対象となる非課税世帯の割合については、子ども医療費助成対象世帯数及びひとり親医療世帯対象世帯数の全体のうち約2割が非課税世帯となっております。以上です。

10番（大迫勝史君） 2割が現物給付の対象になるということですが、了解いたしました。

それでは、③にいきますが、この2割と言わずに将来的にですね、全対象者が自動償還払いではなく、全面的に現物給付に移行する可能性について、お伺いいたします。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、お答えいたします。4月から子ども医療費の利用者負担の助

成につきましては、先ほど申し上げましたとおり、課税世帯が自動償還払い、非課税世帯が現物給付となる予定にしております。御存知だと思いますが、自動償還払いは一度医療機関の窓口で医療費を負担していただきます。後日対象者の口座に振り込むと、現物給付につきましては、医療費の利用者負担分を市から支払機関を通して医療機関へ支払うということになっております。医療費の自己負担金全てを現物給付にという御質問でございますが、その影響についてですけれども、現物給付方式は窓口での医療費負担がないために、経済的理由で医療機関の受診を控えるということがなくなって、早期受診による子どもの疾病の重篤化を防ぐという、結果的に医療費の抑制となるということが期待できることがある一方、適切な受診を行わないと、医療費が増加してしまうという半面可能性もあると思います。自治体の判断で現物給付方式を行った場合には、それに伴った増額した医療費につきましては、国民健康保険ではですね、国庫負担金の減額調整措置の対象ともなるという、減額分は市の負担となるという影響も出てきます。全体の8割が自動償還払いとなっておりますので、その全てが現物給付へ移行した場合の影響は、少なからずあるであろうということが推測されます。財政への影響ということですが、このように影響が多岐に渡るため、現時点でこの負担について明確な数字をお示しすることは、非常にちょっと困難ではないかと考えております。この先ですね、制度を運営していく中で、安定した財源が確保できるのか、財源状況などを見極めながら検討していきたいと思っておりますので、御理解よろしく願いいたします。

10番（大迫勝史君） 財政負担については、最終で聞く予定だったんですよ。分かりました。本当に、お金がなくて経済的なことがあって受診控えがなくなる、そして重症化を防ぐということでは、大変将来的にもいいことだと思いますが、できることでありますればですね、やはり全面現物給付をですね、切に希望いたしまして、次の質問にまいります。

（2）高校生遠距離通学支援制度支援事業について伺います。現在の通学支援制度と比較して、新規、これから、新年度から始まるこの支援制度を、今の現行の制度と比較しながら説明を願いたいと思います。

教育部長（福長敏文君） それでは、お答えをいたします。まず現状についてお答えをいたします。

市内の高校生への遠距離通学費補助としましては、高校が設置されていない住用地区では、名瀬地区に通学する生徒に対し、バス定期券代の3分の1を補助を行っております。また、大島北高等学校の活性化及び学校存続対策に寄与することを目的に、笠利町区域外から通学する生徒に対し、バス定期券代の3分の2の補助を行っております。これを新制度では、高校までのバスの通学距離が9キロ以上ある全ての市内居住の高校生へ、一律定期券代の3分の2の補助を予定しております。

改善された主な点といたしまして、住用地区からの通学補助が3分の1から3分の2に拡充をされます。それから、これまで補助対象外であった笠利地区から名瀬地区への通学補助が開始をされるということになります。このことによって、予算では約1,700万円の拡充を図り、対象者が現年度71名から約130名ほどに増加することを見込んでいるところでございます。以上です。

10番（大迫勝史君） 大分拡充されるということで、大変、特にですね、笠利町辺りから大島高校へ通っておられた高校生の親御さんたちからは、再三そういう要望を受けておりましたので、大変よかったなと思います。以前ですね、また定例会の一般質問で、橋口耕太郎議員が質問しておりましたが、この精算制度、現在は学期末精算かと思っておりますが、その精算制度をですね、やはりそうなのか、それとも限度額認定みたいに、先にもう負担分だけを支払うのか、どういう制度になったのか、その辺までよろしくお願いします。

教育部長（福長敏文君） それでは、議員御指摘のとおり、現行では笠利町の区域外から大島北高等学校

に通う生徒に対する通学費補助につきましては、一旦、バスの定期代全額を支払っていただき、その後、3分の2をお返しするという精算制度になっておりました。今回の新制度では、保護者の皆様の支払時の負担軽減と手続の簡素化を図る意味で、購入時に自己負担分3分の1を支払することによって全て終わるという形で改善をさせていただいております。以上です。

10番（大迫勝史君） 大変にありがとうございます。これまでの課題が解決されて、親御さんたちもですね、高校生を持つ親御さんたちも喜んでおります。こういうすばらしい政策をするときには、派手に広報紙などでもですね、紹介していただきたいと思います。

次に、（3）新型コロナウイルスワクチン関連についてでございますが、ワクチン接種におきまして、最初に接種する医療従事者の人数を県がとりまとめていると聞いております。いろいろ午前中よりウイルス関係の質問がありまして、若干重複するところもあるかもしれませんが、一生懸命整理しながら質問するつもりなので、よろしくお願いします。

この県がとりまとめた対象人数が、今、把握できていると思いますので、その人数をお伺いいたします。

保健福祉部長（山下能久君） 本市におけるワクチン接種の対象となる医療従事者につきましては、2,683名ということで県のほうから連絡を受けております。以上でございます。

10番（大迫勝史君） 2,683名、それではですね、厚労省の健康局健康課予防接種室の各機関への事務連絡におきましては、午前中、部長からも答弁がありましたが、ワクチンの出荷が3月の第1週と第2週に分けて、全国で500箱ずつ出荷する中で、鹿児島県には10箱ずつの2回にわたりまして計20箱、1箱195バイアル、これは説明されておりましたが、総数で20箱で3,900バイアル、県は2月24日までに配送先、配送箱数を厚労省担当局へ必着。電子で登録することと、現時点での対象者は分かっているはずだと思い、お聞きしました。県全体で、この数だと本市での必要数が数量的に賄えるのか、不安に思います。1バイアル何回分できると、何回接種できるかというのは、午前中の奥議員の質問の答弁で5回分だということを認識しました。今、午前中の答弁どおり、この時点で届く本数量は、3月中で2箱ということでしょうか。

保健福祉部長（山下能久君） ワクチンの供給につきましては、現在、県からの通知により本市へのワクチンの配置は3月1日、今週に出荷されることが分かっております。それ以後の供給につきましては、こちらのほうに情報が入っていないということで、また、4月につきましては、1箱入荷されるということが連絡が届いている状況でございます。

10番（大迫勝史君） 本市がとりあえず当面必要とする医療従事者数の数の分が2,683人分ということで、必要数量には足りないと思いますが、対応はどのように考えておられますか。

保健福祉部長（山下能久君） 議員御案内のとおり、1箱に入っているワクチンにつきましては、1箱で975回分でございます。奄美市の医療従事者は、先ほどお答えしましたが、2,683人となっております。足りないという状況です。この接種につきましては、医師会等とも含め、今後、その順位、こういった形で接種するのかについて協議をさせていただきたいと考えているところです。

10番（大迫勝史君） 順次、この接種をしていかなきゃならないわけですが、全市民に行き渡る分の4月以降の見通しが立たない状況では、医療従事者に続きまして高齢者、基礎疾患保有者、介護従事者、消防隊員、自衛隊、一般と、今後の的確なスケジュールも立てようがないと思います。

また、アストラゼネカ社の1億2,000回分のうち9,000万回分を国内製造が可能になったとの情報もあります。状況も変わってくるのではないかと考えております。我々公明党市議団の現場の厳しい状況を逐一中央に届けてまいります。

それでは、②の医師会との連携調整で大きな課題があれば伺います。例えば、人材や医療機材など、計画どおり準備できるのかまで、合わせてお願いします。

保健福祉部長（山下能久君） お答えいたします。今回のワクチン接種につきましては、規模やワクチンの特殊性から、接種体制をどう構築していくかにつきまして、行政だけでは検討していくことが難しく、当初から医師会との協議を行いながら接種体制を検討してまいりました。現在におきましても医師会との連絡調整を密に行いながら進めているところでございます。しかしながら、先ほども申し上げましたが、ワクチンの供給量がはっきりとしておらず、具体的な日程が確定できないため、大枠での協力体制は得られているところではございますが、医師の確保の依頼もできてない状況でございます。集団接種が長期間にわたるため、通常の診療を行いながらの協力となりますので、医師の確保につきましては、今後とも大島郡医師会やその他の医療機関の協力が得られるよう、連携を図ってまいりたいと存じます。以上でございます。

10番（大迫勝史君） 分かりました。その器材、希釈用のシリンジなど、医師会が手配するけど、まだ不透明であるということではよろしいですか、器材等については。

保健福祉部長（山下能久君） 器材等についてお答えいたします。2月8日の専決予算にて、医療器材につきましては予算化をさせていただいております。この集団接種に必要な物品等につきましては、現在、不足がないよう発注等を行っているところでございます。

10番（大迫勝史君） 発注はしてあるということですね。午前中の答弁にあったかと思いますが、接種用の注射器等は国から配布されるんですよね。しかし、希釈用のシリンジ、針、注射器セットは市町村で対応という予定ではなかったですかね。

保健福祉部長（山下能久君） 希釈用の注射針、シリンジにつきましても、国のほうから提供されるということになっております。

10番（大迫勝史君） はい、ありがとうございます。昨日、3月4日のですね、私どもの機関紙には、今の答弁のとおりですね、ファイザー社製のワクチンの希釈用の注射器についても、国が責任を持って配布するということが書いてありました。これもですね、ちょっと手前味噌になりますが、公明党の中央議員がですね、地方の厳しい市町村の声を拾い上げてですね、強く政府に要望した結果として申し添えておきます。

次に、③ですが、新型コロナに感染して、軽傷や無症状に近い場合であっても、症状が進む前触れに血中の酸素濃度が低くなっていくということです。それを防ぐために、自宅療養やホテル療養者にパルスオキシメーターの無償貸与を国も援助しながら進めていると思います。本市においては、その体制が整っているか、また、ホテル療養者については、一時期マックスで20人超だったと認識しておりますが、現状はどうか伺います。

保健福祉部長（山下能久君） 新型コロナに感染された方の療養や入院につきましては、保健所が調整し、宿泊療養所の管理運営は県、療養されている方の療養管理につきましては大島郡医師会が中心となって担っております。この宿泊療養所に入所された方の健康状態の管理につきましては、常駐しており

ます看護師が行い、体内の酸素の状況や脈拍の状況が分かるパルスオキシメーターを、全入所者に貸与し、健康観察を行っている状況でございます。なお、現在は宿泊療養所に入所されている方はございません。以上でございます。

10番（大迫勝史君） はい、ありがとうございます。分かりました。この接種に対する費用に関してですけれども、3月1日の衆議院予算委員会で北側一雄公明党の副代表がですね、質問しております。自治体の接種事業に対する国の補助金に上限額が設けられているのはおかしいと。自治体の財政負担について、政府の見解を質した。その答弁として、菅首相は目安となる上限は示しているが、各自治体でかったお金は、全て国が責任を持って支払うと明言しております。どうか、御参考をお願いします。

次に、（4）消防の救急出動について伺います。まず、消防職員、救急隊の皆様におかれましては、24時間救急体制維持に心身ともに最大限に尽力されていることに、深く感謝申し上げます。コロナ感染、あるいは疑いのあるケースの出動や搬送の場合は、特殊な防護服や資器材等が整備されていると思いますが、現状では万全かどうか、また充足状況など、お示しください。

総務部参事（野崎浩敏君） お答えいたします。通常の救急出場はサージカルマスク、感染防護衣、ゴム手袋を着装して出場し、新型コロナ感染が疑われる場合には、ゴーグル、N95マスク、全身タイプの感染防護衣、ゴム手袋を着装し、出場しております。なお、新型コロナ関連資器材につきましては、奄美市6月補正予算の新型コロナウイルス感染症緊急対策事業を執行し、また、民間からの御寄贈もあり、現場活動において支障のない備蓄となっております。

10番（大迫勝史君） 大変安心をいたしました。ありがとうございます。この救急の出動についてでございますが、日常の救急出動におきまして、言うなれば適正な装いでない場合もあると思われませんが、どの程度の割合で、不適正と申しますか、適正でないんじゃないかという出動があるのか、直近のデータがあればお示しをいただきたいと思います。

総務部参事（野崎浩敏君） 令和2年中の奄美市の救急出場件数は2,323件、そのうち不搬送件数は20.7パーセントの480件で、不搬送件数のうち緊急性なしが66.7パーセントの320件となっております。

10番（大迫勝史君） 大分、不搬送の中でも搬送の必要がないというのが66.7パーセント、高い割合だと思います。その折にですね、そういう場合の対処法について、お示しをいただきます。

総務部参事（野崎浩敏君） その際の対応につきましては、救急隊は緊急性が認められないと判断された方には、緊急性がない旨の説明を行い、同意する署名を得て、不搬送としております。また、救急車は地域の限りある医療資源ですので、救急車の適正利用につきまして、救急の日行事、総務省・消防庁作成リーフレットの活用及び救急講習等で呼びかけをおこなっております。

10番（大迫勝史君） はい、ありがとうございます。それでは、③のですね、不急な救急出動の抑制のために、消防庁は救急配信センター事業#7119を県単位の設置を推奨しているようです。現行の小児救急相談事業#（シャープ）8000の一般向け仕様のようなイメージを持っておりますが、現在は11都道府県と五つの地域が導入済みで、国民の43パーセントが利用できる状況にあるとのことですが。しかしながら、九州では今のところ福岡県しか導入されていない現状にあります。その中で、鹿児島県においては、設置に向けて取り組んでいるとのことを聞いておりますが、現在の進捗状況が分かればお聞かせをいただきたいと思います。

総務部参事（野崎浩敏君） お答えいたします。＃ 7 1 1 9，救急安心センター事業の導入につきまして，令和元年度鹿児島県消防長会秋季総会において，県を実施主体とした早急な導入を要望することが全会一致で決議され，令和元年10月17日付け鹿児島県消防長会会長名で鹿児島県知事宛に要望書を提出しております。

本県の進捗状況につきましては，県医師会，鹿児島市立病院救急救命センター，市長会，町村会，消防長会，県くらし保健福祉部，県危機管理防災局の代表がメンバーとなる第2回＃ 7 1 1 9救急安心センター事業検討委員会が，令和2年12月に開催され，本県での事業の効果や仕組み等の検討がなされており，今月中には第3回検討委員会が開催予定ですので，その結果を注視してまいりたいと存じます。

10番（大迫勝史君） 大分進んでいるようで，安心しました。救急車を呼んだほうがいいのかどうか，見た目では判断できない場合，迷われる事態では，大変に大事な制度であろうかと思います。県の動向に，今後に期待をいたします。

それでは，次の質問にまいります。交通体系の整備について伺います。

市道三儀山線改良事業について伺います。令和元年度の第1回定例会におきまして，当該市道の改良と安全対策について質問した際に，当局から，社会資本整備総合交付金事業で事業を導入し，元年度の測量設計業務，令和2年度に用地交渉及び詳細な調査を行うとの答弁をいただいております。計画どおり順調なスケジュールで新年度の着工かと推察いたします。歩道の整備や転落防護柵などの安全対策を含めた事業の詳細と，完了までのスケジュールをお願いいたします。

建設部長（保浦正博君） お答えします。市道三儀山線改良事業は，名瀬運動公園入口から多目的広場までの約1キロ区間を線形改良，幅員確保，法面对策，歩道整備及び防護柵設置等を行う総合的な改修事業でございます。

事業期間は，令和元年より令和9年の9年間を予定しております。これまで，道路詳細設計，法面詳細設計，地質調査を実施いたしております。令和3年度は工事延長200メートルで土取山の掘削工と法面工事を計画しております。以上でございます。

10番（大迫勝史君） ありがとうございます。この路線に関しましては，スポーツ少年団の父兄の方や一般の市民からも再三要望をいただいております。進捗を見守りたいと思います。よろしく願います。

次に，教育現場関係について伺います。まず，（1）市内小・中学校の照明器具等のLED化について伺います。まず，本市における小・中学校のLED化の現状について伺います。

教育部長（福長敏文君） それでは，市内の小・中学校における照明器具のLED化割合につきまして，お答えをいたします。普通教室の数ということでお答えをさせていただきます。普通教室266室に對しまして，59室にLED照明が設置をされております。教室のLED化率といたしましては，約26パーセントというふうになっております。

10番（大迫勝史君） 分かりました。現状を伺いました。次にですね，②のほうですけれども，ESCO事業というのがありまして，これでESCO事業とは，省エネルギー改修工事により実現する経費の削減分で，工事費，工事請負業者の経費，顧客の利益等，全てを賄うことを保証し，これが実現しない部分については，ESCO事業者が損失補填を行うというパフォーマンス契約は，このESCO事業の最も大きな特徴でもあります。このパフォーマンス契約を結ぶということは，ESCO業者も補償リス

クを負うわけですから、その時代に合った最適な技術提案を行うことが補償リスクの軽減や利益につながります。つまり、自治体にとりまして最大の省エネルギー効果の達成が期待できることとなります。環境省や国交省も推奨しております。この事業導入で学校関連施設のLED化は考えられないか伺います。

教育部長（福長敏文君） それでは、議員御提案のESCO事業につきまして、この事業につきましては、一般的に光熱水費の削減分を原資として、改修計画が立案されることから、24時間稼働する病院や研究機関施設などのエネルギー消費量が多く、改修や運用改善などにより、消費量の削減が多く見込まれる施設などが、事業導入による効果が高いとされております。一方、官公庁など、施設の大部分が事務用途である施設につきましては、エネルギー消費量が少ないことにより、事業導入の効果が低いと判断されております。また、パフォーマンス契約による保証リスクが大きいことから、やっぱり学校施設でのESCO事業の導入によるLED化につきましては、大変難しいのかなというふうに考えております。

本市としましては、今後もこれまで同様、既設の照明を十分活用させていただきながら、順次LED化を進め、省エネや経費節減に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

10番（大迫勝史君） これまでどおり、順次、少しずつ更新のたびにですね、LED化していくことでよろしいですね。東京都の小平市で小・中学校の照明をLED化する事業を導入しておりまして、一応、折があれば参考に研究していただきたいと思います。

次に、（2）の冬季の通学時や校内での服装について伺います。現在の小・中学校の通学時や校内での冬季の服装についての現況を伺います。

教育長（要田憲雄君） お答えを申し上げます。まず、児童・生徒の服装について、御説明を申し上げます。服装や身なりにつきましては、各学校の校則及び児童・生徒心得によって規定されております。議員御指摘の登校時の服装についてでございますが、小学校・中学校ともに冬服標準学生服を着用して登校することを原則としております。しかしながら、健康上の配慮から気温の低い日や、体調がすぐれない場合につきましては、本人や保護者の申し出によって、上着の下からセーターやトレーナーを着用したり、特にスカートを着用している女子につきましては、防寒用のタイツですとか、あるいはジャージの着用を認めたりするなど、児童・生徒の体調等に応じて個別に対応をしているところでございます。学校内での服装についてでございますが、小学校においては各学校の朝の活動をしやすいするために、体育服に着替える学校もございます。中学校においては、全ての学校が標準学生服となっているところです。先ほどもお答えしましたが、校内においても気温が低い日や、体調がすぐれない場合は、一定の範囲内で防寒具の着用を認めるなど、児童・生徒の健康面に十分配慮して、各学校で対応をしているということを御理解いただきたいと思います。以上でございます。

10番（大迫勝史君） はい、分かりました。一応、少し柔軟な対応はしているということで、最初に教育長がおっしゃっていました体調や健康上の理由で父兄が申し出る場合には、その限りではないということですが、後段で、本人の判断で防寒着を途中で着てもいいみたいなことをおっしゃいましたが、最初の父兄が申し出るのではなくてですね、登校時に父兄と本人の判断で、そういうことを防寒の対策をしてもいいのではないかなと思います。コロナ禍での冬季は室内換気もしなければなりません。今年の冬は冷え込みが厳しく、外気温が10度から12度でも、北風が強いときは体感温度が4度から5度という日が何日もありました。季節によって、やっぱりそれなりの対応が必要ではないかと思って質問いたしましたが、教育長の答弁でおおむね理解はできました。ただ一つ、いちいち父兄が申し出て許可を得るということは外せないものか、改めてお聞きします。

教育長（要田憲雄君） 私は大変難しい問題だと思っているんです。今のようなことになると、子どもも保護者も自由に学校にそういう服装をして登校することになるわけでありまして、私が申し上げているのは、子どもが具体的に申し出る、そして保護者も当然、子どもか保護者がそうしたいという申し出があれば許可するというにしているところだと思っんですよ。そうでなければ、全く登校時に自由に服装をして来るのではないだろうかという感覚を持っているところです。

10番（大迫勝史君） 大変よく分かりました。父兄の方から、そういうことを私は言われたわけではなくてですね、一般の市民の方が寒いときに、素足を出して歩いている子どもたちの姿を見て、ああ、かわいそうだなあということで、どうにかならんねということがあったもんですから、現場サイドでそういったことをしておられるんだったら、それで結構だと思います。分かりました。よろしくお願いいたします。

次に、市営住宅について伺いをいたします。（1）連帯保証人についてでございます。国交省は独居高齢者らが保証人を確保できず、公営住宅に入れないケースが全国的に増えていることなどを受けまして、2018年3月から入居条件から保証人確保を外すように全国の自治体に通達していると聞いています。ただ、保証人規定を残すかどうかは、自治体の判断に委ねられているとのことですが、本市の対応はどうなっているのか、伺います。

建設部長（保浦正博君） 議員御指摘のとおり、国交省からの通達を受け、令和2年3月に市営住宅管理条例の改正を行い、連帯保証人につきましては1名の個人もしくは法人とし、特別の事情がある場合には必要としない規定としております。併せて、市営住宅の入居に係る連帯保証人事務取扱要領を改正し、連帯保証人を確保することができない場合には、知人や親族等の緊急連絡先の届け出のみとし、免除できる旨の規定を設けております。

10番（大迫勝史君） 免除規定があるということですね。その家賃債務保証業者を利用して、それを連帯保証の代わりにするということではないわけですね。確認します。

建設部長（保浦正博君） 今、議員が御指摘したとおり、保証業務を法人に頼むこともできます。ただ、今回はですね、保証人の規定というのは、住宅使用料の管理において、非常に重要ですので、そこを削除するんじゃなくて、配慮の必要な方々に対して配慮規定を設けたということでございます。

10番（大迫勝史君） ありがとうございます。なかなか粹なことをされておりますが、よろしくお願いいたします。

また、例えば、保証人しっかりつけられる方においてもですね、2020年度から施行されております改正民法で、賃貸住宅契約者の保証人が背負う上限額の明示が義務づけられておりますが、本市においては明確にしておられるか伺います。

建設部長（保浦正博君） 今、御指摘がありましたとおり、民法改正に併せた条例改正も本市において行っております。保証人が責任を負う上限額といたしまして、入居時における12か月の家賃相当額と定めており、契約書である請書においても明記してございます。

10番（大迫勝史君） はい、しっかり対応しておられるということで、認識をいたしました。ありがとうございます。

次に、市民サービスについてお伺いします。先月の1月、この行政手続における押印廃止と書面主義

の見直しについてでございますが、先月の１月末までに押印廃止のマニュアルが国のほうから配布済みではないかと思えます。その対応について、まず全庁的な取組、対応についての現状を伺います。

総務部長（三原裕樹君） お答えいたします。地方公共団体における押印の見直しにおきましては、議員御案内のとおり、昨年１２月に国においてマニュアルが策定されております。本マニュアルにおいては、住民に身近で多くの行政手続の窓口となる地方公共団体が各種手続における押印の見直しを実施する際の作業手順や押印廃止の判断基準等が示されており、国の法令や地方公共団体の条例、慣行等により押印を求めている全ての手続を対象としております。その中で、本市といたしましては、押印の見直しは申請手続のオンライン化を促進し、市民の負担軽減と利便性向上を図るとともに、受付業務等のデジタル化による事務の効率化が進むことで、より質の高い行政サービスの提供を実現しうる取組の一つと認識をしております。

本市における取組の現状との御質問でございますが、まず、職員の出勤簿、これや福利厚生に係る一部の申請書類において押印を不要とするなど、庁内のできることから取組を既に進めているところでございます。また、福祉部門においては、例えば出産祝い金、この申請書の押印廃止の検討など、先行して検討を進めているものもございまして、こうした取組をこれから全庁的に進めていく予定といたしております。

なお、国への補助金申請等の手続におきましても、例えば、今般の新型コロナ地方創生臨時交付金、この申請様式など、押印を不要とするものも出てきているところでございます。本市といたしましては、今後、押印を求めている全ての手続の洗い出しと併せて、国のマニュアルに基づき押印を求める趣旨や、その効力、押印に代わる手段のあり方などについて、全庁的に整理を行っていく予定としております。以上でございます。

１０番（大迫勝史君） また、今後の洗い出して、まだその押印省略の件数が増えていくということで、理解でいいですね。はい、了解しました。

将来的に、市民側から申請手続の際の押印廃止を含めました提出書類の簡素化などは、どの程度簡略できるものか、伺います。

総務部長（三原裕樹君） 先ほど少し申し上げましたが、一部先行して検討を進めている状況でございますが、このように市民や事業者から提出される各種申請書等における押印につきましても、書類の簡素化も含めて、将来的に見直しできるものは見直してまいりたいというふうに考えております。

今後の見通しということでの御質問でございますが、全庁的な検討を進めていく上で、押印を廃止することによる影響、それから関係法令、そういった整備もございます。そういった考慮すべき事項が多くございますことから、まずは市として全体方針を整理をした上で、段階的に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

１０番（大迫勝史君） いろいろありがとうございます。是非しっかりですね、その方面、進めていただきたいと思えます。冒頭にも申し上げましたが、今般、３月をもって退職される職員の皆様、しっかりですね、地域で頑張っていかれるように、絶対にいてほしい一人になっていただくべく、社会的にも人生の勝利者になっていただきますよう切にお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

議長（与 勝広君） 以上で、公明党 大迫勝史君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。１５時５０分に再開いたします。（午後３時３５分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午後３時５０分）

引き続き一般質問を行います。

自民党奄美 西 公郎君の発言を許可いたします。

１３番（西 公郎君） 皆さん、こんにちは。自民党奄美の西 公郎です。令和３年第１回定例会初日最後の登壇となりましたが、最後までお付き合いのほどよろしくお願いをいたします。

一般質問に入ります前に、少々所見を述べさせていただきます。本市経済対策事業第１弾から第５弾と、コロナ関連予算累計６３億３，８００万余り、内訳としまして、国庫補助金及び臨時交付金で５８億７，４００万余り、財政調整基金から４億６，２００万余りと計上してきたところであります。財政調整基金残高３１億８，９００万ほどになっているところですが、本市の経済状況はいまだ回復状況ではないと思っていますところですが、今後も経済対策事業ですので、第６弾以降のタイミングにつきましては、その時期を逃さず、専決の御判断をお願いしたいと思っております。

さて、今回私の一般質問１，コロナ禍における市民生活についての（１）令和３年度一般会計予算についての①本市歳入試算についての基本的な考え方についてお伺いをいたします。

以下の質問は発言席にて行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは早速、西議員にお答えいたします。

設問が市税の全体的な予算についてということのようでありますので、その件についてお答えいたします。令和３年度一般会計予算歳入３１５億２，４３５万７，０００円のうち、自主財源である市税収入は３７億２，８１７万１，０００円で、全体の１１．８パーセントとなっております。本市では、個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税があります。このうち、土地家屋に係る固定資産税や軽自動車税、たばこ税については、安定した歳入を確保する一方、個人市民税や法人市民税、償却資産に係る固定資産税については、経済状況等により変動がございます。本市では、令和２年度当初予算において、それまでの交流人口の拡大や大型公共事業による経済活性化の流れの中で、４０億円を超える市税歳入を計上いたしましたが、新型コロナの影響によりまして、今後、市税の減収も見込まれているところであります。そのような中、自主財源の確保は本市にとって重要な課題でありますので、滞納整理室を中心とした徴収体制の下、徴収率の向上などに努めて自主財源の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

１３番（西 公郎君） 次に、②の個人、法人均等割が前年よりも増加していることについてお伺いをいたします。

市民部長（満永亮一君） それではお答えします。個人市民税均等割につきましては、過去５年間の納税義務者の推移を基に、令和３年度の税収を推計しております。納税義務者は過去５年間、毎年増加しておりまして、令和３年度においても微増と見込んでおります。自衛隊駐屯地の効果もあるかと存じますので、新型コロナの影響を受けても、直ちに減少に転ずることはないと考えております。法人市民税均等割につきましては、過去５年間の調定額の推移から令和３年度の税収を見込んでおります。これにつきましても、市内に設置されております事業所の数や法人の資本金の額によって税収が定まっておりますので、ただちに減収に転ずるものではないと推測しております。以上です。

１３番（西 公郎君） 次に、③個人、法人、所得割、法人割、これの減少についてお伺いをいたします。

市民部長（満永亮一君） それではお答えします。個人分所得割につきましては、やはり新型コロナの影響による市民所得の減少を見込んで推計しております。令和２年度と比較しまして、約３，０００万円の減額を見込んでおります。法人分法人税割につきましては、既に新型コロナの影響を受けていると推定される令和２年度調定見込額から税率引き下げ影響額を見込んで推計しております。税率の引き下げにつきましては、消費税１０パーセントの増税に併せ、法人税割の税率が１２．１パーセントから８．４パーセントに引き下げられた影響が、令和３年１０月まで続くものと考えております。令和２年度当初予算と比較いたしますと、約３，５００万円の減額となっております。個人所得割、法人税割ともに収益に対して課税するもので、景気変動の影響を受けやすい税目でございます。現在、給与支払報告書の入力作業や住民税等の申告を受け付けておりますので、その積み上げの結果や今後の経済情勢から、さらに減収を見込む必要が出てくる可能性は否めないと考えております。当初予算の積算時点において推計される金額を計上しておりますので、御理解いただきたいと思います。

１３番（西 公郎君） 次に、固定資産税、土地、家屋、償却資産についての考え方をお伺いします。

市民部長（満永亮一君） それでは、固定資産税の減少についてお答えします。これは、国の施策であります新型コロナの影響により、事業収入が減少している中小企業等に対し、令和３年度における固定資産税の１年分に限り、事業用家屋や償却資産に係る固定資産税について、税の軽減を行う特例措置によるものが主な要因となっております。

それでは、御質問の土地、家屋、償却資産、それぞれの減少について、説明させていただきます。

最初に土地についてですが、土地については、令和３年度が３年に一度の評価替えの年となっております。本来なら本市の土地の評価も若干の上昇、もしくは横ばいとなりますが、新型コロナによる経済状況の影響等を考慮したことにより、約２００万円の減となっております。ただし、現在、国会で審議されております前年度より土地の価格が上昇するものについては、前年度の価格を据え置くとの税制改正案も出ておりますので、それによってはさらに減収となる可能性が出てきております。

次に、家屋についてですが、本来なら令和２年中に建築された新築に係る課税や、新築後３年が経過し２分の１の軽減措置が終了となることで増額となる予定でございましたが、事業用家屋については、先ほど申し上げました軽減措置により、全額または２分の１が軽減されることとなりますので、家屋全体として前年度より約１億４，０００万円の減を見込んでいます。

最後に償却資産になりますが、これは事業用に用いる資産になりますが、そちらについても軽減措置により全額または２分の１が軽減されること、また、償却資産には航空機や船舶などの寄港回数により総務大臣が関係する市町村に配分を行う大臣配分という固定資産税がありますが、こちらも令和２年中の航空機の減便などがありましたので、その二つの要素を鑑み、償却資産全体で７，４００万円の減ということになっております。

今回の軽減の特例措置により減収となりました税につきましては、国より新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金として補填されることが決定しておりますので、固定資産税としては大幅な減とらないと考えております。

また、今回の予算の積み上げにつきましては、新型コロナの影響による減収の把握は大変難しかったことなどから、今後、補正予算などで増減の対応をさせていくことも考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

１３番（西 公郎君） 先ほど家屋の１，４００万の減、これは法人税の軽減だという答弁だと思いますが、このコロナ禍において個人の雇止め、解雇がある場合もあり得る話で、個人のそういった対象者向けの減免措置については、奄美市としてどのような考えでいるのか、そういった要望があれば応じる窓

口等が開設できるか、そこら辺りについてお伺いをします。

市民部長（満永亮一君） 今回の固定資産税の減免措置につきましては、議員がおっしゃるように対象者が法人及び個人事業主となっております、それについては国が法律によって補填するということになっております。議員がおっしゃるように、個人の方が解雇などにより収入が落ち込み、納税が難しくなるということも考えられますが、そのような方にはですね、窓口相談に来た場合には、分割納付または徴収猶予の利用、また住民税がある場合には住民税の減免など、そしてまた各種助成制度もございますので、そういった窓口のですね、案内を行って対応したいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

13番（西 公郎君） 確かに本市の税制、過去2年振り返ってもですね、補正で上限修正していたんで、増加修正をおそらく2年間8,000万弱、上方修正していたと思いますが、おそらくコロナの影響によっては、補正でもっと減額もあり得るのかなという気はしています。それで、来年の話をするんですね、鬼も笑いますが、この令和3年、来年度令和4年以降の税制の見通しとして、どのようなお考えでいるのかお伺いをいたします。

市民部長（満永亮一君） 令和4年度の予算組みというお話ですが、令和4年度につきましては、今後の新型コロナの状況などを見ながら予算を立てていくことになりますので、現時点ではですね、令和4年度の見通しは大変、立てることは大変難しいものというふうに考えております。令和4年度につきましては、今後の経済状況を注視しながら予算編成についても判断していきたいと考えていますので、御理解いただきたいと思います。

13番（西 公郎君） 先ほど同僚の多田議員が話してました経済状況、やはりコロナの収束、予防接種の普及と、本市にとっては6月か8月か分かりませんが、世界自然遺産登録、これが大きな鍵になるだろうと思っています。今、観光客も減便でそう来られてないはずで、そこで、やっぱり前年のような80万人、70万人、80万人という対応ができるかどうかによって、本市の経済は大きく左右されるだろうなあと想着いて、この問題を取り上げさせていただきました。

次に、（2）本市上下水道での新型コロナ感染症対策についてであります。本市でも陽性者が出たわけで、待機組というか、ホテル待機、ホテル入所組もいたわけなんですね。ということは、自然的に汚水はウイルス感染されているはずなんですよ。そこら辺りのほうが、対応がですね、上下水道でいかなる対応だったのか、お伺いをいたします。

上下水道部長（藤山浩俊君） それではお答えさせていただきます。上下水道部として、まず水道事業につきまして、平田浄水場では膜処理方式を採用しております。水をろ過する過程で塩素消毒がなされ、末端給水栓、蛇口では毎日、残留塩素の濃度の測定を毎日行っており、指定検査機関による水質検査も毎月実施しております。また、水道水の安全性については、インフルエンザや新型コロナウイルスに対しても、一般的に塩素による消毒効果が高いとされており、水道水は法令に定められた適切な塩素消毒を実施しておりますので、安心して御利用いただけます。

続きまして、下水道事業におきましては、奄美市名瀬浄化センターなど汚水処理施設は、生活排水処理という業務の性質により、平時より新型コロナウイルスを含め衛生管理を徹底しております。汚水処理につきましては、固形物を取り除き、その後、汚泥を分離した後、処理水を海に放流するという行程になりますが、放流水の水質については、場内で毎日検査を行うほか、法令に基づく検査を定期的に指定検査機関により実施しております。

最後になりますが、水道事業と同様に放流水は最終行程として塩素消毒を行い、細菌ウイルスの除染

を実施しておりますので、安全性を確保していると考えております。以上です。

13番（西 公郎君） 分かりました。次に、（3）本市里帰り出産の状況について、①大島本島での現状について伺いをいたします。

保健福祉部長（山下能久君） お答えいたします。現在、奄美大島本島内で分娩ができる施設といたしましては、県立大島病院、名瀬徳洲会病院の2施設となっております。新型コロナの全国的な感染拡大に伴い、日本産婦人科学会、日本産婦人科医会及び日本産婦人科感染症学会では、里帰り分娩を推奨しないとしており、島内の2施設においても里帰りのための移動を推奨しておらず、同様の対応となっております。以上でございます。

13番（西 公郎君） 次にですね、大島、奄美群島での状況について、伺いをいたします。

保健福祉部長（山下能久君） 議員御指摘のとおり、奄美群島内においては一定の基準を設けて里帰り出産を受け入れている医療機関もございます。しかしながら、島内の2施設におきましては、新型コロナ感染防止対策として里帰り出産の受け入れができていない状況でございます。子育て支援の立場から、里帰り出産の受け入れが重要であることは十分承知しております。島内の医療機関にお伺いしましたところ、一定基準を設けて里帰り出産を受け入れる体制を検討していたようでございますが、新型コロナの発生により実現に至ってないということでございました。里帰り出産につきましては、感染防止を第一に考えながら、妊婦さんや御家族の声にも耳を傾け、医療機関に前向きに検討していただけるよう相談してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

13番（西 公郎君） この件は、去年の夏以降ですね、私のほうで相談あった件数で4・5件あったんですね。奄美市にもそういった問い合わせがなかったのかどうなのか。また、あったとしたら何件ほどの問い合わせがあったのか、伺いをいたします。

保健福祉部長（山下能久君） まずこの相談件数なんですけれども、医療機関のほうにはちょっとお聞きしていない状況ではあるんですが、県立大島病院、名瀬徳洲会病院とも、例年40件程度の里帰り出産がされているということを聞いております。そういったことから、問い合わせ件数についても、これに近い件数がきているのではないかと考えているところです。以上でございます。

13番（西 公郎君） 私が申し上げたいのは、同じ、本島では受け入れてない、徳之島では帰省後2週間の期間を経て、PCRがマイナスであれば受け入れましょと、ばらつきがあるんですね。奄美市も幸せの島を謳っていることですね、これは何らかのルール化が必要だろうと思っています。これに同僚議員の永田議員が提案されています新型コロナウィルス対策官民連携協議会、やはりですね、ここでいろんなこういったテーマも乗せて議論をしなければ前に進まないだろうと、私は思っているんですよ。やはりそれは医療体制の問題もあるでしょう。ですけど、母子感染のデータがないだけに、受け入れ側も恐らく心配をされたんでしょう。ですけども、徳之島できて奄美できないという自体が、あまり、理解に苦しむ状況ですよね。例年40名ほどの里帰り出産があるということは、受け入れがなかったその母親は、職を辞して本土に1か月間向かったはずなんです。ほぼそういった内容の問い合わせでした。それが果たして、奄美市がやろうとしている政策と、いくら県であっても、やはりそういったのをオープンにして、違いますよと、何らかのルールで前向きに検討してくれと、そういったことがない限り、この問題は、今回はたまたま新型ウィルスでしたよ。他の感染症でも起こり得るんです、間違いなく。私はそれが私たち政治の責任なのか、行政の責任なのか、そこは問いませんが、何ら

かのルールをもってしっかりと対応する仕組みを作らないと、いつまで経ってもこういう問題は解決しないだろうなあとと思っています。

次に、2の観光産業についての（1）令和2年1月8日発生事故からの教訓についてお伺いをいたします。

笠利総合支所事務所長（濱田洋一郎君） それではお答えいたします。議員お尋ねの件についてでございますが、事故機の早期撤去に至らなかった経緯については、昨年6月議会で議員の御質問にお答えしておりまして、その際、滑走路の閉鎖により県本土から機材が搬入できなかったこと、また事前準備が不十分であったことが原因との報告があったということで答弁させていただいております。その後の対応でございますが、運行管理者のJACは、まず事案に係る航空事故処理規定というものを改訂をしまして、機体の撤去について緑地帯からのけん引という特殊な方法に対応するための手順の設定、そして奄美空港の特性に合わせた施設の整備や、資材を島内で調達できるように対応業者、対象業者のリスト化をするというようなことを行っております。したがって、議員御指摘の事故発生を教訓としてですね、しっかりと対応策が講じられたものと承知しております。以上です。

13番（西 公郎君） この問題をなぜ私が追いかけるかと言いますとね、やっぱり観光立島を目指す奄美市ですよ。それが、あれが火事での、犠牲者がいたらちょっとそこまでは言えませんが、やはりあの場所に空港があるということは、いつでも起こり得る状況だと、僕は思っています。そんな状況の中、午前中10時に起きた事故を夜まで撤去できなかった原因は何なのか。そこについて、原因がお分かりであればお伺いをしたい。意見を伺います。

笠利総合支所事務所長（濱田洋一郎君） お答えいたします。先ほど県本土から機材が搬入できなかったと申し上げましたけども、実はけん引するロープと荷重メーターというものをですね、セスナ機で喜界空港までは搬送をしていたそうです。ただ、滑走路が閉鎖されていますから着陸できないということで、国土交通省が海上保安部に依頼をして、宇宿漁港へ運ぼうとしたんですが、当時の気象の状況で、海が時化っていて、それで海路、海からも運べなかった、空路も無理というところで、いつまでも閉鎖しておくわけにはいかないということでですね、調査に関しては、当初、奄美署の鑑識が入ったということを書かれていますけど、あわや重大事故になりかねないという事態で、国土交通省の運輸安全委員会は重大インシデントというふうに認定したわけですから、そういったことも含めて、改めて鹿児島県警のほうに要請をしたようで、捜査一課の鑑識がですね、ヘリで佐大熊のヘリポートに降りて、そこから入って調査をして、結局資材は船を引っ張る、船を係留するロープを代用して、奄美空港にあるトーイング車、牽引車で移動させたということで聞いております、ということです。

13番（西 公郎君） 再発防止策としてですね、あの緑地帯をアスファルトで、全てアスファルトにする、それも一つの方法なんですよ。自力で脱出できなくて牽引が必要だったわけですよ。次、こういったことが起これば、そういった対応になるかも分かりませんが、その強風の影響で現状の奄美笠利、奄美喜界間の欠航が多くなったということです。それでよろしいですか。

笠利総合支所事務所長（濱田洋一郎君） 今、議員の御指摘のあったことも、こういった事故が発生したということも要因であろうかなと思いますけど、やはり第一に気象の状況が一番かなというふうに、私は考えておりまして、利用される方の安全性の確保というものを第一に判断をして、欠航するかどうかということを運航管理者が判断していくものだと、そのように承知しております。以上です。

13番（西 公郎君） 今日の地元紙にありましたように、喜界の離発着の遅れが出ないように、県は今

年度、来年度ですか、GPSをつけるらしいという記事もありましたので、やはり向こうの機能を強化しない限り、いろんな問題が起こるよなという思いはあるんですね。やはり、観光立島を目指す奄美市はそこら辺りをしっかりと、やっぱり考えていかないと、やはり観光客の誘致、それに弊害が出たわけですからね、そこら辺りも県と連携取りながら、しっかりと進めていただきたいと思います。

次に、（３）環境行政についてであります。１の大島本島における産業廃棄物処理状況について、２の今後民間及び公共での議論についての見解について、一括してお伺いをいたします。

市民部長（満永亮一君） それではお答えします。産業廃棄物処理業につきましては、県が許可し、指導監督が行われているところでございます。市内の産業廃棄物の状況につきましては、県の許可を受けた処理業者が再利用や島内外で処分を行っている状況でございます。県に確認したところ、一部処理業者において受入処理に時間がかかっていると伺っておりますが、島内１５の許可業者で対応いただいている状況であるようでございます。

また、民間と、２の民間と公共での議論の場ということにつきましては、鹿児島県産業資源循環協会を通しまして、許可権者であります県に要望等の協議が行われると伺っております。産業廃棄物の処理が適切に行われるよう、市としても情報収集に努めるなど、対応していきたいというふうに考えております。以上です。

１３番（西 公郎君） 次にですね、４の教育行政についてであります。（１）本市教職員の定数についてお伺いをいたします。

教育長（要田憲雄君） お答え申し上げます。教職員の定数につきましては、文部科学省、県の定められた規定によって各学校における児童・生徒数に基づいて、定められた学級数に応じて算定されるということになります。

１３番（西 公郎君） 現状、本市の教員数については、定員減でも定数は満たしているという考えでよろしいでしょうか。

次にですね、（２）の教員免許更新制度の本市の助成制度について、お伺いをいたします。

教育長（要田憲雄君） 教員免許更新制について、お答え申し上げます。おそらく議員も御存知だと思いますが、教員が一定期間ごとに教育に関する講習を受講し、必要に応じて知識を身につけることで、資質の向上を図ることをねらいとして、免許状の更新があるというふうに御理解ください。免許状更新につきましては、放送大学もございます。それから、鹿児島辺りでも大学を開設し、大学が講習をさせる状況もございます。しかも、本市で受講できるものや、インターネットを介して受講するものがございます。形態は様々ございます。受講者自身が選択して、その開設者に申し込むことになるわけです。したがって、奄美市にしながら各講習を受講することができるわけですから、免許更新につく助成は行っていないということです。

１３番（西 公郎君） これからGIGAスクール構想とかですね、教員の先生方もちょっといろいろ大変だろうなあと、そう思っておりますが、リモートのできるのであればですね、助成する必要はないですし、そのリモートができる環境になったというのは、本市がやはり光ファイバーを巡らした、これが大きな要因かなあと思っています。他のコロナ禍で、いろんな講習がですね、今、オンラインで行われて、こっちの離島としてのハンディは、すごく解消されているのが現状なんですね。東京、大阪でしかない講習もありますけれども、それがオンライン講義で受けることができる。地方の不利性を奄美市が手掛けた光ファイバー網というのが、非常に今、役に立っている時が来たんだなあと痛感をしていま

す。

次に、専修学校の定員について、（１）奄美福祉専門学校の現状についてお伺いをいたします。

総務部長（三原裕樹君） 奄美看護福祉専門学校の現状についてということで、まず、入学者数について、直近３か年の推移をお答えいたします。平成３０年度入学者につきましては、看護学科が定員４０名に対して入学者数４０名、こども・かいご福祉学科は定員４０名に対して入学者数１２名、ビジネス情報・医療秘書学科が定員２０名に対して入学者６名、調理師養成学科は４０名に対して入学者１０名、平成３０年度の入学者は計６８名となっております。次に平成３１年度令和元年度でございますが、の入学者数でございます。この年度からビジネス情報学科及び調理師養成学科の両学科の募集は停止をされ、看護学科及びこども・かいご福祉学科のみの入学者となっております。入学者数は看護学科が４０名、こども・かいご福祉学科が１８名、計５８名となっております。定員は両学科とも４０名でございます。最後の直近でございます令和２年度の入学者数を申し上げますと、看護学科が４０名、こども・かいご福祉学科が１１名の５１名となっております。また、令和２年度の卒業生ということでの御質問がございましたが、看護学科が３７名、こども・かいご福祉学科が１３名の計５０名となっております。

なお、学校創立以来、今回の令和２年度までの卒業生の総数につきましては、１，９７５名というふうになっております。以上でございます。

１３番（西 公郎君） 次にですね、奄振ソフト事業での人材育成についてお伺いをいたします。

総務部長（三原裕樹君） 今、看護福祉専門学校の入学者数の推移をお答えいたしましたが、看護学科については、この３年間は定員に充足をする状況でございます。しかしながら、こども・かいご福祉学科につきましては、定員の半数に満たない状況ということでございます。しかしながら、介護福祉分野におきましては、本市はもとより、奄美群島内、ひいては全国的に見ても、今後ますます有益な人材が求められているところでもございます。そのような中、奄美看護福祉専門学校のこども・かいご福祉学科、この学科につきましては、介護福祉国家資格、それから保育士資格、幼稚園教諭資格、この三つを同時に取得できる全国でも唯一の特徴を有している学科でございます。このほか、同学科を卒業することで、短期大学卒業資格、これも取得できるなど、大きな魅力を有しているものと認識をいたしております。このようなことから、本市におきましては平成２７年度から同専門学校への支援制度を実施をしております、学生の通学費の助成、それから地元就職を促進をするための奨励金など、同校の生徒確保に向けた支援などに努めてまいりました。

御提案の奄振交付金の活用に向けましては、本市のみならず奄美群島における唯一の看護福祉の専門人材を輩出する同校の重要性を改めて共有をし、群島として取り組む必要がございます。まずは１２市町村で情報共有を進めながら、本市といたしましては設立当初の趣旨に鑑み、同校に対するより効果的な支援について連携をして取り組んでまいりたいというふう考えております。

１３番（西 公郎君） 現状の看護科はですね、ある程度８割９割の定員は埋まっているんですね。問題はこのこども・かいご福祉学科、この定員がなかなか３割前後で動いていると。私が奄振のソフト事業と言いましたのは、現状の奄振では無理なはずなんですね。法制度が整っていないんですよ。２年後を見据えて、やはり各市町村、１２市町村で推薦枠を一人に、推薦枠をやるとですね、１２名集まってくるわけですよ。それで３割の向こうの定員を確保できる。これが各町村割、人口割でやるとそれ以上増えてくるかもしれませんよ。そういった仕組みを作らない限り、いくら人材育成だ、やれ定住促進だと言ってもですね、なかなかうまくいかないのが現状じゃないかなあと思っています。やはり、３年間ソフト事業で出して、各市町村に３年以上住んでいただく。それが１年置きでもいいんですが、毎年でも

これはできるのであれば毎年でもいいでしょう。そうすることによって、人口減を抑えることができるはずなんですよね。新たな制度じゃない限り、このこども・かいご学科、薬草学科が廃止になった、調理師が廃止になった、このままの状況が続くと、おそらくこれ、廃止になる可能性が非常に高いのかなあと思っています。やはり、政治がそういった新たな仕組みを作り、各市町村の定住枠を、定住促進を作ってやる。やはりこういう仕組みがない限り、これ、沖永良部でも人材不足がクローズアップされているんですね。奄美市も2月末の新聞紙上の求人を見ても、ほとんど介護職、保育士、その求人が8割だったと思います。現状はそういう状況ですので、市長の市政方針にありました奄美福祉専門学校への支援を実施し、不足する医療、福祉分野の人材育成や定住促進を図ってまいります。これをやはり、どうやって進めていくかというのは、本市が毎年1,000万出しているのは、これは十分わかっていますよ。それでも、定数が確保できないというのは、根本的な仕組みを変えない限り続くと、私は思っています。是非、そういう次期奄振延長に向けてですね、行政の皆さんたちも、議員も然りですが、やっぱりそういった改正、仕組みを変えていきたいと思い、次の質問へと移ります。

6 奄美市開発公社について、（1）公社職員への処遇改善について伺いをいたします。

総務部長（三原裕樹君） 開発公社の契約社員の処遇につきましては、同公社契約職員及び臨時職員就業規則の中で雇用契約、それから勤務時間、休暇、給与及び賃金、社会保険等について運用がなされると伺っております。また現在、開発公社の契約職員につきましては、道路補修、公園施設管理、伐採等の業務に従事しており、その勤務体系等につきましては基本的に市に準じているとのことでございます。議員御案内のとおり、本市におきましては、今年度より会計年度任用職員制度を導入をし、運用がなされていることから、同公社におきましても令和2年度に就業規則の見直しを行い、令和3年度からの処遇改善を理事会に諮る予定というふうに伺っております。いずれにいたしましても、最終的には開発公社において決定をされるものでございますが、市の出資団体でもございますので、今後も情報提供、それから共有に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

13番（西 公郎君） 確かに本市の会計年度任用職員、今令和3年度から予算化されていますよ。やはり、準ずる開発公社にしても、事業団にしても、やはりそこら辺りの待遇を変えてやらない限り、どうなんでしょう。今、公社の、開発公社の職員募集でも、なかなか募集が集まらないと聞いていますよ。そういった処遇を改善してやらないとですね、なかなか人材が長続きをしない。これが事業団も含めて、公社も含めてですね、やっぱり奄美市の看板があるわけですから、是非早い段階での、やっぱり制度を作って、還元できる仕組みにしていきたいなあと思っております。

私が議員の処遇改善もやりたかったんですが、議員の議員年金が平成23年に廃止されて、もう10年近くなってきましたけども、未だに奄美市の負担割合、2,700万ぐらい出しているんですか。10年前は5,800万ぐらい年間出したはずなんです。その制度は現状、その時の対象者がいなくなるまで、これは続くわけで、やはり議員の処遇改善、何が言いたいかというですね、やはり4年に一遍の退職一時金の制度が、仕組みができないかと。自治法の改正も必要でしょうけど、やはり町村の議員においてはなり手がいない。これは何かと言うと、不安定であり、それで生活ができない。ここ奄美市においても、おそらく非常に厳しいのかなあと思っています。私たちは24名から22名の2減の定員減をやってきました。ということは、年間1,000万ぐらいの金が浮いてきたはずなんです。私は議員の処遇改善は一時金で何千万も退職金をやれという考えは全然ないんですね。やはり、それを4年間すると4,000万、これを単純計算22名で割ると1人頭180万ぐらいになるのかな。そこから税金引かれても、150万ぐらい残ってくるはずなんです。やはり、そうやって当局と議員は一体だよと、両輪だよ。特別公務員で退職金が出ているのは、三役並びに消防団団員。やはり議員の処遇改善もやらないと、これから先、なり手が出てくるのか、非常に疑問のところであります。

それともう1点は、旧庁舎で3年ほど前でしたか。奄美市栄誉市民の表彰が3名行われた。スポーツ

関係だったと思いますが、２月末に南日本放送で放映された奄美市の写真家の放映、皆さんも御覧になったと思いますが、やはりそういった方々も、やっぱりアミノクロウサギで奄美の注目を大きく集めてきた方かなあと、私は思っています。やはり、一過性でスポーツも大事だけど、そういう文化的、芸術的活躍されている方々もいるわけで、やはりそういう人たちも光をあてないと、やっぱり公正・公平かなあと、それに欠けるんじゃないかなあと思っています。そういう意味で、そういう対象者を次の選考会がいつ開かれるか分かりませんが、是非光を当てて、本当にいろんな場面で使われていますよ、あの写真家の写真というのは。それで脚光を浴びてきたのは事実ですし、それに報いるだけの奄美市であっていただきたいと要望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（与 勝広君） 以上で自民党奄美 西 公郎君の一般質問を終結いたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

３月８日午前９時３０分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後４時３９分）

3月8日(4日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	正 野 卓 矢 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	奥 晃 郎 君
5 番	荒 田 幸 司 君	6 番	崎 田 信 正 君
7 番	安 田 壮 平 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	10 番	大 迫 勝 史 君
11 番	松 山 さ お り 君	12 番	林 山 克 巳 君
13 番	西 公 郎 君	14 番	関 誠 之 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	川 口 幸 義 君
17 番	伊 東 隆 吉 君	19 番	与 勝 広 君
20 番	竹 山 耕 平 君	22 番	多 田 義 一 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

18 番	元 野 景 一 君
------	-----------

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住用総合支所事務 所 長	弓 削 洋 一 君
笠利総合支所事務 所 長	濱 田 洋 一 郎 君	総 務 部 長	三 原 裕 樹 君
総 務 課 長	平 田 宏 尚 君	企画調整課長	國 分 正 大 君
財 政 課 長	永 田 公 洋 君	市 民 部 長	満 永 亮 一 君
市民協働推進課長	佐 野 早 苗 君	環境対策課長	平 田 博 行 君
市 民 課 長	麻 井 庄 二 君	市民福祉課長	村 田 英 樹 君
保健福祉部長	山 下 能 久 君	福祉事務所長	永 田 孝 一 君
福祉政策課長	寿 山 一 昭 君	健康増進課長	徳 永 明 子 君
いきいき健康課長	喜 納 祐 司 君	商工観光部長	武 下 義 広 君
商工情報課長	向 井 渉 君	紬 観 光 課 長	島 袋 修 君

3月8日(4日目)

産業建設課長	岩下忠久君	農林水産部長	栄広久君
農林水産課長	石神康郎君	建設部長	保浦正博君
都市整備課長	竹元康晴君	土木課長	平山光二君
上下水道部長	藤山浩俊君	水道課長	吉郁也君
教育部長	福長敏文君	学校教育課長	末吉正承君
生涯学習課長	大庭勝利君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	前田賢一郎君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	重信竜昇君
主幹兼議事係長	伊集院正君	議事係主査	堀健太郎君

議長（与 勝広君） おはようございます。ただいまの出席議員は、20人であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は、一般質問であります。



議長（与 勝広君） 日程に入ります。日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。更に、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますよう、予めお願いをしておきます。

通告に従い、順次、質問を許可いたします。

最初に、自民党奄美 竹山耕平君の発言を許可いたします。

20番（竹山耕平君） 市民の皆様、議場の皆様、おはようございます。自民党奄美の竹山耕平でございます。まずは、昨日、真名津町で発生いたしました火災におきまして、1棟全焼を含む、その罹災された皆様にはお見舞いを申し上げます。東日本大震災から10年を迎えました。発生当時の奄美市議会では、予算委員会の真っ最中であり、地震の揺れはなかったものの津波の心配があるとして、委員会を中断いたしました。そして、みんなでテレビを見ましたが、その恐ろしい映像に目を疑ったことを昨日のように覚えております。改めてお亡くなりになりました方々への哀悼の意と、今なお苦しんでいる皆様に対してお見舞いを申し上げます。奄美市においても、平成22年集中豪雨災害から10年経過する中、昨年12月には住用石原地区に排水機場が完成いたしました。未だに関連するインフラ事業が未だ進められている状況です。防災、減災、国土強靱化が進められておりますが、あらゆる災害に対し、想定外を想定内という意識を持ち続け、安全・安心な地域づくりに努めていただきたいと思います。

更に、3月をもって退職される市職員の皆様に対し、長きにわたり市政発展に御尽力をいただきましたことに敬意を表するとともに、今後、益々の御健勝と、今後、益々の御活躍を期待いたします。

それでは、個人質問に移ります。

まず、はじめに、コロナ関連への対応についての質問を行います。市役所には市民の皆様が個人の事業や福祉面、そして、事業面、衛生面など、様々な相談が寄せられています。特に個人事業者や各種団体からの要望が届き、そして、これまでもありますように、緊急支援策として、国・県の事業を補填しながら、地元事業者や団体の皆様方の思いに応えようと、本市独自の支援策を講じられてきました。市民や事業者の皆様からも、感謝のお言葉もいただいております。また、各種の団体、業界の要望につきましては、公益性も高く、そして、公正、公平な観点からも、支援策に結び付けやすいというふうに思います。しかし、市内の事業者には、個人経営で団体や組合にも属さない方々もいらっしゃいます。昨日の一般質問にもありましたように、同僚議員の質問においても分かるように、コロナが長期化することにより、既存の制度ではどうしようもできない、対応ができない方々がいることも事実です。そのようなことから、相談に訪れる業種、多岐にわたる事業、事案につきまして、ただ既存の支援策や融資の説明を案内するしか方法はないのか。その後も庁舎内の担当する各部署において、相談の内容、報告、連携について、その後の必要な対応ができ得るものなのか。また、今後の必要な支援策として、対応ができないものなのか。そのような事案についての取組について、お示しをお願いいたします。

次の質問から、発言席にて行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それでは、さっそく竹山議員にお答えさせていただきます。議員がお話のとおり、新型コロナ対策につきましては、これまで各種団体からの要望等、並びに寄せられた意見を受け止め、その時々新型コロナの状況に応じて、国や県の事業も踏まえながら、即応的に対応してきたところでございます。また、新型コロナの影響を受けながらも、国や県の制度の対象とならない事業者に対しては、申請段階からのきめ細かな相談体制を含めて、支援の網から漏れることのないよう、制度設計に努めてきたところでございます。御質問の、個別の相談があった場合につきましては、まずは現行の国・県・市の事業において、相談にお答えをいたします。そして、その上で、活用できる事業があれば、事業導入に向けた支援をすることになります。一方、相談時点で該当するような事業がなかった場合には、相談を受けた部署はもとより、新型コロナ対策室も含めて情報共有を行いながら、新たな対策事業の制度設計に向けて参考にさせていただくということになります。そのため、厳しい状況下におかれている事業者の方には、まずは市に御相談をしていただければと思うところであります。また、個別事業者からの相談につきましても、まずは担当課において対応をいたします。その上で、関連支援も含めた必要な対策事業が利用できるよう、各課が連携し取り組んでいるところであります。例えば、本市独自の事業所支援給付金の対象につきましては、連動して対応となり得る上下水道、基本料金の減免申請を行えるように、担当課が横断的に連携を図りながら対応しているところでございます。今後とも、新型コロナに対する事業所支援につきましては、引き続き横の連携を深めながら、庁内での意思疎通を図り、きめ細かに対応してまいりたいと存じますので、議員の皆様方の御理解と御協力もよろしくお願い申し上げます。

20番（竹山耕平君） はい、ありがとうございます。今、市長から答弁ありましたようにですね、やはりその支援の網から漏れないような対応を図っていると。これまでも支援策として、市独自のやつにも取り組んできたということであるとは思いますが。それは、しっかりと十分に理解しておりますが、先の一般質問でも同僚議員、我が会派の2人の議員からもありましたように、そういう対応に、どうしても対応ができない、これは国・県も含めてですけれども、そういう事業に対してですね、やはり議員の皆さん含めてですね、そういう方々から相談、そして、できないことについての、本当に必死の、困窮する願いが寄せられております。そういったところから、やはりその質問だとか、こういう場でしっかりと皆さん方に対し、当局に対してですね、しっかり訴えていく。そして、その制度につなげていくということを訴えていると思います。そういう思いで、皆さん、それぞれの各議員が、それぞれの市民の、住民の、事業者の皆さんから切実なる思いをですね、受けて、このような場で、議場の場で発していると思いますので、それぞれ本当に対応していただければなど。確かに、今、市長がおっしゃったように、もう新たな制度を設ける仕組みを、やはりできるような体制づくりを、その庁舎内の関係部署で行っていくということをですね、是非、今後に対応していただきたいと。先ほども少しありましたけれども、言葉尻を捕まえるようではありませんけれども、まずは市にそういう相談をしてほしいと。しかし、そういう市に相談をした中で、やはりどうしてもできない。やはり、どうしてもやっぱり既存の制度、国・県・市の制度を活用する、そして、案内する方法でしかないと思います。なので、そういったところをどうやって次につなげていくのかというものが、やはり大事だと。今後もやっぱり必要な、その財政調整基金。まだまだ十分、枠はやはり、余分にはありませんけれども、まだまだ使途の使い道はあると思いますので、是非対応をお願いしたいと思います。

それではですね、次の質問に移りますが、官民連携したこの協議会の開催について、お伺いをいたします。この官民連携協議会とも少し通じるところではありますが、私が前回質問したのは、この協議会が発足するという前の質問でありましたので、これまでにですね、行ってきた、この国・県及び、この本市独自の支援策について、この関連する団体、商工会議所や商工会、そして、社会福祉協議会や窓口となる様々な団体、そして、地元経済の動向を十分に熟知するこの金融機関等を一堂に会してですね、この事業の検証、そして、分析、そして、今後も想定される、そして、必要な支援策等へつながるよう

なことに図るべきだというふうに考えますが、お示しをお願いします。

総務部長（三原裕樹君） おはようございます。それでは、お答えいたします。本市における新型コロナ対策につきましては、議会の皆様にも御理解をいただきながら、昨年5月のコロナ対策第1弾から第5弾までの専決予算及び各定例会に上程させていただきました補正予算を合わせまして、約64億2,000万円の関連予算を計上させていただいております。議員御質問の事業の検証と今後の取組の検討を行うための、関係団体が一堂に会する場につきましては、まずは各分野での意見交換や情報共有を先行し、実施したほうがよいとの御意見がございましたので、経済団体の会議に、本市健康増進課が参加をさせていただき、感染防止対策の情報共有を行うなどの取組を行っております。いずれにいたしましても、議員御提案の金融機関、これを含むメンバー構成をはじめとした会議のあり方につきましては、市内の経済状況などを図る上で重要と認識をしております。そのような中、現在、ワクチン接種に係る取組も取り掛かっている最中でございますので、民間団体等とも連携しながら、引き続き開催時期を含めて検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

20番（竹山耕平君） はい、分かりました。もう早急にですね、昨年から始まりましたこの支援策でありますので、国・県含めてですね、その検証は一刻も早く行って、その都度、その都度の対応な、必要な対応にですね、早急に進められるような取組を図っていただきたいと思います。今、ありましたように、本当に福祉政策課ですかね、福祉事務所ですかね、そういう関係団体との意見交換を行っているということでしたけれども、やはりもっともっとですね、今、部長から、総務部長からもありましたように、やっぱりそのコロナの感染防止。そして、経営に対しての支援。そして、今度はもうコロナワクチンに対して、ワクチン接種に対してですね、あらゆる問題、課題点がですね、もう目白押しになってきますので。目の前に迫ってきています。そういったものに対して、その時に対応していかないとはいえないと考えますので、是非是非この点につきましても、早急をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、次の質問に移ります。環境、観光、生活に優しい脱炭素社会の構築についてということで質問いたします。国は排出量の削減を目指し、ゼロカーボンシティの実現に向け動き出しました。再生可能な自然エネルギーの取組、そして、輸送、移動によるもの、自然環境保護等が挙げられます。そのような中、本市のこれまでの施策、事業として、代表的なものは風力発電や、この文化センター、金久中学校などの新築工事に係る教育施設に対してのこの太陽光発電が挙げられると思います。そして、また民間事業者におきましてもですね、この太陽光発電の導入や、身近なところで、個人的なそのハイブリッド車や電気自動車の導入、笠利や名瀬のホテルでは、そして、住用の観光案内施設でも、このレンタル自転車ということも増えてきています。このようなことから、本市独自の施策、これまで取り組んできたこと。そしてまた、官民の取組について、お示しをお願いいたします。

商工観光部長（武下義広君） おはようございます。それでは、お答えいたします。御質問の脱炭素社会の構築に資する事業としましては、本市が、先ほど議員から御案内がありましたが、出資する風力発電所事業などが最も代表的なものであると考えております。また、民間における取組としましては、広大な敷地を利用したものから、個人宅にも多く設置されている太陽光発電システムが挙げられるところであり、個人レベルから企業レベルまで、脱炭素社会に向けての意識が高まっているものと考えております。観光分野における環境に配慮した取組について、まずお答えしたいと思います。議員御案内の奄美大島内における取組について、近年、特にeバイクと呼ばれる電気自転車の導入が盛んになってきているようでございます。自転車を活用した、いわゆるサイクルツーリズムについては、平成20年度から奄美大島全体をフィールドとした奄美大島チャレンジサイクリングを開催してきており、奄美大島の豊かな自然を体感できる観光形態として、かねてから注目しているところでございます。このような状

況の中、同時期程度から、宿泊施設におけるレンタサイクルの導入が進んできているほか、それ以前より、特に名瀬地区では一部の自転車販売店舗においても、レンタサイクル事業を展開されていたりするとお聞きしております。これらの状況を踏まえ、本市も含めた取組といたしまして、地域の観光の拠点でもある住用三太郎の里において、平成30年の開所当初より15台のレンタルサイクルを整備しているほか、奄美の空の玄関口である奄美空港においても、令和元年にあまみ大島観光物産連盟によって、5台のレンタルサイクルを導入してきたところでございます。議員御案内のとおり、環境に配慮した取組は、期待される世界自然遺産登録地として、また、SDGsにも資する取組として、今後、欠かすことのできない視点となっておりますので、引き続き脱炭素社会実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

20番（竹山耕平君） はい、分かりました。今の事業を挙げられましたが、率先してですね、市が、本市がですね、次につながるの、ここではちょっと、まずはもう、次の質問に移ります。

それではですね、この自然遺産登録もですね、間近に迫り、世界遺産センター、このビジターセンターの計画もですね、もう見えている中、まずはその住用地区への脱炭素型の公用車を、その優先して、積極的に取り組んでいただきたいというふうに考えます。この点について、御見解をお願いします。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えいたします。議員御案内のとおり、住用地区における電気自動車の導入強化は、脱炭素社会に向けた取組として、同地区のイメージアップにつながるアイディアと認識いたしております。名瀬の市街地などと比較しますと、住用地区における自動車での1回当たりの移動に要する距離は相当に長いものと推察されます。従いまして、誰でも利用できる公衆用の充電スポットが適切な間隔で整備されることが、電気自動車の普及につながるものと考えております。住用総合支所への電気自動車の配備につきましては、長距離の移動が多いことを踏まえまして、これらの充電インフラの整備状況などを見ながら検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。以上です。

20番（竹山耕平君） はい、分かりました。今の答、最後の答弁は、前回、どなたか、同僚議員がですね、質問した答弁だというふうに思いますが、今ですね、ありましたように、この、やはりその住用地区に、住用地区に電気自動車は置いてあるんですか。あとは、その充電スポット、施設というものは配備されているのか。その住用支所に。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） 現在は設置をされておられません。

20番（竹山耕平君） はい、分かりました。そういったところがですね、やはりその自然遺産、この含めて、自然遺産とこの、イコール、全てはイコールとは思いませんが、そういったところでは、自然遺産をですね、もう10数年前からの案件であり、やはりその住用も新庁舎が、その間に建設された。そういったところから敏感にですね、なって、取り組む必要性もあったのかなというふうに思います。そしてまた、その庁舎の公用車に対して。更には、このやはり、マングローブパーク。世界遺産センターも建設されようとしています。そして、三太郎の里も新たに新設されました。体験交流館もございます。あとは、やはりガイドの、例えばガイドツアー車の電気化も含めてですね、今ありましたように、その充電スポットも、まずはその住用地区に限ってですね、多分、その住用地区の今の公共施設プラス、例えば公益性、公共的なものとして、やはりその簡易郵便局などが挙げられると思います。あとは、そうですね、そういったものが、まず各地域に挙げられます。そういったところを、まず重点して配備することに、整備することによってですね、この充電スポットっていう、この、今、長距離、長期間という部長の答弁ありましたけれども、そこもいろいろとカバーできていくとは思うんですよ。だか

ら、そういったところに対して、やはり多額な、そういう充電スポットに対して係るということですが、やはりその視点もおいてですね、是非、今、市民部長、来ていませんけれども、是非、もう一度、お願いしたいと思います、答弁を。

商工観光部長（武下義広君） それでは、答弁いたします。当然、先ほど認定ツアーガイドの電気自動車等に対する充電スポットも必要だというお話も出てきたと思います。その中で、当然、一番の、電気自動車にとっての一番の関心事は、やはり、今、議員がおっしゃったように、充電スポットの整備ということが第一になると考えております。ただ、その中でやはり、例えば公用車ではそういう形で充電スポットっていうことを整備していくっていうのも必要になってくると思うんですけども、例えば認定ガイドの自動車なんかについてですね、やはり認定ガイドにつきましては、やっぱり事業の一環、それも、業務の一環という形での電気自動車、立場で電気自動車を使うんだっただけですね、そういう形の使用になると考えます。そのときに、やはり、要は自動車を使うガソリン代に係る電気部分になりますので、その付近のですね、ことも考えながら、しっかりどのような整備がいいのか、その付近は考えていかなければいけないんじゃないかというふうに考えております。以上です。

20番（竹山耕平君） はい、分かりました。そのガイド車につきましてはですね、今後の課題として、今、挙げられましたので、是非一度、一度というか、そういう協議会の場で、その整備に向けて、また、課題に向けてですね、前向きに取り組んでいただきたいというふうに思います。

では、次の③の質問。この大島本島内、隣接する町村自治体でも、各種、独自の施策が講じられています。このメディア等でも発表されていますので、御存知だろうとは思いますが、瀬戸内町では、この加計呂麻のほうでアシスト付きの自転車。この宇検村ではグリーンスローモビリティとして、この脱炭素型のこの電気自動車。龍郷町では龍郷サイクルプロジェクト、そういったものが挙げられます。これらの、その世界自然遺産登録や観光立島の確立などを、大島本島内の各市町村が連携、協力した取組、そして、体制が図られている中、それぞれの各自自治体独自の取組とですね、やはりその、予算、補助予算のその先が違いますので、総務省であったり環境省であったりしますので、そういった独自の取組と併せてですね、やはり広域的な、この協力、連携について、この成長戦略ビジョンに乗っけていただいて、この積極的にですね、この広域事務組合を含めて、中心となって進めてほしいというふうに考えますが、御見解をお願いします。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えいたします。広域的な取組としまして、先ほど答弁でも申し上げましたが、5市町村連携の下、あまみ大島観光物産連盟において、奄美空港内にレンタサイクルを導入してきているところでございます。このサイクル関係につきましては、各自自治体での導入等が進んできておりますので、新年度において、5市町村での連携を深め、環境にも配慮したよりよい展開について取り組んでまいりたいと考えております。また、これも先ほどの答弁と重複いたしますが、サイクル関係に限らず、環境に配慮した取組は、期待される世界自然遺産の登録地として、また、SDGsに資する取組として、欠かすことのできない視点となっておりますので、引き続き実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

20番（竹山耕平君） はい、それでは、その意をもってですね、連携を図って、もうしっかり取り組んでいただきたいと思います。

次にですね、その（3）中心商店街、市街地、中心市街地の活性化について質問します。まずはこの末広・港土地区画整理事業の現在のその進捗状況をお示してください。

建設部長（保浦正博君） おはようございます。それでは、末広・港土地区画整理事業の進捗状況につい

てお答えいたします。令和2年度末の進捗率といたしましては、事業費ベースで92.2パーセント、建物移転契約ベースで97パーセントを見込んでおります。引き続き、事業完了に向け取り組んでまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上です。

20番（竹山耕平君） 順調ということですのでよろしいですね。はい、ありがとうございます。しっかりと進捗を、是非、お願いしたいと思います。

次に、この中心商店街、市街地の活性化の核となる、昨日の議会でもありましたが、この基本計画が進められています。先日の部長答弁にもありましたが、この商工会議所、この通り会、この行政で構成される、この活性化協議会の現状について、お示しをお願いします。そして、併せて、この11ブロック、この区画内のですね、このバスターミナルや、この福祉総合施設の建設地域、地区、そして、緑地公園が整備される、このブロックを11ブロックとして示されておりますが、この現在のこのブロック全体としての、この整備計画について、併せてお示しをお願いしたいというふうに考えております。

商工観光部長（武下義広君） はい、それではお答えいたします。中心市街地活性化協議会につきましては、市が策定した基本計画及びその実施に関し必要な事項や、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し、必要な事項について協議するために設置しております。活性化協議会では、毎年度、計画における実施事業の進捗状況や目標の達成事項の報告のため、年1・2回程度開催し、委員の意見をお伺いしているところでございます。現在、中心市街地活性化基本計画の変更について、国と協議を進めているところです。協議が整いましたら、市民交流センター、子育て・保健・福祉複合施設の整備状況や計画期間の変更等について意見を伺うため、活性化協議会を開催する予定と考えているところです。

次に、11ブロックに建設予定の3施設の進捗についての御質問でございます。中心市街地は買い物や業務を行う場所だけではなく、人との出会いや交流の場となることから、主要な公共施設はもとより、多様な都市機能の集積が求められており、中心市街地活性化基本計画に基づき、道路や市庁舎などの基盤整備のほか、新規出店者の支援など、ハード、ソフト両面から事業に取り組んでいるところでございます。議員の御質問の11ブロックにつきましては、マリンタウン地区への測候所移転後におきまして、バスセンターについては、中心市街地の利便性を高める交通拠点として、子育て・保健・福祉複合施設については、世代間の交流と賑わいの拠点として、また、緑地公園につきましては、憩いの場としての施設整備を計画しております。現在、測候所関係についてですね、国の関係機関を協議を進めながら、これらの事業実施に向けて取り組んでいるところでございます。以上です。

20番（竹山耕平君） はい、現状が分かりました。そこでですね、今、全体的な構想を聞きました。やはり、個人的には以前からも申し上げておりましたね、そして、活性化基本計画の中にある、この賑わいある、そして、人の流れをつくって、そして、そこから発信させられるような取組を、基本計画の中心としておいています。そういったところから、この11ブロック、以前8ブロックもありましたけれども、この11ブロックの今後の、やはりできる、その未来像がですね、やはりその奄美は駅がありませんので、その町の駅として、というそのイメージであったり、そういったところに人が集まって流れていくような、各町村に対してもですね、そういったブロックになってもらいたいな。そして、子育て、高齢者へのその福祉計画にいたしましても、しっかりと、今までのその市民の皆様からの、子育て世代の多くの皆様からの声が反映できるような基本構想にはなっていますので、この屋内で遊べる、利用ができるような、有効な施設として、そういったところで、施設が挙げられているんですけれども、もう、約、もう2年前でしたかね、2・3年前に、これ、基本設計、実施設計、終わっていると思うんですよ。しかし、設計の計画が、一応、2年後ですかね、を見通しているということですが、その辺りのその設計に対してはですね、この、今、いろいろな情報入ると、いわゆる資材高騰、資

材、機材の高騰やいろんなところでの、あとは昨日、これまでもあったとおり、その用地取得にかかわる、そういったところから遅れってというふうにも出ていましたけれども、そういったところにかかなりの影響が出てくるんじゃないかなと。今、進められている庁舎と市民交流センターの、このいろんな設計面におきましても、設計、その積算につきましてもですね、もうかなり影響が出てくるような施設ではないのかなというふうに思っていますので、かなり僕は注視をしております。そういったところで、この福祉施設の、やはりソフト面の充実を図るべきってというのは、ずっと言い続けていますので、この件につきましてはですね、しっかりと対応して、財政課も含めて対応していただきたいという、もうその思いの詰まった施設と。高齢者からは、子育て世代、お子さんまで。そして、このバスターミナルも含めてです。バスターミナルも、最初はP F I、P P Pのほうからありました。そして、生涯学習センター。この、今回のバスターミナル。住宅含めて、この、そのような、この今の現時点でのこのバスターミナルの構想っていうのはないんですか。個別な。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

商工観光部長（武下義広君） そしたら、バスセンターとの整備の現状についてということですので。バスセンターにつきましては、公共交通機関による中心市街地のアクセス向上と、観光客を含めた利用者の利便性の向上を図る拠点として、中心市街地活性化基本計画の中で位置付けをしております。本市におきましては、昨年度に国の補助事業を活用し、P F I 事業手法による整備の運営の可能性調査を行ったところでございます。本調査では、バスセンターの単独案や、店舗や宿泊施設の複合案など5パターンにおける用地調達方法や事業手法の可能性を取りまとめをいたしたところでございます。今後は、今後はその内容を基にですね、バス事業者や商工・観光団体との意見交換を行い、計画の方向性を示してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。以上です。

20番（竹山耕平君） はい、分かりました。いろいろ調査されているということなので、その調査を含めて、結果を含めてですね、これまでもいろいろと市の施設のあり方について、変わってきておりますので、是非、魅力のあるこのブロックづくりに、お願いしたいなというふうに思います。

それでは、この次の活性化基本計画の進捗状況。その中で、特段に挙げられる事業がございましたら、事業の成果ですね、がありましたら、お示しを願います。

商工観光部長（武下義広君） 申し訳ありません。ちょっと、資料のほう。申し訳ありません、すいません。それでは、中心市街地活性化基本計画の進捗率と達成率ということで、お答えいたします。中心市街地活性化基本計画を策定した市町村は認定基本計画に記載された事業等の着実な実施を通じて、中心市街地の活性化を実現できるよう、計画期間中、原則、毎年フォローアップ、自己評価を行うこととなっております。フォローアップに当たっては、認定基本計画の目標達成状況に関する目標指標を設定している場合には、当該目標の達成状況について、目標指標に基づき評価を行うこととなっております。本市の計画におきましては、1、来る人を増やす、いも一れとして、主要9通りにおける営業店舗数。二つ目に、観光客を中心市街地へ呼び込むC o m e も一れとして、中心市街地への宿泊者数。三つ目に、人が触れ合うゆていも一れとして、交流施設の利用者数の三つの目標としております。上記目的の結果につきましては、まず1点目の営業店舗数は、基準となる計画策定時の平成28年度の247店舗に対し、令和3年度に280店舗を目標としております。令和元年度は269店舗となっており、目標値は達成していませんが、出店支援事業やリフォーム事業などにより、基準値より22店舗の増加となっているところでございます。2点目の中心市街地での宿泊者数につきましては、平成27年の14万8000人に対し、令和3年度は22万1,800人を目標としております。令和元年度は19万6,900人となっており、目標値は達成していないものの、世界自然遺産登録が見込まれる中、観光客の増加に

より順調に宿泊者数は増加しております。３点目の交流施設の利用者数につきましては、中心市街地にあるA i A iひろば、公民館、保健センター等の公共施設の利用者数としております。平成２８年度は２２万５，５２６人に対し、令和３年度に３７万９，８００人を目標としておりますが、令和元年度は１０万８，５１５人となりました。公民館や保健センターの代替施設となる市民交流センターや子育て・保健・福祉複合施設完成後は見込みどおりの利用者が期待できるものと考えているところでございます。以上です。

２０番（竹山耕平君） ５分、もったいないことをしました。それではですね、その点を含めてですね、今、先ほど部長の答弁からもありましたように、この活性化基本計画の、いわゆるその次期活性化基本計画に向けての時期が来て、タイミングが来ています。そのようなことも含めて、次の質問に移りますが、この大変な、重要な課題でもあると思います。そして、多くの声が聞こえてくる問題です。以前から、この商売、商業を営み続けている事業者の皆様に対しての、この支援策、必要な支援策に対し、今あったこの基本計画にも大切に位置付けをお願いしたいなというふうに考えるところです。本当に、今、既存の方々が利用するとしたら、ここで、細かなことはよろしいんですけども、リフォーム制度とか、いろいろありますけれども、やはりその、今、頑張っている、もう何とかこの商店街を守り続けている皆様に対しての、この声を拾う、声を聞く場もちゃんと設けているとは思いますが、それをしっかりと政策に反映する、基本計画に乗っける、そういった思いを込めてですね、この御見解をお願いします。

商工観光部長（武下義広君） はい、それではお答えいたします。本市においては、中心市街地活性化基本計画に基づき、多種多様な商業店舗の出店を促進するとともに、新規創業者の育成を行うことにより、魅力ある中心商店街の形成及び活性化を図るため、平成２６年度より出店支援制度やリフォーム制度により、支援を行っているところです。これですね。その中で、出店支援制度の認定の際は、通り会や商工会議所の加入の義務付けなどを行っておりますが、今後の課題として、出店の定期的な巡回指導や効果的なサポートが行われるよう、商工会議所を検討してまいりたいと考えております。それで、すいません、以前から商店街で頑張っている店舗に対して、何らかの支援が必要ではないかということでございますが、既存店舗の強化も中心市街地活性化の一つとなるものだと考えております。まずはですね、既存店舗に対しましては、商工会議所や関係機関による経営、金融、財政・労務など、幅広い分野において補助制度や支援策がありますので、まず店舗の実情に応じ活用していただきたいと考えております。そのために、しっかりと市もサポートしていきたいというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと思います。以上です。

２０番（竹山耕平君） 分かりました。もう、いろいろと申しませんけれども、やはりそういう場をですね、設ける場合は、今までも何度もあるとは思いますが、それをこの基本計画に、しっかりと、大変重要な位置付けとしてですね、是非、乗っけてもらえるような、今、サポートをしたいということでありましたので、是非、その協議会の中、協議の中でもですね、しっかりとした個人、テナントの皆さん、店子の皆さん、事業所の皆さん、いろいろ含めて、声を拾い上げる。そして、聞く場を設けてもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

次の質問であります。次にですね、今現在、進められている、重要港湾に指定される、この名瀬港なんですけれども、この名瀬港につきましては、先の県議会におきましても、令和４年春には旅客船が、この岸壁とボーディングブリッジの利用を見込んでいます。そして、更に重要性を増していく名瀬港として期待するということでありました。また、その周辺エリアとして、このマリンタウン地区では、中心商店街を結ぶ、もう臨港道路、もう形が見えてきました。そして、今後、一体化される、この長浜の、長浜バースなど、この面として考えても、大変魅力ある、奄美市を代表するエリアとなることが期

待をしています。そのようなことからですね、この重要港湾である名瀬港の、このネームバリューや、そして、メリットを生かして、この魅力あるこのエリアづくり、まちづくりの形成、そして、活性化につなげられないものか。そして、ここでちょっと紹介させていただきますけれども、この国交省がある、国交省の中にですね、このみなとオアシス事業っていうものが、全国展開しています。この事業はですね、運営主体がこの地方公共団体、NPOや各団体ということで、この魅力あるまちづくり、海づくり、港づくり、エリアづくりの創出という観点からもですね、今後も官民一体による取組について、必要性を考えています。このことについて、御見解をよろしく願います。

建設部長（保浦正博君） お答えします。まず、議員御質問の名瀬港と周辺エリアの魅力あるまちづくりのグランドデザインの形成ということにつきましては、マリンタウン地区と中心商店街が相互に補完し、かつ、相乗効果を発揮する一体性の高い広域拠点づくりを目指しているところでございます。議員御案内のみなとオアシス、これは地域の住民の交流や観光振興を通して地域の活性化につなげるということで、港を核としたまちづくりということでございます。今後、関係機関との連携、また、その運営に対して、住民参加のあり方等をですね、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

20番（竹山耕平君） 分かりました。今後ですね、もうあらゆる、この、やっぱりどうしてもまだ完成していませんけれども、やはりその期待されるエリアではありますので、今でも十分にですね、それぞれイベント、それぞれの面で、昨日の土木フェアもそうですけれども、いろんなイベントで活躍の場、活用されている、そして、場である、市民交流含めてですね、活用されている場ではありますので、よろしく願いたいというふうに思います。そして今、部長からもありましたように、この運営主体がですね、今、この、例えば鹿児島では、今、二つしかありませんが、この鹿児島ではNPO、このゆめみなと鹿児島がこのみなとオアシス事業を展開しています。そして、薩摩川内におきましては、みなとオアシス薩摩川内として、この令和2年に、新たに、11月にですね、登録されましたが、これ、全国146か所、この九州では21か所目、鹿児島では2か所目というふうになっております。そして、その全てがですね、この地方公共団体のホームページを見るとですね、であったり、そのNPOであったりですね、やはり官民が連携した取組が生かされないと、この事業はですね、やはり魅力のあるものは展開されていくことができないと思いますので、是非、今、部長が、もう答弁でありましたように、もう是非、その人材づくりという観点からもですね、是非、一つの大きな目玉となれるような事業展開を図っていただきたいというふうに思っていますので、よろしく願います。

それではですね、次に、住用地区の保育施設あり方検討委員会の現状と申しますか、この点についてお伺いしたいことは、この場所の選定からですね、保育の詳細について、前回の質問では5回協議を行って、令和2年3月には方向性が決定される。そして、その後には、その詳細を含めて、事業の推進を図るということがありましたので、安心をしておりました。しかしですね、先の文教厚生委員会の中でもありましたように、やはりこの土地問題が浮上したと。そして、その次のステップが中断して、この難航しているというふうの話も聞きました。しかし、次の、先日、先々日ですかね、笠利のほうでは、やはりちょっと、いろんな方向性が決まって、次に向けて着実にステップをつなげているというふうなこともありましたが、住用におきましても、当然、そのようなことを想定しており、答弁もありましたので、安心を、そして、しておりましたが、そういったことがありましたので、その状況とですね、この、今後の見通しを簡潔に願いましたと思います。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） はい、それではお答えいたします。住用地区保育施設あり方検討委員会は、東城へき地保育所が土砂災害で被災し、利用できない状況になったことから、住用地区における新たな保育施設拠点施設のあり方も含め。

20番（竹山耕平君） 概要は、すいません、概要は大丈夫です。もう前回、聞きました。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） そうですか。いずれにいたしましても、今後の建設計画につきましては、関係機関との協議状況を踏まえながら進めてまいりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

20番（竹山耕平君） 所長もですね、しっかりと、今、この土地問題というのは、もう致し方ないと思います。もう今、どういうすることもできません。もう出てきた問題は、もう前に向かってですね。やはり、子どもたちもやっぱり1日1日成長していきますので、そういった子どもたちを大切にできるような、この住用の保育のあり方を、是非、頑張ってくださいたい。この、もうこの、難航している課題についてもですね、もう解消していただけるように、もう御尽力してくださいというふうにしか申し上げられませんので、よろしくお願いします。頑張ってください。

それではですね、次の教育行政について、質問を行います。質問に入ります前に、この卒業を迎えた、そして、これから迎えるこの卒業生の皆様に対しては、心からのお祝いを申し上げます。そして、今年度の最上級生にいたしましては、このコロナ禍の1年間を通した中で過ごし、この大変な環境下であったらと思います。これから不安のこともあるとは思いますが、若い皆さんには多くの夢と希望が詰まっており、これからの御活躍を期待いたしたいと思います。そのようなことも踏まえて、コロナ禍における教育現場について質問します。

コロナ禍により、様々な行事やイベント、PTA活動等、特に子どもたちを取り巻く教育環境に対しては、そして、かかわる皆様には様々な対応に迫られたと思います。この子どもたちも様々な我慢、そして、自粛、制限される中、本当に頑張ってくれました。そのようなことから、このコロナ関連の影響が1年以上経過する中、学校環境において、児童・生徒、教諭、家庭、保護者の状況をどのように受け止めていますでしょうか、お願いします。

教育長（要田憲雄君） お答えを申し上げます。学校環境における新型コロナの影響でございますが、各学校におきましては、令和2年12月に文部科学省から示されております学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルというのを来ているわけですが、それを基に感染症対策に徹底して取り組んでいるところです。具体的に申し上げますと、三密を防ぐこと、マスクを着用する、手洗い、手指の消毒の励行、教室等の換気、家庭と連携した日々の検温などを実施しているところであります。これらの実践によりまして、児童・生徒や教職員、保護者の感染症対策に対する意識がかなり高まってきておりまして、児童・生徒におきましても、マスクの着用や手洗い、手指消毒の励行など、子どもたちが自発的に感染症対策に取り組んでいるというふうに理解しております。以上でございます。

20番（竹山耕平君） はい、分かりました。今、もう教育長からありましたようにですね、いろんな指針、そして、教育委員会の指導、そういったところから、この学校とですね、子どもたち含めて、学校と家庭のその対応、そして、その信頼関係の、おかげさまをもちましてですね、大きな、大きな広がりも、感染拡大も見られずにですね、本当にこの授業、そして、自粛の中での家庭学習、そして、衛生面においても対応した。そういったことには、本当に感謝するしかない。この子どもたちを守ってくれたというふうに実感しております。そういったことで、今、教育長も答弁がありました。そういったところからですね、このコロナの影響から、全国、全体的には2度にわたりこの休校措置など、子どもたちにとっても不安な状況がありました。そういう中、学力や体力等へどのような影響があったのか、なかったのかについて、お願いしたいと思います。

教育長（要田憲雄君） お答えを申し上げます。コロナ禍における児童・生徒の学力につきましては、児

童・生徒の学びを保障するために、引き続き授業改善に努めたり、補充指導や個別指導を充実したり、家庭学習の充実と習慣化を呼び掛けたりするなど、各学校で学力を高める取組を随時行ってまいりました。その結果ですね、2か月前に行われました鹿児島学習定着度調査におきましては、小学校では県平均以上、中学校ではこれまで飛躍的に向上し、低迷が続いておった中学校も、県平均を上回ったところでございます。小・中学校ともに、コロナ禍においても、しっかりと学力の向上が図られたと考えております。

次に、児童・生徒の体力につきましては、今年度は学校における体力づくりの活動自粛や、スポーツ少年団や部活動の活動の制限ですとか、あるいは帰宅後の外遊びを控えるなど、児童・生徒が運動に親しむための機会が例年に比べると大変少なくなっているという、子どもたちも実感もあるでしょうが、そのために体力低下が懸念されているところではございますが、各学校において、感染症対策を徹底するなど、あるいは朝のランニングや縄跳び運動など、それぞれの学校で1校1運動と申しましょうか、そういうのにも取り組んでおります。更に、学校体育における補強運動の強化ですとかですね、運動量の確保などを進めて、コロナ禍においても、児童・生徒の体力を維持、増進するための取組は継続的に実践したというふうに考えております。以上でございます。

20番（竹山耕平君） はい、ありがとうございました。もう、今のことで分かりました。その中でありますがたいというか、もう本当にこの子どもたちがコロナ禍の中ですね、この学力、そのテストに対して平均、県の平均以上ということで、という結果が結果として出たということは本当に素晴らしいことだと思います。しかし、それを今度は継続を、持続をする努力をですね、しなければいけないので、その辺りに対してですね、お願いをしたいというふうに思います。よろしくお願いします。また、体力づくりに対しても、教育長からありましたので、是非、そういう思いを持ってですね、本当にのびのびと生活ができるような、運動ができるような環境に努めてほしいなというふうに思います。

次にですね、この③、緊急対策事業、この第4弾の実施状況の取組について、アとイ、一括して質問をします。この卒業の思い出づくり、また、応援事業のこの実施、取組状況について。そして、イ、頑張る学生応援事業の実施、取組状況についてお示ください。

教育部長（福長敏文君） それでは、お答えをいたします。まず、卒業の思い出づくり応援事業につきまして。本事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、学校の各種行事が中止や縮小となっていることから、学生生活最後の卒業イベントを応援するために、奄美市内の全小・中学校及び高等学校の計37校、1,260名を対象に、1人当たり5,000円の助成をするものでございます。また、全校児童・生徒数が100名未満の小・中学校におきましては、貸切バス等利用の場合は5万円を上限として追加の助成をしております。3月4日現在、全体の81パーセントに当たる30校から実施申請書が提出されております。今後、未申請の学校に申請依頼をするとともに、全学校が実施できるように、そしてまた、卒業生の思い出づくりに協力してまいりたいと考えております。

次に、頑張る学生応援事業の実施、取組状況についてお答えいたします。奄美市島外で頑張る学生応援事業につきましては、対象者を1,400名と試算をいたしまして事業を実施しております。事業実施するに当たりまして、進学後の対象者の特定が難しいことから、対象者の周知が重要であると考えまして、広報紙や地元新聞、また、SNS等を活用いたしまして、できる限りの周知を行ってまいりました。その結果、3月5日現在、880名、2,640万円の支援が図られている状況でございます。以上です。

20番（竹山耕平君） はい、分かりました。今、80パーセントの申請ということでしたよね。これは、年度、これ、繰り越すわけにはいきませんので、100パーセント、目指せるものなのか。どうなんでしょう。

教育部長（福長敏文君） 今、申請状況ということでお話をいたしました。37校の学校がございますが、中には卒業生がいらない学校もございますので、少し数が減りますけれども、全ての学校が実施できるよう、今、学校のほうと連絡を取っているところでございます。

20番（竹山耕平君） はい、分かりました。小規模校、大規模校、また、学校においてはですね、この時期は時期でありますので、卒業遠足とか、いろんなことも、やはりその思い出づくり、毎年、やっぱりやっているところに、このあれが、制度、事業が重なってきていますので、学校側のその単位の日数、そして、授業のあり方含めてですね、クリアするところもありますけれども、是非、これ100パーセント、その申請ができない学校を除いた100パーセントがしっかりと3月以内に、卒業までにですかね、実施できるようお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、この最後の（2）GIGAスクール構想の進捗状況について。①、②について、③も、について一括して質問いたします。この設備の整備状況についてお願いします。この学校内、そして、家庭等への対応があるのか。また、その他があるのか。②のタブレットの端末の準備状況。そして、③の授業でのこの活用計画。そして、教員への、教える、指導する教員へのこの支援体制を含めて、答弁をお願いします。

教育部長（福長敏文君） それでは、まず、現在の整備状況でございますが、学校については、普通教室、特別教室、体育館等への無線LANの整備を行っており、3月中旬の完成を予定しております。家庭への対応ですが、教員、児童・生徒のタブレットの使用状況を見ながら、家庭学習への対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、タブレット端末につきましては、これも3月中旬に納品を予定しておりまして、保管庫への収納を行いまして、準備ができた学校から、随時使用していただきたいというふうに考えております。

教育長（要田憲雄君） 授業における活用計画と、それから、教育の支援体制について御説明します。タブレットはいいですね。私も1時間ほど、先日、研修を受けました。子どもたちが大変興味を持って取り組むであろうと予想をしているところです。授業での活用計画等につきましては、児童・生徒が1人1台のタブレットを活用することによって、自らの課題に応じて情報収集、選択したり、文章や図表にまとめたり、表現したりすることができるところでございます。また、タブレットを用いて、各自の考えを説明したり、電子黒板を提示し合ったりするなどして、協働的に深い学びにつなげ、教科内容のより深い理解を促すことができると考えております。支援体制につきましてでございますが、先般、研修計画を策定いたしました。また、先日ですが、先ほど申し上げましたように、3月3日に管理職を対象にした研修会を開催しましたし、2日後の3月5日には、学校の先生方を対象にした研修会も開催いたしまして、非常に好評でございました。今後も企画委員会を推進するなどして、具体的に支援する体制を整えてまいりたいと考えております。以上でございます。

20番（竹山耕平君） はい、ありがとうございました。もう最後なんですけれども、今、先ほど教育部長からおっしゃったように、家庭環境だとか学校とか、いろんな、様々な課題が、今後、出てきて、また、利用する中で分かってくると思いますので、早急な対応というか、迅速な対応をお願いしたいと思います。そしてまた、先生方も大変でしょうが、是非頑張ってもらいたいと思います。

これで、私の一般質問を終了いたします。

議長（与 勝広君） 以上で、自民党奄美 竹山耕平君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。10時45分、再開いたします。（午前10時31分）

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午前１０時４５分）

引き続き、一般質問を行います。

無所属 永田清裕君の発言を許可いたします。

３番（永田清裕君） 市民の皆様、議場の皆様、そして、インターネットを御覧の皆様、こんにちは。無所属の永田清裕でございます。一般質問に臨むに当たり、一言、私の所見を述べさせていただきます。

はじめに、未だ衰えることのない新型コロナウイルスに感染され、全国でお亡くなりになられた方々に衷心よりお見舞いを申し上げます。また、罹患し治療中の方々にお見舞いを申し上げ、１日も早い快復を心よりお祈りいたします。また、全国各地において、最前線で新型コロナウイルス感染症に対処なされている医療関係をはじめ、多くの関係機関の皆様に関心と敬意と感謝を申し上げたいと存じます。また、この奄美市においても、感染者が発生するなど不安を身近に感じる中、市民の皆様を支える生活支援、事業者の皆様を支える経済対策、そして、今般のワクチンの接種への対応。あらゆる対策に多くの予算を投じ、迅速に取り組んでおられる朝山市長はじめ当局の皆様、その御尽力に心より敬意を表したいと存じます。

さて、私も奄美市議会に参加をさせていただきまして、早２年目となりました。コロナ禍の影響により、多くの行事が中止となり、市民の皆様とも触れ合う機会が少ない年でありました。しかしながらも、現在もコロナ禍の厳しい状況が続いておりますので、市民の皆様に関心と敬意を寄せ、市民の皆様の声聞き、行政に届ける。行政とのパイプ役を務める。また、初心を忘れずに、当局の皆様と建設的な議論を重ね、市民の皆様にお応えする、そういう思いで、今後の議員活動を果たしてまいりたいと存じます。引き続き御指導賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、通告に沿って質問を行います。

まず、最初の質問でございます。令和３年度の奄美市政について。合併から１５年を振り返ってみて思うこと、感じることにについて、お伺いいたします。本市も合併から節目の１５年を迎えました。また、朝山市政誕生から３期目の最終年度を迎え、現在の奄美市の状況を見て、市長としての思い、また、感じることなどがあれば、お聞かせいただきたいと思います。と存じます。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、永田議員にお答えさせていただきます。先般の施政方針でも申し上げましたとおり、本年３月２０日で奄美市誕生から１５年の節目を迎えます。合併当初を振り返りますと、国の三位一体の改革をはじめとする行財政改革の流れの中、新市としての一体感の醸成と、将来的な行財政運営の基盤づくりの両立という難しい舵取りが求められた時期でもございました。いろんなことを経験させていただきましたが、中でも財政基盤の観点から申し上げますと、私が就任した平成２１年度末時点での基金の総額は約５８億円程度でございました。中でも、財政調整基金は約６億円程度と、財政の安定化が喫緊の課題でございました。現時点においても、十分な財政力を確保しているとは言えない状況ではございます。その中で、令和３年度当初においては、基金の総額で約１４８億円と、当時に比べると９０億円近く増加してきたほか、柔軟に、かつ、弾力的に活用できる財政調整基金については、ここ数年、３０億円程度を確保し、財政の安定化に努めてまいったところでございます。これまで奄美豪雨災害を契機として、住民の拠り所である住用・笠利の庁舎をはじめ、本庁舎も新年度にはグラウンドオープンを迎えるほか、市民に安心・安全な水の提供を行うための平田浄水場の更新事業、子どもたちの食育を支える奄美市給食センター整備や、デジタル社会に対応するための市内全域の光ファイバー整備、市民交流センターなど大型事業を推進してまいりました。これらの大型事業につきましては、

市民共有の財産を形成するための先行投資である一方、今後は市民生活の中において、ソフト的な活用を図っていくことが期待されている事業であると存じております。また、各種事業の推進に当たっては、補助事業の導入や有利起債の活用など、実施計画や財政計画などにに基づき、計画的に事業を実施してまいったところでございます。合併からの15年を振り返りますと、新市における一体感の醸成はもとより、名瀬・住用・笠利の特性を生かした施策を推進するとともに、将来にわたる財政基盤の安定化を図りながら、市民サービスや産業振興に必要な事業については、概ね計画的に実行できてきたものではないかと思うところでございます。以上です。

3番（永田清裕君） 市長、ありがとうございました。奄美群島で唯一合併を経験したこの奄美市であります。今、御答弁にもありましたように、合併当初は大変厳しい財政状況からのスタートでありまして、あの奄美豪雨災害を乗り越えて、3地域の庁舎をはじめ、学校施設であるとか、道路や公園、そして、商店街やマリントウンの中心地、中心市街地の整備、多くの事業が着実に進められていると、そのように感じております。3地域とともに、生活環境など、15年前と比べますと格段に良くなってきております。その中で、多くの大型事業が実施された中で、基金も多く確保し、財政の安定化にもしっかりと取り組んでこられた朝山市政。その市政を支えてこられた職員の皆様の努力に、改めて心から敬意を表したいと思います。

それでは、次の令和3年度の新年度予算の特徴ということで、お聞きいたします。令和3年度の重点施策についてであります。新年度の予算を見ますと、前年度より減額となっておりますが、その中でも、令和3年度には世界自然遺産の誕生が期待され、明るい兆しが伺え、いよいよ経済再生が図られる年だと確信しております。先日の施政方針の中で、各分野の令和3年度に取り組む内容はお示しいただきましたけれども、そこで、新年度の期待のもたれること。力を入れて取り組むこと。また、奄振法の折り返しの年となりますが、奄振法の延長を見据えた取組についてもお聞かせいただきたいと思います。

総務部長（三原裕樹君） お答えをいたします。まず、新年度予算の特徴ということでございますけれども、コロナ禍において、歳入の厳しい状況が続きますが、安定した行政サービスの提供はもとより、新型コロナ対策につきましても、引き続き最優先に取り組んでまいりたいというふうに考えております。そのような中で、コロナに関しましては、ワクチン接種が進んでまいります。そのことによって、人や経済の動きも回復されてまいります。また、令和3年度には本庁舎や市民交流センターがグランドオープンを迎えます。併せて、夏には念願の世界自然遺産登録という、歴史に刻まれる明るい話題も期待をされております。これからも市民の皆様と一丸となって、コロナの対策に立ち向かい、そして、世界自然遺産登録の大きなチャンスを起爆剤に、官民一体となって取り組むことで、必ずや経済の回復につながってくるものと考えております。

次に、奄振法の改正に向けてでございますけれども、道路や農業基盤などのインフラ整備はもとより、奄振交付金を活用した航路・航空路運賃軽減、それから、各種ソフト事業の奄振予算は、奄振法に基づくものでございまして、その令和3年度は、現行奄振法の5か年期限の折り返しを迎えることとなります。つきましては、令和6年度の奄振法延長を見据え、令和3年度から、次期奄美群島成長戦略ビジョンの策定に、奄美群島広域事務組合が中心となって取り組んでいくこととしております。いずれにいたしましても、地元の意見をしっかりと反映をしていただくことが重要と認識しておりますので、本市といたしましても、奄美群島広域事務組合と連携をして取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

3番（永田清裕君） はい、ありがとうございました。答弁にもありましたように、やはりコロナ禍の厳しい中にあっても、世界自然遺産の誕生というのは、奄美にとっては未来への大きな希望でありまし

て、コロナ禍の中からの経済回復にもつながる大きなチャンスだと期待しております。

それから、奄振法でありますけれども、奄美群島の、やはり振興、発展には、奄振事業っていうのは、将来の奄美群島の自立に向けての非常に重要な役割だと、そのように認識しております。そのためにも、今後の奄振法の延長は必ず成し遂げていかなければならないと、そういう思いでございます。令和3年度から延長に向けて動き出すようですが、ただの延長ということではなくて、やはり今後を見据えた法改正の中での中身が重要だと、そのように考えます。答弁にもありましたが、やはり地元の意見、地元が必要とすることがしっかりと内容に反映されるように、是非、奄美市がリーダーシップを発揮して、奄美群島が一丸となって進めていただきたいと、そのように強く期待しております。ありがとうございます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策でございます。様々な対策があろうかと思えます。まずはワクチン接種について、国からの情報も日々変動し、なかなか具体的な計画も立てられない中で奮闘されているワクチン接種推進室の皆様をはじめ、関係職員の御苦労に心より敬意を表したいと思えます。

それでは、先に水際対策についてのお伺いです。奄美市においても、医療体制を含めて脆弱なところがあります。地域の実情を加味した万全の態勢で対応されることを強く願うところであります。離島においては、まずは入り口で水際対策が肝要であると考えますけれども、現状と今後の強化があれば、お示しください。

保健福祉部長（山下能久君） それでは、お答えいたします。水際対策につきましては、県や奄美大島5市町村と連携をとりながら、奄美空港におきましては4月21日から、名瀬港におきましては4月29日から職員を動員し、実施してまいりました。奄美空港での民間委託につきましては、昨年10月1日から行っております。また、名瀬港での民間委託におきましては、船舶の到着時間や人員の確保が困難なこともございましたが、委託事業者の御理解により、12月1日から委託開始しております。委託内容につきましては、設置いたしましたサーモグラフィーにより体表温度測定を行います。体温が高い方へは、連絡先や滞在先等の聞き取りを行い、市健康増進課へ報告を行います。体温が高いとされたその日に、保健師が該当の方へ体調確認についての連絡を行い、必要に応じて県の受診相談センターへの連絡や医療機関への受診を促しているところでございます。これからも引き続き、県や委託事業所、奄美大島5市町村で連携をとりながら、水際対策に努めてまいりたいと存じますので、御理解をお願いいたします。以上でございます。

3番（永田清裕君） はい、ありがとうございます。空港が10月、港が12月に民間委託されたということですね。空港については、10月っていうのは報道で聞いておりましたけれども、港のほうが民間委託されたかっていうのが非常に、私の情報不足で分からなかったもんですから、質問させていただきました。確認できて安心しました。ありがとうございます。

そこで、要は水際対策はいつまでやるのかと、その付近について教えていただけますか。

保健福祉部長（山下能久君） 水際対策につきましては、やはりその出入口、玄関口であるところでありと新型コロナの感染を食い止めるということで進めさせております。この期限につきましては、県も含めた、今からの協議になるんですけれども、新型コロナがある程度の収束を見るまでは続けさせていただきたいと考えているところでございます。以上でございます。

3番（永田清裕君） はい、ありがとうございます。やっぱり水際対策っていうのは、期間を設けず、コロナ収束まで徹底するって、そういうのが重要だと、そのように考えます。今後も県と連携して取り組んでいただきたいと、そのようにお願いして終わりたいと思えます。

次に、ワクチン接種についてお伺いします。感染拡大防止対策の最重要項目であると、そのように考

えます。先日来、説明いただいております、先週もトップバッターの同僚議員のほうから、もう詳しい質問もあり、また、詳しい答弁もいただきましたので、そこで市民の皆様へはお届けできたと、そのように承知しておりますので、私からはちょっとそれ以外、お聞きしたいことを2点ほどお聞きしたいと思います。

まず一つが、集団接種であることから、その集団接種の場所までの送迎について、どういう対策になっているのか。そして、のど自慢後にワクチン接種を始めるっていうことでお聞きしましたけれども、今度は4月になるとオリンピックの聖火ランナーのスタート場所となっておりますけれども、そこについて、ワクチン接種と重なりますが、その対策についてお伺いしたいのと、もう1点は、今日の報道でありましたけれども、ワクチンが届いていると、1箱。それについての活用について、お聞かせいただきたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） お答えいたします。まず、送迎につきましては、基本的に奄美文化センターでの集団接種となりますので、距離的に必要な地域に関しましては、現在、送迎バスについて、ルートを検討を行っているところでございます。

次に、オリンピックの聖火ランナースタート場所である奄美文化センターの対策につきましては、現在、教育委員会、スポーツ推進課と協議を進めているところでございます。ワクチン接種につきましては、新型コロナ感染防止対策も含めまして、予約制としているところでございます。この予約制の中で、調整ができたらということで考えているところでございます。いずれにしましても、ワクチン接種のスムーズな接種に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、昨日、ワクチンが届きました。このワクチンにつきましては、医療従事者向けにかかわるワクチンとなっているところでございます。195バイアル、195本ですね。975回分と。市内医療従事者2,683名に対しまして、少ない配分となっているところでございます。議員御質問の使い道につきましては、県からの通知といたしまして、医療従事者の中でも優先して接種する対象者が示されておりまして、まず一つ目に、新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れる医療機関。これは、県立大島病院になります。次に、患者の搬送にかかわる海上保安部であったり、自衛隊など、あと消防ですね、になります。三つ目に、宿泊療養所の管理運営にかかわります医師会、そのJMATや県の担当者となっております、この考え方を基に、県と医師会が配送先を調整しているところでございます。以上でございます。

3番（永田清裕君） はい、ありがとうございました。円滑な接種が行われることを期待したいと思います。スタッフの確保についても、やはり大島郡医師会と連携しながらやっていただきたい。参考までに、先日の報道の中でも、県でも市町村を支援するために県看護協会から看護師を派遣する仕組みを準備していると、そういう案内もありましたので、そういったところも、県と連携をですね、強化していただきたいと、そのように思います。いずれにしましても、ワクチン接種は市民の皆様への安心につながり、そこから新たな経済復興の出発につながる、きっかけになる、そういう対策であると、そのようにも思います。ワクチン接種には、これから様々なハードルがあると思います。国や県の主導になると思いますけれども、やはり市民の皆様へ細やかな情報を発信し、円滑なワクチン接種に向けての体制構築に努めていただきたいと、そのようにお願いして終わりたいと思います。

続いて、経済対策についてお伺いします。GOTOキャンペーントラベル事業、2020年7月から日本における観光業の需要を喚起して、新型コロナウイルス感染症の流行により疲弊した景気経済を再興させることを目的とし、開始されたと認識しておりますが、奄美市における経済効果と、同年の12月28日から停止されましたけれども、その後の影響について、お聞かせください。

商工観光部長（武下義広君） はい、それでは、お答えいたします。議員御案内のGOTOトラベル事業

は、コロナ禍により疲弊した景気、経済の回復を目的とし、国の補正予算として延べ約1.7兆円をかけたG o T oキャンペーンの一環として、主に宿泊、交通、土産などの観光関連産業の需要喚起対策として実施されたものでございます。御質問の経済効果についてですが、まずG o T oトラベル事業について、民間の調査会社による全国における経済効果の試算を見ますと、直接効果として3兆円、間接効果として1.9兆円が見込まれるとのことでございます。一方で、この事業における特定地域での経済効果については、現在のところ、該当する調査結果はなく、利用状況等についても、県をはじめ、本市といたしましても情報を持ち得ていないところでございます。しかしながら、県が公表しております観光動向調査報告書によりますと、首都圏における緊急事態宣言が初めて発出された昨年4月以降の奄美地区の宿泊延べ人数についてですが、4月が6,682人。前年同月日75.7パーセントの減。5月が4,201人の84.8パーセントの減。6月が1万1,536人の76.7パーセントの減と、前年同月を著しく下回っている一方、G o T oトラベル事業が一部開始された7月以降については、7月が2万455人の39.6パーセントの減。8月が2万1,866人の36.6パーセントの減。9月が2万2,436人の11.9パーセントの減と、徐々に回復し、東京都も含めて本格稼働となった10月以降については、10月が2万8,350人の8.6パーセントの増。11月が3万790人の11.5パーセントの増。最新の12月が2万3,571人の2パーセントの減と、前年同月を上回る月もあるなど、急激に回復してきており、県内の他の観光地についても同様の傾向が見られ、G o T oトラベル事業実施の間、一定の効果を発揮したものと認識しているところでございます。

次に、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、昨年末の12月28日からG o T oトラベル事業が全国一斉に停止されました。併せて、コロナ対策として、2回目となる都市圏での緊急事態宣言の発出。更には、本県においても感染拡大警報が発令されるなど、様々な状況が同時期に重なったところでございます。このような中、航空事業者が発表した奄美大島への1月の輸送実績は2万2,615人で、前年同月比45.6パーセントの減となっております。また、これに伴って、奄美大島における2月時点の全路線の減便数は39.9パーセント。奄美群島路線以外の都市路線については、減便率が53.1パーセント。更に、3月の減便率についても、既に全路線が23パーセント、都市路線が28.6パーセントとなるなど、厳しい状況となっているところです。今後についてですが、最新の情報によりますと、政府はG o T oトラベル事業の全国停止を3月8日以降も継続する考えを示しており、本格的な再開までには暫くの時間を要することが予想されます。本市といたしましては、まずは国の動向を注視するとともに、島民の宿泊や体験プログラムの利用を助成する島民向け宿泊体験プログラム利用助成事業など、人の流れが制限される状況下においても実施できる域内観光を積極的に展開することで、大きな影響を受けている観光業界をしっかりと支え、コロナ後も持続的な奄美観光の実現に向け、取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

3番（永田清裕君） 今、部長からも答弁ありましたが、G o T oトラベル停止中の中で行われている島民向け宿泊体験プログラム助成事業についてでありますけれども、2月末で終了したばかりの事業だと思いますが、事業の実績を簡単に結構ですので、お示してください。

商工観光部長（武下義広君） はい、それではお答えいたします。議員御質問の島民向け宿泊体験プログラム助成事業についてでございますが、本事業は御承知のとおり、奄美大島5市町村で連携して実施しており、事業の内容としましては、奄美大島にお住まいの方が島内の宿泊施設、または、体験プログラムを利用した際に、1人1泊、若しくは1人1回当たり体験プログラム費用の50パーセントを助成するものであり、上限額を2万円として実施いたしております。事業者の登録状況につきましては、宿泊事業者が63事業者、体験プログラム事業者が39事業者、85プログラムの登録を行っていただいております。島民の応募状況につきましては、5市町村合計で2,304名となっており、そのうち奄美市民が1,623名、70.4パーセントの方に御利用いただくこととなっております。助成額の実績に

についてですが、現在、事業終了後であり、事業者からの申請期間中であることから、詳細については追って御報告させていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

3 番（永田清裕君） 様々な努力を重ねながら実施していかれていることだと思います。第1弾、第2弾をしっかりと検証し、次回の事業ではより効果的に、市民に響く形で、市民の使い勝手の良い事業を具現化していただきたいと、そう思います。多くの皆様に受け入れられる事業であることと、あとは地域の皆様が利用することで、逆に事業者の皆様のスキルアップにもつながると、そういう事業であることを期待いたします。ありがとうございました。

続きまして、奄美市新型コロナウイルス対策官民連携協議会の設置についてでございます。先ほどから述べさせてもらっておりますが、新型コロナウイルス対策には様々な課題があると思います。そこで、昨年の10月29日の補正予算、コロナ対策事業の第4弾でお示しいただいた、奄美市新型コロナウイルス対策官民連携協議会の設置について、お伺いしたいと思います。①、②、③ということで書いてありますけれども、まとめてお伺いしたいと思います。

総務部長（三原裕樹君） それでは、お答えいたします。まず、目的についてでございますけれども、新型コロナ対策官民連携協議会につきましては、感染防止対策と経済回復対策の両面を基軸にした官民連携による協議会を設置をし、現状における問題点、求められる施策に関する対応等について、幅広い関係者が一堂に会し、意見交換、情報の共有を行う体制の構築を目的としております。構成メンバーにつきましては、保健福祉分野を中心とする感染防止対策。産業分野を中心とする経済対策。学校、教育や生涯学習、文化活動等も含めた教育関係。地域活動や市民の日常生活も含めた地域関係の四つの分野を中心に、協議会の目的の達成に資する構成を検討をしているところでございます。開催スケジュールについてでございますけれども、当初は、先ほど議員御案内のとおり、10月の専決の補正の後、11月開催を想定しておりました。協議会のあり方につきましては、民間団体等との意見交換を行う中で、まずは各分野での意見交換、情報共有を先行して実施をしたほうがよいとの御意見がございましたので、まずは商工団体の会議に、先ほども少し御答弁申し上げましたけれども、本市健康増進課が参加をさせていただきまして、感染防止対策について情報共有するなどの取組を行っているところでございます。以上でございます。

3 番（永田清裕君） この協議会の設置っていうことは、やはり即効性のある、緊急的な経済対策へつながるってことでの設置を目的とされていると承知しております。いずれにしても、コロナに関しては、ワクチン接種も始まり、これから生活や経済の動きも徐々に戻ってくると期待しているところであります。これからも、コロナへの取組がどうであるのか。地域経済の状況がどうなっているのか。タイムリーに関係する皆様が同じテーブルにつき、情報を共有し、意見を出し合い、一緒になって課題解決に向けて取り組んでいく。併せて、コロナ収束後を見据えた課題にも取り組んでいくことが重要だと、そのように強く思っています。私のほうにも、その機会を設けてほしいとの意見もありますので、是非、早期に協議会の開催を考えていただきたいとお願いしておきます。以上です。

それでは、次に、子どもたちの教育、保育環境についてのお伺いでございます。公共施設っていうのは、数多く存在しますけれども、学校施設を見てみますと、笠利中学校は立派な校舎ができてきました。それぞれの地域において、計画的に整備が進められている、そのような状況であると認識しております。新しい校舎ができて、その新しい環境の中で子どもたちが学び、成長していくためにも、校舎を活用した中身の濃い教育がとても重要だと、そのように思います。教育のデジタル化っていうのも進んでいるようでございます。施設の整備とともに、子どもたちの学力向上はもちろんのこと、その中での感性を育てる情操教育や郷土教育にも更に力を入れていただきまして、奄美市らしい教育の向上に期待しておるところでございます。そこで、保育施設についてでございますが、住用・笠利地区において、施

設の整備のあり方が議論されてきております。そこで、（１）住用・笠利地区の保育所について伺います。令和元年度に住用、令和２年度に笠利に保育施設あり方検討委員会が開催されておりますけれども、その後の進捗状況など、現状をお示してください。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） お答えいたします。先ほどの竹山議員への答弁と重複いたしますが、住用地区保育施設あり方検討委員会は東城へき地保育所が土砂災害で被災し、利用できない状況になったことから、住用地区における新たな保育拠点施設のあり方も含め、同委員会の意見をまとめ、あり方としての報告を市長へ提出したところでございます。この報告を受け、準備を進めているところ、建設予定地の一部に国所有の土地が含まれていることが判明したことから、現在、関係機関と協議を進めているところでございます。

次に、今後の計画についてまで、はい。いずれにいたしましても、今後の建設計画につきましては、関係機関との協議状況を踏まえながら進めてまいりますので、御理解をよろしくお願いいたします。以上です。

笠利総合支所事務所長（濱田洋一郎君） それでは、続けて笠利地区における保育施設整備の進捗状況並びに今後の計画について、お答えいたします。本年度設置いたしました、笠利地区保育施設等あり方検討委員会は、これまで委員会を６回開催をさせていただいて、先日、３月５日に最終会合を行ったところでございます。この委員会では、施設の老朽化、待機児童の解消、認定こども園の新設など、笠利地区の課題を踏まえ、将来にわたる保育施設の望ましいあり方について議論を重ねまして、今月の２４日の日に報告書を提出する予定となっております。今後の計画でございますが、あり方検討委員会の報告を受け、関係部局と協議、調整を図り、更には保護者や地域住民の理解を得ながら、令和３年度に具体的な基本方針を策定していこうと予定しているところでございます。以上です。

３番（永田清裕君） すいません、ありがとうございました。それで、住用の保育所についてでありますけれども、私がまず思うことは、建設場所っていうのを委員会で話し合ってもらう際には、候補地とする土地が利用可能なのかどうか、調べて確認していなかったのか。また、そういう話し合いの後に問題が生じたのか。本当に、非常に、正直言って疑問に思うところであります。地域の皆様には検討委員会が終わり、早く新しい設備が、施設が整備されることを期待して待っていることだと、そのように思います。そこで、土地は、今、県や国と協議中と答弁ありましたがけれども、いつ頃に協議が終了する見込みなのか。整備に入れるのはいつ頃の見込みなのか、まずお聞かせいただきたいと思います。それから、やはり心待ちにしている保護者の皆様、地域の皆様、そして、話し合っていた委員会の皆様には、現在の状況、今後の整備に向けた計画など、御説明しているのかどうか、併せてお聞かせいただきたいと思います。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） お答えいたします。繰り返しになりますが、今後の計画につきましては、国・県との協議を、今、進めているところでございますので、今しばらく、進めている段階でございますので、御理解をいただきたいと思います。

それと、以前の旧あり方検討委員会の皆様には、令和３年の２月１２日に現況の報告をしてあります。それと、令和３年の２月２６日に、保護者、また、地域向けの説明会を開催したところでございます。その中で、保護者からの御意見等もいただきまして、早期の建設を望まれておりますので、先ほども繰り返し申し上げますけれども、関係機関との協議状況を踏まえながら、早く進めてまいりますようにいたしますので、御理解をよろしくお願いいたします。以上です。

３番（永田清裕君） いつ頃っていうのをお聞きしたかったんですけども、今、協議中なので、後から

でも結構ですので、是非そのときはしっかりと進めていただきたいと思います。整備に向けては、様々なハードルがあると思いますけれども、解決すべく、一つ一つ丁寧に取り組んで、着実に進めていただきたいと思います、そういう思いからの、私は質問でございます。関係職員一丸となって進めていただきたいと思います、そのようにお願いをして終わりたいと思います。

それと、続きまして、笠利保育所についてでございますけれども、笠利保育所は今月の24日でしたっけ、委員会から報告書が提出されて、令和3年度に基本方針を策定するっていうことですので、これも引き続き、計画を着実に進めていただきたいと思います并希望して、終わりたいと思います。ありがとうございます。

それでは、次に、名瀬地区の保育所についてのお伺いでございます。小浜保育所再整備についてということでお伺いします。まず、小浜保育所の保育所施設あり方検討委員会の開催の御予定をお示ください。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、お答えいたします。小浜保育所の整備につきましては、老朽化が指摘されているところですが、今現在、保育所は、施設のあり方検討委員会の開催は計画はしておりません。

3番（永田清裕君） はい、ありがとうございます。それでは、小浜保育所整備について、前回の御答弁で、アンケートやヒアリングを実施して、地域や保護者の方々からの意見を伺うとしましたけれども、どのような意見が届いておるか、お聞かせいただきたいと思います。

福祉事務所長（永田孝一君） 地域や保護者からの御意見ということでございますが、内部の、保護者向けにアンケートを実施するとか、ヒアリング等は、まだ実施しておりませんので、ご理解いただきたいと思います。内部の職員等からの老朽化の話などは伺っております。

3番（永田清裕君） それでは、いつ頃実施する予定なのか、お聞かせいただいてよろしいでしょうか。

福祉事務所長（永田孝一君） アンケート調査、ヒアリング等については、今後、調査を行って意見を集約したいと思っておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

3番（永田清裕君） 先に進みたいと思います。ありがとうございました。小浜保育所については、私は昨年から質問させていただいております。理由を申し上げますと、住用・笠利は先行して委員会を開催し、整備計画がまとめられ、今後、整備も進められることになると、そのように思います。答弁にもありましたように、小浜保育所っていうのは、約50年近く、建築してから50年近くなる施設であります。建物の老朽化も激しく、毎年、修繕などで対応しているようです。更に、子どもたちが多い割には土地は狭く、窮屈に感じるところであります。また、名瀬地区においては、社会福祉事業団が運営する保育所が6か所がありまして、3か所、失礼しました、3か所ありまして、いずれは事業団の施設も改修や整備が必要になってくるところだと、そのように思います。このような状況を見ますと、やはり今後は名瀬地区、そして、小浜地区の今後について議論をしていく必要性を強く感じるところであります。答弁にありましたように、いずれにしましても、計画を立てるためにも、話し合いから始めて、どこにどのような施設を整備するのか。財源はどうするのかなどなど、実際に整備を始めるまでも、当然、長い時間が必要になることは理解しております。従って、今後に向けた、名瀬地区の保育環境を考えますと、早期に検討を始めていくべきだと思いますけれども、再度、市のお考えをお聞かせください。

福祉事務所長（永田孝一君） 小浜保育所の整備につきましては、施設の老朽化、先ほどから出ておりますけれども、につきましては十分認識をしております。それらの老朽化に伴う課題などについて、まずは整理をさせていただきたいと考えております。部内の協議を進めていく上で、それから、先ほど申しましたアンケートやヒアリング等を行った上で、整理をさせていただいた上で、具体的な計画については、また、住用・笠利の話もありましたけれども、施設整備に加えて、本市の他の施設整備事業等の平準化などもございますので、それらを考えながら取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

3 番（永田清裕君） あと、もう 1 点だけお伺いしたいんですけれども、保育施設の設備についての議論ってというのは、前回の御答弁の中で、子ども子育て会議以外で検討する旨の答弁をいただきましたけれども、それ以外の場ってというのは、こういったところが議論の場になるんでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

福祉事務所長（永田孝一君） 子ども子育て会議、9 月議会だったと思いますけれども、子ども子育て会議について御答弁をさせていただきました。現在、子ども子育て会議の使い方としては、定数ですとか、そういった、学童保育の定数ですとか、そういった課題、内面的な、ソフト的な課題が出たときに開いているという話をしておりましたが、その当時の答弁でも、子ども子育て会議も含めて、こういった議論の場というのは設けられるという回答をしたつもりでございます。なので、そういったものも含めて、先ほどのあり方の話もございましたが、外部との、保護者等も交えた協議は必要になってくるとは考えております。ただ、現在では、その前に内部での整理をする時間をくださいということでございます。

3 番（永田清裕君） 確かに、子ども子育て会議で定数を議論するっていうことは、定数が入るかどうかはという、施設の議論も当然、あって然るべきだと、私、思っていまして、そこの中でちょっと見させてもらうと、部会を設置するっていう項目もありますので、もうちょっと広範囲というか、間口を広げてですね、議論するっていう、そういうことも併せてお願いしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、4 番目の離島における諸課題についてと題しまして、輸血医療体制の強化についてお伺いしたいと思います。離島が故の課題は多くあると思いますけれども、その一つに輸血医療体制があると考えます。先日、医療関係の方から、奄美市に血液備蓄所がない。安定した供給を得ることが必要だと、改めてお聞きしましたので、この質問をさせていただきます。この血液、輸血医療体制について、奄美市において、この件に関して、現在、どのように感じておられるのかをお伺いしたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） お答えいたします。奄美大島における輸血医療体制につきましては、昭和 37 年に緊急用輸血運搬中の自衛隊機が墜落し、13 名の方が亡くなったことから、昭和 45 年に県立大島病院内に赤十字名瀬出張所が設置され、昭和 55 年には民間の血液備蓄所が設置されておりました。しかしながら、この民間の血液備蓄所につきましては、血液製剤を製造、販売する日本赤十字社が医薬品販売業の許可を受けたもの以外の販売や貯蔵などを禁じる医薬品医療機器法との整合性に疑義があるということから、平成 30 年 4 月に備蓄所の制度は廃止されております。現段階では、備蓄所の開設は検討されてないようでございますが、日本赤十字社では、供給に支障がないような対応を進めていると伺っているところでございます。このような中、県立大島病院では、平成 30 年 7 月から厚生労働省科学研究補助金を活用いたしました、離島の中核病院における血液製剤利用に対して、複数の医療機関が支援を行う運用の研究、これをブラッドローテーションと呼んでおりますが、これを開始し、昨年 2 月まで実施されております。この研究につきましては、保存期間の短い血液製剤の有効活用につい

て、一定の効果をあげているとの報告を受けているところでございます。奄美大島5市町村においても、血液製剤の安定供給は日本赤十字社の責務と考え、このブラッドローテーションの仕組みが研究終了後も継続して実施することについて、要望書を、日本赤十字血液センターに対し、昨年2月17日に提出しているところでございます。本市といたしましては、善意の献血が有効に活用されますよう、今後とも奄美大島5市町村と連携を図り、輸血医療体制の強化に努めてまいりたいと存じているところでございます。以上でございます。

3番（永田清裕君） 詳しく調べていただきまして、ありがとうございました。2年前からの課題ということになるかと思いますが、現在、民間の血液備蓄所も撤退をし、県の赤十字血液センターから直販体制っていうのに移行して、県病院内の在庫を持つようになると、なっていると、そのように伺っております。そこで、廃棄する血液が多くなって、多額の費用の負担が問題になっているというか、問題を抱えていると、そういう状況であります。やはり、離島においては、本土と異なり、大きなリスクを伴っております。安定した血液供給の下で救命救急センター、あるいはドクターヘリ、そして、緊急手術、あるいは普通の定時手術に携わることが肝要であると、そのように思います。そこで、奄美市においても、答弁でありましたように、ブラッドローテーションを継続させることなど、奄美大島5市町村で連携して積極的に要望していただきたい。また、併せて県病院とも協議することも、是非、前向きに考えていただきたいと、今回は、そう願って質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（与 勝広君） この質問ね。はい。どうぞ、続けてください。

3番（永田清裕君） そう願って、質問終わりますって、いいですか。それでは、最後になりますが、3月31日をもって奄美市役所を卒業される同級生の皆様に、心から御礼を申し上げたいと思います。合併から15年。中堅職員として合併を経験し、それぞれ自治体の規模も違う中でのスタートでありましたが、現在では各部署を取りまとめる立場となり、朝山奄美市政を中核で支え、現在のすばらしい環境が整備されてきた、この奄美市の発展に御尽力なされた皆様であります。同級生の全ての皆様に敬意を表し、市民の1人として心から感謝を申し上げます。一方で、60歳の還暦と言え、今の時代では気力も体力もまだまだ青年だと、私も自負しているところであります。これからは引退ではなく、是非、奄美市の庁内、庁外を問わず、経験豊富な即戦力の1人として、奄美市をしっかり支え、引き続き活躍されますことを心から御期待申し上げ、お礼の挨拶いたします。お世話になりました。ありがとうございました。

一般質問を終わります。

議長（与 勝広君） 以上で、無所属 永田清裕君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午後1時30分、再開いたします。（午前11時40分）

————— ○ —————

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

チャレンジ奄美 正野卓矢君の発言を許可いたします。正野卓矢君から一般質問中の資料投影のため、書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

1番（正野卓矢君） 市民の皆さん、議場の皆さん、そして、インターネット中継を御覧の皆さん、こんにちは。チャレンジ奄美の正野卓矢です。

質問に入る前に、少々所見を述べさせていただきます。夏頃には悲願の世界自然遺産登録が控えてい

るわけであります。もちろん、登録がゴールではなく、スタートであることは、皆さん御承知のとおりだと思います。先祖から受け継がれた島に流れているゆるりとした空気。ここにしかない生態系。暮らしに根付いた文化など、たくさんの財産を次へつなげていく。これらは私たちが生きていく島で生かせるために守っていかなければならないものだと感じています。そういった暮らしの中で生まれてくる魅力的なストーリーだったり、これは観光の面に対してもいい方向へ向かわせてくれると思います。奄美に何度も遊びに来てくれる方々には、ここにしかない生態系、美しい海や広大な森などの豊富な自然を感じ、たくさんある島の魅力を楽しんで行かれる方も多いと思います。ですが、それだけではなく、あの人に会いたいとか、また会いに行こう。そうやって、島の人に、人に会いに来てくれる方々も多いと思います。リピーターとして何度も島にいらっしゃる方々の中には、この部分が多く占めているのではないかと感じるほどです。島の方々の気前とでも言いますか、もてなしたいというDNAは本当にすばらしいと思うわけです。こういった島人の気前やおもてなしの心、これは島の魅力の一つであり、貴重な財産です。世界自然遺産ともなれば、大勢の方々が来島が予想されます。ですので、このおもてなしの心や気前の部分も持続可能なものでなくてはならないと考えます。満足できる観光体験と地域の宝、住民の暮らし、そして、島の経済、これらがどれかに偏るわけではなく、この四つが上手く循環して回る、全てがWinWinの関係で続いていく、そのことが大切になると思います。この関係性を持続可能なものにするために、この島ならではの受入のためのルール作り、これが必要になってくると思います。島に遊びに来ていただき、私たちは喜びとともに受け入れる態勢ができています。そんな独特なルールであれば、そのルールさえも観光につながっていくのかもしれませんが。受入のための細やかなルール作りは、もう必要な時期に来ていると思います。世界自然遺産登録というすばらしい結果を待ちながら、住民を皆さんを巻き込んでのルール作り、これをやっていけたらと思っております。

それでは、質問に入ります。行政の行っている業務には、変えられるものと、変えられないものがあります。住民との対話であったり、福祉サービスや公共インフラの維持、災害対応、町の活性化への取組など、今後、より重要になってくるもの、変えることのできないアナログな業務がたくさんあり、このような業務は自治体の職員数が、今後、減っていったとしてもですね、変えることはできませんし、力を入れていくべき大切な業務だと思います。このような人と人がかかわるアナログな業務に丁寧に取り組むためにも、変えることのできる業務、これをICTの力を借りて業務効率を高めることで、自治体職員が地域のために使える時間を創出していける。デジタル化にはこういった目的があるかと思います。そこで、昨年より奄美市でも取り入れているLOGOチャットについての質問です。(1)、LOGOチャット、LOGOホームについて。①、このLOGOチャットですが、今現在、全国でどれぐらいの自治体が導入していて、奄美市の職員は何名ぐらいが登録されているか、お答えください。

次の質問から発言席にて行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

総務部長（三原裕樹君） それでは、LOGOチャットの導入自治体について、まずお答えをいたします。本サービスの提供事業者によりますと、2月末現在で、全国597自治体が利用していると伺っております。なお、本市では約550名の職員がLOGOチャットへ登録して、利用をしているところでございます。以上でございます。

1番（正野卓矢君） はい、ありがとうございます。全国の自治体数が1,741ですので、597っていったら3分の1弱ぐらいの自治体が導入されているわけですね。よく分かりました。ちなみに、奄美市の650人という登録者数ですが、全職員では何パーセントぐらいに。550人という登録者数では、全職員で言えば何パーセントぐらいの割合になりますかね。

総務部長（三原裕樹君） 職員が約600名ですから、ほとんどの職員が利用しているということでございます。

1 番（正野卓矢君） ありがとうございます。

それでは、2の質問へと移ります。2の質問。L o G oチャットの説明についてなんですが、L o G oチャットって一体なんだと思われる方も多いと思うので、L o G oチャットについてどういったものか、簡単にお示しください。質問内容が被ってくる部分もありますので、④の導入費用についても一緒にお聞きしたいと思います。このL o G oチャットのセキュリティ面や初期費用も含めて、どれぐらい費用がかかるのかまでお示しください。

総務部長（三原裕樹君） まず、L o G oチャットの機能、セキュリティ、費用面について、それぞれお答えをいたします。まず、L o G oチャットの機能につきましては、L o G oチャットはチャットと呼ばれる短い文章や写真等について、迅速に情報のやり取りを行うことができるサービスとなっております。L o G oチャットを活用することで、情報共有や意思決定を迅速に行い、業務の効率化が期待することから、まず本年度より試行的に運用を行っているところでございます。セキュリティの面につきましては、本サービスは管理者によって登録された利用者のみが利用できまして、登録されていない人とは利用ができないというような仕組みとなっております。また、登録済みの利用者につきましても、L o G oチャットを使用できる端末を限定する機能などを備え、利用中の情報漏洩や不正利用を防止するためのセキュリティ対策が提供をされております。費用面につきましては、今年度は事業者による試行、トライアルですね、期間でございますので、費用は発生しておりません。今後、試行が終了して有償サービスへ移行した場合には、利用者1人当たり月額440円のサービス利用料が発生することとなります。従いまして、総額でいいますと約280万程度かかってくるというふうになります。以上でございます。

1 番（正野卓矢君） 御説明、ありがとうございます。取り敢えず、今現在はトライアル期間中ということで、無料ということで、新型コロナの課題がいろいろあるときに、こういったサービスがあるのはありがたいと思います。

次、今、部長さんもおっしゃったんですが、中で、③のL o G oチャットを導入することによって効果、メリット、たくさんあると思いますけれども、まだ、あったらお願いします。

総務部長（三原裕樹君） 導入のメリットにつきましては、本サービスを活用することで情報共有や意思決定を迅速に行い、業務の効率化が図られることが一番のメリットであると考えております。実際に、昨年の9月の台風10号による避難所開設では、L o G oチャットを用いた連絡体制を構築することで、被災情報の共有や各避難所間の連絡に活用し、迅速な情報共有を図ってまいりました。また、これまで文書での案内を行っていた通知、それから、時間外の会議などに、一部L o G oチャットでの情報共有に変えることによりまして、ペーパーレスや時間外手当の縮減が図られております。併せて、昨日の真名津町での火事、火災が発生をいたしました。その件につきましても、関係課と協議をいたしまして、その日のうちに焼け出された方の市営住宅の手配もできたというふうなこともございました。更に、利用中の職員を対象としましたアンケート調査では、平均して職員1人1日当たり約30分の業務時間削減の効果が見られたという結果も出ているところでございます。以上でございます。

1 番（正野卓矢君） はい、ありがとうございます。メリットはたくさんあるってことですね。報告、連絡、相談とか、テーマごとに履歴が蓄積されていきますので、必要な情報を探すのに、数年ごとに職員の皆さんは異動されますので、個人で蓄積されたノウハウを組織力として発揮して、しやすくなるとか

ですね。すごい利用することで、大変メリットがあると思います。今、少しおっしゃったんですが、利用して感じた効果といいますか、このシステムをどんどん取り入れていくことで創出されていく時間、今、30分とおっしゃいましたけれども、ペーパーレスによって生まれた経費、人件費など、削減効果の部分ですが、今、30分、1人30分。職員600人ですんで、年間となれば相当な時間が節約されると思います。これで、ペーパーレスにされることによる経費削減の部分でしたり、人件費の部分でしたり、もし具体的な削減数字があったらお願いします。

総務部長（三原裕樹君） 具体的に時間外が幾らという数字まで、まだ試行期間で検証しておりません。しかしながら、このLOGOチャットがいいところ、LINEと違いまして、誰がこの文章を見たかというのが確認できます。ですので、連絡がしっかり届いているかどうかというのが確認ができるところが、またこのチャットのいいところでごさいます、そういうのを含めて、時間外の縮減と、また、業務の縮減を図れたということになっているということでごさいます。

1番（正野卓矢君） はい、ありがとうございます。ちなみにLOGOチャットを運営している会社が行った九つの自治体ですね、LOGOチャットを利用する職員1,316名を対象にした試算効果ではですね、職員1人当たり平均は、1日、平均25分ですね、一緒ぐらいですね。就労日数が年間240日だとして、年間98時間の業務削減効果を試算していました。これがそのまま奄美市に当てはまるわけではないと思いますが、それなりの時間を職員の皆さんに創出することになると思います。庁内の大変な業務改善につながると思いますので、是非積極的に取り入れてほしいと思います。

次に、⑤自治体間交流についてお聞きします。LOGOチャットの魅力として、その一つとして自治体間の交流や、全国の自治体職員が多数参加しているユーザーグループがあり、そこではたくさんのテーマ別にトークルームが設定してあり、いろいろな課題について、担当者同士が情報交換できるそうですが、奄美市において、他の自治体との連携はどう考えておられますか。

総務部長（三原裕樹君） 他の自治体との情報交換ができる仕組みにつきましては、現在、95のテーマについて、全国の自治体に参加をし、情報交換が行う場が提供されているというふうに聞いております。本市におきましては、現在、LOGOチャットの試験利用と効果の検証を行っているところでごさいます、情報交換につきましては、現在のところ参画はしておりませんけれども、本サービスの利用に限らず、他の自治体との情報交換は課題解決に当たり重要であるというふうに認識をしております。今後は、本サービスの活用などを通じた情報交換についても検討を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でごさいます。

1番（正野卓矢君） ありがとうございます。コロナの問題でしたり、ワクチン接種、GIGAスクールなど、今までに経験したことのない対応を求められていく中、各自治体が持つ知識をですね、ユーザーグループ内で共有して、そこで得た情報をもう一度奄美市で共有していく。奄美市として単独で考えることもとても大事ですが、いろいろ複雑化してきた地域課題への対応や新しい問題、このデジタル化に対する進め方など、リアルタイムで同じ課題を抱える全国の職員と担当者が相談できるというのは。ちなみに、全国共通の課題では、個別に関係機関に問い合わせるより、チャット上で答えを得られることもあると書いてありました。担当される方が新しい提言を行うにしても、他の地域の事例や先進の取組、成功例や失敗例ですね、ノウハウを知ることとはとても心強いと思います。これは、奄美市においてもプラスに働くことにつながると考えます。世界自然遺産となれば、奄美5市町村はもちろん、徳之島、沖縄、西表島まで、ノウハウの共有や連携、業務の標準化は大切になってくると思います。これは、同じシステムを導入していることが前提となりますが、デジタルを通じて互いに協力し、ともにプロセスを経て、効率的に担当者レベルで話し合いができればですね、更によりよい関係が築いていける

のではと思っています。ですので、デジタル化を通じて、自治体間交流にも積極的に取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、⑥のL o G oフォームについてなんですが、L o G oフォームはですね、2020年3月に提供が開始され、2021年2月15日時点で、全国202自治体が利用しています。このL o G oフォームはですね、対面、紙、ハンコに頼らない行政手続きや申し込み受付など、簡単かつ効率的にデジタル化できる自治体のネットワーク、L G W A N対応の電子申請システムです。このサービスを取り入れることによって、住民の皆さんはこのフォームで作られた申請フォームを通じて24時間365日、パソコンやスマホなどで様々な行政手続きや住民アンケートや予防接種、イベント等の予約申し込みができますし、自治体職員はプログラミングやI T技術を使わず、ノーコードで電子フォームの作成、自動集計やグラフ化、データベース化をすることができ、業務効率化や委託料のコストの削減、行政のデジタル化などのスピード向上につながります。このL o G oフォームにこだわっているわけではありませんが、住民サービスにもつながる行政手続きのデジタル化について、奄美市としての見解をお願いいたします。

総務部長（三原裕樹君） 議員からもございましたけれども、L o G oフォームにつきましては、フォームと呼ばれるインターネットから情報を入力する様式を作成、公開することで、電子申請やW e bアンケートなどに活用することができるサービスとなっております。本市では、同様の機能を持つ鹿児島県電子申請共同運営システム、いわゆるeー申請と言っておりますけれども、これを現在、利用中でございます。このeー申請を利用しまして、これまでも市民向けのアンケートや入札参加資格申請など、電子申請にも活用を行っているとのことでございます。現在のところ、インターネットを活用した電子申請及びアンケートなどについては、このeー申請システムを活用し、更なる利用を図ってまいりたいと考えておりますけれども、御質問のL o G oフォームにつきましては、現在、先ほども申しましたけれども、試験利用でございますので、この効果検証を踏まえて研究してまいりたいというふうに考えております。

1 番（正野卓矢君） はい、ありがとうございます。L o G oチャット同様、相当の業務の効率化ができると思います。eー申請、L o G oフォームにこだわっているわけじゃないのでいいと思います。一応、L o G oフォームについて喋りますけれども、昨年8月にはマイナンバーカードとスマホを連携して、自治体窓口でハンコや身分証による本人確認が必要だった行政手続きもオンラインで完結できるようになったそうです。奄美市が計画の中で実施に向けて、パブリックコメント等に対する市民の反応を届けやすいシステムだと思いますので、行政のデジタル化を積極的に進めてほしいと思います。

それでは、（1）の最後の質問。⑦住民サービスについてです。デジタル化が進めば進むほど、アナログな仕事、人と人がかわる仕事が必要になってくると考えます。デジタル化へシフトしていくことで生まれてくる時間やお金などを住民サービスへつなげていくために、奄美市としてどんな考えをお持ちでしょうか。

総務部長（三原裕樹君） 御質問のL o G oチャットの活用と住民サービスのつながりについてでございますけれども、L o G oチャットの活用により、今、ございましたが、職員間の情報共有が早く、正確にできること。また、業務の効率化で得られた時間を職員にしかできない、例えば市民からの問い合わせなどの業務へ注力することなどで、より市民サービスの質の向上に資することができるというふうに考えております。いずれにいたしましても、今年度はまずは試行期間ということでございます。これらの検証も踏まえ、今後、デジタル化の波が大きく寄せてくると考えますので、A I、R P Aなどの活用も、活用した事務の効率化を図りながら、市民サービスの向上に努めてまいりたいというふうに考えて

おります。

1 番（正野卓矢君） はい、ありがとうございます。島らしさ、奄美らしさを持ち合わせたですね、アナログな仕事の形、触れ合いが大事になってくると思います。将来的には便利なツール、デジタルを取り入れてですね、作業に、細かい作業に手間をかけるのではなく、住民、地域住民とのかかわりの部分に手間をかけて、より住民に寄り添った、丁寧な対応に力を入れていってほしいと願って、この質問は終わります。

続いて、2の（1）奄美市の分煙環境についてです。現在、奄美市にある公共施設、それぞれの分煙環境はどうなっていますか。

保健福祉部長（山下能久君） お答えいたします。国では望まない受動喫煙をなくすことを柱とした健康増進法の一部を改正する法律を、平成30年7月に公布し、平成31年4月に全面施行しております。改正法は、望まない受動喫煙の防止を図る観点から、多数の者が利用する施設などについて、その区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理権限者が講ずべき措置等を定めることを趣旨としております。御質問の公共施設における喫煙場所につきましては、議員から聞き取りの中でお伺いしている奄美文化センター、A i A i ひろばにつきましては、まず奄美文化センターにつきましては、第2種施設と位置付けられており、多くの者が利用する第1種施設以外の施設としておりまして、原則、屋内禁煙とされております。奄美文化センターやA i A i ひろばにおける喫煙場所につきましては、奄美文化センターでは敷地内禁煙としておりまして、喫煙所は設けておりません。A i A i ひろばにつきましては、屋外に喫煙場所を設け、運用している状況でございます。以上でございます。

1 番（正野卓矢君） はい、ありがとうございます。公共の施設はまだたくさんあるのかなと思いますけれども、そのまま2へ移ります。分煙社会の実現に向けての取組についてってことなんですけど、望まない受動喫煙を防止するという観点から、分煙の進んだ社会への取組はもっと検討されるべきだと思います。きちんとタバコを吸うべき場所が設置されることにより、歩きタバコやポイ捨ての減少など、環境における美化の推進にも期待が持てますし、無用のトラブルを避けることにもつながります。世界遺産ともなれば、大勢の方々の来島が予想されます。でありましたら、タバコを吸う方にも、吸わない方にも、優しく快適で双方が共存できる環境整備や、島ならではのルール作りが大切になってくると思われます。この分煙環境の整備について、奄美市としての考えをお示してください。

保健福祉部長（山下能久君） お答えいたします。本市の健康づくり計画でございます健康あまみ21第2次の調査では、各年代の喫煙率は減少傾向にあるものの、目標値に達していない状況でございます。特に妊婦の喫煙率は国・県と比較して高い状況となっております。このようなことから、あらゆる機会を捉えて、喫煙やタバコの火が消された後に、壁や衣類などに残留する化学物質を吸入し、健康被害を受ける3次喫煙を含めた受動喫煙の影響について、正しい知識の普及、啓発を行い、市民の健康増進を図ってまいりたいと考えております。議員御質問の環境整備につきましては、国が受動喫煙防止対策助成金を創設し、職場における受動喫煙対策に取り組む事業所に対し支援をしておりますので、このことについて周知をしてまいりたいと考えております。しかしながら、市内事業所におきましては、敷地が狭く、隣家への影響も含め、喫煙スペースの確保が難しいなどの課題があることも認識しているところでございます。このような状況を踏まえまして、分煙社会の実現に向けて、どのような方法がとれるのか。また、市として担うべき役割は何かを研究し、県と協力して受動喫煙をなくすための取組を進めてまいりたいと存じますので、御理解をお願いいたします。

1 番（正野卓矢君） はい、ありがとうございます。愛煙家の方には吸える環境で堂々とタバコを吸っていただき、吸わない方はそこへ行くことなければ煙も気にならない、そういった環境ができるのが理想だと思いますので、是非ですね、県と、検討して、前向きに考えていただきたいと思います。

それでは③、先ほど1でお答え、公共の施設ですね、既存の公共施設、また、建設中の、現在、建設中ですね、市民交流センターをはじめ、これから建設予定の公共施設にも分煙環境を整備する予定はってことなんです、ここで資料のほうをお願いしてよろしいでしょうか。先ほど部長もおっしゃいましたが、健康増進法では望まない受動喫煙を防止するために、一定の場所以外の喫煙が禁止されました。図でもあるように、施設には第1種施設と第2種施設があります。第1種施設としてはですね、学校、ちょっと見えないですね、学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎、旅客運送事業自動車、航空機などです。第1種の施設は原則として敷地内が禁煙です。ですが、屋外で必要な措置が取られた喫煙所は設置が可となっております。建物出入口の前ではとか、そういった場所ではなく、裏や屋上に設置を想定して、そういうことだと思います。役所の4階がそういった場所になるわけですね。そして、この①で聞いた公共の施設のほとんどが、この第2種の施設に当たります。第2種の施設の場合ですと、原則、屋内禁煙ではありますが、必要な措置が取られた喫煙専用施設は設置可能となっております。ですが、今更その既存の施設にそういった専用室は無理だと思いますので、屋外で必要な措置、望まない受動喫煙を防止しながら分煙環境を整備していただき、これから建設予定のですね、幾つかあるかと思いますが、そういった場所でも分煙の取組はされるべきだと。公共が進んで取組をスタートさせることで、町として、市として、島として分煙の機運が醸成されるのかと思いますが、見解をお示してください。

保健福祉部長（山下能久君） 議員御指摘の受動喫煙防止のため、分煙環境を整備していく必要性については理解しておりますが、本市が整備予定の市民交流センターや子育て・保健・福祉複合施設では、喫煙所の設置を予定しておりません。また、環境省が所管する世界遺産センターにつきましても、喫煙所の設置の予定はないということでした。なお、世界遺産センターに、建設予定場所に隣接しますマングローブパークには、屋外に喫煙所が設置されているところでございます。これら建設予定の施設の屋外での喫煙所につきましては、法令上、設置は可能ではございますが、市民交流センター、福祉複合施設につきましては、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層に御利用していただく施設でございます。また、敷地周辺は住家が隣接する場所でもございますので、分煙環境が十分に整わないものと考えております。このようなことから、禁煙という形で受動喫煙をなくしていく方向性であることを御理解いただきたいと思います。本市では市民の健康増進のため、また、受動喫煙防止の点からも、喫煙者の減少に取り組んでおりますが、分煙社会の実現につきましては、県や市内事業所とも連携をとりながら、先ほど国の助成金の周知も含め、気運の醸成に努めてまいりたいと存じますので、御理解をお願いいたします。

1 番（正野卓矢君） はい、ありがとうございます。正直、今現在、喫煙所のない公共施設ではですね、敷地外へ出て、道路で、もちろん公道ですので子どもも近くを通るわけです。そういった場所で普通にタバコを吸っているわけです。望まない受動喫煙を防止することができているとは言えない状況だと思います。法令や条例を守って喫煙場所を確保してですね、分煙には様々な形があると思います。禁煙を目指すということでしたけれども、タバコを吸う人もですね、吸わない人もストレスなく共存できる空間づくりが、よりよい分煙社会であると考えています。安定して入るですね、財源として、とても大切なタバコです。実現に向けて、是非、取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、3、防災についてです。（1）ハザードマップについてです。質問通告のタイミング、そのぐらいで、もう配布されていたんですけれども、地元2紙にも取り上げていただき、この記事をあまみFMさんも取り上げて、放送していました。何度も質問させていただいて、しつこい感じで申し訳あ

りませんが、ハザードマップの配布の時期と、その中身について、もう一度お聞かせください。よろしくをお願いいたします。

市長（朝山 毅君） 正野議員にお答えします。正野議員におかれては、議員に御就任以来、このこと、ライフワークと言いますか、その都度ハザードマップについて質問していただきました。今、議員がお話のとおり、ハザードマップの冊子が納品いただき、今、市内各家庭にお配りしております、既に届いた方もいらっしゃるかと思います。まだの方もいらっしゃるかも知れませんが、どうかそのことについては御理解いただきたいと思います。このハザードマップの作成には、名瀬測候所、消防、自衛隊の防災関係機関も作成当初から御参加いただいて、災害警戒区域の表示のほか、避難のポイントや、防災に関する知識など、多くの防災情報を分かりやすく掲載いたしております。今回のハザードマップでは、冊子版において、市全体の災害警戒区域を1冊で網羅し、土砂、浸水被害などの災害リスクが一目で分かるように、警戒区域を併せて表示しているほか、住民一人ひとりが家庭ごとに防災行動計画を時系列で組み立てるマイタイムラインなど、防災教養資料も強化し、市民の皆様が自ら考え、命を守る避難行動の一助となるようなハザードマップで、なっているところでございますので、御理解いただきたいです。また、Web版におきましても、3月1日に運用が開始され、スマートフォン、タブレットなどから閲覧できるデータマップとなっており、最新の災害警戒区域の更新や英語表示にも対応できていることから、海外からの旅行者であっても活用できるようになっております。更に、任意に地点の拡大、縮小や印刷機能もあり、自宅周辺を印刷することで、個別のマイハザードマップの作成にも活用できるようになっておりますので、これらを活用することにより、市民の皆様の安全・安心につながるものと考えておりますので、どうか皆さん、御利用いただくようによろしくをお願いいたします。

1番（正野卓矢君） はい、市長、ありがとうございます。もう既に手にしている人もいるわけですね。中身としてもですね、高齢者や色覚に障害のある方にも見やすいように、分かりやすく作っていただき、度々質問させていただいた私としてはありがたく感じております。マイタイムライン作成資料も付いているとのことですので、是非、各家庭で取り組んでいただきたいと思います。Web版のほうも早速公開されて、今、市長おっしゃいましたけれども、GPSで避難所までの距離を知ることができたり、地図の拡大機能や印刷機能、英語表記など、旅行者にとっても安心できる材料の一つとなりそうですね。防災情報は随時更新していけるのも、今の時代、何が起こるか分かりませんので、常に最新の情報を知るといのは重要な部分だと思います。ありがとうございます。ちなみに、更新可能ってことで考えますと、スマホを扱うのが苦手な方のために、Web版では音声ガイダンスだったり、コクトくんがコンシェルジュとして出てきてルート案内してくれたり、災害時には避難情報としてLOGOチャットを使って得られた最新情報などが見られたらすごいなと、僕なりに思います。

それでは、次の2の周知方法についてですが、奄美市だよりや地元2紙、ラジオでも取り上げていますので、これ以上何があるんだと思いますが、ハザードマップが配布されても、やはりそれ自体が何か分からずなくしてしまう。そういう方も出てくると思います。ですので、出来たての今の熱い時期だけではなく、時期をずらしてですね、市民の皆さんに自分事として考えていただけるよう、また、このハザードマップが浸透していけるように周知して欲しいと思っていますが、いかがでしょうか。

総務部長（三原裕樹君） お答えします。東日本大震災から10年を迎えまして、連日テレビで当日、特に津波に関する報道がなされている状況でございます。そういうことから、ハザードマップの役割というものは十分大きいというふう感じておまして、その周知方法が重要と考えているところでございます。周知方法につきましては、先ほどございましたが、これまで地元紙やコミュニティFM、また、本市の広報紙、ホームページ、それから、ツイッター、フェイスブック等でも、多様な手段を使って周知を図ってきたところでございます。今後につきましても、ハザードマップの使用方法、それか

ら、重要性などを自治会連合会、それから、駐在員会、嘱託員会、併せて出前講座などの各種機会を通じて更なる周知に努め、活用していただくよう努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

1 番（正野卓矢君） はい、ありがとうございます。大雨や台風が予想される時期の前とかですね、また周知していただけたら、自分事として考えていただける材料の一つとなると思いますので、よろしくお願いします。

それでは、今、部長からもでしたが、出前講座についてなんですが、要望があれば出向いて行って、講習などを危機管理室のほうでやってくれるとのことですが、この出前講座、素晴らしいと思っています。地域の皆さんにたくさん出前講座を受けていただけたらと思いますが、地域の皆さんからのこの出前講座の要望を、こう増やしていくためには、何が必要だと感じておられますか。

総務部長（三原裕樹君） 防災に関する出前講座につきましては、高齢化や防災意識の醸成など、地域が抱える問題に応じて、現在、講話内容を変えるなど柔軟に対応し、実施をしているところでございます。議員御案内のハザードマップの出前講座につきましても、これまで同様、自治会などの要望に応じ実施をしてみたいと考えております。ハザードマップにつきましては、適切な避難行動を誰でもとれるように、避難のポイント、それから、マイタイムラインなど、防災教養資料を分かりやすくまとめてあります。まずは多くの皆様にハザードマップを手にとって見てもらうような周知広報が、これ、重要だと思っておりますので、出前講座に関しましても、駐在員会や嘱託員会などで広報をしてみたいです。併せて、よい多くの市民にハザードマップを活用していただくためにも、市民の皆様の要請に応じまして、積極的に対応してみたいというふうに考えておりますので、お声掛けをしていただきたいと思いますというふうに思っております。以上でございます。

1 番（正野卓矢君） はい、ありがとうございます。地域だったり、自主防災組織の意識の持ち方、意識の醸成の向上だと思います。特に中心市街地、旧名瀬地区はなかなか難しかったりするのかもしれない。ですので、危機管理室のほうからですね、出前講座を受けるようにいざなっていただくというかですね、土砂災害の危険性のある地域。浸水被害が予想される地域。それぞれ、地域に合った避難の仕方を知ってもらう。地域の危険を知ってもらう、提案型の出前講座も、是非、検討していただきたい。自助の部分、共助の部分の意識醸成のためにですね、そういうふうに思います。よろしくお願いします。

それでは、④です。学校での防災教育に使えるかということなんですけれども、学校によって立地条件も違いますので、学校内にいるときや通学路など、その時と場合によって何が大切なのかを、この新しいハザードマップを使って、それぞれの地域に合った、子どもたちにより専門的な方々による授業はできないかと思ったりしますが、いかがでしょうか。

教育長（要田憲雄君） お答えいたします。学校における防災教育につきましては、避難訓練などを通して、現在、全ての学校で行われているところです。今回、8年振りに更新されましたハザードマップにつきましては、風水害、台風などの災害への対応や、災害発生時の避難のポイントが掲載されております。今後、学校でのハザードマップの活用につきましては、関係各課と連携しながら、各学校へハザードマップを配布したり、管理職研修会などで説明をしたりするなど、周知に努めてまいります。また、授業につきましても、講師の招聘をするなど、これまでもそうしているところですが、関係機関と連携を図りながら、学校における防災意識が更に高まるように検討してみたいと考えております。以上でございます。

1 番（正野卓矢君） はい、ありがとうございます。市長もですね、施政方針でおっしゃっていましたが、子どもたちは島の宝でございますので、まず命を守る行動を正しい知識で、正しい避難、そして、自分で判断できる力をですね、身に付けていけるような授業に取り組んでいってほしいと思います。子どもたちが学校で確かな知識を学ぶことで、親の、保護者の意識もいい変化が現れてくるかと考えます。自助への意識が高まると思いますので、是非、学校での防災教育の方、よろしくお願いいたします。

それでは、（２）ペット避難についてです。①災害時のペットとの同行避難について、奄美市の見解をお示してください。

総務部長（三原裕樹君） ペット避難につきましては、不特定多数の方々が利用する避難所では、避難所の中に持病や動物アレルギーの疾患をお持ちの方も想定をされること。また、ペットの鳴き声や他のペットや人に噛みついて怪我をさせるなど、避難所内での大きなストレスやトラブルを起こす原因となり得ることなど、全国における事例が報告をされております。このことから、本市においては、現時点では避難所へのペットの受け入れは厳しいと判断しているところでありまして、これまで飼い主の方へは知人宅への避難やペットホテルへの一時預かりなどへの御理解と御協力をお願いをしているところでございます。しかしながら、飼い主にとってペットは大切な存在であることも十分認識をしております。大変悩ましいところでもございます。今後、他自治体や国や県から示される避難所運営マニュアルなども参考にしながら、研究をさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

1 番（正野卓矢君） はい、ありがとうございます。アレルギーの方もいらっしゃるし、基本的には禁止していると。災害時には事前にペットホテルや知人宅に預けてほしい。特例として、地域の方の理解が得られたらという形だったと思います。近年、ペットは家族の一員であることが一般的になってきているので、そこで②の質問に移ります。避難所において、発熱者の避難所があるようにですね、笠利地区、住用地区、名瀬地区、それぞれにペットと同行避難できるような避難所を設けることはできないかということなのですが。

総務部長（三原裕樹君） 先ほどの答弁と少し重複をいたしますが、不特定多数の方々が利用される避難所におきましては、避難所の中に持病や動物アレルギーの疾患をお持ちの方々もおられ、本市といたしましては、まずは避難者の皆様の安全と健康面を最優先としているところでございます。前回の、先の台風１０号におきまして、実際、ペットで避難された方もいらっしゃいまして、避難所エリアじゃなく、廊下辺りにケージを持って対応をさせていただきました。このような対応は、その避難所で臨機応変にできるとは考えております。ただ、これらの一つ一つの課題をですね、クリアをして、どういった避難所運営ができるのかというのも、他事例を参考に、今後また研究をさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

1 番（正野卓矢君） はい、ありがとうございます。特例として、地域の方の理解や、学校、避難所の管理者の柔軟な対応によって、避難できたペットもいたってことですね。ペットへの愛着からですね、離れて生活することができずに車中で避難することを選んで、エコノミークラス症候群になった方や、一旦非難はしましたけれども、ペットが気になって自宅に戻って、２次災害に巻き込まれた事例もあります。環境省の災害時におけるペットの救護対策ガイドラインでも同行避難を推奨していますので、是非前向きに協議して検討していただきたいと思います。

それで、③の質問に変わります。環境省が避難所でのペットの受け入れが円滑に進むようにですね、自治体管理者向けにチェックリストを作成し都道府県に通知する方針を決めたこと、ネットニュースで見たんですが、こういった通知が出た場合、奄美市との対応は変わるのか、対応をお聞かせください。

総務部長（三原裕樹君） 議員御案内のとおり、環境省において避難所でのペット同行避難のチェックリスト案を策定中との、一部報道については、我々も承知をしているところでございます。しかしながら、現在、まだ正式な通知などは発出をされていない状況でございます。仮に正式に通知があった場合には、通知内容を精査した上で、本市の避難所でどのような対応ができるのか、他自治体にそういった事例もあるようでございますので、取組事例も参考にしながら、関係機関と研究をしてみたいというふうに考えております。以上でございます。

1 番（正野卓矢君） ありがとうございます。国の方針も同行避難を推奨していることですので、市としても検討していただくのは大変ありがたく感じます。実際、避難させるとなったら、先ほど部長もおっしゃいましたが、飼い主には日頃からの心構えが必要となります。ペットのしつけについては、他の自治体では小冊子などで事前の準備や平常時からの飼い主としてのマナーの重視など、理解を求めているようです。新しいハザードマップに付いているマイタイムラインなどを利用してですね、飼い主には同行避難の仕方をイメージしていただくとかですね、ことも大切じゃないかと思います。また、同行避難とは避難所までの避難行動を言うらしいです。ペットと人が同じスペースで過ごすということが絶対ではないので、ケージ等の用意も後々でできればと思っております。災害時にはもちろん人命が優先されますが、近年、ペットは家族の一員であるとの意識が一般的であることから、奄美市としてもペット避難についても取り組んでほしいと、そういうふうに思います。よろしくお願いします。

これで、一応質問は終了しますが、3月で退職される皆さん、60歳、60歳関係ないか、お仕事御苦労様でした。私は昨日、私事ですが、健康増進課のリフレッシュ体操教室に行って、血管年齢を測ったら69歳。昨日から一般質問のことより、そのことが頭でいっぱいです。皆さん、退職されても健康に気を付けて頑張っていてください。お疲れ様でした。ありがとうございます。

これで、一般質問を終わります。

議長（与 勝広君） 以上で、チャレンジ奄美 正野卓矢君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

14時40分に再開いたします。（午後2時22分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午後2時40分）

引き続き、一般質問を行います。

公明党 橋口耕太郎君の発言を許可いたします。橋口耕太郎君から一般質問中の資料投影のため、書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

8 番（橋口耕太郎君） 市民の皆様、議場の皆様、中継を御覧の皆様、こんにちは。公明党の橋口耕太郎でございます。

質問に入る前に、少々所見を述べたいと思います。まずは、昨日の真名津町の火災で被災をした皆様に心からお見舞いを申し上げます。幸いにも人的被害はなかったようですが、被災された皆様が1日も早く日常の生活に戻れるよう、お祈り申し上げます。

さて、3月11日は東日本大震災から10年が経過をいたします。昨今、全国各地で想定外の災害が頻発しております。先日も福島県沖で震度6強の地震が発生したことは記憶に新しいところです。災害はいつ、どこで、どんな状況下で起こるか分かりません。市民の防災意識を高めることができるような様々な取組を引き続きお願いしたいと思ひますし、私たち一人ひとりも災害に対する備え、心構えを更に深める活動をしていかなければならないと思ひております。

さて、明日から2日間は県立高校の一般選抜試験であります。大島学区の全日制の倍率は0.59倍

とのこと。奄美高校の情報処理科を除き、大きく定員割れしている状況が少し心配ですが、とにかく生徒の皆さんが全員が志望校に合格することを願っています。頑張ってください。

さて、3月8日、本日は国連が定める国際女性デーです。今回の定例会では、我が党の衆議員が質問をお休みしておりますので、代わってPRをさせていただきます。一般質問の中でも関連質問を入れております。女性が活躍する社会は平和を象徴する社会でもあると思います。男女共同参画については、奄美市も率先して進めておりますが、引き続き推進していただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして、質問に入っていきます。

質問の1、新型コロナウイルスワクチンの接種についてお伺いいたします。（1）政府が国家プロジェクトと位置付けたこの事業について、現在の市としての懸念事項は何かについて伺いたいと思います。大迫議員からの報告があり、少し重複をいたしますが、2月17日に厚生労働省から自治体向けに初めての説明会が開催されました。それによると、従来の予防接種事業と今回の新型コロナワクチン接種事業との相違点や取組の課題等が示されたようです。とにかく初めての事業で、ワクチンがファイザー社からしっかりと供給できない。そして、遅れた分をどのように分配、配分しなければならないなどの課題が示されました。また、新たなワクチン接種事業のシステムの構築など、政府が方向性をきちんと示すことができない中、それでも進めていかなければならない事業で、市としても困惑していることと思います。そこで、県や国に訴えるためにも、今現在、奄美市として最も懸念していることを示していただき、それをしっかりと国・県につないでいくために質問をさせていただきます。見解をお示してください。

以下の質問からは発言席にて行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、橋口議員に御答弁させていただきます。コロナワクチンについては、感染症については、全ての議員の皆さんが御質問しておられますが、それぞれ角度を変えての御質問でありますので、この件について私のほうで答弁させていただきます。新型コロナのワクチン接種につきましては、政府も国家プロジェクトと位置付けて、取組を進めております。市におきましても、大島郡医師会や他の医療機関との協力体制を構築しながら、接種に向けて準備を進めているところでございます。さて、この度のワクチン接種を進める上で、市として懸念していること、心配されることとの御質問でございますが、大きく3点あるかと思えます。まず、1点目に、ワクチンの供給量に関する情報が予め示されていない。量的に十分に確保できないこと、現在において。2点目に、市民の皆様が安心して接種を受けるための正確な情報提供が必要であること。3点目として、現在、国が開発を進めておりますシステムについて、自治体はもとより、医療機関や住民の皆様にとりましても、使い勝手のいいものとしていただきたいことなど、以上の3点が挙げられるかと思えます。特にワクチンの供給に関する情報につきましては、全世界的にワクチンの確保が、各国の課題となっている中であります。国も全力で必要なワクチン確保に努めておられるという状況下でございます。より早く、具体的な情報により、本市をはじめとする基礎自治体の接種計画を後押しするものになる、大変重要な事項であります。このような課題はありますが、本市といたしましては、今後とも関係機関と連携を図りながら、市民の皆様にご理解いただけるよう、情報を提供し、安全で円滑な接種体制が構築できるよう取り組んでまいりたいと思いますので、皆様方の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

8番（橋口耕太郎君） はい、今、市長から大きく三つあるということで、供給量がきちんと示されていないということと、正確な情報がまだまだ少ないと。それから、システムについて使い勝手のいいものにしてほしいと、そういったことでありました。先日、大迫議員からも報告がありましたが、システムについては、端末を全国で4万台ぐらい確保をして、接種会場に1台ずつ届けて、そこで入力をする

いうふうに私は伺っているところです。ちょっと気になっているのがですね、接種計画というのを県に示さないといけないと思うんですけども、何もまだ決まっていない状況で、接種計画をまだ、当面、今月は2箱、来月1箱ということでしたけれども、決まっていない中で、決まっている段階の接種計画を出します。それで、また変わった場合に、また、再度それ出さないといけないのか。そういったところの心配があるんですけども、そこら辺、部長、いかがですかね。

保健福祉部長（山下能久君） 議員御質問の接種実施計画についてお答えします。この実施計画につきましては、国のほうから市町村は新型コロナワクチンの接種を円滑に行うために必要な作業内容と手順、作業に必要な資源等を明確に、この実施計画の中で明確にする必要があるということで、策定について通知がきておりますが、この実施計画をいつまでに出すのかとか、その内容については、まだ市町村のほうに届いていない状況でございます。接種については、国・県のほうから、まずは接種準備を早急に進めてくださいということで、連絡が来ているところでございます。以上でございます。

8番（橋口耕太郎君） はい、分かりました。何もまだ確実なことが分かっていない状況で、実施計画をつくること自体、まず難しい問題ではないかなと思っていましたので、取り敢えず聞かせていただきました。国・県からの指示をしっかりとまた受け取って、実施計画をつくっていただき、着実な実施を進めて行っていただきたいと思います。この間のその公明党のオンライン会議の中でも、医師会と連携をしてというお話の中で、個人の開業医の方が、例えばその接種会場へ担当で行って、行っている間、自分の病院は閉めないといけないと。そういった部分で、休業補償も必要なのではないかとか、そういった意見も出されておりました。とにかく、様々な課題がですね、この接種事業にあると思いますので、情報をしっかりと、また、受け止めていただいて、進めて行っていただきたいと、このように思います。

それと、私が年末年始にかけまして、このコロナのことで事業者の方からいろんなこう御意見、御要望をいただいた中でですね、なかなか答えられない自分がいまして、今月の議会だよりのあとのきのほうに書かせていただきましたけれども、ちょっと読みます。政治家として何ができるか。やはり困っている方に対し、受容、傾聴、共感し、少しでも寄り添い、一緒に戦っていく、そんな政治活動をこれからも心掛けていきたいと書かせていただきましたが、もう何分、正解のないこのコロナウイルスですので、当局のほうも、国も県も、そして、我々議員も、そして、市民も、なかなかこうもやもやした中で、このコロナのワクチンの接種事業であったと思います。ただ、もうこの接種事業が着実に進むことでですね、経済の回復に必ずつながっていくと思いますので、まだまだ不明確な部分もあって、担当部、課におきましては、御苦労が続くかと思いますが、しっかりと対応していただきたいと思います。

最後に、我が党のPRですけれども、公明党はコロナワクチン接種対策本部っていうのをつくっております、こういうワクチン情報っていうのを常に気にしている人に投げていきます。国の情報がいち早く入ってきますので、もし御要望等ございましたら、逐一届けたいと思いますので、そちらのほうも対応していただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、2番の農業施策について質問させていただきます。（1）奄美タンカンのブランド化について、様々な課題があると思いますが、今後、ブランド化へ向けて、市としてまず取り組むべき課題は何かを伺います。2月1日、はさみ入れ式をした奄美タンカンですが、今年は豊作で非常によかったと思っております。2月18日に鹿児島市で行われました販売会でも、用意した2.1トンのタンカンが1時間で完売をしたという地元の記事を見ました。私自身も、奄美のタンカンはとてもおいしくて、どこに出しても誇れるすばらしい果実で、是非ともブランド化をして、全国にPRをしてほしいと思いますが、産地ブランド化は長年の課題だと聞いております。昨年夏に行われました、県の2019年度奄美農業支援プロジェクト事業の成果報告会で、鹿児島大学の農学部李准教授が、タンカンが奄美の

経済と農業を支える最も重要な商材と位置付けています。課題として、3点挙げておりまして、一つ目が、品質基準が低く、価格や産地の評価低下を招いている。2、農協との取引量が少なく、島外からの大口注文に対応できない。3番、産地として売り込みが不十分で、マーケットが限定されていると指摘をしております。私の友人にもタンカン農家の友人がいらっちゃって、ずっと前から産地ブランド化という声があるが、なかなか実現をしていないと。何とかしたいという声を聞いています。本市として、今後、どのように進めていくか、方向性を含め、見解を伺いたいと思います。

農林水産部長（栄 広久君） それでは、タンカンのブランド化についてお答えいたします。まず、生産された農畜産物をブランド化するためには、安定した品質、量を継続的に出荷し、市場関係者や消費者などから適正に評価されることが必要となっております。奄美大島のタンカンがなかなかブランド化されない理由としましては、隔年結果が激しく、反収が低いといった栽培技術の問題や、台風など気象災害により生産が安定しないことなどに加えて、JA共販量が少なく、個人販売や地元青果市場出荷が多いといった流通形態も原因と認識しております。平成24年度には、奄美大島選果場を整備し、出荷基準を統一し、ブランド産地の形成を図っているところでございますが、依然として取扱量が少ないのが現状となっております。このような中、大島支庁や他町村、JAなどと連携し、巡回指導などを通じて、まずは生産者組織活動の強化や選果場への利用を促進し、奄美大島選果場を通した品質の一定したタンカンも多く流通させ、ブランド産地の形成を図ってまいりたいというふうに考えております。また、果樹経営支援対策事業など、新植、改植並びに未収益期間の経費に対する支援や輸送コストの支援、タンカンの農業研修実施など、新規就農者の確保や担い手農家の育成。土壌、土層改良や防風施設の整備など、引き続き支援し、タンカンの規模拡大並びに品質や生産量の向上に取り組み、併せて地元の流通関係者や消費者などにも、選果場を通した果実品質の保証されたタンカンを広く知っていただくために、のぼり旗やシール、あとチラシなどを用いてPRを行うとともに、本市ふるさと納税返礼品等を活用し、選果場を通したタンカンの販路拡大につなげてまいりたいというふうに考えております。今後も生産者やJA、行政だけでなく、流通業者や消費者が一体となった奄美大島のタンカンブランド化に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。以上です。

8番（橋口耕太郎君） 産地化するためには、ちょっと欠点として、欠点っていいですか、隔年、裏と表っていうことですね、裏表の年がある。それから、台風災害があると。それから、JAの取引量が少ないということです。今、部長がおっしゃるように、様々なですね、関係者が、こうしっかりと噛み合わないそうですね、ブランド化っていうのはできないのではないかなと、私も思います。ちょっと、少し勉強しただけですけども、今年は豊作ということで、来年が恐らくちょっと少なくなるんだろうと。初日の答弁で、今年が181.6トン、3,750万円余りと。去年が136.4トン、476円と、キロでね。今年と全然違うわけですね、キロ単価も。それは、私も友人に聞いたら、やっぱり安定した量を出すためには、摘果、実をきちんと毎年取って、同じ量ができるようにしないといけないっていうのを、なかなかできていないと。なる分、なりっぱなしにして、いっぱい取れて、次の年はその木はあまりならないと、そういったのがこう続いているというふうに聞いていますけれども、なかなかそこら辺の品質の関係もあると聞いていますけれども、今、部長がおっしゃったように、生産者、JA、それから、市場関係者、消費者、流通業者、そういったところが、全て絡まない、噛み合わない、ブランド化ってやっぱり難しいのかなっていう感じがしますが、エースの僕は商材だと、奄美の農業の、農産物のエースだと思っていますので、是非、そのブランド化についてですね、また、課題は多いと思いますけれども、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の質問に入っていきます。質問3、奄美市水道事業経営戦略についてでございます。水道課のほうから、この奄美市水道事業経営戦略概要版というのをいただいて、読ませていただきました。（1）令和2年度から令和11年度までの、今後の10年間の経営戦略が示されましたが、本市水

道事業の将来の課題をどのように考えているのかをお伺いいたします。この経営戦略の水道事業の現状分析では、経常収支比率が110パーセント、流動比率が1,000パーセントと非常に高く、財政的には安定しており、安定経営と判断。しかしながら、企業債残高対給水収益比率や管路更新比率が低く、施設の更新が進んでいないことを示唆。今後、財政と施設の健全性を両立する計画的な施設更新計画を策定する必要があると結論付けておりました。私も以前、この定例会ですと、管路の更新状況や管路の耐震対策について伺ったことがあります。日本全体が高度経済成長期に一気に上下水道が整備され、水道管の耐用年数が経過をして、その更新に各自治体が苦慮しているといった内容であったと思います。本市も例外ではなくて、これから水道管の管路更新が、私は課題ではないかと思っています。また、人口の課題もあります。人口は減少傾向にあり、イコール給水人口に直結し、結果、給水収益が減少し経営が厳しくなってくることになります。本経営戦略ではそのような課題も十分に考慮されて策定されておりましたが、私が話したことと違う点、また、角度からの課題などがあれば、改めてお示しをいただきたいと思います。

上下水道部長（藤山浩俊君） それでは、お答えさせていただきます。昨年3月に策定しました水道事業経営戦略におきましては、将来にわたり安定的に事業を継続するための経営の基本方針や経営計画をお示ししているところであります。この中で、将来の課題等についても検討しておりますが、内容としては、ただいま議員から御案内のあったとおりでございます。本市水道事業は、旧名瀬市が創設認可を受けて以降、昭和30年から40年代に多くが整備され、今後20年程度の間に耐用年数を迎える資産も、また多くなっております。人口減少による給水収益の減少が見込まれる中で、耐震化対策も含めた水道施設及び管路の更新を進めながら、経営の安定化に努めていくことが重要な課題であり、今後も計画的に施設、管路の更新を行い、持続的に安心・安全な水道水を供給する体制を確保してまいりたいと思います。また、今回の経営戦略では、10年間は水道料金の改定を行わないことを前提としておりますが、今後、5年毎との経営戦略の見直しにおいて、給水収益の状況などを見据えながら検討を続けていく必要があると考えておりますので、御理解をお願いします。

8番（橋口耕太郎君） はい、分かりました。当然、人口が減ると、収益が減ってきますので、料金の値下げも考えなくてはいけないことが発生するというのも、この計画書にはですね、パターンをいろいろ変えて、上げない場合、少し上げた場合、もう少し上げた場合と、3段階ぐらいで示されておりますが、今後10年間は、部長が、今、おっしゃったとおり、上げないで取り敢えず進んでいくという方向ですけれども、5年後、もう一度こう、PDCAを回して、必要であればまた検討材料にあがってくるのかなという気がします。人口減少だけはですね、やっぱり避けて通れない部分が結構あると思っておりますので、逆にまた、交流人口が、コロナが落ち着いて、交流人口が増えることで、例えばホテルとか、そういったところの給水需要が増えると、若干、また少しいいのかなという側面もありますけれども、抜本的には、やっぱり総人口が減ってくると、当然、収益にも影響してくるので、今後のその計画的な更新、浄水場の更新もあるでしょうし、管路の更新もあるでしょうから、そういったところを計画的にですね、しっかりしていただきたいというふうに思いますが、以前、何年か前ですかね、水道事業もコンセッション方式ということで、民間委託もできるような改正がされましたけれども、市長も以前、どなたかの答弁で、奄美市では考えていないというようなことを言われたことがあると思います。水道も本当に生命を維持するためにはですね、絶対に必要な資源でありますし、市としてもしっかりと管理をしていただいて、継続的に事業が運営できるように、よろしく願いをいたしたいと思います。

次の質問に入っていきます。4番、市民サービスについてであります。（1）来年度以降のプレミアム商品券、ほーらしゃ券のあり方についてであります。①昨年11月から12月に販売した分で、当局に苦情が若干寄せられたと聞いております。その内容はいかがかということであります。この、昨年の11月から12月に販売した分は、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業第3弾で、経済の活性化を

目的に5,500円のほーらしゃ券が4,000円で購入でき、プレミアム率が37.5パーセントということで非常に人気があり、購入者が殺到し、即完売という状況が11月も12月も続きました。一方で、当局にはですね、苦情が若干あったとお聞きをしております。まず、その苦情の内容をお示ししていただければと思います。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えいたします。今年度のほーらしゃ券につきましては、1冊5,500円分の商品券を4,000円で販売いたしました。プレミアム率が37.5パーセントということもあり、11月と12月の販売では、ともに即日完売するなど、大変御好評いただきました。一方で、例年にもないほど購入者が殺到し、長時間並んだのに買えなかったなどの御指摘も多くいただいたところでございます。その中でも、特に多かった意見について御紹介したいと思います。まず、購入希望者が殺到し、長蛇の列ができ、密になっていると。そして、事前に購入希望冊数を聞き、引換券を配布するなどして、長時間並ぶ必要や、並んだ末、購入ができないなどの不便をなくしてほしい。そしてまた、高齢者や体が不自由な人でも購入できるように、代理購入を認めてほしい。そして、誰でも平等に購入できるように、先着順ではなく抽選方式にしてほしい。以上のような御意見をいただいたところでございます。以上です。

8番（橋口耕太郎君） はい。今、部長からありました、長蛇の列で密ではないかと。あと、引換券などを発行して、並んでも買えないというような状況ができないこととか、高齢者に配慮して代理で購入できないか。あと、平等に購入するっていう意味で、先着順ではなくて、別の方法を考えないといけないかと、そういうことですね。私も12月の15日は、確か本会議だったと思うんですけども、駐車場に止めて歩いていると、販売所、あの通りでは3か所ですかね、3か所、4か所の販売所の前にすごい列ができていまして、また寒かったんですね、12月15日って。寒くて、並んで買われた方をお見受けしました。今、部長がおっしゃったように、平等、最後の平等に購入できるようにということで、今回、第5弾の中には抽選で葉書、若しくはスマートフォンのとか、パソコンから入って申し込んで、多い場合は抽選でということで対応していただいたから、今後のその動向によっては、そういう形の販売になるのかなというふうに思います。是非とも、また、それを検討していただきたいと思います。

②に行きます。次年度以降の販売のあり方。加盟登録店の換金手数料について、見解をお伺いしたいと思います。今後、コロナウイルスのですね、影響がどこまで続くか分かりませんが、恐らく次年度もですね、影響が残っている可能性があると思います。そこで、提案ですが、二つありまして、1点目はですね、販売日の変更です。年末の販売は毎年11月1日と12月15日です。12月15日は年金受給者に配慮をして、年金受給日を販売としておりました。昨年は人気があったこともありますけれども、年金が口座に入金されるのが15日で、金融機関でお金を下ろしたあと、販売店へ並んで間に合わなかった方もいらっしゃると思います、私のところにも苦情や要望が寄せられました。なので、販売日を1日ずらして16日にしていただきたいというのが1点。2点目は、加盟登録店の換金手数料であります。平素であれば、1枚500円に対して10円の手数料がかかって、事業者のところには490円入るということですが、今年度に関してはコロナの対策で手数料がかかりません。よって、加盟登録店も、今年度はすごく増えたというふうに聞いております。次年度まで、最低次年度までですね、コロナの影響の有無にかかわらず、引き続き換金手数料をゼロにしていきたいという2点であります。以上について、見解をお示しいただきたいと思います。

商工観光部長（武下義広君） はい、それではお答えいたします。次年度以降の販売のあり方で、2点、御質問がございました。1点目の、販売日を年金支給日から1日ずらすことにつきましては、市民からも御意見をいただいているところでございまして、現在、実施している事業の紹介を兼ねてお答えさせていただきます。本市においては、先ほど申し上げた御意見を受け、本年4月に販売を予定

しております感染防止対策宣言店舗奄美市プレミアム商品券において、試験的に完全事前申し込みによる販売を行うこととしております。本商品は2月22日より3月19日の間で、事前の購入を申し込みを受け付けており、申し込み多数の場合は抽選を行い、当選した方のみが4月5日から4月18日の期間に購入できるようになっております。申し込みはインターネットによる電子申請。そして、指定様式を事務局へ郵送。そして、指定様式を3支所に設置しておりますが、投函箱への投函。いずれかの3パターンで受け付けており、代理の方でも申し込みができるようになっております。当選した方には、当選発表の後、事務局より購入引換券を送付しますが、その際に、販売店を指定することで、一部の店舗へ密集することを避けられるほか、購入期間も一定期間設けることにより、議員御提案の年金支給日との調整も可能となるなど、寄せられた苦情等に対する改善が図られるものと考えております。参考までに申し上げますと、3月4日現在、感染防止対策宣言店舗奄美市プレミアム商品券事業で電子申請1,999件。指定様式910件の合計2,909件の申し込みを、現在、受け付けているところでございます。本市といたしましては、この販売方法を次年度以降のほーらしゃ券でも活用することで、市民の皆様にも長く親しんでいただける事業となるよう、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

2点目の加盟店の換金手数料につきましては、令和2年度奄美市発行の商品券事業におきましては、新型コロナウイルスの影響を受けた事業所を支援する考えから、例年、店舗に御負担いただいている1枚当たり10円の換金手数料を負担なしで換金しておりました。換金手数料をなくしたことにより、昨年度のほーらしゃ券では268店舗であった加盟店が、今年度は奄美市応援券で636店舗。ほーらしゃ券では631店舗となり、市民の皆様にとってより使いやすくなったかと思われませんが、本来、商品券事業につきましては、これまで加盟店舗と奄美市の共同で行っている事業であることから、今後の経済状況や他自治体の事例なども参考に検討させていただきたいと、このように考えております。以上です。

8番（橋口耕太郎君） 部長から加盟登録店の換金手数料は次年度までゼロですという答えを期待しておったんですけれども、引き続き検討ということで、分かりました。販売方法につきましては、今度の4月に行われる方法が、運用が上手くいくと、そういった部分も、来年度はプレミアム率が元に戻るのか、そうでないのか、まだ分かりませんが、当面、予算としては例年どおりだと思いますが、それがどうなるかは分かりませんし、また、プレミアム率が上がった場合は、そういったその平等に購入できる方法としての、4月の引換券方式がですね、どのように働くかっていうのは、しっかり、また、研究をしていただいて、来年度の商品券の発行のあり方について参考にさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入っていきます。（2）ごみの分別とリサイクルの今後についてということがあります。①ごみの分別が各地域で守られているか。資源ごみの回収分も含めて、現状はいかがか伺いたと思います。ここでちょっと画像をお願いしたいと思います。これは本市のホームページに載っておりますチラシなんですけれども、左側のほうをちょっとアップしながら、上から、左ですね、はい。まず、燃えるごみ、燃えないごみに対して。次、段ボールですね。新聞紙、その他の紙類。上にあげてもらえますか。ペットボトル。ビンが3種類ありまして、透明、茶色、その他。それから、スプレー缶。蛍光灯。今現在、恐らく11種類の、大きく分別があると思います。各地域で燃えるごみが週2回、燃えないごみが週1回。新聞、段ボール等、そして、月1回の資源ごみの回収が行われていると思いますが、現状の市民の皆様の状況はいかがかという質問です。ルールを守られているのかどうか、大体で構いませんので、お示しいただきたいと思います。

市民部長（満永亮一君） それでは、お答えします。ただいまの議員御案内のとおり、本市の家庭ごみにつきましては、11種類に分けて、それぞれの地域で回収日を定めて収集しているところでございます。ごみ出しマナーの現状につきましては、自治会、町内会が未組織であるなど、地域により異なる

状況があり、特に指定しました資源ごみ回収においては、残念ながら分別ルールが守られていない地域がございます。御存知のとおり、指定されております資源ごみはペットボトル、ビン、スプレー缶、蛍光灯となっておりますが、回収対象外の乾電池、空き缶、粗大ごみを出されているような状況がございます。対応としましては、分別がなされていないステーションにつきましては、クリーン監視員を配置しまして、ごみ出しマナーについて指導を行うなど、改善に努めているところでございます。以上です。

8 番（橋口耕太郎君） 資源ごみについてはですね、私の自治会でも、よくですね、スチール缶が置かれていてですね、会長が苦慮しているところもあったりして、先ほど言ったペットボトル、ビンの透明、茶色、その他、それから、蛍光管、それから、スプレー缶だと思いますけれども、資源ごみのときはですね、ペットボトルと。そういったところがやっぱり守って、部長の答弁では地域によって異なるけれども、資源ごみは乾電池が入っていたりと、そういうところがあるということで、クリーン監視員を配置しながら指導してるということではありますが、なぜこんな質問をしたかということですね、やっぱり6月に世界自然遺産登録に向けて市民の意識をまた向上する上でも、分別っていうのはしっかりしていけないといけないということで、意識を向上していただきたいという意味で質問をしたんですけれども。②に入りますね。更に、分別の細分化を検討できないか、本市の今後の見解を伺いたいと思いますが、鹿児島県にはですね、大崎町、それから、志布志市と、ごみの分別、リサイクルに力を入れる自治体があります。大崎町においては、リサイクル率なんと83.1パーセントと、12年連続日本一となっております。SDGsも絡めた施策でも、2018年に第2回ジャパンSDGsアワードで内閣官房長官賞なども受賞しております。非常に参考になるとと思いますが、奄美市でも大崎町とまではいかなくとも、少しずつでも分別の更なる推進をすべきと考えていますが、本市の見解をお願いしたいと思います。

市民部長（満永亮一君） 県内の大崎町などが先進例としまして、よく紹介されておりますが、同町は焼却施設がなく、全てを埋め立て処分していたため、処分場の余剰がなくなる中で、新たな処分場の建設ではなく分別リサイクルに取り組むことで、処分場の延命化を目指すという選択を住民自ら行ったとお聞きしております。また、当初より住民自ら独自の衛生自治会を組織しまして、分別ステーションの管理を行うことで各自が責任を持って分別ルールに従う体制を組織化できたことが、このすばらしい結果を生んだと伺っております。奄美市におきましては、外海離島という海上輸送コストの課題や自治会、町内会の組織状況の課題もあり、大崎町のような分別リサイクルによるごみ処理は難しいものと考えておりますが、ごみ減量と分別リサイクルに取り組むことは、最終処分場の延命化につながることから、分別種類を増やすことや、市役所及び有屋町内会の2か所に設置してあります常設回収所の増設、学校や自治会、町内会などのコミュニティを活用した集団回収にも取り組むことで、資源リサイクルの推進策を進められればと考えているところでございます。以上です。

8 番（橋口耕太郎君） 大崎町は焼却施設がないため、住民自ら、もうリサイクルを徹底していくんだということで始まったということですね、分かりました。本市でも、11種類っていうのは、私は結構分別しているほうではないかなと。ある先輩に聞くと、昔はもう、燃える、燃えないだけでやっていたという話を聞いていますし、分別したことで、今の焼却場がですね、寿命が大分延びているという話も、もうもちろん伺っております。ただ、さっきも言いましたが、世界自然遺産登録を見据えて、市民の皆様の意識向上のために、のきっかけの一つでも多く、また、分別するといいいのではないかなという気がして、質問をいたしました。最後、部長で、最後、集団回収とかの実証実験とかいうお言葉が出ましたけれども、初日の川口幸義議員のですね、質問の中でも、そういった言葉が出たんで、何かそういう方法が考えられているのかどうか、ちょっと私も川口議員の質問で聞き取れなかった部分があったので、

もし補足があればお願いできますか。

市民部長（満永亮一君） それでは、集団回収について、ちょっと触れたいと思います。本市の、昨年度、家庭から出ました可燃ごみは約8,066トンでございました。この中で、約2割から3割が資源化できる紙ごみがあるものというふうに考えております。紙ごみの回収につきましては、現在、第2水曜日に段ボール、新聞。第4水曜日にその他紙類を回収し、昨年度は約260トン进行回収しております。また、常設回収所2か所においては、約90トン进行回収し、合わせて350トン进行年間、回収している状況でございます。先ほど申し上げました、家庭から出される可燃ごみに、未だ約1,600から2,400トンの紙ごみが含まれていると推定できることから、自治会やその他の団体などのコミュニティを活用した集団回収による回収効果及び啓発効果を検証しまして、新たな対策を検討しているというところでございます。以上です。

8番（橋口耕太郎君） はい、分かりました。家庭内のごみが、紙をまだ分ける余地があるということが分かっているということですね。部長、おっしゃられたように、自治会なり、単位単位で集団でそこに集まってくれば、よりまた分別が、紙の分別がですね、進むということで、非常に有効だと思いますので、是非、またそういう検証とかですね、実証実験をしていただいて、進めていただきたいと思います。先ほども繰り返しになりますけれども、この質問は世界自然遺産登録を見据えた市民の意識醸成のために質問させていただきました。世界自然遺産登録が実現されれば、間違いなく島外から、そして、世界から観光客が来ることが予想できます。しかし、まだまだ市内の道路や街並みを見回しますと、空き缶やペットボトル、それから、タバコの吸い殻、最近ではマスクなどがよく落ちているのを見かけます。ごみの更なる分別化を進めることで、少しでも環境が良くなれば、気持ちよくお客様をお迎えすることができるので、実現に向けて課題はまだまだあるかとは思いますが、是非前向きに検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。質問の5番です。教育行政についてお伺いいたします。（1）公立学校の運営におけるコミュニティスクールの努力義務化についての本市の見解についてお伺いします。ここで、新聞記事を紹介したいと思います。書画カメラをお願いいたします。これは、我々公明新聞の12月8日の記事でございます。公立学校の運営ということで、地域の住民の参画進むと。コミュニティスクール、全国1万校に迫る。努力義務化で3年で2.7倍ということで、2017年4月施行の改正地方教育行政法では、同協議会の設置が努力義務化された。これを契機に大きく増加し、17年4月時点と比べて2.7倍になった。図の方、拡大していただけますか。これは、コミュニティスクールのイメージです。見えますかね。左側に市区町村の教育委員会とありまして、矢印が教育委員会から学校の指定取消、委員の任命。そして、真ん中に学校運営協議会があって、それは地域、住民、保護者などが委員として参加。そして、校長から学校運営の基本方針が説明されて、協議会が承認。そして、下のほうが、学校運営から、運営や教育活動について説明が校長からあって、それに意見を述べると。協議会からは、学校運営に関する意見と人事に関する意見を市区町村の教育委員会に戻すという、こうコミュニティスクールなんですけれども、これがですね、私は小学校のPTAの役員をしていたこともありまして、現在、市内の小・中学校では学校評議員会をですね、年2回程度実施をして、地域の皆様と意見交換の場を設けていると思います。これは、2017年に改正された地方教育行政法を取り上げたものですけれども、現在の評議員会よりもですね、もっと学校経営、運営に意見が言える、学校運営協議会を設けて、住民や保護者が公立学校の運営に参画するコミュニティスクールを設置するというものがあります。私自身も勉強不足の部分がありますけれども、現行の県、そして、本市の方向性などがあれば、お示しをいただきたいと思います。

教育長（要田憲雄君） お答えを申し上げます。ただいま御紹介いただきましたコミュニティスクールに

ついてでございますが、学校運営協議会と言いまして、学校と地域住民が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる、いわゆる地域とともにある学校への転換を図るための有効な仕組みとして、文部科学省から示されているところでございます。鹿児島県の現況につきましては、私ども県の教育長会でもいろいろ議論もございました。例えば、人事に関する云々というのがありますが、それについてはどうなのかというようなこともございまして、ただそれは地域から住民の方が学校に対して希望や意見を言うというふうなことだから、そう難しいことでないというような話もありました。県の状況ですが、指宿市や志布志市、南さつま市など8市町村で導入している学校がございまして、奄美市につきましては、以前から、議員がさっきおっしゃったように、学校評議員会の制度について積極的に導入し、推進してまいったところでございます。また、教育行政の基本方針として、地域に根差したふるさと教育を掲げまして、地域との緊密な連携を推進し、常に地域とともにある学校となるように指導しておりますし、そのように進んでいると認識しているところです。現在、地域と学校が密接にかかわりを持っておりまして、学校行事に対しましても、保護者だけでなく、地域の方々が積極的に学校に協力してくださっているということは、議員も御承知だと思うんです。更に、八月踊り、島口、島唄、あるいは地域の伝統文化などの継承につきましても、多くの保護者や有志、老人会、あるいは青壮年団の方々の協力をいただいているというふうに承知をしております。そのような状況を考えますと、文部科学省が掲げるコミュニティスクールの地域とともにある学校という定義につきましては、これ、私が就任当初から進めてきたところでございますから、奄美市ではしっかり根付いているというふうに考えておりまして、現在のところコミュニティスクールの設置につきましては、検討はしていないところですが、今後、また文科省のいろんな状況の変化があれば、研究してまいりたいと考えております。教育委員会といたしましては、地域に根差したふるさと教育、奄美の子どもたちを光にの基本方針がございまして、これを基にしまして、今後もふるさとに愛着を持って、ふるさとを誇れるような児童・生徒の育成に向けて、地域と協力しながら継続して取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

8番（橋口耕太郎君） はい、分かりました。もう奄美市は既に、この記事でいきますとですね、地域の創意工夫ある学校運営制度の導入ということで、このコミュニティスクールっていうのを導入するんですけれども、奄美市はもう既に、もう地域とともに学校をつくっているということによろしいですね、教育長ね。逆に、もう視察に来ていただきたいぐらいじゃないでしょうか。分かりました。これはもう、国としては国主導の画一的な、もう形を決めた教育から脱却して、地域と一緒に歩んでいかなければいけないので、できないところはこれを利用すると。できているところは、もうしっかりそのまま進めていくということでもいいと思う、努力義務ですので、そういうことでもいいと思いますので、教育長が、今、自信を持っておっしゃいましたので、またしっかりその評議員会もですね、充実させていっていただきたいと思います。

次に、②に入ります。（2）ですね。島外で頑張る学生応援事業についてお伺いします。午前中の竹山議員の質問でもありましたけれども、①締め切りが3月5日、先週の金曜日までだったんですけれども、件数、支払い金額の状況はいかがかということですが、竹山議員の質問で880名、2,640万円という答弁がございました。これも、この人数、金額で締め切ったということによろしいんですかね、部長。

教育部長（福長敏文君） お答えをいたします。午前中、竹山議員にもお答えいたしましたが、3月5日が窓口、直接の申し込みの締切日ということで設定をさせていただいて、先ほどの数字を申し上げたところでございます。また、郵送等で、今日以降届く分につきましても、できるだけすくい上げてですね、できるだけこう支援をできる体制で続けてまいりたいというふうに考えております。以上です。

8 番（橋口耕太郎君） はい、分かりました。もう、そんなに多くはないんでしょうけれども、3月5日締切ですので、概ねこういう人数で確定するのかなというふうに思いますが、そのまま②に入りますね。今回は島外で頑張る学生応援事業ということで、大学とか、大学院、あるいは短大、専門学校、高校、そういった方の保護者なり本人が申し出をして申請があったと思うんですけれども、そのデータと言うんですか、大学が何名でとか、そういうのが、内訳が分かりましたらお示しいただきたいと思います。

教育部長（福長敏文君） それでは、学生応援事業の申請者の内訳ということの御質問ですので、お答えさせていただきます。これも3月5日現在ということで、御理解をお願いします。その主なものとしましては、大学生が472名で、率にしまして53.6パーセント。専門学校生が210名で23.9パーセント。高等学校生が125名で14.2パーセント。短期大学生が41名で4.7パーセント。大学院生が15名で1.7パーセントなどとなっております、全体で880名ということでございます。以上です。

8 番（橋口耕太郎君） やはり大学生が一番多いんですね。大学、専門学校、そして、高校、短大、大学院という順番になると思います。こういったデータはですね、恐らく初めて奄美市としてですね、どこのお子さんが、親戚とか知人であれば分かるんでしょうけれども、どこの大学に行っているとか、高校が行っているとかということが初めて分かったと思います。せっかくこう集まったデータですので、何か有効利用できないかということについて、何か見解がありますか。お願いします。

教育部長（福長敏文君） このアンケート等のほうも実施しておりますので、この事業データの活用ということでお答えをいたします。今回、これほど多くの島外学生とかかわる機会は、正直、ほとんどなかったことから、事業申請の際にアンケート調査を実施しております。その中で、今後の雇用政策等に生かせるよう、雇用についても質問を入れさせていただきました。内容といたしましては、卒業後に島内、島外、どちらで就職するのか。島外で就職する理由、働きたい分野、就職先を選ぶ際に重視していることなどを調査しておりまして、雇用関係担当課と情報を共有しております。今後、学生の卒業後の島内での雇用を喚起するための基礎データとして、今回のアンケート調査の結果は大事なものになるというふうに考えております。

8 番（橋口耕太郎君） はい。是非、雇用が特にですね、今、4年生、例えば3年生とかに、企業のほうにもですね、関係部署から、商工会議所通じてでもいいですけども、島外に帰りたい人がこういうふうにいるとか、そういう、個別の名前までは必要ないと思いますが、そういったアンケートが出ているってことを示していただいて、是非活用していただきたいと思います。

最後になります。質問6番です。（1）茨城県古河市のような女性議会の取組ができないかという提案でございます。また、ここで書画カメラをお願いいたします。これも、我々の公明新聞の2月17日の記事でございます。1日議員が市に提言。実りある女性議会ということで、女性が活躍する社会をと、前安倍政権が推奨し、現菅総理も引き継いでいると思います。奄美市でも女性の幹部登用が、我々の公明党の衆議員の質問でも取り上げられ、前進していることが確認されております。奄美市議会には、現在、2名の女性議員が在籍し、女性の目線、母親の目線などで様々なことが訴えられておりますが、まだまだ十分に声が行き届いていないのが現状だと思います。市議会で実施している年2回の議会報告会の参加者も男性が多く、なかなか女性の声が届かないのが現状であります。そこで、年1回、女性の声をしっかりと議会として、1日女性議会に取り組んではどうかとの提案でございます。御見解をお願いいたします。

市民部長（満永亮一君） それでは、お答えします。議員御提案の女性議会の取組につきましては、現在の奄美市男女共同参画あまみ会議の前身であります男女共同参画N A Z E女性会議が、旧名瀬市時代の平成9年2月、平成11年2月、平成13年3月に女性模擬議会として、合計3回開催しているという実績がございます。その内容につきましては、女性目線の意見が出され、大変有意義な議会であったと伺っております。議員が提示されました古河市の事例にもありますとおり、奄美市議会とは別に、日頃地域で活動している各種女性団体が女性議会を開催することは、男女共同参画社会の形成に向け、大きな啓発になると考えられますので、今後とも奄美市男女共同参画あまみ会議の皆様を含め、検討してまいりたいと思います。以上です。

8番（橋口耕太郎君） 是非、この議場でもあちらに2名、男性比率が圧倒的に多いわけでございまして、女性が是非ですね、活躍できる社会も含めて、実現をしていただきたいと思います。

最後に、今年度で市役所を退職される職員の皆様、長い間本当に御苦勞様でございました。今後は一市民として、これまでの行政経験を生かし、今度は地域で自治会、民生委員、保護司など、行政にかかわりの深い役職を是非担っていただきたいと思います。また、健康には留意され、新しいステージに幸多かれと祈念をいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（与 勝広君） 以上で、公明党 橋口耕太郎君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。15時55分、再開いたします。（午後3時40分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午後3時55分）

引き続き、一般質問を行います。

日本共産党 荒田幸司君の発言を許可いたします。なお、荒田幸司君から一般質問中の資料投影のため、書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

5番（荒田幸司君） 議場の皆さん、また、市民の皆さん、こんにちは。日本共産党の荒田幸司でございます。一般質問2日目、本日最後の質問者となりました。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、多くの同僚議員が皆様に申し述べましたように、東日本大震災から間もなく10年を迎えます。改めて震災に関連し、お亡くなりになられた方に哀悼の意を表するとともに、未だに避難生活を余儀なくされている方々、そして、生活再建の途上にある方々、1日も早く元の生活に戻ることを願うものであります。また、3月11日には、本日の地元紙に掲載がされていましたが、さよなら原発奄美行動があります。東日本大震災から、原発事故から10年の節目に、原発について改めて考える機会になればということで、この企画を計画したということです。是非、5時半から永田橋交差点、また、5時15分から長浜町の旧奄美中央病院前でスタンディング行動があります。多くの皆様の御参加をよろしくお願いいたします。

さて、昨年9月16日、菅義偉政権は発足をし、もうすぐ半年になろうとしています。発足当時、70パーセント前後であった内閣支持率は2月の13日、14日に朝日新聞社が実施をした世論調査では34パーセントと、3割台となっております。これは菅内閣に対する国民の期待が裏切られた結果を示すものではないでしょうか。今、まさに安倍内閣の7年と8か月を含めて、菅義偉首相が進めてきた政治の正体が国民の目に明らかになっている、そのように、そのような状況にあるのではないかと感じております。立憲民主党の小沢一郎衆議院議員は3月7日のツイッターで、自民党のスローガン、国民のために働く。この上に、一握りの、付けないと正しくない。総理や自民党政権と親しいほんの一握りの国民だけが利益を得る国へ。そんな国になってしまった。五輪前に世界中に恥をさらしていると投稿したことを、デイリースポーツが報じています。また、先日地域の方が、地域を訪問した折に、地域の方々より次のようなことを耳にしました。連日、テレビなどで報道されている菅政権のやっていること

は、子どもたちの目にも何か悪いことをやっているという印象を与えており、教育上よろしくない。孫を見ていて、そのことをすごく感じると。また、別の方は、菅政権のやっていることは、何か悪いことをしても責任をとらないで逃げ切れたらいいのだという印象を国民に与えており、このままでは日本という国が駄目になってしまわないか心配だというものでした。皆さん、今まさに地方から政治を変える正念場になっているのではないのでしょうか。地方自治の精神を生かした政治を実現するために、微力ではありますが、引き続き力を尽くしていく決意を申し上げ、質問に入ります。

1、市長の政治姿勢について。1、安全保障に関して。2019年3月26日に陸上自衛隊奄美駐屯地が開設をされ、間もなく2年になろうとしています。陸上自衛隊の受入の当初目的は、離島防衛における抑止力。経済や人口増対策。災害対策などにあったと思っておりますが、現在の状況をどのように捉えておられるのか、お示しをいただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

次の質問からは発言席で行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、さっそく荒田議員にお答えいたします。まず、自衛隊は我が国の平和と安全の確保はもとより、防災面においても、先般の栃木県における山火事の消火活動や本市での豪雨災害での支援活動に見られますように、各種災害時の救助、復旧活動など、全国各地で活躍しております。また、新型コロナ対応では、全国各地で医療、消毒活動など、自治体への支援をはじめ、奄美群島におきましても、自衛隊ヘリによる離島・本土間の患者搬送に御支援をいただいているところであります。御案内のとおり、本市に奄美駐屯地が開設され、防衛上における機動力と、それを効率的に展開する組織力を併せ持った警備部隊が駐屯することは、台風常襲地帯である本市の防災面においても、市民の皆様方の安全・安心の礎となっていると考えております。奄美駐屯地は開設当初から台風の際などには、災害対策本部に隊員を派遣し、本市と連携した対応を行っていただいているほか、今回のハザードマップ更新作業にも参画していただくなど、本市防災行政に多方面から御協力をいただいているところでございます。また、人口面の効果につきましては、隊員350名とその御家族約250名の計600名ほどの転入があり、子ども、園児から高校生まで、約180名が各学校などに在籍をいたしております。隊員や御家族の皆様は、地域の清掃活動や行事、イベントなどにも積極的に参加し、地域の方々からも非常に喜ばれ、地域に活力を与えていただいていると伺っております。また、経済面の効果につきましては、駐屯地の建設工事や日々の生活消費に加え、先の議会答弁でもお答え申し上げましたが、今年度の隊員等に係る市民税として、市の税収約7,000万円を見込んでいるところであります。いずれにいたしましても、奄美駐屯地は市民の安全、安心に寄与するとともに、地域の活性化や経済にも大きな波及効果を与えているものと認識をいたしているところでございます。以上であります。

5番（荒田幸司君） 御答弁、ありがとうございました。市長のおっしゃることは、よく理解できますし、やはり奄美市の経済にとっても、また、人口増対策にとっても、しっかり効果を発揮しています、ということのお話だったと考えます。また、市民の安心・安全もありましたということのお考えだというふうに理解します。その上に立って、その、それはそれで、評価として理解します。その上に立っての質問になりますけれども、自衛隊が、駐屯地ができたことで、日米共同訓練、また、自衛隊の独自の訓練などが激しくなったということは事実ではないかなというふうに考えているんですね。それから、あと基地建設の差し止め申し立て裁判では、その当時は基地外では訓練は今のところいたしませんというような話でした。それが、実質的にはやっぱり基地外での訓練も実施をされているというところで、非常に危惧しているところがございますけれども、それについてはどのような受け止めをいただいているんでしょうか、お示してください。

総務部長（三原裕樹君） 基地内の訓練，基地外での訓練。これは，自衛隊に限らずですね，こういった駐屯地ができますと，他の分も一緒だと思いますけれども，安全・安心を守るための訓練というのは，当然，必要になってまいります。そのような中で，そういった基地外で，基地以外で訓練をする際には，我々にも情報が入ってまいりますし，そういった情報については皆さんにも情報を共有してお知らせをしたいというふうに考えております。自衛隊ですから，訓練するのは当然だというふうに思っておりますので，御理解をお願いいたします。

5 番（荒田幸司君） はい。今の説明は，一応，もっともな説明かなというふうに思いますけれども，私にとってはですね，やはりあの当時，私も一緒にその基地の工事差し止めの，一応債権者に入ったんですね。実質的に，いろいろやり取りをした中で，防衛省の方々を，実際の答弁じゃないんですけども，文書通じた，やはり答弁の中には，今のところというふうなお話でした。実質的に，そういったことはもう十分に想定をされるわけですから，なぜそのときにそういったことをおっしゃらないのか，その辺が非常に不信感がやっぱり募るところじゃないかなというふうに思ってますね。そういつて，それと，実質的には基地外でのやっぱり行進というかな，それを去年と今年，やっているわけですが，今年行って，山の中でやっているの，それほど人目に触れてはいないんでしょうけれども，去年の場合は，子どもたちがやっぱり見ている前で歩行訓練を，銃を構えてということがありました。そういったことを考えたときですね，決してやはり，これは見解の違いになるかもしれませんが，いい影響はやはり与えないのではないかなというふうに私は考えているんですね。子どもたちへのその影響って言いますかね，その辺についてはどう捉えていらっしゃるのでしょうか。

総務部長（三原裕樹君） 昨年の件につきましては，その行進の時間が子どもさんの登校の時間と重なったということだろうと思います。その時間等については，我々もちょっと事前に把握はしておりませんでしたけれども，訓練ですので，自衛隊の方々も地域の皆さんには迷惑をかけないようにということでの配慮はしているところでございます。先については，そういうところで，時間のそういった配慮が，もしかしたら把握をされてなかったかもしれません。今後は，そういったことがあればですね，そういったものは自衛隊のほうに申し入れをしながら対処してまいりたいというふうに考えております。

5 番（荒田幸司君） その辺のところは，是非，今後ですね，よろしくお願ひしたいというふうに思います。

続けて，幾つかお聞きしますけれども，この自衛隊の駐屯地ができたことにですね，やはりまちづくり，今，奄美市の一定の長期の計画がありますけれども，そういったところにどう，やはり影響しているのか。何も影響していないのかどうか。その辺とですね，あとはやはり，最近，米軍機のやっぱり低空飛行訓練は非常に激しくなっているというのは，皆様も実感していると思うんですね。その辺が，その基地ができたことと関連性がないか。なかなか確かめる術がないのかもしれませんが，やはりこの南西諸島，沖縄で，今，鹿児島県の馬毛島のほうにも，少しそういった兆候があります。そういったことを含めて，やはりこの奄美大島を含む南西諸島全体が，やはりこの軍事の基地化されていくことでの，やはり流れの中にこれがあるんじゃないかなというふうに私は心配しているところですけども，その辺の，特に先週などは，先週の水曜日，木曜辺りかな，オスプレイの低空がすごかったと思うんです。この庁舎の上もずっと飛んでいると思うんですね。そういった事態は御存知だと思うんですけども，その辺のところでは，感覚としてもいいんですが，どう捉えていらっしゃるのでしょうか。

総務部長（三原裕樹君） まず，まちづくりについてという御質問でございましてけれども，これは，今，2年，やがて2年になりますけれども，今のところまちづくりについて影響があるかという点，影響はございません。

それから、米軍機の飛行につきましては、自衛隊の駐屯地とは直接影響があるかということになりますと、私どものほうでは直接の影響はないというふうに考えております。ただ、議員御指摘のとおり、オスプレイ含めて、最近飛行が多いという、市民の皆様からの意見も伺っております。このことにつきましては、九州防衛局を通じ、防衛省から米軍のほうにその旨、通知をして、その返事をいただいているところでございます。先般も防衛省から、ちょっと表敬でお見えになった際にも、市長のほうから直接、その米軍機の話はいたしました。また、九州防衛局においてもですね、この、実際その現状を調査をしたいということも聞いておりますので、また、そういったのを踏まえまして、今後は我々も申し入れることは申し入れるというふうに考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

5 番（荒田幸司君） はい、分かりました。今後の対応の仕方ではですね、少しやはりこれまでと違った形で力を入れていきますということでおっしゃっていただきましたので、それを是非よろしくお願ひしたいというふうに思います。私はこの間、自衛隊の問題について、議会ごとにやはり何らの形でやっぱり質問させていただいています。それは、やはり基地ができたことによって、将来的に、やはりこの軍拡のやっぱりこの、何て言うかな、こっちが中心になって、南西諸島が本当に軍事一色になってしまわないか。そして、最終的には、やはり第2次世界大戦で経験したように、沖縄同様、捨て石にされる。そういった危険性は十分にはらんでいるんじゃないかなということで、その心配があつてですね、ずっと質問しているわけです。ですから、電子戦部隊も来年度、配備されるということで、非常に心配は増えるわけですが、引き続き、ですから、引き続きこの問題については、注視をしていきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。今日については、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

それじゃ、引き続いて次の質問に入ります。二つ目のデジタル関連法に関してです。菅義偉首相の肝いりの政策、官民のデジタル化を推進するためのデジタル改革関連6法案が閣議決定され、国会に提出されています。政府のデジタル化推進はマイナンバーの活用拡大。脱ハンコによる行政手続きのオンライン化。地方自治体のシステム統一、標準化を加速をさせる。行政サービス向上や経済成長につながる狙いがあると言われています。情報通信などデジタル技術の進歩を国民生活の向上に生かしていくことを否定するものではありません。しかし、2020年度版情報通信白書によると、企業などが提供するサービスを利用する際に、個人情報を提供することについて、8割が不安を感じていると答え、インターネットを利用する際に感じる不安については、個人情報や利用履歴の漏洩が88.4パーセントに上ると報道されています。デジタル先進国では、プライバシーは守り、安全性やデータ保護を確実にする規制やルール of 制定、監視、監督機関の設置などが進んでいると言われております。ところが、1月18日の菅首相の所信表明演説では、デジタル関連の推進に熱弁をふるうだけで、プライバシーの保護、情報保護については一言も触れていません。それで、お伺いをいたします。菅義偉内閣のデジタル関連法については、奄美市はどのように受け止めをされているのか、お聞かせください。お願いします。

総務部長（三原裕樹君） 御質問のデジタル関連法案につきましては、新型コロナ禍における特別定額給付金のオンライン申請手続きや接触確認アプリCOCOAの不具合などを発端に、日本社会のデジタル化の遅れが顕在化したことを受け、国においてデジタル改革を強く推進するため、同法案を今国会に提出されたものと認識をしております。国が示すこの法案の主な内容といたしましては、同法案を統括するため、新たにデジタル庁を設置するほか、公的給付への対応、個人番号の利用、地方公共団体の情報システムの標準化などが盛り込まれております。議員御指摘の個人情報保護の点についてでございますけれども、デジタル化を推進する上で、個人情報の取り扱いや管理を適正に行うことは、これは極めて重要な責務であります。従いまして、国においてもそのような対策は十分なされると認識をしておりますけれども、本市におきましても、国の動向に注視しながら、着実な対応をしまいたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

5 番（荒田幸司君） ありがとうございます。そうですね、この質問を私もさせていただいたのはですね、新聞報道の中でしか情報を掴んでいませんけれども、やはりこの法案が通ることで、各自治体のですね、個人情報保護条例、そういったものはやはりなくなるって言いますかね、ないがしろに、それが効果を発揮しなくなるって言いますかね、そういったことが謳われているんですね。それをやはり、非常に心配しております、やはりこの、ちょっと前のめりに、前のめりでこれが進んでいるんじゃないかなということを危惧していた関係で、この質問をさせていただきました。今、国会の審議状況をしっかりやっぱり注視をしながら進めていくということの答弁でしたので、少し安心したところですが、実質的には、やはり、このデジタル化の前提、大前提のですね、政治のやっぱり透明性。それから、説明責任を果たす。それから、個人情報を適切に管理。そして、安心・安全を求める。やはり、国民に信頼される政府の存在を、しっかりやっぱりつくっていくということが、非常に、前提条件じゃないかなというふうに私は考えています。最初にも述べましたように、今の菅政権、なかなか信頼できるなということには、私自身はならない、いうことをですね、そういった意味では、これはもう少し国会で審議の状況、恐らく野党側のいろんな形で、やはり、この法案の審議に入ったときは、この内容を深堀していくと思いますので、是非、これを見守っていただきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。②のマイナンバーの件ですね。菅政権のデジタル化の工程表では、マイナンバーカードの普及について、2021年1月23日現在、24.8パーセントにとどまっている。全国のマイナンバーカードの普及率を2022年までにはほぼ全国民に普及する計画となっております。昨年、マイナンバーカードの普及を図るために、菅政権が力を入れた5,000円のポイントが付くマイナポイントの事業に取り組みました。しかし、思ったように普及促進はできませんでした。集客サイト、クレジットカード、企画、ガイドが実施したマイナポイント申し込み状況に関するアンケートでは、政府なんて一番信用できない。文書破棄、捏造、隠蔽、何でもやるなどのマイナンバー制度を推し進める政府への不安の声が大きくある、多く聞かれています。そのような中で、奄美市はマイナンバーカードの普及にかなり力を注いでいるように感じられますけれども、その意図するところはどういったところにあるのでしょうか。現在の到達状況と今後の計画について、お示しください。よろしくお願いします。

市民部長（満永亮一君） それでは、マイナンバーについてお答えします。奄美市のマイナンバー交付率は31.32パーセント、これは、令和3年2月の21日現在でございますが、住民票等のコンビニ交付、マイナポイント事業が開始されたことで、市民の方の利便性などが向上し、マイナンバーカードの申請、交付件数も伸びているものというふうに考えております。全国的に見ますと、先ほど議員がおっしゃったのはちょっとパーセントが違いますが、私どもが直近のもので、交付率が25.9パーセントとなっております、全国の交付率が、国民全体への普及は今後の課題であり、普及が進まない要因の一つとして、先ほど議員がおっしゃったマイナンバーカード紛失時の個人情報流出の懸念があるかというふうに考えております。マイナンバーカードには、氏名、住所、生年月日、性別の情報しか入っていないため、もしカードをなくしましても、カード表面に記載されている以上の情報が流出することはない、カードの顔写真により本人になりすまして使用することも防止できるということでございます。カードについておりますICチップの情報を使うには暗証番号が必要であり、入力を3回間違えると使用できなくなり、再設定は市町村の窓口でしか行えません。不正に情報を盗み出そうとするとチップが破損する安全対策もとられております。また、行政機関がマイナンバーで情報を一元管理することは法律で禁止されており、マイナンバーを元に情報が流出することはないものというふうに考えております。今後の取組としては、改めてマイナンバー制度と保険証機能をはじめ、今後、広がるメリットについて周知を図り、マイナンバーカードを希望される市民の方々に安心して申請いただけるよう努めてま

いりたいというふうに感じております。以上です。

5 番（荒田幸司君） はい、御答弁ありがとうございます。私が心配しているように、マイナンバーについては、心配しているようなことはありません。大丈夫、安心してよろしいですよということです、よろしいんですね、はい。そういうことで受け止めをします。ただ私は、個人的にはですね、やはり政府がマイナンバーカードの普及にこれだけやっぱり力を注いでいる。その意図するところがよく見えないです。個々人のあらゆる情報がマイナンバーカードに紐づけられて、要するにマイナンバーにということですね、政府に都合よく利用される国民総監視社会になるのではないかと不安があります。従って、政府としてももう少しデジタル関連法の国会審議の行方を見守って、やはり、全体を、行政としてもやっぱり進めていくことが必要じゃないかなという心の心配を持っておりますので、是非、お含みいただきたいというふうに考えています。よろしくお願いします。それでは、この質問については、以上で終わります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について、質問をさせていただきます。まず、1、事業所支援給付金について。現在、新型コロナウイルス対策の支援事業として、鹿児島県事業継続緊急支援金や新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金、また、奄美市のタクシー等の緊急支援金の交付が進められています。一方で、この支援事業に該当しない事業者、特に観光関連のお店でですね、売上が前年より、前年より50パーセント未満の事業主、そこに悲鳴が上がっている状況が、私の耳にも聞こえてきます。奄美市として、事業者の状況をどのように捉えているのか。また、第2弾の事業所支援給付金の実施はできないか、見解をお願いいたします。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えいたします。今回の鹿児島県における事業継続緊急支援金や時短要請協力金につきましては、本市を含みます県内におきまして、年末年始にかけて感染者が拡大し、過去最高となる新規感染者数を確認するなど、医療提供体制が逼迫する恐れがあったことから、県独自の感染拡大警報を発令し、接触機会の低減と事業継続の支援を行うために、感染リスクの高い飲食店等に対し、営業時短要請を行い、協力金や支援金の支給を行うものと認識しております。県の今回の対策では、要請に応じた飲食店に対する協力金の支給に加え、事業継続緊急支援金の対象業種の拡充や、支援金額の引き上げが行われたこともあり、多くの事業所が対象になるものと思われますので、申請状況等を注視してまいりたいと、このように考えております。本市といたしましては、感染拡大防止の更なる徹底と、今後のコロナの影響が特に大きい事業者の支援、また、今後のコロナを見据えた事業展開の支援を行う観点から、先の専決予算にて各種事業を実施したところでございます。今後とも国や県及び新型コロナの感染状況や経済状況を踏まえながら、適切な時期に必要な支援策を講じてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。以上です。

5 番（荒田幸司君） 部長がおっしゃった内容については、私も十分理解しているつもりです。その上に立って、この質問をさせていただいたんですけれども、それでもやはりなかなか救済されない方がいらっしゃるということは事実だと思います。そういった中でですね、やはり小さな事業所の方々ですから、何らかの形で、やはり、行政が応援しているよということのメッセージですね、そういったことが発せられると、やはり元気が出ると思うんですよ。金額にもよりますけれども、そこまで大きな金額云々じゃないと思うんです。やはり、みんなで応援しているよということのメッセージを、是非、出していただけないかなというふうに思って、この質問をさせていただきましたので、是非、その辺のところは御検討いただきたいということをお願いして、この質問を終わります。よろしくお願いします。

それじゃ、次に進みます。PCR検査の拡充についてです。昨年1月に国内で新型コロナウイルスの感染が確認されて1年余り、2月17日よりワクチンの接種が始まり、接種体制やワクチンの量の確保、副反応の問題など課題はあるものの、多くの国民が期待を寄せているところです。しかし、ワクチ

ン接種によってコロナ感染が収束をするものではないことも事実です。感染防止対策がおろそかになると、再び感染拡大が起こることは容易に想像できます。そこで、感染防止拡大の要となるのがPCR検査と考えております。元日本がん学会会長、元岐阜大学学長の黒木登志夫氏は、最近の論文では、59パーセントが無症状者からの感染であるとされているというようなお話をされています。そこで、お伺いをいたします。奄美市におけるPCR検査の現状と今後の見通しについてお示しください、お願いします。

保健福祉部長（山下能久君） それでは、お答えいたします。まず、現在のPCR検査体制につきまして御説明いたします。感染症指定病院でございます県立大島病院において、昨年9月に新たにPCR検査機器が配備され、検体採取当日に結果が判明する体制が整備されました。しかしながら、現在、検査試薬の供給が限定されているため、感染リスクが高い方や、検査対象者の人数などにより、県立大島病院での検査対象となるか、鹿児島へ検体を輸送し検査するのにかんしましては、医師の判断の下、実施している状況でございます。以上でございます。

5番（荒田幸司君） すいません。聞き逃したかもしれませんが、今、県立大島病院での検査の件数はどれぐらいまで受入が可能というような状況なんでしょう。

保健福祉部長（山下能久君） お答えいたします。PCR検査を受けられた方の人数につきましては把握しておりませんが、特に年末から1月にかけては、感染者が急増し、また、店名公表などにより、この時期に行政検査を受けられた方は100名以上にのぼることは把握しているところでございます。以上でございます。

5番（荒田幸司君） 検査の、1日のその受入の件数はどのぐらいキャパがあるかということはお分かりになりますか。

保健福祉部長（山下能久君） お答えいたします。県立病院のPCR検査機器につきましては、1回で4件。1日当たり10件程度の検査ができるとお伺いしているところでございます。以上でございます。

5番（荒田幸司君） はい、ありがとうございます。私がこの質問をしたのは、実質的にはですね、なかなか鹿児島県ではクラスター起きないし、そういった、全国的にもなかなか体制が、PCR検査は普及していないというのが実態なんです、ただやはり進んだ県ではですね、全国の自治体、少なくとも18都道府県で、高齢者施設などでPCR検査を、社会的検査を実施している状況があると。市町村独自の取組も、少しずつやっばり広がっているという状況があります。奄美市においても、医療や介護現場で働いている職員が、やはり、安心して仕事に従事できる環境をつくるということは、この、今後、ワクチン接種が進んでいっても、やはり必要じゃないかなというふうに思っているんですね。特に、島外からの方々が多く来島するということは、今後、予想されますので、そういった状況をつくっておくということは、今後の備えとしても非常に重要じゃないかなというふうに考えています。是非、PCR検査のですね、拡充を進めてほしい。県ともいろいろ話をしていかなくちやないと思うんですけども、是非、その辺は視点において進めていただくということをお願いしたいと思います。何かございますか。

保健福祉部長（山下能久君） 議員御案内のとおり、医療や介護施設では全国及び県において、クラスターがこれまで数多く発生しており、感染のリスクが高い職場であることは認識しております。感染症の専門家によりますと、感染が拡大している地域において、リスクが高い集団に対するPCR検査を一定

期間定期的に実施することで、潜在する感染者を特定し、感染拡大を抑え込むことが期待できるという考えが示されており、全国の中では実施された施設もあるとお伺いしているところでございます。現在、本市においては、感染が拡大している状況ではございませんが、今後の感染状況によりましては、医療や介護の従事者をはじめ、感染のリスクが高い特定の集団に対するPCR検査の必要性について、専門家の御意見等を伺いながら検討してまいりたいと存じます。

5番（荒田幸司君） はい、ありがとうございます。引き続き、よろしくお願いいたします。

それじゃ、続けて次の質問に移っていききたいと思います。教育問題、GIGAスクール構想について。この問題、この件については午前中の竹山議員から質問があり、大体概略的なことはお話をいただきました。ただ、私がよく理解していないところがありまして、このGIGAスクールで、実質的にはどういった、やはり、内容の教育って言いますかね、そういった授業がなされていくのか。その辺の具体的なところが、もしお分かりでしたら、少しお話いただきたいというふうに思います。タブレット、教育長は非常に気に入ったというお話をされていました。そういった意味では、非常に何というか、ずっとやはり入っていったんだろうなというふうな、思ったりもしたんですけれども、その辺も含めて、よろしくお願いいたします。

教育部長（福長敏文君） それでは、実際にそのGIGAスクール構想ということで、一括して事業の名前の中で1人1台のタブレットの端末を子どもたちの教育活動に生かすという事業ではございます。実際、具体的にどういう使い方をするかということは、もちろん、新年度に入っているいろんな研修会の中で実施をされていくことになるかと思っておりますけれども、まずは子どもたちにその時間内で、まずこう、授業に対して興味を抱いていただけるために、まずはタブレットで今日はこういう勉強をするんですよということをしっかり理解をしてもらって、実際、教科書を使って勉強すると。それから、例えば練習問題をそこでやっていったりとかいうこと。そして、最終的には、子どもたちが発表の原稿をタブレットの中で書き込んで、それをまた先生が電子黒板で紹介するということで、授業全般に至って、それぞれの科目であったり、児童・生徒、それから、先生の教科によって使い方は変わってくると思っておりますけれども、その辺りは十分研究をしながら、研修を積み重ねて実施をしてまいりたいというふうに考えております。

5番（荒田幸司君） はい、ありがとうございました。一定のところは理解できました。それで、私、この質問を取り上げたのはですね、次の質問にちょっとつなげたいというものがあつたんです。やはり、今、子どもの視力の問題が非常に問題化されております。このGIGAスクールが導入されることで、更に、そこに拍車をかけないかなということの心配があつて、次の質問をさせていただきました。文部科学省が2019年12月に発表した学校保健統計調査によると、視力が1.0に満たない近視の子どもの割合は小学生で約35パーセント、中学生で約58パーセント、高校生に至っては、約68パーセントとなっています。実に小学生の3分の1、中学生の半数、高校生の3分の2以上の方々が、やはり近視であると。50年以上前の私にとっては、非常に考えられないことなんですけれどもね、そういった状況が、やはり、子どもたちにあると。これは、世界でもいって、流れの中で、今のやはりある意味ではデジタル化でしょうね、そういったところの問題が、テレビ、それから、携帯電話、いろんなものをやはり身近に見るっていうかな、そういった、目に決して優しくない生活スタイルになっていると思う。そういった中で発生していることじゃないかなと思います。従って、このGIGAスクールの導入によって、どのようなやはり影響が考えられるのか。そして、その対応ですね。そういったものをどうお考えなのか、是非お聞かせください。よろしくお願いいたします。

教育長（要田憲雄君） お答えを申し上げます。本市の児童・生徒の視力の現状でございますが、視力が

1. 0未満の児童・生徒の割合につきましては、小学校が29パーセント、中学校が46パーセントという状況です。先ほど、議員がお示しになりました文部科学省の調査と比較いたしましても、本市の児童・生徒の視力は全国調査の結果よりも、現在のところ良い結果でございますが、しかし、年々視力が低下しているというふうに予想しているところです。文部科学省は児童・生徒の視力低下の原因の一つとして、スマートフォンの普及などで近くでものを見る時間が増えたり、屋外で遊ぶ機会が減ったりして、あまり遠くを見なくなったりしていることが背景にあるのではないだろうかという推測もしているところでございます。本市におきましても、令和3年度から児童・生徒は授業において本格的に1人1台のタブレットを使用して授業を受けることになってまいります。そのために、各学校におきましては、文部科学省が作成しております児童・生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブックというのがございますが、これを基にしながら、児童・生徒の目の健康を守るための取組も進めてまいりたいと考えているところです。以上でございます。

5番（荒田幸司君） はい、ありがとうございます。ということでは、やはり今後、対策としてはですね、今後、やっていくということになるかと思いますが、是非、やはり子どもの目を守るって言いますかね、そういったセーブから、十分にやはりその配慮をしていただいているということは考えていますけれども、引き続き力を、そこにもやっぱり、GIGAスクールを導入するに当たって力を注いでいただきたいということをお願いして、この件については質問を終わります。ありがとうございました。

それじゃ、四つ目の環境問題について、質問をさせていただきます。まず、有限会社中部採石への採石の許可認可に関して。①有限会社中部採石が2019年、令和元年12月27日付、鹿児島県大島支庁に申請をした岩石の採取計画は、奄美市長の意見を聴取の上、内容を審査した結果、当該計画及び認可条件に従って採取する限り、採石法第33条の4に抵触するとは認められないの考えの下、2020年、令和2年の10月の15日付、認可されました。その対応は、奄美市長の認可申請に対する意見。地域住民から提出をされた岩石採取計画の認可申請に対する意見。また、中部採石の岩石採取変更計画に反対する意見。これは、その集落から出ていますけれども。それから、公害防止協定を踏まえてのものと。そういったものを踏まえて、審査をしています。加えて、同社が2020年7月の27日付、鹿児島県に申請をした岩石の採取計画については、2021年、今年の1月の21日付、認可が下りております。このときも、前者同様に、奄美市長の意見、そして、その地域の方々の岩石採取計画の認可申請に関する意見、そういったものを踏まえて、その上で公害防止協定も添付もしています。こういったものを見たときにですね、奄美市長の回答とか、そうした、参考に付けた添付資料、そういったものが、やはり大島支庁でどういうふうに扱われているのかな。その辺が非常にやはり疑念があるって言いますかね、法令に則ってちゃんとやっていますというようなことがありますけれども、なかなか見えてこないし、本当に穿った見方したら、行くことにしないんじゃないかなと思ったりもするんですね。その辺のところを踏まえて、市としてはですね、どういったふうに、この認可を受け止めていらっしゃるか、伺いをいたします。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） それでは、お答えいたします。議員の御質問にありますとおり、令和3年1月21日付で、業者に対しまして岩石採取計画の認可がされております。県知事は、この認可を出す際には、採石法第33条の6において、関係市町村長の意見を聞くこととなっており、以前も答弁いたしましたが、その内容は法に従い、3項目になっております。1項目めが、採石法第33条の4に係る事項。2項目が、その他、岩石採取に当たっての注意事項。3項目が、その他、参考となる事項となっております。更に、一つ目の法に係る事項につきましては、更に、3項目に分かれており、各項目は、（1）他人に危害を及ぼし、公害の福祉に反する事項。（2）公共の用に供する施設を損傷し、公共の福祉に反すると認められる事項。（3）が、農業、林業、若しくは他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認められる事項となっております。本市の意見につきましては、関係機関、近隣

集落からも意見をいただき、令和2年12月15日に回答いたしました。意見書の内容につきまして御説明しますと、騒音、粉塵、振動の防止。車両運行の適正。汚濁水流出防止の徹底。公共施設の適正使用。公害防止協定の順守。地域住民の理解を得られるよう努めることなど、多数の意見を記載し、県において、災害防止対策の指導を徹底していただきたいとも要望し、参考資料として、集落の皆さんの御意見も県に提出したところでございます。許可の際、本市の意見につきましては、関係市町村長からの意見についてとして、注意事項の中に付されております。今後も引き続き、採石の許認可権者である県と連携を図って、地域住民の皆さんが安心・安全に過ごしていけるよう努めてまいりたいと存じますので、御理解をよろしくお願いいたします。以上です。

5番（荒田幸司君） はい、大変丁寧な御説明、御答弁をありがとうございました。私も所長がおっしゃった、その奄美市が提出した意見書については、拝見をしております。ように、そういった意味では、それなりにハードルが高いんじゃないかなと思ったりも、個人的にはするんですけども、いとも簡単にクリアしてしまったなというような実感です。採石法に詳しい方の意見ですと、やはり、今の採石法自体に、なかなか、ある意味では問題があるというか、今のハードルの、業者にとってはハードルが低い。そういった状況はあるんじゃないかなということもお伺いしております。ただ、やはり大島支庁のですね、対応については、もう少し奄美市もですね、ちょっと表現の手段はよくないでしょうけれども、強く出ていただいてもいいのかなというふうに思っていますので、是非、引き続きの協力って言いますかね、御配慮をお願いしたいというふうに思っています。よろしくお願いします。

それじゃ、二つ目の質問に移ります。市湾の沿岸に堆積をしている土砂の撤去についてです。この件については、12月議会でも取り上げさせていただきました。2021年1月20日には、大島支庁建設課管理係宛に住用支所から土砂の堆積、撤去に関する意見書も提出をいただいています。ありがとうございます。それで、質問に入りますけれども、最初に市湾の沿岸のですね、写真を御覧いただきたいというふうに思います。写真をお願いいたします。はい、この写真はですね、2009年に撮影されたものです。これは、だから2010年の豪雨災害の前ですね。非常に青い、風光明媚な海が広がっていますけれども。これがほとんど、土砂で汚染されていない、青い海の状況ですね。右側のほうには海岸線沿いがすっきりと写っている様子がお分かりいただけるというふうに思います。それじゃ、写真の二つ目をお願いいたします。この写真は、2020年、昨年10月の9日に撮影されたものですね。今、向こうの海岸は少しやっぱり波が荒れたり、そして、天気が悪かったり、雨が降ったり、そういった状況の中で、どうしてもこういった濁りが出てくるというところなんです。原因は、やはり下に沈んでいる土砂、赤土ですね、そういったものと、海岸線沿いに、まだ土砂が堆積している状況で、少しずつ少しずつ、やっぱり流れている。その状況がずっとやはり続いていると見なきゃならないかなというふうに考えております。次の写真、お願いいたします。はい、これは、少しアップでしたところですが、土砂のまだ、海岸線沿いに堆積している状況ですね。もう少しアップできますか。はい、ありがとうございます。そういった状況で、これはどう見ても、元々の海岸の砂じゃありませんよね。私はそう見えますけれども。こういった状況を見たら、やはり、この写真はですね、先ほどの濁った海の1週間後に撮影された写真です。ですから、ほとんど直近と考えていただいてもいいと思います。そういった状況が、今、市の沿岸部には広がっています、広がっているのが、そういった状況だということを、是非、御理解いただきたいと思います。写真、ありがとうございました。今のように、やっぱり市湾沿岸の現状を写真で見ていただいたんですけども、この状況をどのように、やはり捉えるかで、対応が分かれるところじゃないかと、私は考えています。私は明らかに土砂が堆積をしており、海岸の環境保全の観点からも、行政、特に大島支庁への対応が問われる問題だと考えておりますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） それでは、お答えいたします。市湾の海岸につきましては、県管

理の海岸であります。市としましては、降雨時はパトロールを行うなど、状況の確認に努めているところです。今後も引き続き、状況を確認し、市の管理する河川に土砂等の流出が認められる場合は、採石業者に対し、河川管理者として流出防止対策を講じるよう指導を行うこととしており、海岸に異常が確認された場合は海岸管理者である県に連絡するなど、対応に努めてまいりたいと存じますので、御理解をお願いいたします。

5 番（荒田幸司君） はい。今の所長の答弁は、今後の対応ということで、現在、このある土砂をですね、何とか撤去できないかというのが、市の集落の方々の御希望なんですよ。今、見ていただいたように、やはり明らかに土砂が堆積をして、海を汚していると。その現状があるわけですから、その現状を、どう、やはり捉えて対応していくかということが、非常に重要じゃないかなと思う。海岸の保全については、一応、県の管理。海の中っていうかな、海のほうは市の管理というふうに聞いていますが、ですから、一番やっぱり大元になっているのは県の管理している土砂の堆積だと思うんですよ。その辺のところについては、大島支庁への何らかのアプローチはなさらないんでしょうか。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） お答えいたします。海岸沿いに堆積している土砂について、海岸管理者である県におかれましては、採石業者が県の許可を得て土砂の撤去を行ったものと見解を示された上で、採石場からの土砂流出を防ぐため、沈砂池の定期的な浚渫な実施など、汚濁水流出防止対策の徹底について、指導を継続するものとしております。以上です。

5 番（荒田幸司君） はい。その土砂の撤去のですね、前後のことについては、私も承知をしているんですね。ただ、これは私は県が指導して、その土砂を撤去してくださいということで、業者がやり始めたのかな、という理解をしていたんですが、最近になって違ったというのが分かりました。これは、業者さんのほうが、自分たちがやりますからということの、県のほうに申請をして、県は許可して撤去したと。だから、どこまでやるかっていうのは、業者さんにやっぱり任されているという状況だったと思うんですよ。それを、だから、県は受け、撤去が終わったんですねっていうことで受け取って、書類上はもう終わっているということです。ただ、実質的に、そこに堆積している土砂を全て撤去しているというふうなことではないんですね。以前に、平成27年に師玉敏代議員が質問されたときの答弁書の中には、ちゃんと集落の皆さんもそこに案内をして、きれいになりましたよねということを確認して終わっているというふうなお話が、答弁がありますけれども、それは地元の方に聞いたら、決してそういうことはありませんと。一度、台風が来るんで、暫く工事を中止しますから、ちょっと見てくださいと。そのときは確かに行きました。その後は何もなかったというような説明なんですね。どちらを信用するかということはありませんけれども、ただ、やはり、今現在、その土砂があるっていう事実はあるわけですね。やはり環境保全の面からも、それは撤去していかないとならないということは事実じゃないかと思うんですね。でないと、結局その土砂が堆積したあとに、結局はその地域の方々も楽しみにしていたその潮干狩りとか、海水浴もできないという状況ですね、アオサや貝拾いなど、やっぱり季節によってやっぱり、海からの恵みを受けたりしていたんですけれども、そのことが全くというほどできないということです。しいては、やっぱり生活の潤いをやっぱり奪っていると、現実があると思うんですよ。そのことはやっぱり重く見て、対応していくことが非常に必要じゃないかなと考えてまして、少しこの、しつこいようなんですけれども、このことについては何度も質問させていただいているというところなんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） それでは、お答えいたします。繰り返しになるかも知れませんが、今後も引き続き県と連携を図りながら、地域住民の皆様が安心・安全に過ごせるよう、また、私どもも努力してまいりたいと思いますので、御理解よろしく申し上げます。

5 番（荒田幸司君） はい，分かりました。これ以上，私も，今回，申し上げませんが，是非，県とですね，お話していただいて，対応していただきたいというふうに思います。そのことをお願いして，一応，この件についての質問は終わります。

最後になりますが，この３年間，この３月で定年をお迎えになる奄美市の職員の皆さん，本当に長年の頑張りに敬意を表します。これからの人生，更に実りがあるものになることを心から願いつつ，お礼を申し上げたいと思います。本当にお疲れ様でした。ありがとうございました。質問を終わります。

議長（与 勝広君） 以上で，日本共産党 荒田幸司君の一般質問を終結いたします。

これにて，本日の日程は終了いたしました。

明日，午前９時３０分，本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。（午後４時５５分）

3月9日(5日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	正 野 卓 矢 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	奥 晃 郎 君
5 番	荒 田 幸 司 君	6 番	崎 田 信 正 君
7 番	安 田 壮 平 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	10 番	大 迫 勝 史 君
11 番	松 山 さ お り 君	12 番	林 山 克 巳 君
13 番	西 公 郎 君	14 番	関 誠 之 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	川 口 幸 義 君
17 番	伊 東 隆 吉 君	19 番	与 勝 広 君
20 番	竹 山 耕 平 君	22 番	多 田 義 一 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

18 番	元 野 景 一 君
------	-----------

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住用総合支所事務 所 長	弓 削 洋 一 君
笠利総合支所事務 所 長	濱 田 洋 一 郎 君	総 務 部 長	三 原 裕 樹 君
総 務 課 長	平 田 宏 尚 君	企 画 調 整 課 長	國 分 正 大 君
財 政 課 長	永 田 公 洋 君	プロジェクト推進 課 長	當 田 栄 仁 君
市 民 部 長	満 永 亮 一 君	市民協働推進課長	佐 野 早 苗 君
環 境 対 策 課 長	平 田 博 行 君	国 保 年 金 課 長	西 幸 一 郎 君
保 健 福 祉 部 長	山 下 能 久 君	福 祉 事 務 所 長	永 田 孝 一 君
福 祉 政 策 課 長	寿 山 一 昭 君	健 康 増 進 課 長	徳 永 明 子 君
高 齢 者 福 祉 課 長	川 畑 博 行 君	保 護 課 長	保 金 満 君
商 工 観 光 部 長	武 下 義 広 君	商 工 情 報 課 長	向 井 渉 君

3月9日(5日目)

紬 観 光 課 長	島 袋 修 君	産 業 建 設 課 長	岩 下 忠 久 君
農 林 水 産 部 長	栄 広 久 君	建 設 部 長	保 浦 正 博 君
建 築 住 宅 課 長	岡 江 康 裕 君	建 設 課 長	日 高 英 樹 君
上 下 水 道 部 長	藤 山 浩 俊 君	教 育 部 長	福 長 敏 文 君
学 校 教 育 課 長	末 吉 正 承 君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	前 田 賢 一 郎 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	重 信 竜 昇 君
主 幹 兼 議 事 係 長	伊 集 院 正 君	議 事 係 主 査	堀 健 太 郎 君

議長（与 勝広君） おはようございます。ただいまの出席議員は、20人であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は、一般質問であります。

○

議長（与 勝広君） 日程に入ります。日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますよう、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。更に、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますよう、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次、質問を許可いたします。

最初に、無所属 奥 晃郎君の発言を許可いたします。

4番（奥 晃郎君） 市民の皆様、議場の皆様、おはようございます。私は党籍自民党、奄美市議会会派は無所属の奥 晃郎でございます。令和3年第1回定例会に当たり、11番のくじを引き、本日、トップバッターで一般質問の機会をいただきましたので、一般質問を行います。

質問に入る前に、所見を述べさせていただきます。何人かの議員の方々の所感にもありましたが、この3月に定年を迎える職員の方々に対する思いは同様であります。ちなみに、私は陸上自衛官で定年は55歳の誕生日が定年の日で、駐屯地に勤務する隊員、職員等約800人が参加した退官式、所属部隊長、部課長との懇親会食、昼休み時間の見送り、そのときにかかった曲がいい日旅立ちで、昨日、今日のように鮮明に思い出してしまいました。私事ではありますが、この場を借りまして、自分の所感ということで。自分のことはさておき、新型コロナウイルスに感染され、お亡くなりになった方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、未だもって病床等に伏されておられます方々の1日も早い快方を願い、また、昼夜を問わず医療施設等において頑張っておられます医療従事者の方々の御苦労に対し、敬意と感謝を申し上げます。全国感染者数は44万人を超え、死者も8,300人を超えております。鹿児島県の感染者、累計1,762名、27名の方がお亡くなりになっておりますが、6日連続で感染者なしという状況であります。奄美市においても、今年1月18日、28人目の感染者が確認されて以来、感染者はありません。感染者数は減少傾向にあります。ワクチンの接種も始まっており、一日も早い収束及び早期の経済回復を望む1人であります。また、国連教育文化機関ユネスコが、新型コロナウイルスの影響で延期されている世界自然遺産委員会が、この夏に開催される予定と聞いております。ユネスコが課題として挙げている希少動物を捕食する野猫などの外来種対策の進捗状況も気になりますが、官民挙げての取組が世界自然遺産に向けての成果として見えてきているものと期待し、群島民とともに吉報を待ちたいと思います。並びに、昨年末12月25日の恒例となっている日本復帰記念行事は、コロナウイルス感染防止のため、参加人員を制限して開催されたことから、私は参加できませんでしたが、同日、大島高校1学年の自主研究発表会に参加する機会をいただきました。各クラスに研究テーマが与えられ、中間の発表がなされました。私は、防災・減災についての課題テーマのクラスに参加をしましたが、台風、豪雨、交通災害等について、高校生目線であらゆる角度から熱心に解決策を研究している姿に心を打たれました。私も話をする機会がありましたので、生徒たちよりも人生経験を少し重ねてきた先輩として、卒業したら1回島を出て、全国各地の人たちに出会い、その人たちに島の良さを伝え、そしてまた、島に帰り、島を盛り上げてほしい。そのときになし得ないことがあれば、今日の研究テーマの経験を踏まえて、島の活性化に向けて取り組んでもらいたいと伝えました。

前置きが少し長くなりましたが、通告してあります項目について、順次質問させていただきます。私の選挙公約って言いますか、モットーは、政治は集落にあるというふうに思っております。集落の活性

化なくして、奄美市の発展はないというふうに思っております。ここで、お聞きしますけれども、奄美市の人口減少について、いかにお考えか、質問させていただきます。お答えよろしくお願いします。

次の質問からは、一般席にて行います。よろしくお願いします。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それでは、さっそく奥議員にお答えいたします。本市の人口の推移と言いますか、状況ということでありますので、申し上げます。本市の人口推移につきましては、住民基本台帳では平成18年3月末時点が4万9,090名でありました。平成23年3月末時点、4万6,435名。また、今年の2月末、令和3年2月末時点では、4万2,594人となっており、これまで合併以降、6,496名の減少となっております。このような中、人口減少対策といたしましては、全国的に少子高齢化が進行する中、住まい、雇用及び子育て環境など、多方面からの支援が必要と考えております。定住の支援策といたしましては、定住促進住宅の整備をはじめ、U・Iターン者向けの住宅購入費リフォーム補助制度や空き家バンク制度により、移住促進の施策を実施しております。これら、本市の施策を通して、平成30年度は16世帯の40名、令和元年度は17世帯の39名、令和2年度におきましては、令和3年の2月17日現在であります、21世帯の46名の方が本市へ転入されております。年間約40名ほどの少数ではありますが、本市へ定住する明確な意思を持って移住して来られた皆様でありますので、確実に人口減少対策に少しはつながっているものと考えております。今後も引き続き、これら施策を推進しながら、移住定住促進に努めて、人口減少対策を講じてまいりたいと存じますので、御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

4番（奥 晃郎君） ありがとうございます。合併当時からしますと、約6,500人。これだけの人員が減少しているということです。いろんな策を講じて、人口減少に歯止めをかけていただきたいというふうに思います。また、特に笠利・住用地区においては、その減少幅が大きいものと捉えております。過疎と言われる、その辺の人口増加についての対策のほど、よろしくお願いします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。自治会及び集落の会計状況についてであります。奄美市における自治会及び集落の団体数が、前回ですかね、質問のときに109の団体があると、市民部長、お答えいただいておりますけれども、これらの団体の会計状況ですね、これについて、いかに把握しているのか、お尋ねいたします。

市民部長（満永亮一君） それでは、お答えいたします。自治会及び集落会の会計状況につきましては、住民自治の観点から、行政が関与することは適切でないという考えの下、町内会、集落会の会計決算報告は受けておらず、詳細については把握していない状況でございます。自治会及び集落会の収入につきましては、一般的には寄附金のほか、会費を徴収し運営しているようでございます。しかしながら、現在、少子高齢化、また、人口減少、また、新型コロナウイルス感染症の影響等から、町内会、集落会の会費や寄附金等の収入が減となり、一部の集落におきましては、以前より運営状況が厳しくなっていることはお聞きしているところであり、大変憂慮すべき課題だというふうに認識しているところでございます。以上です。

4番（奥 晃郎君） はい、分かりました。ちなみに私の集落、笠利地区の手花部ですが、区長から承諾もいただいておりますので、ちょっと状況をここで説明させていただきますが、我が集落の状況、82世帯、人口約140人の集落です。1世帯平均1.7人という小集落であります。2020年は、コロナ感染症の関係で笠利地区の各種行事が中止されたことで参考になりませんが、2019年度の会計状況について紹介したいと思います。年間の収入は、約110万円ほどでございます。主な収入源

は種おろしの寄附、それから、地域おこし協議会の寄附、これは俗にいうみどり事業ですね。そのほか、街灯の電気料の補助金。街灯の補助金4分の1ということで、約10万円程度の補助をいただいております。それに対して、年間の支出は約140万円ほどございます。主に光熱水料。先ほどの街灯の4分の3も含めまして、集会場の電気料等ありますので、約22万円。それから、集落の行事ですね、浜下れ、それから、六月灯、何ですか、敬老会等々ありまして、その経費が約40万円ほどであります。笠利地区の4大行事、地区から選手を出して競うわけですけども、そのときの応援に来られる方、選手の皆さんの昼食代も、弁当代を出して、なるべく多くの方に参加をしてもらおうということで、支出が約21万円ほどございます。それらをトータルしますと、年間約30万円が不足する状況になっております。高齢化が進む中、これからはますます不足額が増えるというふうに思われます。このような状況を呈している集落は、我が手花部集落だけじゃなく、結構な集落がそういう状況になっているというふうに思います。せめて、集落が管理する光熱水道料金、この水道料金というのは、昔はって言いますか、何年か前まではお墓の水道代は補助をいただいていたというふうに聞いております。今、その辺の補助はないということでもありますので、光熱水料、水道料金の補助を切にお願いしたいというふうに思います。これがためですね、集落の活性化に取り組む対策として、ふるさと納税を活用することはできないのかということでもあります。ふるさと納税は2008年に始まり、応援したい都道府県や市町村に寄附をすると、自己負担の2,000円を除いた額が所得税や住民税から差し引かれる制度であります。返礼品に高額な商品や通販大手Amazonのギフト券を用意した自治体に寄附が殺到し、加熱したことから、過度な返礼品を、調達費が寄附額の30パーセント以下の地場産品と規制する現制度に見直されております。鹿児島県内の市町村の中には、2019年度実績として10市町が10億円を超え、トップは南さつま市で46億4,419万円。全国8位だそうです。また、2020年4月から12月の大崎町へのふるさと納税寄附額は46億6,997万円。この大崎町は人口1万3,000人だそうです。今年、2月21日の南日本新聞に、大崎町長のコメントが掲載されておりましたので、一部紹介したいというふうに思います。伸びた要因はということ、大崎町長に聞いていますけれども、ここぞというタイミングで動いていること。返礼品の中心は鰻、肉で変わらないが、寄附者が従来の富裕層から一般サラリーマンに広がっている。新型コロナウイルス禍の巣ごもり需要も捉え、業者の協力を貰いながら、返礼品の種類を増やしたり、供給量を増やしたりした。それから、国連の持続可能な開発目標の考えが広まり、昨日の大崎町の紹介もありましたように、リサイクル率12年連続日本一の取組との相乗効果も出たと思うということとですね、職員は地元事業者の意識は変わったのかという質問に対しまして、職員の意欲が高まり、自分たちの町にこんなに売れるものがあるんだと、誇りや自信が芽生えた。町内の商工業者は人口減で商圏が縮小しているにも、お客が来るのを待っている状態だった。その商圏が返礼品という形で全国に広がった。勉強会を重ね、少しでもいいものを提供しようとする勤勉さ。クレームに真剣に対応する誠実さは大崎ブランドの人气につながったというようなコメントをしております。奄美市における今年度のふるさと納税額は、およそ2億6,000万円。1件500万円を筆頭に、1万2,426件というふうに聞いており、返礼品、諸経費を除き、自主財源になっているようですが、これがふるさと納税でできました、こう使いました等が明確ではありません。奄美市においても、工夫を凝らし、納税額を増やすよう、奄美市の特産品を返礼品として発信していると思いますが、奄美大島への旅行、宿泊、食事券、お墓参りの代行等々の返礼品も一考だというふうに思いますが、いかがでしょうか。ふるさと納税の広報のあり方ですが、私が参加した集会等において、ふるさと納税に関することが話題になったことがありません。ふるさと納税のチラシ、ポスター、のぼり等も市内で見かけたことはほとんどありません。当局は市民の皆さんにふるさと納税の仕組み等について周知し、市民全員が広報官という意識で、島を離れた親戚、友人、知人等はもちろん、島を訪れる旅行者等にも挨拶代わりに、奄美市へのふるさと納税、よろしく願いしますと声掛けすれば、奄美市のふるさと納税も倍増するのではないのでしょうか。また、別の観点から、このふるさと納税が各集落を指定でき、その一部が指定された集落の活性化活動費に利用できるような仕組みができれば、奄美

市の納税額も、また、増えるのではないのでしょうか。縷々申し上げましたけれども、集落の活性化活動費として、ふるさと納税を活用し、寄附を募ることは考えられないか、お尋ねをします。

総務部長（三原裕樹君） はい、いろいろ御提言、ありがとうございました。今年度のふるさと納税の予算額につきましては、6,000万円追加をいたしまして、2億6,000万円の予算となっております。つい先日、2億6,000万円を突破いたしました。そういうことも含めまして、返礼品のあり方も含めまして、いろいろ検討しながら、毎年徐々にではございますが、ふるさと納税も伸びている状況ですので、今後とも、またよろしく御指導いただきたいと思います。また、PRにつきましてもですね、ホームページを見ていただければ分かると思いますけれども、動画のビデオを流していますし、空港辺りでも随時流しております。そういったことで、PRには努めているつもりでございますので、その辺についても御理解をいただきたいというふうに思います。それらを踏まえまして、財源の活用ということでお答えをいたします。まず、市町村などの地方公共団体への寄附金につきましては、寄附金の使途を指定しない一般寄附金、それから、使途を指定する、これは指定寄附金と、何々に使ってくださいという使い道を指定する指定寄附金、それと、ふるさと納税における寄附金と、この三つに大別されるというふうに認識をしております。ふるさと納税につきましては、御寄附をいただく際に、ふるさと応援基金条例というのがございまして、八つの使い道が定められております。もう、八つ申し上げませんが、これらの八つに該当する施策を、ふるさと納税等活用事業として実施をしているところでございます。このようなことから、寄附者の思いに答えるべく、なるべく多く市民の皆様に理解が得られる事業を基本に、経常経費には一応充当はしないという方針で、今、取り組んでいるところでございます。御提案の集落の寄附につきましては、これまでも指定寄附ということでもいただいた実績もございます。これらを踏まえ、今後は企業版ふるさと納税、それから、ガバメントクラウドファンディングというのがございます。それで、地域の活性化に取り組む資金調達の手段というのも多様化しておりますので、幅広に研究をさせていただきたいというふうに考えています。以上でございます。

4番（奥 晃郎君） 御答弁、ありがとうございます。私は空港の近くなものですから、空港によく行くんですけども、空港に座ってビデオを見るということはないんで、ビデオでふるさと納税の広報があるようでしたら、また、見てみたいというふうに思います。ちょっと話は変わりますけれども、ここで言う話かどうかは分かりませんが、向こうに奄美大島の観光名所の地図がありますけれども、そこにですね、田中一村記念館というふうに本来書くべきところをですね、田村一村記念館というふうに書いてありまして、あれ、俺間違ってたのかなとついつい思ったことがあるんですけども、なかなか修正はされませんで、一応近くのお店の人に、あれ間違っているよねということを言ったことがあるんですけども。そういうこともありますので、その観光客にですね、奄美市へふるさと納税お願いしますと、私たちも含めまして、奄美大島にふるさと納税お願いしますということで、少しでもふるさと納税が増えるよう、努力をしまいたいというふうに思いますので、行政のほうもよろしくお願いいたします。

次に移ります。集落等にある墓地の管理等についてです。少子高齢化、人口の減少が進行する中で、墓地の維持管理に不安を持つ人も増えていると思いますが、奄美市においては、市有墓地、永田墓地の管理や墓地利用のあり方等について、永田墓地の適正な利用を考える計画審議委員会の中で方向性が示されておりますが、その他の墓地等が奄美市内においてどれだけ存在するのか。集落の墓地では無縁墓地も増えております。今後、墓地の管理体制の整備が求められるものと思いますが、3地域内に墓地が何か所あり、その管理がどのようにになっているのか、お尋ねします。よろしくお願いします。

市民部長（満永亮一君） それでは、お答えします。本市は、議員がおっしゃるように、来年度から市有永田墓地利用計画により、永代使用料を徴収しながら管理を行う計画を進めております。その利用計画

の中でも、無縁墓の取り扱いについて、適切な墓地管理により、無縁化防止を行いながら、既に確認された無縁墓の無縁納骨などを将来的に検討することとしております。一方、集落墓地につきましては、名瀬地区に17か所、住用地区が20か所、笠利地区が21か所ございまして、集落ごとに管理をお任せしている現状でございます。本市としましては、集落墓地無縁化対策として、平成22年度に納骨堂設置や墓参道整備についての補助金制度を制定し、各集落の墓参道改修や手すり設置等に活用いただいており、今後の更なる活用のためにも、各集落の代表者等が集います町内会、自治会連合会の場合でも本制度の説明を行いたいというふうに考えております。継承者のいない無縁化の増加と、その計画的な対策の必要性が、今後は懸念されるところでもありますので、市有永田墓地の利用計画に併せまして、集落墓地の無縁化も今後の検討課題として検討していきたいというふうに考えております。以上です。

4番（奥 晃郎君） ありがとうございます。先ほど、手花部集落の会計状況について紹介をしましたが、墓地についてもですね、高齢化が進み、上りを上るのには大変だと。事故でも起きたら大変だということで、手すりを付けました。役所の補助もいただきまして、大変喜んでおります。それと、先ほど申し上げました、水道代ですね、この辺も補助していただければ助かるなというふうに思っております。

次は、コロナ感染症対策予算についてでございます。奄美市においても、市独自の支援策がいろいろ講じられております。市独自の支援について、いかなる支援策を講じたのか、これはもう、いろんな広報紙等で、あるいは新聞等で取り上げておりますから、皆さん承知しているかと思いますが、奄美市独自の支援としてこういうことをしましたよということ、また、その成果について、お尋ねをいたします。よろしくお願いします。

総務部長（三原裕樹君） 新型コロナ対策事業につきましては、その時々新型コロナの状況に応じて、国や県の事業も踏まえながら、感染防止対策と経済対策を基に、市単独事業を実施をしております。主な事業を申し上げますと、まず感染防止対策といたしまして、店舗感染防止対策支援事業を実施をし、2月26日時点で514件の実績となっております。飲食店等の店舗感染防止対策が促進をされております。また、県と奄美大島5市町村が連携をした取組となりますけれども、奄美空港と名瀬港において検温を実施するなど、水際対策の強化にも取り組んでおります。次に、経済対策といたしまして、1人当たり5,000円の商品券を給付する緊急経済対策商品券給付事業、それと、コロナ禍で特に厳しい経営状況にあった飲食店等を支援するため、プレミアム率66パーセントで発行しました緊急対策プレミアム商品券事業及び緊急経済対策はーらしゃ券発行事業、この三つの商品券発行事業がございます。この事業につきましては2月24日時点で3事業合計の換金率、これが91.1パーセントとなり、市中の経済循環につながったものと考えております。更に、感染防止対策、経済対策と同時に、生活支援や事業所支援など、住民及び事業所に寄り添う事業を展開することで、地域の実情に応じた効果的な事業を実施していると考えております。以上でございます。

4番（奥 晃郎君） 各種支援、ありがとうございます。ということで、いろいろな支援をして、予算も計上しているわけでございますが、これらの経費に対する執行率及び残額について、トータルでお尋ねをしたいというふうに思います。

総務部長（三原裕樹君） これまでの専決予算及び各定例会にて計上させていただきました新型コロナ対策事業のうち、本市独自事業の全体に係る執行率についてお答えをいたします。新型コロナ感染症緊急対策事業、予算現計額12億1,100万円に対しまして、2月末時点で62パーセントとなっております。しかしながら、引き続き更なる執行に努めてまいっていると考えているところでございます。また、この執行率につきましては、今後、本市の新型コロナ事業につきましては、繰越予算、6億7,900万円

ほどございますけれども、これを含め、15か月予算として、約11億5,000万円を確保しております。新年度におきましても、感染防止対策及び経済対策を基軸とした事業展開を行っていくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

4番（奥 晃郎君） 分かりました。市独自の計上経費、12億1,000万円以上ということで、執行率62パーセント、残額6億7,900万円ほどですかね、ということでありまして。国においては、家賃補助も実施し、奄美市内の事業者も対象になっているものと思いますが、事業者個人が借入等により取得した事業主等は、これに該当することなく、コロナ感染症による影響で返済に苦慮している方々も多いというふうに思います。支援の対象でない、それから、弁当屋さんとか、飲食店のテイクアウト等により、非常に売上が減少しているということも聞いております。また、小さいことですが、スナックにそのカラオケ等をリースで置いている業者と、コロナの感染前と変わらないリース料4万円を払っているようであります。そういうことも含めましてですね、奄美市における自己所有の小規模事業者及び個人事業主がどれほどいるのか、答えることが可能であれば、お答えいただきたいということ。

総務部長（三原裕樹君） 本市において、土地や建物を自己所有とする小規模事業者及び個人事業主との御質問でございますけれども、事業所、企業を対象に、その経済活動を明らかにすることを目的とする経済センサスという調査がございます。ただ、しかしこの経済センサスの統計調査の中でも、該当する項目がございません。また、商工会議所にも確認をいたしましたけれども、実態は把握できていないという状況でございました。以上でございます。

4番（奥 晃郎君） 分かりました。例えばですね、青森県の青森市辺りは、家賃補助に該当しない小規模事業者及び個人事業主を対象に補助しているということでありまして。先ほど、その2例お答えいただきました執行残についての使途、これ、先ほど次年度への繰越というふうにお答えいただいておりますけれども、その使途をいかに考えてしょうか、お答えをいただきたいというふうに思います。

総務部長（三原裕樹君） 執行残ということですが、繰越をして、そのまま予算を確保しております。この事業については、事業間流用ができることになっておりますので、執行残を出さないように、時期を逸せず、経済対策、感染対策に努めてまいる予定でございますので、基本的に執行残という考え方は、今、持っていないということでございます。以上でございます。

4番（奥 晃郎君） 分かりました。今年度、予算を計上して、議会のほうでも承認しているわけですから、当然、それが100パーセント使われたということでも、次年度の市の財政に影響はないものというふうに考えております。次年度、もう予算も成立するところでございますので、補正でも組んで、この残額をですね、先ほども申し上げました家賃補助に該当しない小規模事業者とか、あるいは時短等の補助に該当しない弁当屋さんとか、特にどこにも取り上げられていない、カラオケのリース料を補助するとか、いろんな角度からですね、きめ細かな支援の御検討もよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。奄美市の学力についてでございます。昨日の質問ですが、コロナの感染に関することで、学力は落ちていないかという質問に対して、数字も上がっているというような話も聞いていますけれども、奄美市の児童・生徒の学力は、全国、県のどの程度の水準にあるのか、気になるところであります。過去何年かの推移について、お尋ねをします。

教育長（要田憲雄君） お答えを申し上げます。本市の学力につきましては、年々確実に向上していると考えております。まず、昨年度、令和元年度の全国学力学習状況調査につきましては、中学校は県の平

均並みの水準となっておりましたが、小学校では県の平均だけではなくて、全国平均を上回る結果が出ているところです。次に、令和2年度の、今年度の全国学力学習状況調査につきましては、新型コロナのために全国的に中止をしたというふうなことでございます。更に、今年1月に行われました、鹿児島学習定着度調査につきましては、小学校は県の平均を上回る結果でございましたが、更に、中学校でございしますが、これまでと比べて学力が飛躍的に伸びておりまして、県の平均を上回る結果が出ました。従って、小・中学校とも学力が向上しているというふうには、はっきり申し上げられると思います。従って、今後も各種調査などの結果を生かしながら、授業改善が最も大事でございますので、家庭学習の習慣化をしっかりと取り組むことを指導しながら、着実に向上していくものと考えております。以上でございます。

4番（奥 晃郎君） ただいまの答弁により、奄美市の児童・生徒の学力が向上していることが確認できました。このことは、教育委員会の各学校職員に対する指導及び各学校教職員の御苦勞の賜物と、感謝を申し上げます。この水準、県の平均以上とかいう水準で止まることなく、県の何番目という順位は出ないかもしれませんが、奄美市の児童・生徒は鹿児島県のトップですよと言えるような学力を身に付けていただきたいというふうに思います。この水準を踏まえた分析及び今後の施策について、お尋ねをします。よろしくお願いします。

教育長（要田憲雄君） 学力向上を図るためには、先生方の授業改善が最も大切であります。

私は授業改善というよりも、授業改革と言って指導を重ねてきたところでございます。そこで、児童・生徒の学力向上と教職員の指導力向上を目指す取組について、少し御説明を申し上げたいと思います。まず、その授業改善でございますが、いわゆる昔流の、従来の教師が教え込む授業、あるいは、講義型、大学の先生がやる講義型の授業では上手いかわいけでありまして、これは児童・生徒による主体的で対話的で深い学びと言いますが、いわゆる子どもたちが主体的、積極的に活動する、いわゆる今流のアクティブラーニングと言いますか、そういう授業を進めることが非常に大事であります。従って、これは教師主導型の授業や講義型の授業では、現在、今の世の中で求められている思考力ですとか判断力ですとか表現力ですとか、あるいは資質、能力を子どもたちに蓄えるということになるわけですが、昔流の授業では大変難しいということございまして、私ども市教育委員会では、授業を改善するための五つの方策というものをつくりました。その五つのうちで、一つは基本的な学習習慣をしっかりと子どもたちに教え込んでいくということが一つです。そして、目当て黒板っていう小さい黒板を全ての学校、全教室に配布しました。先生方がきちんと目当て黒板をして、今日はこういう授業ですよ、こういう、設けてやりますよということを進める。一番大事なのは、45分から50分の授業がありますが、そのうちの20分以上は子どもたちだけで主体的に、自主的に活動する、積極的に活動する、そういう授業を取り入れようということですね。もう一つ、最後に机間指導して、子どもたちに寄り添う指導をしよう。こういうことを繰り返し繰り返しずっと指導してきて、ようやくそれが実ってきたと。それによって、学力が高まったということは、明確に言えるというふうに考えているところでございます。私も時間があるたびに市内の学校をずっと回っているところですが、直接、校長、教頭や先生方に指導を進めてきたというふうに御理解ください。更に、指導主事が7名、8名おりますが、休まずその都度学校を訪問して、具体的に先生方の授業を見て、確かにここはああいうふうにしたほうがいい、こういうふうにしたほうがいいということで、指導を進めているということも御理解ください。更に、市内の大きい学校はですね、市の教育委員会が学力向上をしていこうというふうに指定しまして、その都度、指導主事が訪問をして指導して、学力が高まっているというふうなことが言えると思います。もう一つはですね、家庭学習を習慣化させる。宿題は学校が出すもの、担任が出すもの、これでは、なかなか習慣化できないということで、宿題以外に自分で時間をつくって、子どもが自主的に、主体的に自分の勉強をする。そういう時間を必ず取ろうということで進めているわけでありまして、今、そのことも

着実にそれぞれの学校で工夫して進んできているということでもあります。今のような状況を進めていくことによって、学力が確かに高まっていくというふうに理解しておりますので、御理解賜りたいと思います。

4 番（奥 晃郎君） はい、よく分かりました。今、教育長、言われました五つの施策、これを進めて、それこそ県トップの学力、あるいは全国トップの学力が身につくよう、御指導のほど、よろしくお願いします。

次の質問に移りますが、奄美市における自衛隊についてです。防衛省は電波や赤外線など、電磁波を使って相手の通信機器やレーダーを妨害して攻撃を防ぐ電子戦に関し、2021年春に陸上自衛隊で80人規模の専門部隊を創設する。健軍駐屯地、熊本市に配置し、南西諸島などの離島防衛能力を高め、専門人材の育成も強化する旨、発表しております。陸上自衛隊奄美駐屯地に配備予定の電子部隊について、編成人員等についてお尋ねをします。

総務部長（三原裕樹君） 電子戦部隊につきましては、電波の収集、分析や、通信、電子活動の妨害、無力化を目的とした部隊でございまして、令和3年度末に約40名の人数が編成される予定というふうに伺っております。以上でございます。

4 番（奥 晃郎君） 了解いたしました。私の聞くところによると、この電子部隊が奄美駐屯地に配備されるということについてですね、お隣の龍郷町はその宿舎を龍郷町にという陳情を行っているようですが、奄美市はどのような働きかけをしているのか、お尋ねをいたします。

総務部長（三原裕樹君） 新たな編成につきましては、事前に奄美駐屯地や九州防衛局に新たな宿舎建設予定についてお聞きをしました。そのところ、新たな宿舎建設の計画は、現在なく、既存の宿舎と民間の物件で対応を予定をしているということでございました。以上でございます。

4 番（奥 晃郎君） 了解いたしました。今の回答を聞いて、奄美市の人口、また、幾らか増えるのかなということで、安心をしました。

それから、笠利地区には航空自衛隊があります。この編成、それから、人員等がどれぐらいいるのか、分かっているればお答えをいただきたいというふうに思います。

総務部長（三原裕樹君） 航空自衛隊奄美通信隊につきましては、中継所の運用、関連機材の保守整備を目的として、昭和50年に開設をされております。隊員の人数について、奄美通信隊にお聞きをいたしましたけれども、施設の防衛上、公表はしていないということでございました。ただ、居住地区については笠利の宿舎等で居住をしているということでございました。以上でございます。

4 番（奥 晃郎君） はい、承知をいたしました。瀬戸内には海上自衛隊の分遣隊があり、瀬戸内については、防衛省に人員の増員等を要望しているようであります。それらのことは、人口が増えるということでもありますので、機会を捉えて、その人員増の要望も出していただけたらというふうに思います。

あと、最後の質問になりますけれども、奄美市政が誕生して15年が経過をしました。この名瀬総合支所、住用・笠利、3地区のそれぞれのその事務ですね、この辺がいかに連携をされているのか。いうならば、当然コンピューターでつながっているというふうに思っております。どこに行っても、誰がどこに行っても、どこでも対応してくれるものというふうに思っておりましたが、市民の方から私にこんなクレームがありました。私は住所は笠利です。仕事は名瀬でやっています。マッサージの鍼灸の補助券ですね、これを貰いに名瀬の役所に行きました。そこで言われたことは、あなたは住所は笠利にあり

ますから、笠利に行ってくださいと言われて、時間を割いて笠利に行っていたいたようですけれども、リアルタイムにつながっているはずですから、笠利の人が名瀬で貰いましたよというのは、すぐ分かるはずだと思いますが、この辺のことはどうなっているのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

保健福祉部長（山下能久君） 答弁いたします。鍼灸受診券につきましては、名瀬総合支所におきましては、国保加入者に対し国保年金課で、70歳以上の方につきましては、高齢者福祉課にて発行しております。議員御質問の70歳以上の鍼灸受診券のことについてお答えいたします。鍼灸受診券につきましては、1人1冊15枚綴りを年間4冊まで発行しております。現在、鍼灸受診券の重複発行を避けるため、各総合支所ごとに台帳を作成し、発行した冊数の管理を行ってきているところでございます。このため、議員御案内のとおり、笠利に住所がある方につきましては、笠利総合支所で鍼灸受診券を受領するようお願いしてきているところでございます。しかしながら、御案内のとおり、名瀬・住用・笠利の総合支所は合併時に光ファイバーでネットワークを構築いたしまして、住民基本台帳、各税システム、また、文書を共有できるシステムなど、リアルタイムで運用をしている状況でございます。今後、70歳以上の方への対応につきましては、市民の住所が名瀬・住用・笠利のいずれであっても、鍼灸利用券が発行できますよう、また、市民の方の利便性が向上しますよう、事務の見直しを早急に図ってまいりたいと考えております。また、鍼灸受診券の件に限らず、議員御指摘の本庁と支所の連携につきましては、各部課において連携をとり、職務を遂行しているところでございます。改善すべきものは改善し、市民サービスの向上に努めてまいりたいと存じます。

4番（奥 晃郎君） ありがとうございました。よろしくお願いします。

議長（与 勝広君） 以上で、無所属 奥 晃郎君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。10時45分、再開いたします。（午前10時31分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き、一般質問を行います。

日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

6番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。

さて、年度末の議会となり、既にもう多くの同僚の議員の皆さんが、今度退職される方に、労いと今後の御活躍を期待し、エールを送られておりますけれども、私も同じ思いでございます。定年とはいえ、まだ60歳ですから、私は70歳を超えましたけれども、このようにまだまだ元気でこの場に立たせていただいております。退職される皆さん方も、まだまだこれからだとの思いではないでしょうか。4月を過ぎれば、もう庁舎内で顔を合わすことはほとんどなくなりますけれども、これからいろんなイベントなども、昨年はね、なかなかできませんでしたが、開催されるようになれば、お互いにその場で元気な姿で顔を合わすことができればいいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、通告に従って順次質問させていただきますので、よろしくお願いします。

最初に、教育問題ですけれども、この質問は12月議会で、安倍政権では国会、国政の場で嘘や改竄、隠蔽などという言葉が頻繁に使われるようになりました。日常化しているということですが、これらの言葉が飛び交う出来事があるということになります。そのようなことが指摘されれば、真実を述べ、真相を明らかにし、間違いがあれば速やかに正していくということが社会生活で大切なこと、当たり前のことだと思いますと申し上げて、答弁をいただくところでしたが、時間切れとなりました。これはもう、12月11日でしたけれども、その後も相変わらず安倍前総理の桜を見る会で事実と異なる答

弁を118回も繰り返していたことが明らかになるなど、この状況が続いていることから、改めて取り上げたいと思いました。年が改まりましたけれども、やはりその状況は変わりません。2月19日の朝日新聞社説では、議員の夜飲食、自民の規律が問われるとの見出しで、またかと驚き呆れると書き出し、緊急事態宣言下での自民党議員による夜の酒場通いのことだ。しかも、今回は同様の振る舞いで、与党議員が議員辞職や離党に追い込まれた直後のことであるとし、松本氏、これ、新聞で名前が出ておりましたので、そのまま使いますが、松本氏は当初、1人で店に行つたと嘘をつくと、ここで嘘という言葉が出てまいります。このように、国会、国政の場での嘘発言が横行する現状は、子どもの教育上、大変問題だと思っております。これは、これまでも度々こういう言葉は述べてきましたけれども。子どもたちにこういった状況を話す機会もあるんじゃないかなと思いますけれども、そのときに教育者としてはどう説明するのか。この事態をどう捉えられているのか、まず御見解をお伺いをしたいと思えます。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

教育長（要田憲雄君） それでは、答弁を申し上げます。議員御指摘の内容は12月の議会で取り上げていただきましたが、時間切れということでしたので。このことにつきましては、国会の中の議論でございますので、恐れ多くて、私の立場で見解を申し上げることは控えさせていただきたいと思えます。ただ、行政の、教育行政に携わる者としては、子どもたちの健やかな成長を心から願っておりますし、私は管理職研修会等を通して、法を守ることや礼節の大切さなどについては、市内の各小・中学校におきましては、人権同和教育に関する研修を必ず実施するなど、具体的に子どもたちの心に寄り添うことの大切さも含めて、毎回、指導しているところでございますので、そのことはそれぞれの学校の管理職がしっかり捉えて指導しているというふうに思っておりますので、御理解ください。以上です。

6番（崎田信正君） 国政の場だから言えないという答弁だったと思うんですけども、そういうことを聞いているんじゃないんですよね。授業で、教科書で国会のことも出てきますよね。そのときに、もし子どもたちが質問が出た場合ですよ、そういう、教育長が言われるようにね、これは国会のことだからということで過ごすわけにはいかないんで、教育者としてどう捉えているのかということでの質問ですので、もう一度。

教育長（要田憲雄君） 先ほど申し上げましたようにですね、校長研修会、教頭研修会でそのようなことについては、随時、私のほうで指導をしているところです。従って、校長、教頭は学校に持ち帰って、それぞれの先生方に具体的に指導しているということになるわけです。その先生方は、当然、授業の中で、今、おっしゃるようなことが出れば、具体的に指導するということになりますので、御理解ください。以上です。

6番（崎田信正君） 指導するという言葉ですけどもね、私が代わりに言えば、具体的に言えばね、やっぱり国会で嘘は駄目だよと、君たちが大きくなれば、そんなこと、そんな大人になる、なるなよと、そういったことぐらいは言えるんじゃないかなというふうに思うんですね。そこで、これ、テレビのドラマなんですけど、これ、税務調査官窓際太郎の事件簿というドラマがあります。これBS放送であって、12月21日、27日に奄美で放送された分です。ここで、こういう台詞、言っているんですね。不正を働く政治家に対しての台詞なんですけど、窓際太郎、窓辺太郎というらしいんですけど、あなたに限らず、今の日本の政治家は皆嘘をついています。真実に目を背け、数字を誤魔化し、10年後、20年後の日本がどうなっているかなんて考えてるやつは誰もいやしませんよ。でもね、怖いのは、大半の大人たちが政治家が嘘をついていることを見て見ぬふりをしていることです。大人が嘘をつけば、

子どもは嘘をついてもいいんだと思ってしまいます。大人が真実から目を背け誤魔化せば、子どもも誤魔化してもいいんだと思ってしまいます。そして、そんな子どもたちが大人になれば、目の前の問題に目を背け、誤魔化し、平気で嘘をつくようになる。そのときの日本は何て言われますかねと、こういう台詞があるんですよ。ドラマでこういう台詞が出てくるということは、もう国会が、最初述べたように、もうこういったことが日常化しているということなんですよ。これはもう、教育としてはゆゆしき問題だというふうに思います。ついでに、ついでって言ったら、半沢直樹、皆さん、ドラマ、よく見られていたかと思いますが、最終回でもこういう台詞があるんですね。これも不正を働く政治家に対しての台詞です。半沢氏、直樹がですね、選挙運動、収支報告書にも政治資金収支報告書にも記載されていません。これはどういうことでしょうかとその政治家に聞いて、不正政治家、記憶にないかと、こういう答弁なんですね。そのときに言ったのが、半沢は、記憶にないで済むのは国会答弁だけの話ですよ。ここは国会ではありません。そんな馬鹿げた言い訳は一般社会では通用しない、こういう台詞なんですね。この台詞、私は国会は誤魔化しの場の状況を肯定しているような感じになるので、賛成はできませんけれども、国会は言論の府と呼ばれております。その国会で嘘が横行し、記憶にないなどの馬鹿げた言い訳は、国会でこそあってはならないと、そういう思いがしますので、子どもたちがすくすく健全に育つためにはね、やっぱりそういったこともきちんと事実を示して、そうではないということを教育の場でもしっかりやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、これまで再三取り上げてまいりましたが、就学援助制度のことで、完全実施を求めてきておりますけれども、現在、まだ実施をされていない項目があれば、何なのか、お示しをいただきたい。是非、新年度から実現をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

教育部長（福長敏文君） それでは、お答えをいたします。本市におきましては、文部科学省初等・中等教育局財務課が定める補助対象費目に準じて、準要保護の費目を定めております。準要保護の費目につきましては、新入学児童生徒学用品費、通学用品費、校外活動費、学校給食費、修学旅行費、医療費の6費目がございます。また、中学校につきましては、体育実技用具費も対象をなっております。県下、他市の補助対象費目を調査いたしました。その中で、今申し上げた6費目以外に、PTA会費やクラブ活動費、生徒会費、卒業アルバム代の4費目を補助対象に加えているのは1市でございました。この4費目の補助については、本市の対象額を試算してみましたが、約2,000万円というふうになります。この実施について、新年度からということでの御質問でございますが、どうしても恒久的な財源確保が必要でございます。そのため、どうしても今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思いますので、御理解を賜りたいと思います。

6番（崎田信正君） これ、実施されているところも多いですよ、自治体はね。実施をしている、完全実施をやっているところも多くあると思いますが、今の試算では2,000万円という数字が出てきましたけれども、実現の見通しは、今の状況ではないのか。実現するために努力することがあるのか。そのところだけ、ちょっと教えてもらえませんか。

教育部長（福長敏文君） 実際にこの補助費目の拡充というか、拡大につきましては、平成31年の2月に県の教育委員会のほうからも、各自治体のほうで検討してください、努力を促すような文書をいただいているところでございます。担当部局としましては、今現在の支給基準の中でも、更に拡充ができないか、担当レベルではいろいろ検討させていただいておりますが、なかなか財源も含めまして、制度のほうに、やっぱりどうしても基づくという形になりますので、現段階では、まだ検討課題ということで、更に研究をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

6番（崎田信正君） 就学援助制度については、この間、ずっと取り上げてきてね、入学準備金などは7

月の支給から3月に支給されると改善されておりますけれども、元々子どもの貧困が問題になったときに、これを取り上げてきたわけですが、是非ですね、子どもの貧困の改善にもつながる、家庭の経済的援助ですから、是非、実現の方向にやっていただきたいと。これ、一般財源に入っているけれども、元々補助金でやって、だから、需用費に組み入れられている内容じゃないかなと思いますので、是非、教育が最優先という感じでですね、取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、少人数学級が子どもたちの教育上有効だと思うんですが、先ほどの答弁で、奄美市の学力、向上しているということはありませんけれども、昨年の9月議会で国の責任による、20人学級を展望した少人数学級の前進を求める陳情が出されておりました。これ、残念ながら賛成少数で不採択でありましたけれども、この陳情に関しての意見で、学校教育課長ですね、小学校1・2年生は30人学級を実現、5・6年生は30人、35人学級を実現している。すくすくプランにより、20人程度の学級になっていると説明されました。20人学級の実現には、教員の確保及び教室等の新たな設置、それに伴う予算措置など、多くの課題があると説明をされております。21人となった場合、10人、11人の2学級となると説明されておりますけれども、私もこの間の取組については評価されるべきものだと考えております。更に、児童・生徒の学びを保証することがまず必要との考えてについても、私も全く同感でありますから、そのためにあらゆる努力を講じていただきたいと思っております。何ら否定するものではありません。しかし、このことによって、国の責任による20人学級を展望した少人数学級の前進を求めることは必要ないということにはならないと私は思います。鹿児島県議会は同趣旨とも言える安心・安全な教育環境のための少人数学級を求める意見書を全会一致で採択をしているんですね。地方や教育団体からも意見があがっております。全国市長会は、まずは35人、そして、30人が多くの意見とし、全国町村会は少人数学級はかねてからの要望としております。日本PTA全国協議会も少人数クラスの実現は避けられないとの立場のようであります。少人数学級に向けたこれらの動きについて、奄美市教育委員会の御見解を改めて伺いをいたします。

教育長（要田憲雄君） お答えを申し上げます。縷々議員から御説明があったとおりでございますが、私も少人数学級における大きなメリットというのは、個人指導の時間が多く確保できること、きめ細やかな指導ができることだというふうに考えているところです。先ほどお話がありましたように、義務教育標準法の改正案が閣議決定されたことによりまして、全国の公立小学校で1学級当たりの上限人数が順次引き下げられてくると。2025年度、いわゆる令和7年度に全学年が35人学級になるということが予定されております。これに沿って、私もその方向で進むだろうと。それ以降については、また、国や県の動向を見極めながら進めていくことになるだろうと思うんです。本市におきましては、大規模の小学校の算数や中学校の数学、英語などで加配教員によってクラスを分けまして、少人数学級で指導をしているということは御理解ください。更にまた、12月も申し上げましたが、本市の独自の施策としまして、小学校5・6年生につきましては、いわゆる奄美っ子すくすくプランという規定がございます、これによって進めているところです。令和2年度は伊津部小学校が該当しましたので、伊津部小学校だけ1人配置をしているということになると思います。今後につきましては、いわゆる文部省の状況等、あるいは県の状況等踏まえながら、本市としても前向きに取り組んでいくことになるであろうというふうに考えておりますので、御理解ください。以上です。

6番（崎田信正君） はい、ありがとうございます。今、教育長の答弁の独自の施策ということが言われましたけれども、陳情は国の責任によるというふうに言っていますよね。国の責任によるということで、これが実現したときに、メリットはないんでしょうか。分かります。国の責任であった場合に、その、今、独自で配置しているのが、国の責任上、予算措置されるとか、例えばですよ。そういうメリットがあるのかないのか。

教育長（要田憲雄君） これは、私の考え方ですが、今、本市が取り組んでいるすくすくプランにつきましては、国がその方針を進めれば、県も当然、そう進めるであろうし、私どももこのことは解消して、国の方針に従って進めるということになろうと思います。以上です。

6 番（崎田信正君） 陳情のときに意見を述べられているわけですがけれどもね、そういったときに、国の責任によって、独自政策のところが国の政策で取り入れることができれば、加配教員とかいろいろあるんでしょう。そういったところにもプラスになるんだというような説明はされてないですね。されてなかったと思うんですが、なぜそういった、メリットがないと思われたのか、メリットの説明はなかったと思うんですけれども、それは何か、真意、意図がありますか。

教育長（要田憲雄君） 全ての学年、学級を進めるということは、大変な資産が必要になるわけでありまして、その時点で、私どもが予想したのは、国が進めているという状況は分かっていると思いますので、恐らくは近い将来、国と県が進めてくるであろうという思いは持っていたことは御理解いただきたいと思います。以上です。

6 番（崎田信正君） そういうことも説明のときにきちんとされれば、また、陳情を採択、不採択の判断材料にもなったのではないのかなという思いもするものですから、確認をさせていただきました。

次に、国民健康保険制度についてですが、私も20年の議員生活で、一般質問で何回となく取り上げてきました。国保税の収納率が伸びないで88パーセント前後で推移をして、累積赤字は膨らむ一方だという時期も経験をしてきました。当局も国保会計を支えるために、名瀬、旧名瀬市議会のときから、一般財源から繰入をして、国保税を値上げしないという大変な努力をされてきたことも承知しております。しかし、まだこれをもって、私たちが望む、誰もが納めやすい国保税とは言い難いというのも事実だと思うんですね。国の負担を減らし続けてきた制度上に大きな原因があることは明らかでありますけれども、それで、全国知事会は公費を1兆円投入して、国保税を中小企業の労働者が加入する協会けんぽ並みに値下げすることを、全国市長会が、知事会が提案しております。このような状況の中で、2月3日の地元新聞、これ、国保運営協議会の内容ですが、国保税率据え置きへ、19年度に累積赤字解消との大きな見出しで報じられました。コロナ禍の下で、国保税が据え置かれたことは、一定の評価でありますけれども、先に述べたように市民経済及び市民生活を思いやれば、やはり引き下げは必要だと思うんです。いろいろなやり方もありますから、これについては改めて取り上げたいと思います。今回は、先ほどの記事では末尾のほうですね、近い将来、財源不足に陥る可能性もぬぐえないと指摘をしたと書いてありました。収納率もここ数年は安定して高い収納率を維持してきて、医療費も抑えられているという印象がありますけれども、その真意についてですね、近い将来、財源不足に陥る可能性もぬぐえないという、そのことについて、お伺いをいたします。

市民部長（満永亮一君） それでは、財源不足に陥る可能性についての意味と、その背景となります国保財政の今後についてお答えいたします。財源不足に陥る可能性の意味といたしましては、今後の国保財政の二つの懸念材料を示しております。一つ目の懸念材料でございます。財源補填繰入金は平成30年度から開始されました新たな国保制度の中では、解消、削減すべき赤字と捉えられております。赤字は計画的、段階的に解消を図っていくものと整理がなされており、本市といたしましても、県の国保運営方針に則した形で赤字解消計画を策定し、財源補填繰入金を解消する目標年次を令和5年度と設定しております。計画どおりの解消となりますと、単純に収入減となりますので、将来的に奄美市の国保財政を悪化させる可能性がございますが、令和5年度以降に、財源補填繰入金を実施しますと、県の国保運営方針に反する形となりますので、何らかのペナルティが発生する恐れもございます。そのような場合におきましても、国保財政の悪化につながることを予想されます。もう一つの、二つ目の懸念材料

といたしまして、県内の保険料水準の統一でございます。厚生労働省が令和2年5月に国保運営方針策定要領を改訂し、保険料については市町村ごとの設定が基本とした原則を削除した上で、新たに都道府県での国保、保険料水準の統一を目指すことを明確化いたしております。具体的には、いつまでにどのような形で保険料水準の統一を図るとは記載されておきませんが、県といたしましては、令和3年度からの新たな県の国保運営方針におきましては、保険料水準の統一に向けて、統一化の定義や課題を整理し、算定方式の統一や赤字の計画的、段階的な解消などの環境整備を行うと明記されております。本市は現状で1人当たりの保険税必要額が他市よりも低くなっておりますので、単純に県内の市町村において1人当たりの保険税必要額を平準化、統一いたしますと、奄美市が県に納めます事業費納付金の額が増額になることを示しております。以上のことから、本市といたしましては、将来的な備えが必要だと考えております。その備えの一つとしまして、今回、行います基金積立金を行いまして、将来に備えることで安定した国保財政の運営を図りたいというふうに考えているところでございます。以上です。

6番（崎田信正君） 基金積立金の話も出ましたけれども、目標額はどうされているのか、その目的についても、今、答弁がありましたので。将来の不安と言えかね、何て言いますかね、この一般財源から2億5,000万円繰り入れた、最大ですね、これ、市長の英断だったと思うんですよ。それ、なぜかっていうと、お金が有り余って繰り入れているわけじゃないのは、もちろんみんな知っているわけですよ。何のためか。市民にこれ以上負担させることはできないからの取組だと思うんですよ。今後、国保会計で、またそういう危惧が出た場合ですね、ペナルティがあるということ自体がおかしいんだということは、みんな、市長会とかみんなで話し合ってますね、そこを変えていくと。やむを得ず、もう国保税は値上げできない。そのときは一般会計から、また、繰り入れなきゃならない。それは、市民のための対策ですから、それが国があーだこーだと言うこと自体がおかしい。国が元々ね、国保会計に国の負担をもっと多くすれば、昔、あったわけですから、そういった対応をしてもらいたいということを強く言ってですね、国保税が、もし、私は引き下げるべきだと思うんですが、値上げがあるようなことがあればですね、そういった立場で、一般財源の繰入もやむを得ないという立場は堅持していただきたいというふうに希望を述べておきます。

次に、後期高齢者医療保険制度についてですが、12月議会では、高齢者の声が反映される仕組みについて質問をいたしました。年金が増えない状況で、いろんな負担が増えれば、高齢者の生活が厳しくなると危惧をしておりますけれども、医療費の窓口負担が年収200万円以上、75歳以上の方ですね、200万円以上の方は、1割か2割へと倍増することが閣議決定されております。実施は来年の後半からということのようですが、被保険者の負担がどうなるのか。先に現役並みの所得のある人は3割負担になっているわけですが、その方も含めて、どのぐらいの負担になるのか、お示しをいただきたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） お答えいたします。本市において2割負担の対象として見込まれる方々は、令和3年2月1日現在になりますが、被保険者及び所得情報を基に、先月5日閣議決定されました医療制度改革関連法案に示された条件で抽出した結果、被保険者数、本市の被保険者数6,130名のうち、約670名で、割合といたしましては全体の約11パーセントとなっております。また、現在3割負担でございます、いわゆる現役並み所得者は233名で、割合にいたしまして全体の3.8パーセントとなっております。以上でございます。

6番（崎田信正君） 2割負担の導入はですね、ここで11パーセント程度だということですが、受診控えにつながって、健康悪化に、招くんじゃないかという心配もされているわけですね。このことについて、御見解を。

保健福祉部長（山下能久君） お答えいたします。医療費一部負担金が2割に引き上げられた場合の影響といたしましては、対象の方々の窓口負担が増加することに加え、議員御案内の負担増に伴う受診控えなどが懸念されるところでございます。この制度改正につきましては、団塊の世代が後期高齢者へ移行し、医療給付費の増を見据え、現役世代の負担軽減を図るものとされており。現在、国におきましては、急激な負担増に配慮し、通院回数の多い外来患者に対しては、導入から3年間は1か月分の負担増を3,000円以内に抑える経過措置につきましても議論されており。いずれにいたしましても、法改正が必要となりますので、国の動向を注視してまいりたいと存じます。

6番（崎田信正君） 75歳以上の方というのは、病院に行く確率が多いですね。現役の方でも。だから、1割から2割負担になったということで、倍だけれども、回数が多い分だけ負担が多くなる。年金は上がらないから、やっぱり生活を切り詰めることになるんですね。それで、ここ、先ほどの答弁で11パーセントぐらいが影響、なるということでしたが、この2割負担の導入というのは、当初、年収170万円以上からか240万円から、どうするのかといういろんな議論がありましたけれども、結局200万円ということになりました。事の本質はですね、170万円、240万円じゃなくって、2割負担を導入するかどうかなんです。そこで、確認したいと思うんですが、これ、政令で今後は所得を変えることができるというような話も、本当かどうか分からん、聞いたんですけども、そうなれば政権にフリーハンドを与えることになるとの指摘もあるということですが、そういうことはあり得るのかどうか、分かれば教えていただけますか。

保健福祉部長（山下能久君） それでは、お答えいたします。まず、政令改正の手続きにつきましては、内閣法等に基づき、閣議において決定されるとされており、その後の流れにつきましては、主任国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連名する、天皇が公布する、次に、官報に掲載されるという流れになっております。議員御指摘のフリーハンドを与えるとのことですが、政令改正に当たりましては、全世代型社会保障検討会議等の中で、高齢者の生活実態を踏まえた丁寧な議論がなされた上で決定がなされるものと考えております。また、本市の取組といたしましては、後期高齢者医療保険制度について、保険料上昇抑制も踏まえまして、全国市長会を通して、国の責任において、十分な財政措置を講じることを内容といたしました提言、これ、重要提言でございますが、これを毎年国に提出しているところでございます。以上でございます。

6番（崎田信正君） これ、2割負担が来年の後半以降ということですが、その間にしても、いろんな動きが出てくると思いますので、よろしくお願いします。

次に、第8期の介護保険事業計画についてです。保険料は基準額が月額6,600円で据え置かれるということですが、この額自体は、この間、ずっと言っている、高いんですね。今回、これまでの保険料の所得区分は9段階、標準9段階という言い方ですが、これを14段階へと、多段階化が進むことになりますけれども、その目的について、お示しをいただきたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） 第8期計画におきます介護保険料所得区分の多段階化についてお答えいたします。第1号被保険者の介護保険料につきましては、市町村の状況により、国が示す標準の9段階を多段階化することや、補正係数を変更することが可能となっております。本市の介護保険料が第6期以降、県内でも高く設定されていることから、市では第8期計画策定委員会へ、高齢者の保険料に対する負担軽減の方策の一つとして、多段階化を提案し、議論、検討を重ねてまいりました。本委員会でも出されました結論といたしまして、今後も高齢化が進み、介護給付費も増加することが見込まれている状況から、介護保険料の減額も難しいことが想定されるため、低所得者や滞納者の多い所得段階の保険料負担に配慮するためには、本市においても第8期計画からの保険料所得区分を国標準の9段階から、本市

独自の14段階へと多段階化することが望ましいと意見がまとまっております。今回の多段階化により、高齢者の負担能力に応じたきめ細やかな所得区分にしたこと。各段階の補正係数の引き下げや設定を緩やかにしたこと、所得に占める保険料負担の公平感を高めることができると考えておりますので、御理解をお願いいたします。

6番（崎田信正君） ほかの自治体ではですね、保険料の引き下げ、あるいは利用料の負担軽減について、独自努力をされているという事例も見られますけれども、今回の14段階化も独自努力の表れだということで、これは評価したいと思います。現行の保険制度の枠内では、幾ら努力されてもですね、限界があると。介護費用の半分は保険料で賄えというのが、今の制度ですから、それを崩さない限り、どうしても多額になっちゃうわけですね。利用が増えると高くなるという制度ですから。それは、国の制度、変える必要がありますけれども、それは国が変わるまで待っているのかということで、待てないということで、ほかのところでは独自対策をとるわけですね。高齢者の生活状況によっては、市独自の対策が必要だと思いますけれども、その辺りの議論、検討などはされていないのでしょうか。

保健福祉部長（山下能久君） 介護保険料につきましては、3年間で計画いたしまして、同一の保険料を設定しているところでございます。この保険料設定につきましては、3年間の介護給付費を見据えて、同じ傾向で高くなるっていう想定をした場合に、初年度につきましては、余剰金が出ます。2年目につきましては、ある程度とんとんで行きます。3年目につきましては、1年目の余剰金を足して、それで統一した保険料で運営ができるという形で進めているところでございます。今回、この第7期計画の中に保険料の余剰といたしました給付費の準備基金につきましては、2億1,000万円余りの基金を積み立てることができまして、保険料を6,600円に据え置いたということになっております。このことにつきましては、これまでの介護予防であったり、健康増進事業が効果を示しているものと考えているところでございます。このようなことから、今後とも介護予防、健康増進事業を進めて行きまして、これ以降の介護保険料の抑制に努めたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

6番（崎田信正君） はい、ありがとうございます。いろいろ努力されているのは分かりますが、今、言われたのは、いろいろ介護予防の取組とかっていうことで、ちょっと文書にできなかったのが悪かったのかもしれませんが、独自の財源を投入してやるべきじゃないかというのが、私の質問、主題だったんですけれども、これは今度、予算委員会もあるし、これからもありますから、今回はこの程度で留めておきますけれども。

次に、生活保護の扶養照会について、お伺いをしたいと思います。新型コロナウイルスとの戦いは、もう1年を過ぎました。まだ収束に向かっているとは言えない状況でありますけれども、接種が始まったワクチンの効果に、これは本当に期待をしたいと思っておりますけれども、長期にわたるコロナの影響は命を脅かして日常生活、経済活動にも大きな影響を与えました、与えております。毎日の生活に事欠く状況も報道では流されておりますけれども、国会でも菅総理が最後には生活保護があるというふうに述べられました。全て、国民は健康で文化的な最低限度の生活を営むことを権利として認めた憲法25条を具現化したものでありますけれども、しかし、今の制度では、まだまだ健康で文化的にという言葉には追い付いていないというのが私の思いであります。しかも、その生活保護制度も、実際の捕捉率は2割程度だと言われており、その原因に扶養照会が一つあると。更に、受給することを恥とする風土が、まだ強く残っているのかなということも指摘をされております。そこで、今回、田村厚労大臣が生活保護は権利、扶養照会は義務ではないと国会でも明言していることから、奄美市の扶養照会が、今、どのように取り扱われているのか、その実情についてお示しをいただきたいと思っております。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、生活保護の扶養義務照会についてお答えいたします。御質問の

扶養義務者の扶養につきましては、生活保護法の中におきまして、保護に優先して行われるものとされております。生活保護制度を運用する上で必要となってくるものと考えております。実際に、本市において保護申請がなされた場合には、扶養照会を行っておりますけれども、その取扱いにつきましては、申請者から丁寧に生活歴等を聞き取り、特別な事情等により、扶養義務の履行が期待できないと判断されるものに対しては、直接の扶養照会を行わないようにしております。扶養義務者の照会につきましては、金銭的援助のみを求めるものではなくて、精神的な支援についても確認を行うということになっております。このように、扶養義務につきましては、保護に優先して行わなければならないものとなっております。保護実施に上で必要であるものと考えております。なお、先にも述べましたが、扶養照会の運用については、適切な実施を心掛けていきたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

6 番（崎田信正君） 私も議員で、生活保護の相談、いろいろ受けております。その間、担当者ともいろいろ説明したりやって、丁寧に対応していただいております。本当に助かっているというか、市民の方もこれで救われている方が多いかなという思いはしております。先ほど、所長も言われたように、これ、2月26日に厚生労働省社会援護局保護課が扶養義務履行が期待できない者の判断基準の留意点等についてという文書を出しておりますね。その中で書かれているのが、今、所長も言われた、要保護者の相談に当たっては丁寧に生活歴等を聞き取り、個々の要保護者に寄り添った対応がなされるよう、より一層、配慮されたいという文言が出ているんです。このとおりされていると思うんですよ。ただ、扶養照会についてはですね、確認しておきたいと思うんですが、申請者の同意を得て、是非、やっていただきたいと思います。今、そうされていると思うんですけれども、その確認を、まずさせていただきたいと思います。申請者の同意を得て、というのはね、私も相談を受けるときに、一番躊躇するのは娘さんが本土に嫁いで、そこに扶養照会行くわけですね。娘さんは大体専業主婦ということで所得ありませんから、そのときに、その家庭の所得証明書の添付まで義務付けているのじゃなかったかなと思うんですけれども、それがネックになって申請を諦めると、嫁ぎ先の娘に迷惑かけたくないというようなことが、実際、あったと思うんですよ。そういったことで、申請者の同意を得て扶養照会。明らかにこれは扶養照会して、扶養義務を果たすことができるというようなことが、丁寧な聞き取りをやられるわけですから、その中でしっかり判断してもらいたいと思いますけれども、同意を得るということについてはいかがでしょうか。

福祉事務所長（永田孝一君） 御質問の扶養義務の同意についてですけれども、文書等で合意を交わすということはしておりません。説明をした上で、議員のおっしゃられた娘さんの例を言いますと、こういった形で扶養照会をしますがよろしいですかということで、これは保護に優先して行われるものと、捕捉性のところの話になりますので、そういった丁寧な説明をして、実施させていただくという流れになっております。以上です。

6 番（崎田信正君） これまで同様、丁寧に対応していただければというふうに思います。

先ほど、健康で文化的に追いつかない実態だと述べましたが、桜を見る会での税金私物化の問題や、税金である政党助成金が大規模な選挙買収資金となった河井案里、前参議員ですかね、今、など、例を挙げればきりがありません。生活困窮者の最後の安全網となる生活保護でも、こんなことになっていたんだなという思いを強くしたのが、2月22日に生活保護基準の減額は違法とした大阪地裁の判決が出ました。ここで示された内容です。これは、2013年から15年にかけて、安倍前政権が段階的に実行した最大10パーセントの保護基準引き下げ、これが憲法が保障する生存権を侵害し、生活保護法に違反するということ、全国各地で訴えされたものであります。基準引き下げの理由が問題なんですね。これ、2008年から2011年の物価下落率を理由とした。2008年というのは、世界的な原油価格や穀物物価の高騰を受け、特異な物価上昇の年だと。ここを起点にすれば、物価下落率が

きくなるのは明らかであって、しかもテレビとかパソコンなどの物価下落が大きく反映されていると。生活保護利用世帯の消費実態に合わない手法を用いて基準を引き下げたことは、これは合理性は乏しいと地裁が判断したんですね。そういう判決です。生活保護率が全国平均の4倍近くになると言われる奄美市として、これは大変関心のあることかなと思いますけれども、このことについて、見解があればお示しをいただきたい。併せて、奄美市の現在の生活保護率も教えてもらえますか。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、お答え申し上げます。先ほどの裁判の件は存じてございますが、生活保護費の基準額につきましては、地域ごとに国が定めるものとなっておりますので、本市におきましては、今後、国の動向を十分に注視していきたいと考えています。なお、最低生活費につきましては、健康で文化的な生活基準を維持できるものであることと、生活保護の中でも示されておりますので、適正な基準額が必要であると考えております。奄美市の現在の生活保護率については、令和3年1月現在で65.20パーミルとなっております。以上です。

6番（崎田信正君） 国が決めることですが、国の決め方がこういうことだということを確認してください。

次に、戸玉地域の採石問題で、住民と業者の話し合いがどうなったかについてですが、戸玉の採石場に関しては、これまでも長い歴史があります。昨年の6月議会で、採石業者から採取計画変更の申請が出されたと。地域住民の皆さんがこれまでの採石にかかわる実態を踏まえて、認可しないよう希望されていることから、この件について質問してきたわけであります。市も県からの意見を求められて、4月21日に提出された意見書では、隣接する地域集落からの厳しい御意見について記載、地域集落の御意見について重く受け止めているとし、事業者と集落での話し合いの場を設けてまいりたいと答弁をいただいております。これが、昨年の6月。これを受けて、9月議会でその経過、その後の経過を質しました。当局も問題解決の糸口は話し合いの場から生まれるとしておられますけれども、実現に至らなかった具体的な理由は、そのときは示されませんでした。そして、12月議会では、集落と事業者が話し合うことで解決策を見出すことが最善であると認識しているが、長年にわたる相互の考え方の相違などにより、その場を設定することに時間を要しているという答弁でした。そして、現在のやり取りを通して意思疎通に努めているとのことでありますけれども、当局も話し合うことが最善だと言われているわけですが、なかなか話し合いが実現できていない、これほどまで事が進まないのはなぜかという思いを強くしております。どれだけ大きな事業で、どれだけ多くの方を対象にしているのかと言えば、1月末では戸玉が21世帯、市が87世帯で、両集落合わせても108世帯なんですね。しかも、長年にわたる相互の考え方の相違ということも言われておりますから、だからこそ、なお話し合いが必要だと思うんです。過去の歴史は動かしようがないわけですから、長引かせて事態が改善することはありませんので、これらのことについて、どのように捉えられているのか。また、今後の見通しについて、御見解を伺いをいたします。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） それではお答えいたします。集落と事業者の話し合いの重要性についての認識は、これまで答弁しておりますとおり変わっておりませんが、現時点では場の設定には至っておりません。しかしながら、これまで集落及び事業者双方の御了解をいただき、本市が仲介となって、文書でお互いの考えなどのやり方を行っているところでございます。このような取組を進める中で、騒音対策として事業者が防音壁の設置を新たに行うこととなり、今後、集落、事業者と市の立ち合いによる騒音測定を行い、その効果について検証を行う予定としております。一つ一つの問題の解決に向けて、集落、事業者、市がともに取り組むことができるよう、粘り強く取組を進めてまいりたいと存じますので、引き続き御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

6 番（崎田信正君） いつ頃話し合いが開催されるのかという目途はないんですか、今。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） 先ほども申し上げましたが、現在、文書等のやり取りが終わりまして、今後、一つ一つの問題について、集落と業者と私ども市と一緒に、一つ一つ解決してまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

6 番（崎田信正君） 一つ一つの問題ということですから、話し合いが必要だと思うんですけれども、それはまた、次回にしたいと思いますが。集落と事業者ということがありますが、赤土問題は環境保全のことですから、市が全面に立ってもいいんじゃないかなと思うんですけれども、その辺りの御見解をお伺いをいたします。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君） 御質問の土砂等の流出防止につきましては、市といたしましては、鹿児島県に対し、改めて採石業者への土砂流出防止対策の徹底について、文書で要請を行ったところでございます。また一方、事業者におきましても、今後、新たに1基の沈砂地の新設を計画されていると伺っております。今後は引き続き、河川管理者としての指導を行うとともに、新たに設置されている沈砂地の効果について、集落の皆様の御協力をいただきながら検証してまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

6 番（崎田信正君） 次に、もう住宅政策のほうに行きます。住宅政策ですけれども、特に、下佐大熊住宅なんですけれども、ここの経過ですね。現在、入居をされている方々の御意見などをお聞きするというものでしたけれども、その経過と、今後の取組について、お示しをいただきたいと。今、待ち状況もあると思うんですが、最長で、奄美市全体ですね、住宅入居でどの程度待っていることになるのか。それと、下佐大熊住宅は老朽化が著しくてね、お聞きすると、今、入居を制限じゃなくて、受け付けていない状況ですね。これは、本当に困っている人は、なかなか古いところでも入れればなという思いをたくさんの方がされておりますので、このことについても御見解をお願いいたします。

建設部長（保浦正博君） それでは、お答えします。現在、策定しています奄美市住生活基本計画において、まずは市全体の住環境の把握のため、お住まいに関するアンケート調査を行っております。御質問の佐大熊特定住宅の入居者の方々につきましては、令和3年度に策定を予定しております棟ごとの調査を行い、方針を定めます、公営住宅長寿命化計画において、御意見等を承りたいと考えています。入居待機者で最長の方につきましては、約9年となっております。

6 番（崎田信正君） 何年。

建設部長（保浦正博君） 9年となっております。

6 番（崎田信正君） 9年。

建設部長（保浦正博君） はい。下佐大熊住宅は建築年が古いため老朽化が著しく、室内改修に多額の費用が必要となることから、長寿命化計画において建替え、大規模改修、用途廃止などの検討を行い、方向を定めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

6 番（崎田信正君） まだやり取りしたいんですが、時間がないので次に回します。

次、ジェンダーですが、今、もうテレビでも非常に話題になっておりますので、ジェンダーのこと

は申しませんが、これ、ジェンダー平等について、奄美市の現状と対策、それと、奄美市の女性の管理職の比率をですね、どのように考えられているのかまでお示しをいただきたいと思います。

市民部長（満永亮一君） ジェンダーギャップの本市の状況についてでございますが、平成29年度に行った市民意識調査におきまして、社会通念、慣習、しきたりの中で、男女の地位が平等であることの質問に対しては、男性が優遇されているとの回答が71.5パーセントとなっており、数値的にも、本市はジェンダーギャップがある状況でございます。引き続きですね、男女共同参画基本計画の下、ジェンダーギャップがなくなるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

6番（崎田信正君） 女性管理職の比率。

総務部長（三原裕樹君） 女性管理職についてお答えいたします。本市の特定事業種行動計画、この中で女性の割合を10パーセントというふうに定めております。現在の割合につきましては、平成18年度が1.3パーセントでございましたが、令和2年度が6パーセントということで、着実に割合が上昇しているところでございます。以上でございます。

6番（崎田信正君） また、時間足りなくて、和光園については次にお伺いいたします。

議長（与 勝広君） 以上で、日本共産党 崎田信正君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午後1時30分、再開いたします。（午前11時45分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

チャレンジ奄美 安田壮平君の発言を許可いたします。なお、安田壮平君から一般質問中の資料投影のため、書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

7番（安田壮平君） 皆様、こんにちは。チャレンジ奄美の安田壮平です。まずは一言、所見を申し述べます。

一昨日の真名津町の火災で被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。1日も早く、元通りの生活が取り戻せますよう、お祈りいたします。また、明後日は東日本大震災より10年の節目に当たります。月日の経つのは早いですが、風化もまた早い。私たちはそこに抗わなければなりません。当時、政府の復興構想会議の議長を務めた五百旗頭真氏は、国内で阪神、淡路、中越、東日本、熊本と震災が続くが、経験したところは必ず次に、あのときはお世話になったと中心的に被災地を支援していく、そんな連鎖ができていると述べられています。東日本の半年前に豪雨災害を経験した奄美の私たちも、忘れてはならない視点だと感じます。また当時、震災を経験した宮城県の村井知事、岩手県の達増知事によると、住宅や町のインフラはほぼ再建されたと評価する一方、コミュニティ形成や不登校、心のケアなど、ソフト面の支援がまだまだ追いついていないとのこと。考えさせられるものがあります。明後日は犠牲になられた方々の鎮魂と、これからの復興をお祈りし、皆で静かに手を合わせたいと願います。所見の結びとなりますが、今月末で退職される市職員の皆様、長い間のお勤め、大変にお疲れ様でございました。市民の1人として感謝申し上げます。まだまだ若いその力と、これまでに培われてきた御経験やお知恵を生かされ、これからの人生の更なる充実をお祈りしますとともに、よりよい奄美市づくりのために、できる範囲で地域にも還元していただきますようお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

新型コロナからの回復・再生（1）これからの時代の地域経営についてということですが、私は自治

体の首長は行政の組織の長であると同時に、地域の経営者であり、地域の総合プロデューサーである、必ずその側面を持っていると考えています。もちろん、首長だけで地域の経営を行うものではありませんが、地域の様々な主体と連携をとりながら、経営資源である人、物、金、情報、時間を適切に配分、活用し、地域をよりよい状態に導いていくという大事な責務があると考えます。この地域経営は決して新しい言葉ではなく、10年以上前から総務省なども使っている言葉です。このことを踏まえて、(1)の質問に移ります。①経済の立て直しに向けて、何を産業の柱と据え、どのような道筋を描いているか、お示してください。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、さっそく安田議員にお答えさせていただきます。議員も御承知のとおり、我々12市町村で広域事務組合を中心に作成いたしました奄美群島成長戦略ビジョンにおける重点3分野であります農業、観光交流、情報については、産業振興の柱であり、奄美群島で力を入れて取り組んでいく分野であります。その中で、特に観光分野については、今回の新型コロナの大きな影響を受けているところであります。コロナ禍における経済回復に道筋については、これまで世界自然遺産登録を見据え、各種観光施策に取り組んできているほか、コロナ禍を境に、新たに取り組んできた各種事業やコロナ禍を見据えたワーケーション、修学旅行誘致の取組などは、観光分野の回復にとって効果的な取組の一つであろうかと認識しているところであります。これらを一つ一つ着実に取り組み、トータル産業と言われる観光業の活況を取り戻していくことで、幅広い産業への波及効果についても期待できるものと考えているところであります。併せまして、今年の夏に期待される世界自然遺産登録は、経済回復にとって力強い後押しになるものと考えております。まずは観光業において、コロナ禍以前の水準まで早期に回復できるよう、引き続き関係者の皆様と連携を図りながら、努めてまいりたいと考えているところです。以上です。

7番（安田壮平君） 市長、ありがとうございました。私がイメージしていた答弁とですね、非常に近いものがあるなと。やはり、まずは観光交流、ここを中心にですね、もう一度立て直すというか、取り戻すところから進める。まさにそのとおりだろうと思います。私が思うのは、あとはその成長戦略ビジョンの3分野、農業、観光交流、情報。農業や、やはり食と農ですけれども、やはりこれらはその、それぞれ単独に、独立してあるものではなくて、やっぱりこの三つを掛け合わせることによって、本当にですね、それぞれの分野にも、また、他の分野にも、様々なプラスの波及効果があると思いますので、是非、その視点で力強く、そしてまた、民間と連携をとりながら進めていっていただきたいと願います。

②ですが、デジタル化や情報通信技術、ICT活用も重要度は高まっていくが、ICTを活用した既存産業の振興をどのように図っていくか。今、申し上げたとおりなんですけれども、農業も観光交流も、ITと組み合わせることで、更なる稼ぐ力の創出が見込まれます。その観点から、これまでですね、ICTプラザかさり、北の拠点であるICTプラザかさりでは、この既存産業の振興について、何か展開があったのか。あるいはまた、今、浦上のほうで整備中の産業支援センターを拠点として、どのような活用、あるいは展開を図っていくのかについてお示してください。

商工観光部長（武下義広君） はい、それでは、お答えいたします。議員御案内のとおり、情報通信技術の進展は著しく、各方面で重要度が高まる中、今年度策定した第2次奄美市地域情報化計画において、ICTを活用した各産業への振興施策を計画しております。計画の中で、農業振興施策につきましては、鳥獣から農水産物を守るICT活用による鳥獣被害防止対策事業や、ドローン活用による水産物被

害防止対策事業を検討していくこととしております。また、観光交流振興施策につきましては、観光公共施設Wi-Fi整備事業や、訪日外国人受入環境整備事業など、10事業が計画されており、稼ぐ力の創出を支援していくことを考えているところでございます。御質問のICTプラザかさりにつきましては、これまで漁業や農業に関するシステム活用相談教室を実施し、16名の方に参加いただいたところでございます。また、入居企業につきましては、畜産業の遠隔監視システムの導入、奄美空港のデジタルサイネージ導入、お土産店のECサイト構築保守、奄美市公衆無線LAN整備など、本市の農業や観光への連携が図られているところでございます。更に、今年度整備を行っております産業支援センター内でのWork Style Lab、本場奄美大島紬やフリーランス、そして、情報通信産業や各種産業など、多様な人材が集う拠点とし、産学官や異業種間による連携、島内外企業のマッチング、また、ワーケーションやテレワークの活用など、各種産業の振興を促進していきたいと考えているところでございます。以上です。

7番（安田壮平君） はい、承知しました。かなり詳しい説明をありがとうございます。この第2次情報化計画ですね、本当にすごい大事な内容が盛り込まれていますので、また、適宜、その時代ですね、新しい技術革新、そういったもの、しっかりと更新していきながらですね、奄美市に合った、各産業への波及というものをですね、進めていただきたいと思います。ICTプラザかさりでも、そういった畜産とか、あるいはまた、観光との連携もあったということですし、浦上のセンターのほうでも、また、これからいろいろ計画されているということなので、本当、楽しみというかですね、ワクワク感、ドキドキ感は止まらないわけなんですけれども、やっぱりそれを着実に進めていく、一つ一つ実現していくということが大事だと思いますので、そこをまた、しっかり民間と連携をとりながらですね、民間の力を借りながら、進めていっていただきたいというふうに感じております。是非、奄美でも、今、流行りのというか、スマート農業っていう仕組みですね。九州各地でも行われていると、奄美群島でも行われていると。残念ながら、奄美市のそういった施政方針などには、そういった文言が盛り込まれてなかったんですけれども、でも、その萌芽と言いますか、その芽は芽吹きつつあると思いますので、やっぱりそこはしっかり、一つ一つ形にできるよう取り組んでいただきたいと思います。

③SDGs、持続可能な開発目標の活用や達成に向けてということですが、これについては、地方創生総合戦略に記載はあるものの、全庁的に具体的にどのように取り組むのかがよく見えません。全国的に多くの自治体でSDGsを軸にした行政運営や地域活性化が始まっている中、奄美市としてどのように取り組むのか。また、世界自然遺産との相乗効果を発揮できるのではないかと。見解をお示してください。

総務部長（三原裕樹君） それでは、お答えします。本市におきましては、先ほど議員からもございましたように、令和元年度に策定をいたしました奄美市攻めの総合戦略2020において、四つの基本目標、それぞれに対して対応するSDGsの項目を示し、本市におけるSDGsの達成に向けた取組を明確にしたところでございます。SDGsの達成に向けましては、官民それぞれの取組が求められているところでありまして、国内大手企業の取組などを拝見いたしますと、SDGsの理念と適合した取組が成長の柱となっているふうにも感じられます。このような状況において、本市の総合戦略において、SDGsに関する事項を盛り込むことで、改めて民間企業に対する普及にもなることを意図したものでございます。世界自然遺産との相乗効果との御意見でございましたが、世界自然遺産に登録された場合は、その地で取り組む事業をSDGsの理念と合致させることにより、行政としての市民理解の醸成のみならず、民間企業においても投資価値の向上などに期待がされるものと考えております。議員御質問のSDGsに対して、本市が全庁的に、具体的にどのように取り組むかということでございますけれども、全国自治体の取組では、SDGs未来都市の認定など、地方自治体における多様な取組も展開されているところでございます。また、議員御承知のとおり、SDGsに関する取組は目新しいことばかり

を指すものではなく、本市が総合戦略において既に試みたように、従来の取組を再整理し、体系化することも含んでいるものと考えております。従いまして、本市において特別の体制構築には至っておりませんが、これまでの施策の中には、SDGsの理念に合致をするものもございます。今後は、本市が進めております事業とSDGsの関連性について整理を図りながら、より具体的な取組の研究を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

7番（安田壮平君） はい、是非、このSDGsが始まってからですね、初めて世界自然遺産になる地域ですので、是非、そこは力を入れて取り組んでいただきたい。とはいえ、SDGs自体は元々、MD、前身のですね、MDGsというので、2000年から始まっていますので、2015年からSDGsになって、そして、2030年に、まずは達成を目指そうと。また、その後も続いていくであろう取組です。決して一過性の、流行りのものではないですし、有識者の方曰く、SDGsはコンセンサスだと。いわば常識、あるいは良識だということで、しっかり世界中に定着していく。特に、やっぱり先進国と言われる地域、更に大きな責任を負っていると思います。先ほど部長もおっしゃったように、決して目新しいものではなくて、これまでやってきたものの再整理というか、延長というか、そしてまた、それをしっかり体系化して、意識して強化していくということが必要だと思いますので、是非、その方向で取り組んでいただきたいと思います。ちなみに、今回の一般質問で出てきた様々なテーマ、案件の中で、例えば脱炭素、ごみの分別の徹底、照明のLED化、虐待防止、地域コミュニティづくりなどもですね、SDGsの目標の対象になっていますし、それ以外にも、身近なところでは子どもの貧困に取り組むとか、プラスチックごみ、ペットボトルを減らすとかですね、そういうものも漏れなく含まれますので、ごく身近にあると。そしてまた、これは行政だけではなく、民間企業や住民も巻き込んで取り組んでいかないといけない。だからこそやはり行政にもしっかり旗振りをしていただきたいというところがありますので、よろしく願いいたします。このコロナウイルス感染症が世界に蔓延していく中で、このSDGsも重みを増していまして、要はその感染症から経済の問題、人権の問題、あるいは環境、差別、貧困の問題というのがつながっていきますし、あるいはまた、最近、本当に目につくようになった自然災害の激甚化。ここから気候変動や、あるいはエネルギー、まちづくりの問題にもですね、発展していく。やはりこう、全ての問題がこう相互に絡み合っている、複雑にかかわっている。それを一体的に解決していこうという目標がSDGsになりますので、行政の、国や県や市、それぞれのレベルでですね、様々な施策とマッチする方向性でありますので、是非、そこはまた、これからもしっかりとですね、議論させていただきながら、取り組んでいただけたらと思います。

続いて、（2）に移ります。店舗等における感染防止の徹底について。感染防止対策店舗支援事業の利用状況は、ということですが、午前中、総数で514件ということでしたが、業種ごと、主な業種ごとの利用店舗数をお示ください。

商工観光部長（武下義広君） はい、それでは、お答えいたします。それでは、全体の実績についてでございますが、今、議員がおっしゃったように、2月26日時点で514店舗の申請を受け付けており、交付額は4,401万2,269円となっております。まず、それと業種ごとの状況と金額につきまして、お答えしたいと思います。件数の多い順に申し上げますと、飲食業の212件、41.2パーセントでございます。金額としまして1,798万8,790円。次に、サービス業。これは、理美容店ですね、になります。152件、29.6パーセント、1,302万4,344円となります。次に、小売、卸売業。飲食品や日用品という形になっていきますが、121件、23.5パーセント、1,039万7,444円となっております。この上位3業種で485件、4,141万578円と、全体の94.3パーセントを占めている状況でございます。以上です。

7番（安田壮平君） はい、承知しました。この事業、本当に大事な取組でして、店舗の感染防止などに

対するですね、消毒とか、そういう様々な資機材について補助をすると、全額補助をするという取組で、やはり感染防止対策を徹底した上で、地域内でいかに経済を循環させるか。買い物とか、その消費につなげていくかということ、本当、これ大事ですので、ここは本当、徹底していただきたいというふうに思います。

②なんですけれども、飲食店への個別訪問による対策強化の現状はということで、1月に繁華街で感染が確認された際、職員による飲食店への個別訪問が行われたと聞きました。実際に訪問してみて、感染対策の状況や来店者名簿などの設置状況はどうか。また、感染防止対策宣言店という仕組みというか、制度があると思いますが、その登録数は何店舗か、お示してください。

保健福祉部長（山下能久君） それでは、お答えいたします。年末から1月中旬にかけては、新型コロナの陽性者が21例確認され、緊急な感染症対策が必要であると危機感を持って店舗への感染症予防対策に取り組んでいるところでございます。これまでも、感染拡大の要因といたしまして、マスクを外して接する時間が多い飲食店は、これまで国の分析からも感染リスクが高いとされていることや、本市において飲食店の店舗名が公表されたことを受け、多くの飲食店が集中しております屋仁川地区を中心に、感染防止への強化策として個別訪問を行いました。この訪問事業につきましては、民間事業所へ委託して実施いたしましたが、訪問前に説明会を実施し、訪問に際しての留意事項や確認内容についての説明を行った上で実施しております。訪問した店舗の感染対策につきましては、消毒液や空気清浄機等での感染対策を行っており、来店者名簿につきましても、訪問した店舗の3分の1程度が活用しているとの報告を受けております。個別訪問を行った店舗数は470店舗となっております。具体的な訪問内容につきましては、感染症予防対策のチェックリストを基に、店舗へ感染症対策についての周知や、感染対策支援として行っております感染症対策物品購入助成制度についても説明を行い、申請につなげているところでございます。また、感染防止の対策がとられている店舗につきましては、感染対策宣言店舗への登録についても説明し、登録申請の代行、感染対策宣言店舗ステッカー、ポスターの配布も行っております。感染対策宣言を行った店舗数につきましては338件で、このうち、飲食店につきましては255件。屋仁川地区店舗につきましては、145件となっております。以上でございます。

7番（安田壮平君） はい、ありがとうございます。本当、大変な個別訪問だったと思うんですけれども、しっかり回っていただいて、周知徹底、取り組んでいただいたと、感染防止のですね、強化に取り組んでいただいたと。良かったなと思います。地元のお客さんも、あとはまた、観光客などですね、島外からのお客さんも、お互いに安心して、そしてまた、そのお店で働く方もですね、安心して過ごせる環境づくりのためにですね、やっぱりこれからも、そのウィズコロナの時代、暫く続きますので、これがスタンダードとしてですね、定着するように。確か、僕も1回行ったところでですね、住所とか名前とか書いてくださいっていうのを言われて、一瞬戸惑ったんですけれども、やっぱり大事だなと、かえってこれで、本当、安心、なんかあったときにですね、安心するなというふうに思います。そういう時代なんだというふうに思いますので、そこは引き続き、また、この登録数などが増えるように。そしてまた、各お店の感染対策、力を緩めないようにですね、ここもまた、行政と民間としっかり連携とりながら、各種、お店もですし、各種団体、経済団体などとも連携をとりながら進めていっていただきたいと願います。

続いて、（3）水際対策の徹底について。これは、昨日永田議員のお話の中でありましたので、概略については割愛をさせていただきますが、空港と、そして、名瀬港でですね、民間事業者による委託業務による検温などを行って、もしその発熱者があった場合にですね、その保健師がフォローするとか、あるいはまた、医療機関への検査をお勧めする、というようなことで取り組んでいるということですが、実際にそのPCR検査への受診につながったケースはあったのかどうか。あったとすれば、何件あったのかというのが一つ。あと、もう一つが、ちょっと昨日分からなかった部分で、佐大熊港の、その要は

十島航路ですね、フェリーとしま。佐大熊港においては、今、どのような水際対策、されているのか。この2点について伺います。

保健福祉部長（山下能久君） それでは、まずはじめに、水際対策における保健師の追跡調査について、また、何人がPCR検査につながったかについてお答えいたします。体温が高いとされた方につきましては、議員御案内のとおり、御本人の了承を得て、その後の状態を保健師が確認し、必要な方につきましては、病院受診や保健所への相談を促しております。これまで11名の方の発熱者が出たところでございます。この協力依頼に対し、拒否された方はいませんので、いないというところでございます。これまで、2人の方が病院を受診されておりますが、PCR検査を受けた方の人数については把握していないところでございます。なお、このPCR検査の判断につきましては、受診された医療機関の医師が判断をするということになっておりますので、御理解賜りたいと思います。

続きまして、佐大熊港における水際対策についてお答えいたします。佐大熊港における水際対策につきましては、名瀬港と同じ4月29日から7月末まで実施しているところでございます。十島村役場にお伺いしましたところ、感染症対策といたしまして、乗船2週間前からの健康チェック表の提出をお願いし、乗船前の検温、船内でのマスク着用、席の間隔を広くという感染症対策を実施しているとお聞きしたところでございます。以上でございます。

7番（安田壮平君） はい、分かりました。それぞれについて、分かりました。引き続きですね、しっかり水際対策、取り組んでいただきたいと思います。フェリーとしまもやっぱり、十島村もですね、名瀬という地域はとても身近な地域だと思いますので、お互いに安心して行き来できるように。そこもまた、十島村とも連携とっていただきながら、力を緩めないようにしていただければと思います。

②に移ります。発熱者に対し、PCR検査につなげる仕組みの構築はということで、今、部長の答弁では、そうやって皆さん、概ねですね、本当、あくまでも要請というか、お勧めしかできないわけなんですけれども、そこをしっかりと受け止めていただいて、医療機関にもしっかりと受診をしていただいているケースが多いということなんですけれども、先進事例を一つ、御紹介します。沖縄県石垣空港においては、石垣市と県立八重山病院が連携をとり、37.5度以上の発熱者に対して協力を依頼し、市が運行する自動車で病院に搬送し、PCR検査、抗原検査を行う体制を構築しています。奄美市でもこのような取組ができないかというところ。これが、実際は石垣市、空港と病院が車で20分という距離なので、奄美市の場合はそれが倍以上ありますので、実際的には難しいだろうなというふうにも思うんですが、せめて、少なくともその奄美空港でサーモグラフィーによる検温を行っているということをですね、ホームページで周知するような取組はできないか、二つ合わせて伺います。

保健福祉部長（山下能久君） お答えいたします。石垣市の取組につきましては、空港と病院が近いこともあり、対応が可能であったと考えておりますが、議員御案内のとおり、奄美大島においては、空港から県立大島病院までの距離的な問題や、PCR検査体制からも同様の取組については難しいものと考えております。これまで発熱者の状況につきましては、先ほども申し上げましたが、11名の発熱者が確認されております。この発熱者の全ての方に対し、保健師が追跡調査を実施しているところでございます。今後とも、県や委託事業所、奄美大島5市町村が連携して、水際対策における追跡調査をしっかりと、進めていきたいと考えております。

次に、空港でのサーモグラフィーによる検温についての周知についてお答えいたします。水際対策のための体温スクリーニングを実施について、奄美空港や名瀬港においては、機内放送やポスターなどにて周知をしております。また、市及び奄美空港のホームページでも掲載しておりましたが、閲覧する方々に対し、分かりやすい表示になっていなかった現状も確認しております。市民の皆様をはじめ、島外からお越しになる皆様へ事前に周知し、感染防止の啓発をすることは大変重要なことと認識しており

ますので、奄美空港や名瀬港での周知と併せまして、市や奄美空港のホームページにおきましても、分かりやすい方法で周知してまいりたいと考えているところです。御理解をお願いいたします。

7番（安田壮平君） はい、承知しました。周知はしていたと。ちょっと分かりにくかったということですので、是非、そこはしっかり改善して、すぐ目につくようにですね、していただければと思います。

続いて、（４）今年度実施の商品券発行事業について伺います。奄美市応援券、飲食店応援プレミアム応援券、ほーらしゃ券、未就学児世帯応援事業の商品券、それぞれ第１弾から第４弾のコロナ対策ですが、それぞれの登録店舗数と利用状況をお示してください。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えいたします。本年度実施している商品券事業の登録店舗数と利用率について、本年２月２４日現在の状況について御説明いたします。まず、奄美市応援券につきましては、加盟店舗数６３６店舗、換金額１億９，８１７万３，５００円、換金率９２．６パーセントとなっております。次に、ほーらしゃ券につきましては、加盟店舗数６３１店舗、換金額２億４，３１７万６，０００円、換金率８８．４パーセントとなっております。次に、飲食店応援プレミアム商品券につきましては、加盟店舗数２７４店舗、換金額４，９３８万円、換金率９８．８パーセントとなっております。未就学児世帯応援事業につきましては、０から６歳の未就学児を対象に、１人当たり５，０００円分の奄美市応援券を送付しており、発行総額１，１５７万円に対して換金額８８２万３，５００円、換金率７６．３パーセントとなっております。また、６５歳以上、インフルエンザ予防接種費助成事業につきましては、令和２年１０月中にインフルエンザの予防接種を受けた方を対象に、１人当たり１，５００円分のほーらしゃ券を送付しており、発行総額６９０万１，５００円に対して換金額３３万３，５００円、換金率４８．４パーセントとなっております。以上です。

7番（安田壮平君） はい、承知しました。金額が大きい奄美市応援券、飲食店応援プレミアム応援券、ほーらしゃ券、この三つに絞ってですね、伺いますが、それぞれのその利用数上位１０店舗における、利用状況と書きました、シェアはいかがでしょうか。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えいたします。令和２年度の商品券事業のうち、奄美市応援券、飲食店応援プレミアム商品券、ほーらしゃ券の３事業についてお答えさせていただきます。奄美市応援券につきましては、上位１０店舗が全体の４２．６パーセントを占めており、そのほとんどが飲食料品小売業、いわゆるスーパーですね、となっております。市民全員に給付されたということもあり、普段の買い物等での利用が多いものと考えております。ほーらしゃ券につきましては、上位１０店舗が全体の３７．４パーセントを占めております。奄美市応援券と同じく、また、例年と比較しても、飲食料品、小売業での利用が多くなっております。飲食店応援プレミアム商品券につきましては、上位１０店舗が全体の３６．１パーセントを占めており、使用期間が夏休み期間と重なっていたこともあり、家族連れで利用しやすい飲食店での換金が多い傾向になっております。以上です。

7番（安田壮平君） はい、承知しました。貴重なデータだと思います。今後のですね、コロナ対策、考えていく上で、貴重なデータだと思います。こういう話を聞いたからですね、どうしてもこう特定のお店に偏っているんじゃないかというような話を聞いたもんですから、見る人によってはいろんな見方があると思いますけれども、私自身は、かなり上位１０店舗に偏っているのかなと。別にそれが悪いというわけでもありませんし、この商品券によって、大変喜ばれる消費者の方、そしてまた、お店もあるわけですからいいんですけれども、やはりその財政政策、一つの財政政策として、やはりなるべく多くの事業者に行きわたらせるにはどうすればいいかっていうのを考えるのもですね、大事な行政の役割じゃないかなと思います。というのも、やはり、その行政がある意味公的資金、税金を使ってこういう経済

政策をやって、それがまた、民間の事業者に行く。そこから、また、様々な消費なり、様々な需要が生まれていくわけですので、今、いわゆる需要創出というか、あるいはまた、乗数効果というかですね、やはりそこが民間から民間にどんどんお金が使われていって、初めて本当のその経済効果、経済対策というものの力が発揮されると思いますので、是非、今後、またそのコロナ対策についてですね、経済支援やる場合の一つの参考にしていただきたいと思います。

③新規の感染防止対策宣言店舗等応援事業について、登録店舗数を増やすための取組はいかがでしょうか。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えいたします。感染防止対策宣言店舗につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策に関する基本的な対策、基準として、12項目を設け、そのうち8項目以上を行っている店舗などを感染防止対策宣言店舗として、今、登録しているところでございます。御質問の登録店舗を増やすための取組についてということでございますので、まず、本市のホームページや地元紙での、当然、案内をはじめですね、先ほどお答えしましたように、屋仁川区域周辺における店舗の個別訪問による案内。また、ほーらしゃ券取扱店舗に対しての登録案内の呼び掛け。そして、感染防止対策店舗支援事業の窓口申請時での案内などを実施しているところでございます。以上でございます。

7番（安田壮平君） はい、是非、引き続き、ここは先ほど述べたのと同様ですね、力を入れて取り組んでいただいて、その登録店舗を増やす努力を、是非、しっかりと強化して続けていただきたいと思います。

④今後、希望者に対して電子マネーで発行することについての見解はということですが、昨日の橋口議員の一般質問でもありましたとおり、この商品券発行事業については、今後は公平性や三密防止などに鑑み、事前申し込み制が主流になるということを期待していますが、それに併せて、市内利用を条件として、希望者に対して電子マネーでの発行というの、やはりこのキャッシュレスの時代にですね、検討に値するかと考えてますが、見解はいかがでしょうか。

商工観光部長（武下義広君） はい、それでは、お答えいたします。先ほど議員から御案内ありましたように、商品券事業については、昨日、橋口議員にお答えしたようにですね、今後は混雑を避けるための販売方法が主流となっていくために、事前申し込みや電子申請が主になっていくんじゃないかというふうに考えているところです。議員の御質問の商品券の電子化の導入についてでございますが、これも、今後、進めていく必要があるんじゃないかというふうに考えております。現在の商品券事業の課題としては、商品券の発行や換金の際の事務負担が大きいこと。また商品券や案内文の印刷など、紙に関する費用が高くなること。そして、購入者や使用店舗に隔たりが生じ、市場が広がりにくいこと。人為的なミスが生じやすいこと等が挙げられます。商品券を電子化することにより、事務負担の軽減や使用状況のデータの集積が容易になること。そして、簡単に申し込み、使用ができるなどのメリットが予想されることから、まずは加盟店舗側も含め、どのような環境整備が必要となるのか。また、それに伴う費用がどの程度かかるかなど、先進地における事例等参考にしながら検討していきたいというふうに考えております。以上です。

7番（安田壮平君） はい、承知しました。是非、電子マネー、今後もですね、奄美市内でどんどん利用が増えていくと思いますので、まずはその希望者からということですね、是非、全国の先進事例もしっかり調査、研究していただきながら、少しずつ前に進めて行っていただければと思います。この奄美市が、今年度行ってきた様々な商品券発行事業、これは非常に今後のですね、経済対策、ウィズコロナ、アフターコロナ見据えて、様々な有効な活用できるデータの宝庫になると思います。是非、今後、今、注目されている新たな行政経営手法、EBPM、エビデンスベースドポリッシュメイキング、根拠

に基づく政策立案という手法が注目されていますが、これを是非、奄美市でもですね、積極的に取り入れていただいて、よりよい政策立案、実現に結び付けていただきたいと念願をしまして、（５）に移ります。

レンタカー事業者への支援についてです。昨年の入込客数、直近の数値で構いませんので、お示ください。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えいたします。議員お尋ねの入込客数につきましては、毎年、県大島支庁から公表が行われておりますが、例年、２年分につきましては、現在、集計中とのことで、３月下旬頃の発表、公表となる予定と伺っているところでございます。それで、入込客数の参考となるデータといたしまして、県が発表いたします奄美地区の観光客動向調査によりますと、平成３１年１月から令和元年１２月までの年間延べ宿泊者数３４万５、１９０人に対し、令和２年１月から１２月までが２３万７１２人となっており、対前年比３３．２パーセント減となっております。また、同じく参考となる日本航空が公表する輸送実績によりますと、奄美大島発着便における平成３１年１月から令和元年１２月までの年間旅客数は５１万７、１０３人に対し、令和２年１月から１２月までの旅客数は３３万１、７００人となっており、対前年比３５．９パーセント減となっております。二つのデータを比べますと、概ね３割から４割にかけての減少傾向となっておりますことから、入込客数についても同様の傾向になるものと予測しているところでございます。以上です。

７番（安田壮平君） はい、承知しました。参考の数字としてですね、お示しいただきました。３割から４割の減少になるんじゃないかということですが、それでは、その観光客やビジネス客が主にどのような島内交通手段を利用しているのか、情報やデータがあればお示し願います。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えいたします。御質問の観光客等の島内交通手段につきましては、県、市町村、観光関連団体とも把握していないところでありますが、これも参考データという形ではございますが、交通手段の状況を知る参考として、県が公表する奄美群島の概況から交通関係の数値を抜粋してお答えしたいと思っております。それによりますと、奄美大島内の路線バス事業者は、平成２１年度から現在においても２事業者あることは御承知のとおりでございます。島内のタクシー保有車両台数につきましては、年々減少しており、直近３年間の車両台数は平成２９年度２０５台、平成３０年度１９７台、令和元年度１８０台となっております。一方、レンタカー業の事業所数を見ますと年々増加傾向にあり、直近３年間としましては、平成２９年度が４１事業所、平成３０年度が４５事業所、令和元年度が４８事業所となっており、同期間における営業所数についても、平成２９年度が５２営業所、平成３０年度が５７営業所、令和元年度が６２営業所と右肩上がりの状況となっております。また、事業所、営業所ともに、レンタカー業の統計が開始された平成２４年度から見ますと、倍の数値となっているところであり、これらのことから、島内交通手段としてのバス、タクシーの利用は横ばい、または、減少していると考えられますが、一方でレンタカーの需要は増加傾向にあると推測しているところでございます。以上です。

７番（安田壮平君） 恐らく、やはり島内交通手段としては、レンタカーが主流だということですね、感じたとおりだと思います。やっぱり数字でも表れるんだなと思います。

②観光産業の中で、行政からの支援策に乏しいと見える、特に乏しいと見えるレンタカー事業者への支援は考えられないかということですが、ここで資料の投影をお願いします。まず、これは２月１日の地元新聞のですね、１月稼働落ち込み、コロナ前の１・２割になったと。かなり激減、利用が激減しているという状況です。次の資料をお願いします。次の資料がですね、ちょっと私が作った資料で、見づらくないかもしれません。行政による主な事業所支援。主体、一番左が主体として国・県・市、あります。国

は主な支援としては持続化給付金と家賃支援給付金。これはもう、全ての業種が対象。県としては、感染防止対策直接支援事業継続緊急支援金、今、受付始まったやつですね。あと、需要喚起利用促進。二重丸が付いているのは、その業界に特化した支援策があるという意味です。本市については、直接支援として事業所支援給付金、これは全ての業種が対象。その下の直接支援、その他給付金というところですね、最近できたのがタクシーと運転代行への支援がありました。一番下の需要喚起利用促進として、宿泊、飲食、バスについてはあるんですが、レンタカーについてはですね、やっぱりこう見ていただくと、全ての業界が対象のものはあつたりするんですが、やはりレンタカーに特化した支援策に乏しいというのがお分かりになるんじゃないかと思います。観光産業としての業種がですね、中核を占めるわけですが、とりわけ行政からの支援策に乏しいと考えられるのがレンタカー事業者への支援です。このような支援策の比較をしていただいて、また、レンタカー事業者が多い空港周辺の県内自治体の取組。例えば、霧島市、西之表市、屋久島町、やはりレンタカーに特化した、1台当たり幾らかですね、そういう直接支援をやっています。本市においても、是非、独自の支援策を提案したいんですが見解をお示してください。

商工観光部長（武下義広君） はい、それでは、お答えいたします。まず最初に、レンタカー事業者にも関連する国・県・市の支援策についてお答えしたいと思います。観光事業者への支援策の性質としては、コロナへの感染防止対策経費を助成する感染防止型。そして、経営の維持を支援する給付金型。そして、落ち込んだ需要を喚起する利用促進型の、大きく三つに大別されると認識しております。1点目の感染防止型につきましては、県の観光バス、タクシー、レンタカー、感染防止対策支援事業において、補助金10分の10、レンタカー1台当たり1万円。1営業所当たり上限50万円と、大変手厚い内容で事業が実施されていると考えております。2点目の給付金型につきましては、レンタカーを含めた幅広い事業者に対して、国の持続化給付金があり、本市においてもこれと連動した形で、奄美市事業所支援給付金による支援体制をとってきております。また、先頃、県においても、事業継続緊急支援金を拡充し、レンタカーをはじめとする観光関連への追加支援を行っておるところでございます。3点目の利用促進型につきましては、国のG o T oトラベル事業において、レンタカーと宿泊がセットになった旅行商品も割引対象となり、また、地域共通クーポンの利用先として、レンタカー事業者も対象となっております。また、本市においては、奄美特産品プレゼントキャンペーン事業において、レンタカーなどを2日間以上利用することを条件とし、観光客などの来訪者へ奄美市の特産品をプレゼントする事業を行い、レンタカーの利用促進につながる独自の取組を実施しているところでございます。先ほど、議員のほうからも御案内がありましたが、県内の空港周辺自治体における取組についてですね、こちらのほうでも聞き取りを行っております。その中で、特にレンタカーに絞ってという給付ではなくてですね、全体の事業所を対象としてですね、そういう形での給付金や感染防止型の支援に取り組んでおられるというふうに聞いているところでございます。コロナ禍における支援策については、国や県の取組を踏まえ、事業者の支援につなげていくことが最も重要と考えており、令和3年度についても、コロナ禍の影響は当面続くものと想定されますので、引き続き、幅広い事業者に、当然、このレンタカーも含めてですね、幅広い事業者に寄り添いながら、各種事業に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

7番（安田壮平君） はい、承知しました。霧島市とか、レンタカー業者に特定したですね、10台当たり10万円とか、そういう台数による支援をしていますし、西之表市、屋久島町もですね、観光業会という意味での支援ですので、その中でレンタカーも含まれている。その事業を営んでいれば、もう無条件に支給をするというような支援をやっていますので、是非、その売上が何パーセント落ちたからとか、そういうのじゃなくて、是非、そのやっぱり観光業がですね、やっぱりこの復活の、奄美復活のカギになる産業ですので、そこは是非、力を入れていただきたい。そしてまた、先ほど奥 晃郎議員の質

間にもありましたが、やっぱりその維持費がかかるわけですね。その設備、資産が多いところは、台数多いところほど、やはり状況が厳しいので、そういった規模にも応じて、例えば直接支援であったり、軽自動車税の減免であったり、様々なことが考えられると思いますので、是非、お願いしたいと思います。特にレンタカーはですね、内需が見込めない。要はバスとかタクシーとか運転代行は、地元のお客さんも使うんですが、レンタカー、地元の客が使うっていうシーンがあんまり想定できないんですよね。是非とも、そこはまた、配慮していただければと思います。

続いて、（６）財政調整基金の活用について伺いますが、今年度の基金繰入額と残高の状況をお示してください。

総務部長（三原裕樹君） お答えします。今年度の財政調整基金繰入額は３月補正予算段階で６億４，５６３万３，０００円を見込んでおります。その主な内容といたしましては、新型コロナ対応として５億３，０５６万４，０００円。台風１０号の災害対応として５，９７０万１，０００円。下水道事業会計特別負担金として５，０００万円というふうになっております。以上でございます。

７番（安田壮平君） はい、承知しました。②に移る前に、資料の投影をもう一度お願いします。これも、自分で作った資料なんですけれども、県内８市の財政調整基金活用の比較ということで、これもまたですね、先ほど部長から答弁いただいた金額と少し違うので、やっぱり何ていうか、こう、時間が経つにつれてどんどん変わっていく数字ではあります。まだまだ確定した数字ではないんですけれども。コロナ対策についての、この４億６，３００万円、第５弾の時点のですね、数字を、奄美市の場合は載せていただきました。県内、奄美、人口で並べたときにですね、奄美市の上位二つと下位二つ、下位三つですね。あと、観光に力を入れている霧島市と西之表市でまとめてみました。一番右の活用率っていうところを注目していただければと思うんですが、奄美市は１３．５パーセント。別にその、ほかの、何ですかね、２０パーセントとか３０パーセントとかのところもあるし、別に特段、高い、低いというわけでもないし、こうだからどうだっていうわけじゃないんですけれども、ただ言えるのは、出している自治体はですね、使っている自治体は結構使っているなということが分かるんじゃないかなと思います。もちろん、これもまた、年度末に向けてですね、数字が変動していくと思いますので、あくまでも参考値として御認識いただければと思います。ありがとうございます。

今後の突発的な自然災害などに備えるためにも、財政調整基金の安定的な確保、運用は必須です。それと同時に、コロナ禍で疲弊した地域経済の現状をつぶさに見極めつつ、ワクチン接種や、年度以降次期の島内外との移動活発化などによる感染状況次第では、経済回復が遅れたり、更なる打撃を受けたりする可能性もあります。国からの支援に頼り切ることではできない中で、財政調整基金を活用して、特にダメージの大きい業種に対して適切なタイミングでの確な支援策をうってほしいのですが、見解をお示してください。

総務部長（三原裕樹君） 御案内のとおり、財政調整基金につきましては、災害発生や今般のコロナ対策など、緊急事案に対し、迅速かつ弾力的に対応できる財源として、本市の一般会計予算額の約１割となる３０億円程度を目標に、現在、確保をしているところでございます。その中で、先ほども申し上げましたとおり、今年度は新型コロナや災害対応として、約６億円を財政調整基金から繰入をしております。今後とも、直面する新型コロナ関連につきましては、最優先すべき対策でありますことから、引き続き、地域の実情を捉え、地元自治体としての役割と、市独自の取組を精査し、また、一方で感染状況、人や地域経済を動かすタイミング等も勘案しながら、しっかりと継続をして取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

７番（安田壮平君） 是非、本当に総合的な視点から、ここはやっぱり考えないといけないテーマだと思

います。是非、今、部長がおっしゃったとおりですね、の方向性で結構ですので、しっかり現状を見ながら、民間ともしっかり意見交換していただきながら、いいタイミングで打っていただきたいと思います。あくまでも、やはりその他の自治体との比較をすることで、奄美市の姿も浮かび上がると思いますので、そういった取組も、是非、やっていただければなと思いますし、また、財政調整基金に限らず、財源の確保は今後の大きな課題です。どのように財源を生みだすか、公共施設の維持費、いかにお金を生みだす仕組みをつくるか。あるいはその、先ほど来出ているふるさと納税、企業版も含めて。あるいはまた、PFIなど、民間手法の活用も含めてですね、財源確保がウィズコロナの時代の大きなテーマになると思います。確保することと、そして、使うこと。どちらも大事ですので、是非、これからもその精度を高めていっていただくよう願しまして、(7)に移ります。

新型コロナ対策官民連携協議会、①については、昨日永田議員の質問にありましたので、割愛をさせていただきます。地元の経済の会合、中小企業振興会議とですね、健康増進課でいろいろ聞き取り、意見交換を行ったというふうに伺いましたので、しっかり、また、フルメンバーでですね、この協議会、やっていただきたいと思うんですが、②について。世界自然遺産登録を見据えた協議会として運用していくことはできないだろうか。ここをちょっと提案をさせていただきます。やはり、ウィズコロナの時代、世界遺産登録、なった場合にですね、やっぱりコロナ対策もしながら、環境と開発のバランス、経済のバランスとっていかないといけない。地域住民、民間企業などともですね、意見交換、協議の場、必要だというふうに考えますが、見解はいかがでしょうか。

総務部長（三原裕樹君） 世界自然遺産登録を見据えた協議会としての運用ができないかとの御質問でございますが、新型コロナ対策官民連携協議会につきましては、まずは新型コロナ対策について意見交換、情報共有の場と考えておりますので、この点については御理解をいただきたいというふうに思います。その上で、既存会議の活用や新たな協議会の立ち上げにつきましては、既に関係する観光分野、あるいは経済分野、それから、自然保護分野など含め、地域住民レベルの会合など、様々な意見交換、協議の場がございます。それぞれが役割をもって会議を運営しているものと考えているところでございます。このような中で、既存の会議の活用や新たな協議会の立ち上げが、それぞれの会議の初期目的に影響を及ぼさないようなことなどにも留意をする必要がございますので、今後、また検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

7番（安田壮平君） はい、承知しました。世界自然遺産なればですね、やっぱり国際化、グローバル化が、また更に進むわけで、また、想定してなかった様々な問題、課題も見つかっていくと思います。既存の会議など、協議会、活用していただいて、そしてまた、そこ、しっかり、更なる、いろいろな協議会、整理していただいてですね、その統合的な運用というか、体系化された運用して、世界自然遺産でしっかりお客さんを迎える体制、整っていただければと思います。

以上で、終わります。

議長（与 勝広君） 以上で、チャレンジ奄美 安田壮平君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。14時45分、再開いたします。（午後2時31分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き、一般質問を行います。

自民党奄美 松山さおり君の発言を許可いたします。なお、松山さおり君から一般質問中の資料投影のため、書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

11番（松山さおり君） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。自民党奄美の松山さおりでございます。

す。一般質問最終日、お昼2番目の登壇となりました。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、今年度3月で退職される皆様、長年の市政への御尽力に心から感謝を申し上げたいと思います。また、退職されましてからも、市政発展のために、地域でもお力添えをいただければと思います。お疲れ様でございます。ありがとうございました。

質問に入る前に、所見を少々述べさせていただきます。皆様は昨日の3月8日が何の日か御存知でしょうか。

(発言する者あり)

ありがとうございます。先日、橋口議員もお話していましたが、3月8日は国連が決めた国際女性デーでございます。1904年3月8日に、アメリカで女性労働者が婦人参政権を求めてデモを起こしたことがきっかけで、1910年にコペンハーゲンで行われた国際社会主義会議で、女性の政治的自由と平等のために戦う日と提唱したことから、同年、国際女性デーと制定されました。日本でも、2016年より女性の活躍を実現するための施策が行われていますが、2019年に発表された男女格差の度合いを示すグローバルジェンダーギャップ報告書、世界経済フォーラムでは、日本は153か国中121位で、G7、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、日本、イタリア、カナダ、先進国でも最下位との結果が出ました。日本は依然として男女平等が進んでいないと厳しく指摘されている状況であると言えます。イタリアでは、この3月8日をフェスタ・デラ・ドンナ、女性の日とされ、男性が日頃の感謝を込めて、母親や奥さん、会社の同僚などに黄色いミモザの花を送ります。春を告げる花、愛と幸福を呼ぶと言われるミモザを送られた女性たちは、そのミモザを誇らしげに胸や髪に飾ります。昨今、この3月8日を女性の生き方を考える日として、国際女性デー、ハッピーウーマンフェスタを日本全国で展開。男女ともにジェンダー平等について考え、アクションする日として、国際女性デーを日本の新たな文化にという動きが高まっています。2020年には17都府県で開催。2025年までに全国での開催を目標としています。先日、2月27日に私も会員であります男女共同参画あまみ会議ハーモニー交流会が開催され、30名以上の会員の方が出席されました。25年前に国連世界女性会議、北京会議に出席された先輩方からお話をお伺いしました。25年前から男女平等を訴え続けてこられた先輩方。お話を伺いながら、しかし、未だに奄美は女性の社会、経済、政治への参加が少ない現状を感じました。ジェンダーによる男女差別をなくして、一人ひとりの実力が生かされて、人権が守られ、安全で安心して暮らせる世の中になっていくことを願い、私も日々努力していきたいと思います。

それでは、質問に移らせていただきます。1の特定健診、がん検診について伺います。はじめに、特定健診についてお聞きます。日本人の死亡原因の約6割を占める生活習慣病の予防のために、40歳から74歳までの方を対象に、年に1回行われている健診だと認識しておりますが、現在の奄美市の年齢別の受診率をお伺いします。

次の質問からは発言席で行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、早速松山議員にお答えいたします。本市の特定健診の受診率についてお答えいたします。年齢別ということですので、10歳ごとの年齢別で受診率を申し上げます。40歳代が22パーセント。50代が24.5パーセント。60代が37.7パーセント。70から74歳が44.8パーセントとなっております。従って、全体の受診率は35.3パーセントであります。傾向といたしましては、年齢の若い方の受診率が低くなっている状況です。また、平成28年度より市単独で30歳代の国保加入者を対象に、生活習慣病予備軍の早期発見を目的とした若年健診を行っております。若年健診の現状につきましても、令和元年度の受診率は13.4パーセントと低い状況にあります。特定検診と併せまして、年齢の若い方を中心に全体的に受診率向上を上げていくことが課題ということでありますので、どうか皆さん方の御協力もよろしくお願い申し上げます。以上です。

11番（松山さおり君） 市長、ありがとうございました。やはり、40代が22パーセント、70代以上は44.8パーセント、年齢が上がるごとにですね、受診率は上がっているってことなんですが、70代でも、まだなお50パーセント、5割にも満たないってところで、ちょっとびっくりしているところでございます。30代の若年検診ということも、平成28年がスタートってということで、予備軍ってことです。やはりここからですね、予防医学と言うか、病気になる前の予防ってことで、市のほうでも取り組んでいるってことで、認識、今、ちょっとお伺いしたので、すごいいいことだなと思っております。

2のがん検診にもかかることですが、年齢とともに体力の低下や病気の快復力が低下しているので、受診率が年齢が上がるごとに高くなるということなんですが、先ほど、私申し上げましたが、予防医学という言葉があります。病気に罹らないように予防するという考え方です。病気に罹ってから治すのではなく、病気になりにくい体づくりを推進して、健康を維持することを目的とした考えです。先進国の中では、30年以上前から予防医学を取り入れている国も数多くあります。福祉大国と呼ばれる北欧諸国では、国民に予防医学の考え方が浸透しており、寝たきり老人の人数も減少しているそうです。しかし、日本では病気や怪我が起きてから治療するという考え方がまだまだ主流であり、今後の意識改革が重要視されています。高齢になるほど、健診の受診率が上がっています。働く世代、子育て世代、30代の特定健診をもっと進めていただきたいと思います。30代は仕事をしながら子育てをしている忙しい世代です。夫婦共働きも当たり前の中になっています。30代はまだまだ若くて、仕事も無理をしてしまう。家庭では子どもを優先にして自分の体を顧みない、気にしない方が多いのではと思います。若いときから、自分で自分の体を守っていくという考えが、本市でも広がっていくことを期待して、次の質問に入ります。

この特定健診でございますが、市民への広報、周知についてお伺いいたします。

市民部長（満永亮一君） それでは、市民への広報、周知についてお答えいたします。特定健診は国保加入者の方を対象として実施しているところでございますが、実施自体をがん検診と併せまして、複合検診を行うことで、受診率の向上を図っているところでございます。その周知、広報に関しましては、奄美市広報紙5月号に折り込んでおります国保の情報紙、「コクトくんと学ぶコクホのこと」に、検診の種類、対象、料金、日程などの内容でお知らせをしております。また、特定健診と若年健診の対象の方には、直接、受診票などを送付し、自分が対象であることの意識付けを行っております。令和元年度からは特に働き盛りの世代であります40から50歳代をターゲットとして、健診をより身近なものとして捉えていただくため、FMダイによるラジオCMを放送し、広く周知を図っているところでございます。併せまして、特定保健指導や運動教室、健康教室などを行う際にも、特定健診の歌を流しつつ、健康に対しての話題を織り交ぜながら、周知、広報を行っております。今後の受診率向上に対しましては、ナッジ理論を活用し、受診を意識付けするような勸奨葉書などの作成や、受診率の高い他市町村の意見等を参考にしながら、様々な方法で受診率の向上に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

11番（松山さおり君） はい、ありがとうございます。先ほど、私申し上げました予防医学の件でございますが、1次予防が健康増進、そして、健康な時期に病気の予防を意識すること。健康診断、食事、運動ですね。2次予防が早期発見、早期治療ということで聞いていますので、早期治療であれば、病気を早く発見して、適切な治療を受けて、重篤化を防ぐこと。現在では、医療が進歩し早期発見できれば、大抵の病気を治すことができると言われております。是非ですね、今、お聞きした限りでは、もう広報も十分、FMへのCM広告などですね、十分やっつけいらっしやるのではないかなと思っておりますが、まだ受診率が、やはり、まだまだちょっと低い状況ではありますので、まだ、できるだけの広報、

周知、そして、市民の方への啓発にも努めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。（２）のがん検診について伺います。がん検診の実施状況についてお聞きします。現在のがん検診の日程などを含め、どのような状況で検診を行っているか、お聞きします。先ほど、答弁でございました複合検診ということでございますが、どのようなふうですね、環境というか、そういう中で、どのような検診を行っているかということ、お願いしたいと思います。はい、実施状況、お願いいたします。

保健福祉部長（山下能久君） がん検診の実施状況について、お答えいたします。本市におきましては、集団全体の死亡率を下げるために有効とされる、対策型のがん検診を健康増進事業で行っております。検診の項目といたしましては、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がんの５種類のがん検診になっております。今年度は、新型コロナの感染防止対策として同時実施できませんでしたが、例年は特定健診とがん検診を同時に受診できるミニ人間ドック健診として実施しております。夏場に３支所において、１か月ほど実施したのち、未受診者の皆様が受診できる場として、冬場にも検診日程を設定しております。また、名瀬地区におきましては、予約制を導入することで、短時間で受診できる体制を整えるとともに、休日や夜間の検診を行うなど、住民の皆様が受診しやすい体制を整えて実施しているところでございます。以上でございます。

１１番（松山さおり君） はい、ありがとうございます。予約制をとっているということ、夜間でも受診ができる状況を考えていらっしゃるということで、はい、お伺いしました。

次に、がん検診の項目ごとの受診率について、お伺いしたいと思います。先ほど、部長もおっしゃいました、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん、五つのがんが、国がしている五つのがん検診があると思います。それについて、今のですね、受診率ということを答弁お願いいたします。

保健福祉部長（山下能久君） がん検診の項目ごとの受診率についてお答えいたします。議員御質問の受診率につきましては、最新の平成３０年度の受診率、目標値につきましては、昨年度策定いたしました健康あまみ２１第２次の健康増進計画からお答えいたします。まずはじめに、胃がん検診の受診率は、目標値２０パーセントに対しまして６．１８パーセント。次に、肺がん検診の受診率につきましては、目標値２０パーセントに対し、９．２７パーセント。次に、大腸がん検診の受診率につきましては、目標値２０パーセントに対し、１０．０６パーセント。次に、子宮がん検診の受診率につきましては、目標値３０パーセントに対し、２１．４５パーセント。乳がん検診の受診率につきましては、目標値４０パーセントに対し、２８．５３パーセントとなっております。五つ、全てのがん検診において、県の受診率を上回っているものの、市の目標値に届いていないのが現状でございます。本市の死因別第１位は悪性新生物、がんで、全死亡数の２９．３パーセントを占めます。また、２人に１人ががんに罹患する時代となり、がん対策は非常に重要な課題であると認識しております。今後もがん検診の受診率向上を図り、早期発見、早期治療に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

１１番（松山さおり君） はい、ありがとうございます。はい。胃がんのほうが、現在、目標が２０パーセントで、６．１８パーセントですね。肺がんが９．２７パーセント、大腸がんが１０．６パーセントですね。子宮頸がんが２１．４５パーセント、乳がんのほうが２８．５３パーセントということで、やはり目標に、どの受診率も到達していないという状況かなと思います。諸外国に比べて、日本のがん検診受診率は低いと言われております。ちょっと日本とですね、比較した、諸外国の受診率を見ていただきたいと思います。ちょっとモニターの投影をお願いします。これは、各国の乳がんの検診受診率になります。一番左の棒グラフですね、８８．８パーセント、これがアメリカです。それから、イギリスと、一番最後、４１パーセント、アメリカの約半分という受診率が日本になります。これは、少し前の、数

年ほど前のデータになりますが、現在でもこの状況はほとんど変わりがありません。アメリカは乳がんに関して言いますと、アンジェリーナジョリーというハリウッド女優がですね、乳がん罹患したということで、遺伝性もありますし、そのアンジェリーナジョリーさんのおばさんが乳がんで死亡したということがありまして、両方の乳房を切除したという経緯もあって、再建。再建のほうもアメリカも進んで、乳房再建というのでも進んでいるので、受診率も高いのかなと思います。でも、やっぱりこれだけ低い受診率というのは、市長、市を挙げてでもですね、どんどん上げて、受診率を上げていくべきなものだと思います。日本の、80パーセント以上のアメリカは受診率であります。早期発見であれば早期治療ができ、身体的な負担、経済的な負担が軽減されるので、今後がん検診の受診者が増加するように、更なる市民への周知徹底をお願いしたいと思います。

それでは、続いて次の質問です。ありがとうございます。続いて、乳がん検診の対象年齢、受診間隔の見直しができないか、伺いたいと思います。国の基本方針で、乳がん検診は対象者が40歳以上、検診は2年に1回とされています。しかし、乳がんは日本全国で1年間に約9万2,300人が乳がんと診断され、そのうち、男性も年間約650人罹患しています。女性では約9万1,600人で、女性のがんの中では最も多いとされています。確かに罹患者も、罹患率も40代後半から増加傾向にありますが、20代、30代で乳がん罹患する方も、やはりいらっしゃいます。働く世帯、子育て世代の方の罹患率も増加傾向にあるのではと思います。記憶に新しいところで、歌舞伎俳優の市川海老蔵さんの奥様で、元フリーアナウンサーの小林麻央さんが乳がんを発症し、2年8か月の闘病生活の末、2人の幼いお子さんを残して34歳の若さで亡くなられたというニュースがありました。AYA世代と呼ばれる15歳から39歳の若い世代の若年性乳がんでした。若年性乳がんは割合こそ少ないですが、年々増加傾向にあります。深刻な症状になるケースも多いと言われています。ここで、女性ですね、乳がんの死亡数ってということで、モニターの投影をお願いいたします。こちらですね、1980年から2016年までのデータになりますが、1980年代、4,141名というですね、年間に死亡する死亡数ですね、乳がんの死亡数です。それが、2016年には1万4,013人。年間に1万4,013人ってことですので、もう30何年前、36年前のデータと比べますと、もう3倍以上の死亡率が増加しております。これが年々上がってきているんですけども、乳がんで亡くなる女性は1万3,000人を超えておりますので、乳がんが女性の30代から64歳では死亡原因のトップとなっております。20代から30代もゼロではありません。また、先ほど私、申し上げましたが、男性の方も稀に、年間約650人の方が罹患されております。もう身近な病気と言っても過言ではないかと思います。乳がんは40代から自治体のがん検診で無料で受診することができますが、30代で自費で検診を受けるのを金銭的負担と考えるのか、大切な命を守るための自己投資と考えるのか。早期発見であれば、心身や金銭的負担も軽くて済みます。若いうちからの定期検診を受けることが必要なことだと思います。乳がんに関しては、30代から急激に増え始めてきています。30代は子どもを残して死ねない子育て世帯でもあります。がん細胞は、1年もあればあつという間に成長してしまいます。乳がんで言えば、1年前にはなかったしこりができてしまい、乳がんと判断され、手術をされる方もいらっしゃいます。早期発見がとにかく大事で、検診の重要性を広めていくべきだと思います。今では乳がんは11人に1人と言われていましたが、これからは検査の精度も上がってきていることから、7,8人に、数名に1人が罹患すると、昨年、私自身、乳腺科のドクターからお伺いいたしました。このようなことから、是非、乳がん検診の対象年齢、受診間隔の見直しができないか、お聞きします。

保健福祉部長（山下能久君） それでは、お答えいたします。本市の乳がん検診につきましては、国のがん予防重点教育及びがん検診実施のための指針に準じて、対象年齢を40歳以上、実施回数を2年に1回として実施しております。県内においても、毎年受診できる体制をとっている市もございます。乳がんの罹患の動向や、検診による死亡率減少効果、発見率など、国の指針を参考に、19市の動向を踏まえながら、乳がん検診の対象年齢、受診間隔につきましては、検討させていただきたいと存じます。

11番（松山さおり君） ありがとうございます。身近な女性のある先輩からもですね、2年に1回の受診ではちょっと足りないのではないかと。やはり、1年に1回、受診ができるような体制をつくってほしいということで要望もありましたので、是非、前向きな検討をしていただいて、実現をしていただきたいと思います。神奈川県でワンコインで受けれる乳がん検診イベントも開催されています。乳がん検診を受けやすい環境づくり、女性が乳がん検診をですね、受けやすい環境づくり。スタッフが女性だけとかですね、そういうふうなことも周知、公報していただいて、進めていただきたいです。乳がんの正しい知識、予防医学、乳がんの早期発見への啓発活動を、是非、推進していただきたいと思います。要望して終わりたいと思います。この質問は。

続きまして、ウィッグ助成金について伺います。がんは日本人の2人に1人が罹ると言われております。早期発見であれば、早期治療で化学療法をせずに済む場合もありますが、そのがんの進行度合いによっては、抗がん剤治療をしなければならない場合もあります。抗がん剤はがん細胞をやっつけるために行われますが、良い細胞も壊してしまいます。その副作用で脱毛が起こります。そのため、ほとんどの乳がん患者の方はウィッグを用意します。医療用ウィッグは安価なもので数万円はします。人毛を使用している場合は、20万から30万円以上するものもあります。患者の経済的負担、精神的負担を軽減するために、秋田県・名古屋市では自治体がん患者へのウィッグ助成金を創設しています。兵庫県では2021年度、今年度になりますが、医療用ウィッグの購入費などを一部補助する制度を創設する方針を固めたそうです。金銭支援を図ることで、生活の質の向上を目指すことを目的としているそうです。県内には乳腺科の全国でも有数の専門外来があります。九州全域から治療に訪れる患者も少なくありません。その鹿児島県から、本市から、患者への支援を全国に広げていただきたいと思います。がん患者への本市のウィッグ助成金の創設ができないか、伺います。

保健福祉部長（山下能久君） お答えいたします。がんに関しましては、身体的、精神的、経済的にもかなりの負担になると考えております。それ以上に、がん、抗がん剤の副作用でウィッグが必要になることは、想像を超える大きな負担だと考えているところでございます。その負担を少しでも軽くしたいという思いに深く共感いたしますが、ウィッグ購入補助を実施している市町村はまだ少なく、本市において、どの程度のニーズがあるのかを、現在、把握できていない状況でございます。まずは、がんの治療を行っている医療機関などから現状をお聞きするとともに、患者さんやその家族の声にも耳を傾け、ニーズを把握することから始めさせていただきたいと存じます。その上で、補助の必要性につきましては、検討させていただきたいと考えますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

11番（松山さおり君） 元SKE48のタレントで矢方美紀さんという方がいらっしゃいます。矢方美紀乳がんダイアリーをブログで始め、NHKでも乳がんダイアリー矢方美紀2020、夢を諦めたくないというタイトルで、今年の1月にも放映がありました。26歳の乳がんダイアリー矢方美紀というタイトルでは、中国語、英語バージョンでも紹介されています。メディアでも警鐘を鳴らしているぐらい高い罹患率の乳がんですが、化学療法、抗がん剤治療を受けた患者の苦痛に感じることの1位は髪の毛の脱毛です。そのほかに、吐き気、嘔吐、手の爪割れ、眉やまつ毛の脱毛もあります。若い方が乳がん、ほかの若年性のがんですね、罹る場合ですね、やはり職場にも行けなくなる。職場を辞めなければいけないのではと、そういう不安に駆られて、自分のこう、表面的なものにすごくこう気を、気を取られてっていったら変ですけども、そういうので、もうちょっと鬱になったりとかですね、そういう現状も聞いておりますので、是非、この乳がんの、乳がんだけではないんですが、がんになって、抗がん剤を受けてしまった。そういう方たちに対しての、少しでも優しい支援というかですね。自治体によりましたら、その乳がん患者の方、患者の方と自己負担とこう半々で助成をしているっていう場合も

ありますので、その辺ですね、是非、各自治体のこう、聞いていただいてですね、検討していただいで、前向きにお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、2の市営住宅について伺いたいと思います。笠利地区の市営住宅の入居状況についてお聞きします。（1）家族世帯、単身用住宅の現状について伺います。それぞれの入居状況について、お示しいただきたいと思います。家族世帯での入居状況、そして、単身用住宅での入居状況の今の現状をお願いいたします。

笠利総合支所事務所長（濱田洋一郎君） はい、それではお答えいたします。笠利町内における市営住宅につきましましては、総管理戸数374戸のうち、単身の方が入居できる戸数は229戸と、このようになっています。空き状況でございますけれども、世帯用、これ、145世帯、145戸でございますが、世帯用で2戸ございまして、佐仁集落、用集落に1戸ずつの空きがございます。申し込み状況につきましましては、7世帯。その内訳といたしましては、赤木名校区に2世帯。屋仁集落に1世帯、用集落に1世帯、宇宿集落に2世帯、節田集落に1世帯の待機者がいらっしゃいます。単身者につきましましては、町内全域を対象として、24名の方が、今、待機という状況になっているところでございます。以上です。

11番（松山さおり君） はい、ありがとうございます。私も昨年11月に笠利支所に伺いまして、単身用住宅の申し込み人数をお伺いしたときがあります。そのときには22名待ちとお伺いいたしました。現在は27名ということで、はい。

（「24名」と呼ぶ者あり）

24名、失礼しました。24名ですね。少し、状況もそこまで変化がないという認識でよろしいでしょうか、はい。単身用の住宅をこう希望されている市民の方がいらっしゃいまして、各、ですね、集落を幾つかお伺いしまして、空き家がないか、市営住宅が22名待ちということでしたので、集落の近くで、御自分がお生まれになったこう集落の近くで空き家がないとか、一緒にこう探した経緯がありました。やはり、24名ということでございますので、入りたくても入れないっていう方がまだまだ多いのではと思います。奄美市としても、定住促進住宅、空き家バンクなどの施策は実施しておりますが、やはり、ワーケーションでも選ばれた島でもありますので、これからどんどん人口増加、そして、Uターンの方も増えていくのではと思います。その中でですね、2の質問に移りたいと思いますが、空いている、家族世帯の住宅でもですね、今、2世帯空いているということではありましたが、それに対して7世帯の申し込みが、まだ、7世帯待つてらっしゃるってことなんです、この辺をですね、期間限定での単身者の入居が可能だったりとか、その現状に応じて、その市営住宅をですね、活用していくっていう、期間限定ですので、1年間の入居であれば大丈夫です。その間に、空き家、御自分のですね、家を探すっていうこと、期間もできると思いますので、そういうことはちょっとできないのか、伺いたいと思います。

笠利総合支所事務所長（濱田洋一郎君） それでは、お答えいたします。奄美市では同居者がいない、いわゆる単身世帯が入居できる公営住宅は、奄美市の市営住宅管理条例施行規則において、免責要件というので、免責要件によりまして定められております。近年、単身者で申し込み者が増えているということにつきましましては、議員の御指摘のとおりでございまして、待機状況を改善するために、実は平成27年度、それと、平成30年度、令和2年度と、年次的に単身者が入居できる対象住宅の拡充をしてきているところでございます。直近の令和2年4月1日の改正では、単身入居できる住宅の要件、広さですけれども、60平方メートル以下の住宅ということで、拡充をさせていただきました。それによりまして、笠利地区において、対象戸数が13棟36戸、13棟36戸増えております。期間を限定して市営住宅に入居させることはできないのかという御質問でございますけれども、火災、台風等の災害等によ

り罹災するなど、緊急避難的な対応が必要という方につきましては、市営住宅へ期間を限定した一時入居について、対応を実際させていただいております。しかしながら、一般的な入居におきましては、期間を限定した入居というのは行っていないというのが現状でございますので、どうか御理解をいただきたいと思います。以上です。

11番（松山さおり君） はい、分かりました。繰り返しになりますが、単身用の方、Uターンの方、Iターンの方も、また増えてきている状況でもあるのかなとやっぱり思いますので、何かしら柔軟な対応、また、その空き家バンクのほうでもですね、対応していただきたいなと思います。ありがとうございます。

続いて、3番ですね。コロナ禍の支援施策について。事業所支援給付金についてお伺いいたします。同僚議員が、もう何度か同じような、何名かですね、同じような質問をしておりますので、少し簡単にお伺いしたいと思います。1月の終わりから2月の7日までの県の事業継続緊急支援金、時短要請協力支援金という支援がありました、それはもう9時以降にですね、お酒を出さないっていうか、9時まで、9時以降までに営業され、している店舗だと思いますので、名瀬地区に対象店舗が、事業者が多くあったのではないかなと思いますが、それ以外、観光関係、ダイビング関係、カフェ、その他、観光地の飲食店などは、その事業にはちょっと当てはまらなかったと思います。なので、できればもう、持続ですね、事業所支援給付金の執行残もあると伺っておりますので、執行残という考えはないと総務部長も先ほど答弁されておりましたが、市長のほうもですね、支援の網から漏れない施策をしていくということでおっしゃっていましたが、もう一度、これについてですね、もう少し幅広い、2番も一緒にちょっと質問いたします、幅広い活用ができないのか、伺いたいと思います。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えいたします。今、議員の御説明ありました、県の協力金や市の支援金について。また、県の事業所継続緊急支援金についてのお話ですが、この件につきましては、昨日の荒田議員にもお話をさせていただいたとおり、県の事業、継続緊急支援金につきましては、業種の拡充や支援金の引き上げも、現在、行われており、多くの事業所が対象になるものと思われまので、まずは申請状況を注視していきたいというふうに考えております。また、今後ともですね、国・県及び新型コロナ感染状況や、経済状況を踏まえながら、適切な時期にしっかりと必要な支援策を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

11番（松山さおり君） はい、ありがとうございます。是非ですね、たくさんの人、たくさんの方々が対象になると思いますので、支援策をですね、また、施策をどんどん推進していただきたいと思っています。

すいません、続いて（2）ですね、ひとり親世帯臨時特別給付金について伺いたいと思います。支給対象者の実績について伺います。国・市の実績もあると思います。また、ひとり親世帯臨時特別給付金ということで、再支給の案内もあったと思います。この事業が2月で終了と聞いておりますが、その実績もお願いいたします。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは、新型コロナの生活支援の方策でありました、ひとり親への特別給付金についてお答えいたします。まず、ひとり親世帯に対する新型コロナの影響に伴う特別給付金につきましては、市独自で実施した給付金、それから、国の第2次、第3次補正予算において実施した2種類ございますので、それぞれの実績についてお答えしたいと思います。まず、市独自で実施しましたひとり親世帯への臨時特別給付金につきましては、令和2年4月分、または、5月分の児童扶養手当を受給しているひとり親世帯に対して、1世帯5万円の給付金を給付を行ったものでございます。対象世帯は698世帯。令和2年6月30日までに対象世帯に、全てに対して3,490万円を給付してござ

います。続きまして、国の事業として実施しました、ひとり親世帯臨時特別給付金についてお答えいたします。本事業は、議員御案内のとおり、6月から7月にかけて1度、それから、12月に再支給ということで2回ございました。中身につきましては、基本給付が1世帯5万円。第2子以降が、1児童当たり3万円。更に、追加給付として、新型コロナの影響により収入が減少した世帯に対しては、1世帯5万円を更に追加給付として支給すると。また、第3次補正、国の第3次補正において再支給が実施されて、12月でしたけれども、基本給付が再支給と。1世帯5万円、第2子以降1児童当たり3万円を、令和2年の12月28日以降に給付してございます。全体の給付実績をお答えをいたしますと、延べ1,652世帯、1億846万円の給付がございました。なお、本市のひとり親世帯、市独自のものと、国の事業、連続して受給した場合には、子どもの人数等にもよりますけれども、最低で15万円の給付を受給したということになります。以上です。

11番（松山さおり君） はい、ありがとうございます。ひとり親世帯の臨時特別給付金ということなんですけれども、ひとり親の方は、また、1人でお子さんを育てていらっしゃる大変な家庭でもありますので、これは漏れなく支給されたっていう、大体、こう比率とか、今、お分かりですかね。皆さんに、対象者全ての方に支給されたという認識でよろしいのでしょうか。

福祉事務所長（永田孝一君） お答えいたします。対象者は、まず市のやつは児童扶養手当を受給している世帯、4月、5月でございます。国につきましては、6月分の児童扶養手当が受給されているもの。また、少しちょっと細くなりますが、児童扶養手当の資格はありますけれども、遺族年金等の年金を受けて、実際受給していないっていう方。それから、所得が多過ぎて支給停止状態になっているという方につきましても、コロナによる影響で収入が減ったとかいうときには、国のほうは支給対象にしております。なので、児童扶養手当の対象者につきましては、全てではございませんけれども、6月受給対象者は全て。それ以外の方につきましても、新規で登録する等の形がございました。総数での割合は示せませんが、ほぼ全ての方が受給されているという認識でございます。

11番（松山さおり君） ありがとうございます。続いて、3番、（3）島外学生応援支援金について伺いたいと思います。この質問もですね、竹山議員、橋口議員も質問されておりました。島外で頑張る学生応援事業ということで、なんですけれども、昨年4月に大学に入学した学生はですね、この1年間、キャンパスライフを楽しむことなく、リモート授業になり、ほとんど大学に通っていない状況でありました。学費が軽減されることもなく、保護者の負担は変わらずだったと思います。学生においてはアルバイトをしても、時短や、アルバイトができない状況だったと思います。そういうときに、この島外学生応援支援金、島外で頑張る学生応援事業はとてめえありがたい支援だなと思っておりまして、私のほう、保護者からの声、そういうことがありましたら、ちょっとお聞きしたいと思います。

教育部長（福長敏文君） それでは、お答えをいたします。今、議員のほうから保護者の方のお声ということでございましたけれども、詳細にとれているものが、学生さんからの声ですので、それをお届けさせていただきたいと思います。今回の事業をとしまして、アンケートや電話、また、窓口での相談の中で、様々な、そして、率直な御意見を伺うことができました。なかなか把握できない島外での学生さんの学校や生活の様子もうかがい知ることができたのではないかというふうに思っております。それでは、アンケートの中から、幾つか学生さんの声を御紹介させていただきます。「支援金、ありがとうございます。この心遣いを励みに、卒論を仕上げます。就職は島外に決まっておりますが、機会があれば、島のために力を尽くしたいと思います。」「この度は新型コロナウイルス対応でお忙しい中、支援金制度を設けてくださり、ありがとうございます。島から離れていても、常に島内の方々の支えを感じ取りながら生活しています。島を離れたからこそ、たくさんの気づきや発見があり、それをまた、島へ

と戻り還元したいと心から思っています。今回のような支援金制度を設けているところはなかなか見受けられません。やはり、島の人の結いの精神や人を大切に思う気持ちあってこそだと、本当に感謝しております。今後、必ず島の皆さんへ恩返しできるように、たくさん学んで吸収して、成長していきたいと思っています。今回の支援金をそのような学びや生活において大切にに使わせていただきます。どうかお体にお気を付けてお過ごしください。本当にありがとうございました。」ということで、このような、頑張りますと、感謝しています、希望が持てました、いつか島に恩返しをしたいなど、多数の声をいただいております。本市といたしましても、島の子どもたちが島外で頑張っていることを忘れずに、その活躍を心から期待し、応援をし続けてまいりたいと考えております。以上です。

11番（松山さおり君） はい、ありがとうございます。本当に、学生の方からの、本当に島に恩返しをしたい。今回、コロナ禍ではありましたが、この支援をしたことによって、島へ戻り還元したい。島のために力を尽くしたいという言葉がいただいたということで、本当に嬉しいことだなと思います。そういった、その島外で、今、頑張っている子どもたちが、またこの奄美市、この群島発展のためにも、いつか島に帰って力を発揮するときに来るのではないかなと思います。期待したいと思います。ありがとうございます。

続きまして、4番です。世界自然遺産登録についてお伺いしたいと思います。（1）海浜周辺の漂着ごみについてお伺いいたします。3地区の海浜の現況についてお伺いします。年間を通してどのような漂着物が流れているのか、お聞かせください。

市民部長（満永亮一君） それでは、お答えいたします。奄美のきれいな海と美しい海岸線は、本市のみならず、奄美群島、全ての市町村にとって貴重な観光資源であると認識しております。この海と海岸線が漂着物で汚れることにより、訪れた観光客が奄美に対し悪い印象を持ってしまうことは避けなければならないと考えております。漂着ごみは天候や季節によって増減しますが、11月から2月頃までの冬場の強い風により、特に増加する傾向がございます。直近の3年間の状況としましては、平成29年度の年間417トンピークに、平成30年度に301トン、令和元年度は201トンと、全体的な回収量は減少傾向にあります。それと、どのような種類の物が流れてくるかっていうお話ですが、御質問ですが、まず多いのが流木、そして、プラスチック、ガラス瓶、ペットボトル、空き缶、漁網、発泡スチロール、そういったものが流れ着いてきております。本市の海岸漂着ごみの対策につきましては、活用している海岸漂着物等地域対策推進事業の補助対象期間が、毎年度1月末までとなっており、回収作業の雇用も1月までとしておりましたが、令和元年度からは環境保全作業員として、年度雇用することで、1年を通じて回収作業を、今、実施しているというところでございます。以上です。

11番（松山さおり君） はい、ありがとうございます。私も、先日、須野集落のほうで、ちょっと清掃というかですね、したものがあまして、どういった物が流れてきていたかということなんですが、ちょっとモニターのほう、お願いしたいと思います。こちらですね、須野集落からあやまる岬にかけての海岸線になります。プラスチック、流木っていうか、プラスチック、発泡スチロールっていうのが多かったんですが、稀にこう浮きとかですね、大きな浮きとか、そういうのも多くありました。あと、もう1枚、お願いします。やっぱり海外から流れてきているプラスチック製品が多くありました。清掃の、多分、今、事業とかもやってらっしゃると思うんですけども、どのような施策がなされているか。先ほどちょっとお伺い、答弁をさせていただいたんですが、清掃のこう間隔ですね。清掃する、こう、清掃員の掃除をする間隔だったりとか、市民にどのようなサポートをしているのか。その辺も、御答弁お願いしたいと思います。

市民部長（満永亮一君） どのような施策がっていうお話ですが、先ほどちょっと答弁で触れましたが、

鹿児島県海岸漂着物等地域対策推進事業を活用しまして、名瀬地区と笠利地区には各6名、住用地区に4名の計16名の作業員を雇用しております。海岸清掃に従事する日数は年間135日、月に11日から12日ほどとなっております。本市の回収作業実施区域につきましては、鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画に基づきまして、本市においては18地区の重点区域を指定しております。この事業は県内で30の市町村が活用しておりますが、対象指定された48.5キロの海岸線のうち、約8割に当たる39.1キロメートルが奄美市の海岸線であり、収集実績としましては、全体の1割から2割を回収し、積極的に海岸漂着物の回収に取り組んでいるところでございます。また、先ほど議員おっしゃいましたボランティアの清掃の件なんですけど、集落作業、また、海岸を清掃していただいているボランティアの方々へのサポートとしましては、要望に合わせて回収用の袋の提供や仕分けの指導、また、集積後の収集、処分等を行っております。また、その他としまして、今年度は船舶でしか回収できない海岸線を、船のほうで、船舶でまいて回収し、また、潜水士等のガイドを活用した海中ごみの清掃の、海中の中ですね、清掃、取組にも協力させていただいているところでございます。以上、説明させていただきましたが、全ての海岸線が完全に清掃ができていないこともありますが、継続しまして、市民とともに海岸線の美化にですね、取り組んでいきたいというところでございます。以上です。

11番（松山さおり君） はい、ありがとうございます。ある集落の区長さんですが、自ら毎日海浜のですね、清掃をしているというお話も聞いております。6月、7月には世界自然遺産登録に向けてということで、市民の皆さんも期待しているところかと思いますが、市民の方への更なる啓発活動っていうことで、何かありましたらお願いいたします。

市民部長（満永亮一君） 先ほども申し上げましたが、やはり漂着ごみっていうのは、本当に見た人の心を荒わって言いますか、大変、汚れているのは大変いけないことだというふうに思っております。海岸に行く人、一人ひとりが、漂着ごみもありますが、行った人がごみを拾うなり、そういった意識付けをですね、全体で、世界自然遺産登録を目指す上で、そういった啓発もしながら、やっていきたいというふうに願っております。以上です。

11番（松山さおり君） はい、ありがとうございました。それでは、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、この場で何ですけれども、先日、1月にですね、お亡くなりになられました橋口和仁先輩なんですけど、私も笠利のほうの出身でありまして、とても尊敬して、いろんなことをアドバイスしていただいた先輩でございます。本当に、その意思を引き継ぐっていうわけではないんですけれども、そのいろいろ教えていただいたことを、また、この市政に、発展のためにも生かして、日々、また頑張っていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。御冥福をお祈りしたいと思ひます。ありがとうございました。

一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長（与 勝広君） 以上で、自民党奄美 松山さおり君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。16時に再開いたします。（午後3時41分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午後4時00分）

引き続き、一般質問を行います。

社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

14番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、こんにちは。私は社会民主党、社民党の関 誠之

でございます。久しぶりに一般質問の大トリを務めさせていただきます。最後まで御清聴、よろしくお願いをいたします。

はじめに、今年度を最後に市役所を退職されます職員の皆様に心から感謝と敬意を表します。退職後は健康に留意され、市政に対する御指導、御協力をお願いを申し上げます。

さて、令和3年第1回定例会一般質問に当たり、若干の所見を述べさせていただきます。朝山市長におかれましては、平成21年12月に市長に就任され、3期11年余の歳月が過ぎました。令和3年度は、令和3年度予算は公約の総仕上げの予算と言っても過言ではありません。施政方針と予算編成の概要には、就任以来、市政の主人公は市民である。徹底した行財政改革、入るを量りて出づるを制する、市長とむんばなしにより、市民の皆様が抱える課題の解決に向けて、各種事業を展開してまいりましたと記載されてあります。奄振計画の戦略的三分野である農業、観光交流、情報について、私なりに総合計画の進捗度で評価してみますと、農業分野は71パーセント、観光交流分野は147パーセント、情報分野87パーセントと、かなり高い達成率になっています。しかしながら、総合計画の将来目標である人口5万人、交流人口45万人、総生産1,400億円は、交流人口を除き、未だに達成をされておられません。昨年はコロナ禍の中で、入込客、有効求人倍率、交流人口、市税などが伸びずに、経済の大幅な減退を余儀なくされた年でありました。このような状況を踏まえ、今年度の予算は3月補正で11号、12号の新型コロナウイルス感染症対策事業等を計上した積極的15月予算となっています。15月予算の一つの目的は、予算の端境期である6月頃までに経済循環を停滞させないよう執行し、経済を喚起させることとあります。このことを念頭に、翌年に繰り越した約35億円の繰越明許費も含め、早期の予算執行をお願い申し上げます。施政方針にもありますとおり、今後、経済循環を回復させるためには、即効性のある緊急的な経済対策を、感染防止対策と経済対策との両面を念頭におきながら、宿泊業や飲食業、ガイド業などの観光関連分野で奄美群島が一つとなって対策を講じることであります。是非、市長がリーダーシップをとり、国や県の施策と連動させながら、奄美群島が一体となった事業の具体化、事業の実施をお願いを申し上げます。また、奄美群島の元気回復のためには、県と連携して取り組む水際対策を徹底し、感染状況なども考慮した上で、コロナ禍の行事の開催することは大変重要なことだと考えます。これまでも情報通信産業について、重点的な進行が図られています。情報関連企業就労数、企業数は総合計画の中で、目標値に近い実績を示しています。新年度からはデジタル担当部署を新設し、庁内における働き方改革の推進やGIGAスクール構想など、子どもたちの教育環境の充実を図り、その効果を民間企業にも展開するよう努め、奄美市産業支援センター内での整備を進めている産業連携拠点やICTプラザかさりなどを活用した情報通信分野の振興発展に努めることは、時宜を得たものであり、高く評価をされる政策だと思います。宿泊業や情報通信業が連携した受入環境の整備を促進することは、令和2年度に大手旅行会社が発表したワーケーションしてみたい国内スポットランキングで奄美大島が第一に選ばれたことを具現化し、選ばれるワーケーションの島を確立することになり、このことを奄美大島全体で進めていくことが、交流人口を増やし、経済を回復させることにつながることであります。最後になりますが、2020年度で奄美市総合計画が終了いたします。奄美市総合計画は市政の全般的な方向を示すもので、市が策定する計画の中でも最も上位の計画に位置付けされている計画であります。市政の方向を示す総合計画の策定を先送りすることなど、私には考えられないことであります。ローマ帝国の政治家、セネカは、どの港へ向かうのかを知らぬ者にいかなる風も順風とはならない。どの港へ向かうかを知らない者には、いかなる風も順風とはならないと言っています。総合計画先送りの件は、あとの質問事項で議論をしたいと思っております。このような状況認識に立ち、市長の政治姿勢、令和3年度の施政方針と予算編成について御質問いたしますので、簡潔に分かりやすくお答えください。

最初に、奄美市の現状と課題、経済状況の認識を伺います。

次の質問からは、発言席にて質問させていただきます。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、本議会最後の一般質問になりました。それでは、さっそく関係議員にお答えいたします。本市財政の現状であります。歳出では障害者福祉費等による扶助費の増。本庁舎建設等の大型事業の実施による公債費の増。歳入では、新型コロナの影響等による市税の減。普通交付税の一本算定に伴う影響など、厳しい財政状況が続いていることは、議員がお話のとおりであります。また、本市の経済状況におきましても、新型コロナの影響は多岐にわたり、飲食業や観光業を中心に大変厳しい状況にあることは御案内のとおりであります。このような中におきまして、令和３年度の予算編成に当たりましては、未だ新型コロナの収束が見えず、市税等の自主財源の減収も見込まれております。市民経済や地域経済を支えることは、行政の責務でありますので、安定した市民サービスの継続と、必要な公共投資とともに、引き続き新型コロナ対策にも優先して取り組んでいく予算編成といたしております。いずれにいたしましても、義務的経費は増加傾向にあります。歳入も厳しい、限られた財源の中ではありますが、各種事業の必要性や緊急性を精査し、事業の選択と集中、事務の効率化に更に努めていくとともに、新型コロナ対策など、喫緊の課題に対しましても、適切に取り組んでまいりたいと存じますので、御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

１４番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。認識的にはさほど変わっていないというふうに思いますけれども、次に、財政の状況、今、少し市長のほうでも話していただきましたが、その状況の認識と財政基盤の確立を、これからどうやっていくのか。先ほど市長も話されておりましたとおり、この扶助費、公債費の伸び、また、一般財源である市税の、４０億円あったのが２億円ほど減つとるような感じもいたしますけれども、そういったことについてですね、見解を。併せて、先ほど市長からもありましたが、義務的な経費、人件費、扶助費、公債費の増加について、見解を示していただきたいということと、特に公債費が伸びておりますので、この公債費を、今後、どのような形でですね、返還を、返済をしなければいけないんですけれども、財源を確保していくか、それについて見解をお示しいたきたいと思います。

総務部長（三原裕樹君） 本市の財政状況を示す財政健全化判断比率の指標につきましては、直近の令和元年度決算において申し上げますと、いずれも指標の基準内ではございますけれども、実質単年度収支は４年連続の赤字となったものでございます。主な要因といたしましては、台風等による災害対応、今年度から企業会計へ移行した下水道事業会計への特別負担金などの臨時的な財政出動のほか、今後の事業に備え、各特定目的基金へ積替えを行うなど、財政調整基金からの繰入に伴うものでございます。こうした年度間の財政調整基金からの繰入額の増減によって、実質単年度収支は影響を受けることとなりますけれども、財政調整基金をしっかりと確保し、必要に応じて有効活用できることは、財政運営の安定の裏付けでもあるというふうに考えているところでございます。また、普通建設事業費の増加に伴う公債費の増加についてでございますけれども、確かに継続をして実施をいたしました庁舎の建設、それから、給食センター、市民交流センターなど、大型事業の実施によるものでございます。ただ、これらの財源につきましては、積極的に有利起債を活用するとともに、交付税措置を除く一般財源分の償還につきましても、基金へ積立を行い、将来の財源措置にもしっかりと対応をしているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

１４番（関 誠之君） はい、ありがとうございます。よく理解ができましたが、やはり全体的に見ますと、自主財源がやっぱり１８パーセントから２０パーセントというようなところでですね、非常に、これをどういうふうな形で確保、伸ばしていくかというのが、一番大事なことはないかなというふうに思います。依存財源に当たっては、もう８０パーセント、特に交付税がその財源になっておりますけれ

ども、先ほど申し上げたとおり、市税が今年、今年度の、3億483万円ほど減っているというようなこと含めて、地方消費税も3,500万円ほど減っておりますし、非常にこの財源の確保ということ、苦勞されると思いますが、この自主財源の確保と拡充について、先ほど少し話をいたしましたけれども、冒頭で、どのように思っておられるのか。考え方があれば、お示しをいただきたいと思います。

総務部長（三原裕樹君） 議員からもございましたけれども、歳入に占める自主財源の比率でございますけれども、20パーセントで推移をしているというような状況でございます。その中でも、自主財源の根幹をなすものは、これはもう、もってのほか、市税でございます。例年12パーセント前後で推移をしているところでございます。税収の確保が何よりも財政安定の第一でありますけれども、我々地方の、特に離島の自治体にとりましては、経済市場も小さく、地方交付税、それから、国庫補助金などの依存財源に頼らざるを得ない状況であることは、もう御案内のとおりであります。市税につきましては、納税義務者の増などにより、近年、増収傾向にございましたが、新型コロナの影響により厳しい状況が想定をされます。その一方で、自主財源といたしまして、近年、ふるさと納税の確保が全国各地で活発となっており、本市におきましても、地元の生産者の御協力などをいただきながら、規模の拡大に取り組んでいるところでございます。しかしながら、このような状況が急激に好転するということは、現実的には大変厳しいことと思っております。今後、新型コロナの影響など、市税への影響も見通せない中でございますけれども、確実な財源は市税等の税収でございますので、引き続き着実に地域の経済活動を支え、雇用創出と産業の振興に取り組み、安定した財政運営を図りながら、税収の確保に努めてまいりたいというふうに考えています。

14番（関 誠之君） まさにそのとおりだと思いますけれども、財政の運営に関しては、しっかりよくやっているというふうに、前から評価しておりますけれども、やはり先ほど言いました自主財源がなかなか伸びてこない。やっぱり自主財源を伸ばすためには、市税を増やす。それは、経済をどう回していくかということだろうと思っておりますけれども、手っ取り早いと言いますか、策といたしましては、やはり寄附金を増加を、増額をさせると。この議会でも議論になっておりましたが、いわゆるふるさと納税の返礼品の充実はもちろんですけれども、企業版のふるさと納税、これを本格的にやはり取り組んでいくというのと、もう一つはクラウドファンディング。今、あちらこちらでガバメントクラウドファンディングというのがありますけれども、等に本格的に取り組むことが、自主財源を伸ばす。もう、これ以外に少し考えられんじゃないかというふうに思います。時間がありませんから、もうコメントはもらいませんけれども、是非、そういった思いでですね、やっていただきたいというふうに思います。

あと、今年度のですね、普通建設事業が合併以来最少額ということであります。合併以降、最少であった平成19年の、年度の普通建設事業が37億4,260万4,000円より、今年は30億5,161万3,000円ですから、かなり少ない額になっているというようなことで、平成29年度から31年度までの3年間の普通建設事業は185億4,864万4,000円。年平均にしますと61億8,288万1,000円となっております。平成28年度以前、5年間の普通建設事業の平均は42億3,361万1,000円であります。普通建設事業はこの5年間の平均である、この42億円ぐらいが、ちょうど奄美市の普通建設事業の身の丈かなと私は思いますけれども、このことを踏まえて、2点について質問いたします。

1点目は、約30億5,000万円の事業費で、奄美市における公共事業による経済への波及効果。特にコロナ禍で経済、傷んでおりますから、波及効果が十分な額なのかということをお答えをいただきたいと思います。

2点目は、ここ3・4年の普通建設事業は長期計画の年次計画により実行され、身の丈に合った計画だったのか。平均をしてみれば、大体42億円ですから、この10年ぐらい。そういうものから比べると、この3年間、61億円というような、もちろん造るべきときに造るということとはよく分かります

が、こういった公債費を安定的にさせるために、この長期計画というのがあると思いますので、是非、その辺を踏まえて、御答弁をお願いをいたします。

総務部長（三原裕樹君） 大型事業によりまして、年度間の普通建設事業費に増減はありますが、公共事業等の投資的経費は雇用の確保と地域経済の活性化に寄与することは十分に承知をしておりますので、今後とも財源の有効活用と事業の平準化、そして、地域市場の情勢なども勘案しながら、事業の実施に努めてまいりたいというふうに考えています。令和3年度は、一時、ちょっと普通建設事業、落ちましたけれども、また、来年は、実施計画、財政計画を見ますと、またその辺については、経済対策含めて活用ができるものだと考えております。

それから、大型事業がちょっと、事業が身の丈に合った事業かということでございますけれども、庁舎、公民館、両支所含めてですけれども、いずれも40年を経過した、耐震基準以前の建物でございます。市民共有の財産といたしまして、いずれは建て替えが必要というふうに考えておりました。その中で、実施計画、財政計画、基づきまして、この合併特例債、これが活用できる期間に、計画的に実施をしたということです。このことについては御理解をいただきたいというふうに考えています。以上です。

14番（関 誠之君） はい、ありがとうございます。先ほど言いました扶助費、公債費等ありますけれども、聞くところによると人件費も伸びたんで、大変だというようなことも聞いておりますが、実際は人件費というのは伸びておりませんで、この、こういったことをですね、理由に、職員の賃金なり、この臨時職員と言いますか、今は任用職員ですか、の賃金落ちるとか、そういうことないようにですね、していただきたいというふうに思います。人件費で言いますと、28年は44億円あったのが、今、42億円ですから、そういうふうに落ちていないと。もちろん、職員の人件費も29億円から28億円に落ちておりますから、そんなに人件費が伸びて、今、財政的に困っているということはないというふうに、私は思いますので、是非、財政状況、市の収納状況、市税の収納状況とか財政指数、また、実質単年度収支、将来負担比率、経常収支比率、積立金の残高というような指標をですね、しっかりと情報開示しながら、お互い、この財政の規律をしっかりと守っていくというふうにしていただきたいというふうに思います。是非、そういった視点で、この予算もつくられておると思いますから、補正を含めて、次の予算もお願いをしたいと思います。

次に、2番目の奄美市総合計画、先ほど、冒頭申し上げましたけれども、について、御質問をしたいと思います。一つ目は、総合計画の位置付けについて、まず、認識を伺いをいたします。二つ目は、基本構想、基本計画と個別の計画、60幾つだったと思いますけれども、個別計画があるようでございますので、その関連をお伺いをいたしたいと思います。

総務部長（三原裕樹君） 現行の奄美市総合計画につきましては、当時の地方自治法において、義務規定がございました。しかしながら、御案内のとおり、地方分権改革の取り決めの中で、この義務付け、枠付けの見直しの一環としまして、地方自治法の一部を改正する法律が平成23年8月1日に施行され、この基本構想の策定を義務付けた規定は廃止をされております。ただ、総合計画につきましては、市の全体計画の中の一つの大きな羅針盤でもございます。その中で、全国的な事例を見ますと、従来どおりの総合計画の位置付けを行っている自治体、これが数多くある中、一方、総合計画と地方創生総合戦略、これらを統合した形のもの。また、総合計画とは異なり、市政運営の総合指針というふうな個別の分野、分野別計画、そういったものを上位計画に位置付けているものもございます。そのため、便宜上、総合計画という名称を用いて説明をさせていただいておりますけれども、市全体の総合的、長期的な施策の方向性を示すものとして、本市の様々な計画の体系を進める中で、その位置付けも含めて、再度、また検討したいというふうに考えております。

それから、関連性という御質問がございました。改めて奄美市政の総合的な経営指針となる最上位の計画とされ、各行政分野の個別計画や施策の基本とされております。また、それぞれの個別の計画を見ますと、確かに総合計画を上位計画と位置付けているもの、これが多数ございます。一方、これら個別計画におきましては、それぞれ関連する事業の法律、それから、要綱等により義務規定や努力規定、それから、任意規定、そして、根拠を有しているものももございます。また、近年では財政的インセンティブ補助金導入や地方債の導入ですね、そういったものにより計画を策定しているものも多くございます。市全体における計画数の増加にも、このようなことから結び付いているものというふうに考えております。以上でございます。

14番（関 誠之君） 先ほど、冒頭で申し上げましたけれども、やはりどこの港に向かっていくのかですね。この総合計画というのは、奄美市が本当にどういう将来像を描くのか、そして、どういうふうにそれを具体的にクリアして、目的に近づくのかというのが、この総合計画の位置付けと。また、これは議会の議決事項でもあるわけですね、基本条例の中で。そういうことを考えますと、総合計画の審議会や策定委員会が開催できなかったのが、コロナ禍の中だからという説明が全協でありましたけれども、それ以外の理由というのがあればお示しいただきたいというのが一つ。まず、伺いたいと思います。

総務部長（三原裕樹君） 総合計画をつくらないとは申し上げておりません。現計画ですけれども、将来目標というのを三つ掲げております。先ほど議員からもございましたが、人口、交流人口、総生産額。そういったものを、新計画をつくるとなると、この将来目標っていうのは、これはもう、必ず設定が必要というふうに考えております。将来目標につきましては、これはもう、定量的な目標をつくらないとなかなか検証ができないということもございます。例えば、現に交流人口につきましては、一昨年ですかね、既にもう、目標を突破をいたしました。ただ、このコロナ禍の状況の中で、減便を実際して、実際、昨年度はこの目標に届いておりません。こういった状況の中で、将来の目標値を設定することが果たしてできるのかということで、庁内でもいろいろ議論いたしました。その結果、こういった目標設定についても、この状況では難しいだろうということで、見送ったということです。このことについては、もう御理解をいただきたいというふうに考えております。以上でございます。

14番（関 誠之君） 私もつくらないという前提の下に話しているわけじゃないんです。総合計画の策定を先送りする。先送りということは、そこに空白ができる。そこが問題であって、確か前の、この総合計画つくったときも、その空白があったんじゃないかなというふうに私は記憶しておりますけれども、この奄美市、皆さんの説明では、奄美市の市町村計画、これや、あと奄美の攻めの総合戦略というものに委ねるようなことを聞きましたけれども、奄美市市町村計画では、新市の進むべき方向についてのより詳細で、かつ、具体的な内容については、新市において策定する基本構想、基本計画に委ねるものとしますと、こう書いてあるんですよ。ということは、その基本計画の代用にはならないというふうに私は解釈をしておりますが、また、奄美市攻めの総合戦略は、総合計画の一分野、人口減少に対応する重点プロジェクトであるわけで、これもただ総合計画の一部門、いわゆる人口減少対策の重点プログラムというようなことでつくったわけですから、この重点プロジェクトやら、これ、奄美市市町村計画があるからいいんだというようなことは、私はいかがなものかと思いますが、それについて見解があればお願いします。

市長（朝山 毅君） 議論の意をするところではありますが、今回、今、お話がありますように、コロナ対策、コロナの状況下において、向こう10年間の経済情勢を、財政情勢を加味して、十分な計画が可能かと、まず1点。そして、国勢調査、あらゆる調査の基本になる国勢調査が、まだはっきりした数値が

出ておりません。そういうこと。それと、議員がさっきおっしゃいましたが、この総合計画については任意規定になったというふうな、社会動態がこのような混沌とした情勢の中において、平時の状態での10年間の予算、若しくは計画が十分に可能なのかということを考えたときに、暫くコロナが収束するような状況、また、国勢調査が十分に発表できたと、そういう諸々の社会動態、実態を捉えた上で、しっかりと予算、事業計画を整えて、そして、議会にお諮りしというようなことであります。そういう諸々のことを考えてやっているわけで、今回、そのような御理解をいただきたいということでありまして、決してそういう意図的なものはないと。善意に解釈していただければと思うところであります。これは、私の思いでありますので、ご理解いただきたいと思います。

14番（関 誠之君） はい、市長の思いですから、受け止めていきたいと思えます。しかしながらですね、やっぱり前の改定時期もかなりの空白時間があってですね、今回も当初予算に組んでいるわけですから、もうぎりぎりのところで駄目だというようなことではね、なかなか、これ、議会の議決事項なんですよ。私たちも、今、おっしゃった、市長が言われたことについては理解をしているつもりです。だけれども、やはり一番のこの上位の計画ですから、奄美、この市の総合計画は、市が策定する計画で最も上位の計画であるというふうに皆さんおっしゃっているわけですね。そして、現市長の公約を示すものでもありますというふうに、1年前の第1回の定例会でも話しているわけですよ。そして、そのときに予算を組んで、確かに、今、コロナ禍というのはよく理解ができます。しかしながら、それに代わるような、何かあってもよかったのではないかなと私は思っておりますが、当初予算に、先ほどいった総合計画の審議会とか査定委員会の委員報酬を組んでるにも、あったにもかかわらずですね、それをやっぱり全額落とすというようなことは、いかがなものかなという思いもあり、確かに延ばすことについてね、皆さんが説明をしたということだけれども、コロナ禍が収まらなければ、ずっと先延ばしになるのかね。その辺を含めて、具体的にやはりしっかりと説明がほしいと思えますが、いかがでしょうか。

市長（朝山 毅君） 決してコロナ禍の中においてという気持ちで、その先送りしているわけじゃございません。ここは、議会の皆様方にも御理解をいただきたいと思います。今回の予算編成について、大変職員、苦勞いたしました。算定が難しい。ようやく先ほどお話が出ております市税についても、昨年、初めて41億円相当になりました。今回は、市税は2億7,000万円落としているはずですよ。そのようなことにおいて、そういう状況下が判断しづらいと、これの影響は何かと言うと、やはりコロナ対策、経済状況だ。経済実態だということの中で、安定した状況下を想定して、事業を計画するというのが非常に難しいところがあると。暫くコロナが収束するような状況を、間をいただき、その中において、我々もしっかり、その間には国勢調査も判然としたものが出てくるという中で、やはりしっかりと向こう10年間の奄美市の行く末を議会に諮り、市民に御理解いただくような計画を、責任を持って策定したいというふうなことであって、これはお互いの意見の相違があるかもしれませんが、御理解をいただきたいと申し上げているところでありますので、一つ、関議員においても、高邁な関議員で、財政にも詳しい方ですから、よく判断をなさっていただくようにお願いします。

14番（関 誠之君） 褒められたのか、ちょっとその辺分かりませんが、財政はですね、やっぱり一番大事なことから、金が幾らあって、どこにどう使えるというのが分からないので、私たちやっているわけじゃないんで、議員も一生懸命頑張っているということだけは認識をしていただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、その総合計画のね、やはり例えば骨子なりの大きなものだけ、しっかりと目標を立てて。例えば、自然、人、文化が共につくるきよらの島という大きな目標があるわけですよ。それに、五つぐらいの項目があるわけですから、そういった概要的なものも含めて、やはり考えていただきたいということ、一応、提案を申し上げておきますので、よろしく願いをいたします。先

ほど、財政のこと言いましたけれども、本当に令和３年度の普通建設事業の予算額３０億円は、この１０年間の平均に比べても、市の経済を回すには低すぎるのではないかと。やはり、この１年間、コロナをこう経験した市長が先頭に立ってですね、このコロナ禍の経済を回復させるためにも、積極的に予算措置をすべきと考えますけれども、そういう中で、コロナ禍の問題も少しずつ前に進んでいくのではないかと思いますけれども、市長、見解があればお聞かせいただけますか。

総務部長（三原裕樹君） 令和３年度の当初予算、議員ございましたが、その前に繰越予算もございます。先ほど、議員からも１５か月予算という話、ございましたが、その繰越予算と合わせるとそれ相当の普通建設事業になりますので、その辺については御理解をいただきたいというふうに思います。

１４番（関 誠之君） はい、いろいろ議論したいんですけれども、時間がございませんので、次の項目に移りたいと思います。

令和２年度予算における新型コロナウイルス感染対策事業の成果と今後の追加事業についてということで、通告してありますので、この件については、同僚議員に、奥議員、また、安田議員の答弁で詳細にいただきましたので、よく理解できました。ただ１点だけ。財政調整基金の話も先ほど出ておりましたけれども、１２月補正後が３１億８，９８６万２，０００円という、７，０００円ということ、財調がまだ余裕があると言いますか、しっかりありますので、是非、今後、追加事業、追加支援事業として、この財調を使っていただきたいと。私が調べたところによりますと、財調というのは、いわゆる標準財政規模の１０パーセントぐらいあれば、何とか行くんじゃないかというようなことでありますから、財政、標準財政規模が、今、１６８億円ぐらいですので、２０億円ぐらい残しても、あと財源的には１０億円ぐらいございますので、コロナ禍を見据えてですね、しっかりと追加の支援事業、やっていただきたいと思いますが、その辺について、あればお願いいたします。

総務部長（三原裕樹君） 標準財政規模は確かそうですけれども、我々の自治体、この人口規模の自治体にしては、予算規模はかなり大きいございます。そういうことで、標準財政規模にすると２０億円程度かもしれませんが、やっぱり災害も大きい地域でございますので、その辺については、しっかりと財調は積み立てるというふうに考えております。その中で、今後の追加支援事業につきましては、感染リスクが高まる状況等に対応しながら、今後、検討すべき課題はあると考えておりますが、財政出動は必要に応じてしっかりとやっていきたいというふうに考えております。それから、財源につきましては、財調のお話もございましたけれども、国の臨時財政調整交付金、これ、３次分が、また、予定をされております。そういったのも活用しながらですね、しっかりとやっていきたいというふうに考えております。

１４番（関 誠之君） 慎重にやるのが一番でしょうけれども、使うべきときに使わないと、この庁舎を建てたようにね、８０億円、７０数億円の普通建設費をやっておりますから。私がちょっと調べさせていただきましたけれども、補正１号から補正１２号まで、トータルしますと６１億６，１７８万５，０００円と。そのうち、国費がですね、５７億８，４４５万９，０００円、９３．８７パーセント国費なんです。一般財源はと言いますと３億６，２３０万９，０００円、いわゆる５．８７パーセント。これが、低いか高いかというのは、比較するものがありませんから、分かりませんが、私が考えるに、もう少しこの５．８７パーセントは市の財源を使ってもいいのではないかと。災害のこともよく理解しておりますので、２２、３年だったかな、かなりのそういった財源がいったというのも分かっておりますから、是非、市民に寄り添ったですね、追加事業をお願いをしたいというふうに思います。

次にまいります。次は、働き方改革。奄美市の働き方改革ですか、におけるＲＰＡ導入の現状と、その後の計画、課題ということで通知してありますので、その件について、お答えいただけますか。

総務部長（三原裕樹君） まず、このRPAの意図、AI、RPAの実証実験の、昨年の実績でございますが、ふるさと納税、軽自動車税、健康管理、予算査定、納付書発行、この5業務について、RPA化を検証いたしております。導入の効果といたしましては、データ入力自動化、それから、正確性の向上、業務プロセスの可視化、こういったものの定性的な効果。それから、年間508時間の業務時間の削減。そういった定量的な効果、そういったものが得られているところでございます。今後ですか。

14番（関 誠之君） 職員採用における人材確保、これが一番大事なことでと思いますけれども、庁内における人材育成を含めて、どのように図っていくのか。お示しいたしますか。

総務部長（三原裕樹君） 本市では職員採用試験において、情報処理技術者としての採用枠、これは設けておりません。しかしながら、これまでに採用された職員の中には、民間企業で情報処理技術者としての業務経験のある職員、それから、大学で情報処理を専攻した職員、こういった職員がおります。これらの職員を含め、多くの職員が専門研修や多種多様な行政事務、これを経験することで、シナリオの作成、これRPA化と言いますけれども、それができる、デジタルに強い職員として成長していけるように、専門的な人材研修にも取り組んでいきたいというふうに考えております。

14番（関 誠之君） AI、RPA導入の現状は、同僚議員のことでよく分かりましたので、そういったものが進んだ場合の問題点があると思いますが、問題点を把握しておれば、お示しをいただきたいということと、デジタル担当部署の新設ということでもありますから、その目的、また、そういったものが進んでいくと、奄美市行政の将来像的なものが見えておれば、お示しください。

総務部長（三原裕樹君） まず、問題点ということでございますけれども、近年、多くの自治体では人口減少や都市部への人口流出、それに伴う地域経済の低迷等により税収が落ち込む。その一方で高齢化による介護や医療等の対応、社会インフラの維持などが求められております。このような中、住民が安心して生活をし、地域経済を維持、向上させるためには、限られた行政経営資源の中でAI、RPAのICTツールを活用し、質の高い公共サービスを提供することが、自治体の喫緊の課題であるというふうに考えております。

それから、デジタル担当部署の目的ということでございますが、国も行政のIT化を強力に推進するために、9月にデジタル庁を新設するという予定にしていること。それから、先ほど来御質問いただいておりますけれども、AI、RPAなどの新たな技術を活用した働き方改革、これが求められること。それから、GIGAスクール構想の具現化に向けた取組。現在、分散をしている、そういった電算管理業務を一元をして、対応力の強化を図る。これが目的でございます。

それから、将来像ということでございますが、全国的に少子高齢化、人口減少によりまして、自治体に従事する労働力も現状から半減される、そういった状況も想定されることが、いろんな報告がでております。その中でも、必要な行政サービスを維持するためのスマート技術の活用必要性を指摘されている、そういった報告もございます。その上で、2040年、2040年問題っていうの、ございますが、その奄美市行政の将来像についてでございますが、目まぐるしく変わる社会情勢の中で、今後も行政サービスを維持し、これまで質問いただいたAI、RPA、そういった技術を導入していくことで、地域の実情に即した質の高い市民サービスのあり方、また、その時々社会情勢を的確に捉えた行政運営が重要というふうに認識しております。以上でございます。

14番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。これ、2月25日の地元新聞ですけども、テレワーク導入、運用へというようなことが載っております、最大210人が実施している、環境整備

をしていると。現在は、一部職員で実験的に行っているが、関係各課と調整をして、正式な運用に乗せたいというのが出ておりましたが、もちろん、こういうほうに進んで行くと思います。そういう中で、その労働環境、条件の変更も出てくるのではないかというふうに思いますので、私もこの210人云々というのは、初めて新聞で分かったことで、そういったことが、働く労働組合等々とはどのような話し合いがなされているのか、お伺いをしたいと思います。

総務部長（三原裕樹君） 今のお話、委員会でのお話だと思いますけれども、そのとき、このコロナ禍でテレワークという業務の、一つの手段ですけれども、手法ですね、そういったのが進められる中で、対応できるものをどうするかということを、実証的に、今、実験をしている状況ですので、今後、これをどうするかというのは、今後の検討となりますので、組合ともそういう話は、今後、したいというふうに考えています。まだ、実証実験ということですので、その辺については御理解をお願いいたします。

14番（関 誠之君） 働く側と十分に話し合いをしてですね、納得の上、やっていただきたいというふうに思います。

次に、この行政手続きにおける脱ハンコ。これは、同僚議員のありましたので、1点だけ。この行政事務の廃止できる可能性のある数があれば。また、そのことについて、いつ頃までにどうできるのか、分かりましたら教えていただきたいと思います。

総務部長（三原裕樹君） 現在、全庁的に押印を求めている全ての手続きの洗い出しをしている最中ですので、件数を示すことは、今現在、難しいというふうな状況でございますが、今後、そういったものをマニュアルに沿って見直ししながら進めていく予定にしておりますので、見直す中で、また、御説明したいと思います。以上でございます。

14番（関 誠之君） そのようなときになったら、また、議論をいたしたいと思います。

次に、その他の施策について。（1）の大学設立可能性調査における共同キャンパスの取組についてということであります。共同キャンパスの実現に向けた取組についてお示しをいただきたいというものと、平成29年度3月の奄美大島大学設立等可能性調査は、その後、どのような検討がなされ、活用が行われているのか、お答えをいただきたいと思います。平成29年度に、その可能性調査やったときには、施政方針には大学設立について議論を進めてまいりますというふうにあります。30年度には記載がなくて、今に至っているということで、31年度には共同キャンパスの設置に向けた検討とか、事業の具体化を進めるというようなニュアンスに変わっておりますが、それについて御答弁ください。

総務部長（三原裕樹君） まず、共同キャンパスに関する取組でございますが、この共同キャンパスにつきましては、多様な関係人口による地域活性化、人材参画を促進する事業として位置付けた上で、教育、研究、社会貢献、この三つの機能を核に事業を展開することとしております。また、共同キャンパスの具体化に向けては、人材の確保、知の集積を行う場の検討など、様々な課題がございますが、まずは5市町村における連携事業として、奄美大島5市町村でフィールドワークを行う研究者等を招いてのシンポジウム、これを開催することを申し合わせていたところでございます。しかしながら、新型コロナウイルスの影響によりまして、シンポジウムを取りやめることとなったほか、また、令和2年度には多くの大学等において、来島していたフィールドワーク等が見送られた、こういった状況がありまして、周辺環境に変化がございました。この共同キャンパスにつきましては、この具体化、発展を期待する声もいただいておりますけれども、現時点においてはそのような状況で、具体的な取組ができていないという状況でございます。このことについては、今後、5市町村で断続的な意見、これは大学も含めてですね、それを継続しておりますので、今後、また、御理解、継続して取り組んでまいりたいというふう

に考えております。

それから、可能性調査の活用ですけれども、平成28年度にこの大学設立可能性調査、これができ上がっております。その中で、いろんなヒアリング、そういったこともいたしました。現状といたしましては、私立大学、半数近くが定員割れと。それから、もう関係者のヒアリング、これは生徒、保護者含めてですけれども、島外意向が強いと、そういった状況で、卒業後の就職先まで含めた制度の検討が必要という声がありました。また、設立に関して、運営も含めてですけれども、多額の費用が必要となることも報告をされたところでございます。この結果を受けまして、平成29年度で3回にわたって有識者会議を開催し、奄美大島に大学等設置、または、誘致することの可能性、それらに類似する各種施策について、様々な御意見、御提言をいただきました。その有識者会議から提出された意見具申が共同キャンパスというふうになっているということでございます。

14番（関 誠之君） 今、共同キャンパスの件で、大学を含めてということでありますから、この大学の設立可能性が消えたわけではないというふうに解釈してよろしいんですか。

総務部長（三原裕樹君） その有識者会議の中では共同キャンパスを設置するほうが望ましいという報告を受けたということでございます。

14番（関 誠之君） ごめんなさい。今、言ったことは理解をしますけれども、元々大学設立可能性調査ですから、できるかできないかということでしょうけれども、高等教育機関をつくるということは、総合計画を含めて、ずっとやってきたことですよ。高等教育機関というのは、短大から大学、その上の大学院とかと思いますけれども、再度、お聞きしますけれども、大学のこの設立の可能性もなくなったというふうに理解をしてよろしいんでしょうか。

総務部長（三原裕樹君） 設立の可能性がなくなったと申しているわけじゃありませんで、その有識者会議の中では、まずは共同キャンパス、そういったものを進めたほうが望ましいという結果だったということでございます。

14番（関 誠之君） 大学の設立も含めてですね、まずそこからやっていこうということだというふうに理解をしたいと思います。

それで、あと、奄美看護専門学校の経営状況と将来展望をどのように認識しているかということ。同僚議員が11月の9日にですね、龍郷、大和村との議員有志ということで、現状の報告、島内の自治体の支援、また、奄振事業の可能性等々を議論をされてきたようでありますし、議会の中でもそういったことについて発言があったと思います。そういう中で、この奄美看護専門学校の経営状況と将来展望をどのように認識しているのかということが1点。二つ目は、奄美看護専門学校を公立短期大学に昇格させ、持続可能で安定的な経営を目指すべきではないかという市民の声がありますけれども、市としての見解があればお聞かせをいただきたいと思います。

総務部長（三原裕樹君） まず、奄美看護福祉専門学校の経営状況についてでございますけれども、全国的にも少子高齢化が進み、入学者数の確保が困難になるという、学校経営を取り巻く厳しい環境は同様だというふうに考えております。その中で、学校側といたしましても、学科の統一、そういった、募集停止、そういったものもしながら、経営安定化に向けた努力を続けておられるものというふうに認識しております。

それから、公立短期大学という話がございましたが、本市としての見解という御質問でございますが、先ほどの答弁ともちょっと重複いたしますが、専門学校におかれましては、独自に、今、学科の募

集停止など、そういったもので学校経営の安定化の努力を続けておられる現状でございます。当時の名瀬市及び大島郡医師会、そういった要望もあり、開校に至った学校でございます。日頃からの学生のボランティア活動をはじめ、地域貢献活動、そういったものにも熱心に取り組んでいただいているところでございます。同校のあり方ということにつきましては、学校経営という観点でございますので、学校法人側の御意向、これが一番だと、一番に尊重されるべきだというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに考えております。

14番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。議会でも報告がありましたとおり、30年度が140名の68名。31年度は80名の58。令和2年度は80名のうち51名の入学ということで、かなり苦戦をしておることは、もう理解をしていらっしゃると思いますので、是非、この持続可能で安定的な経営をですね、しっかりと、島内自治体の支援をあげながら、頑張っていただきたいというふうに思います。

時間はありませんが、世界自然遺産の登録の現況とビジターセンターの建設についてということで挙げてありますが、登録延期の際、どのような宿題で、それをどうこなしたかということについては、理解をいたしました。同僚議員の質問にもありました。そして、5月頃にIUCN、情報はありますかと、今のところありませんということですから、それも良したいと思います。できれば、情報を取る努力もですね、一生懸命頑張ってください、できることはしっかりとやっていくというふうにやっていただきたいと思います。最後になりますけれども、環境省の予算要求で世界自然遺産登録推薦事業として1億2,000万円。また、世界自然遺産保全管理拠点施設整備として3,500万円という概算要求をしたようでありますけれども、2021年度の本予算にどのようなことで織り込まれたのか、内容があれば、また、その内容までお聞かせください。お願いをいたします。

総務部長（三原裕樹君） 国の令和3年度当初予算中の世界遺産登録推進事業1億2,000万円について、確認をいたしましたら、奄美・沖縄の世界自然遺産登録及び登録後の適正な遺産価値の管理を目的とした会議運営。それから、IUCNからの勧告及び要請事項等に対応する環境省の経費として計上をされているということでございました。また、同予算案中の世界遺産保全管理拠点施設等整備費3,500万円につきましては、これは徳之島に整備予定の世界遺産センターの基本設計費として計上されていると。なお、住用地区のマングローブパーク内に整備予定の世界遺産センターにつきましては、令和2年度の補正予算で同様の整備費として6億4,000万円、これが確保をされております。同センターの規模といたしましては、木造平屋建て約600平米を予定しておりまして、現在、実施計画を行うとともに、来年度の着工に向け、準備を進めているというふうに伺っております。以上でございます。

14番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。大学の可能性を提唱していた高元昭絃APU名誉教授の言葉ですけれども、決断するのは設立したいか否かの決断であると。なぜできないかじゃなく、常にどうすればできるか考えること。大学の設立は樹木を植え、育てることと似ていると。大事に育てれば、大きく育つということを、私もしっかりと胸に刻んでですね、頑張ってまいりたいというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（与 勝広君） 以上で、社会民主党 関 誠之君の一般質問を終結いたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

3月11日、午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後5時00分）

3月11日(6日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	正 野 卓 矢 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	奥 晃 郎 君
5 番	荒 田 幸 司 君	6 番	崎 田 信 正 君
7 番	安 田 壮 平 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	11 番	松 山 さ お り 君
12 番	林 山 克 巳 君	13 番	西 公 郎 君
14 番	関 誠 之 君	15 番	奥 輝 人 君
16 番	川 口 幸 義 君	17 番	伊 東 隆 吉 君
19 番	与 勝 広 君	20 番	竹 山 耕 平 君
22 番	多 田 義 一 君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

10 番	大 迫 勝 史 君	18 番	元 野 景 一 君
------	-----------	------	-----------

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	総 務 部 長	三 原 裕 樹 君
総 務 課 長	平 田 宏 尚 君	企画調整課長	國 分 正 大 君
財 政 課 長	永 田 公 洋 君	プロジェクト推進課長	當 田 栄 仁 君
市 民 部 長	満 永 亮 一 君	税 務 課 長	藤 原 俊 輔 君
保健福祉部長	山 下 能 久 君	福祉事務所長	永 田 孝 一 君
福祉政策課長	寿 山 一 昭 君	商工観光部長	武 下 義 広 君
商工情報課長	向 井 涉 君	紬 観 光 課 長	島 袋 修 君
農林水産部長	栄 広 久 君	農林水産課長	石 神 康 郎 君
建 設 部 長	保 浦 正 博 君	土 木 課 長	平 山 光 二 君
上下水道部長	藤 山 浩 俊 君	水 道 課 長	吉 郁 也 君
教 育 部 長	福 長 敏 文 君	生涯学習課長	大 庭 勝 利 君

3月11日(6日目)

スポーツ推進課長 大 山 茂 雄 君 学校給食センター
所 長 井 上 裕 之 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 前田 賢一郎 君 議会事務局次長兼
調査係長事務取扱 重 信 竜 昇 君

主幹兼議事係長 伊 集 院 正 君 議 事 係 主 査 堀 健 太 郎 君

議長（与 勝広君） おはようございます。ただいまの出席議員は、１９人であります。会議は成立いたしました。（午前９時３０分）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程第３号のとおりであります。

○

議長（与 勝広君） 日程に入ります。

日程第１，議案第１号 令和２年度奄美市一般会計補正予算（第１２号）についてから、議案第１２号 工事請負契約の変更契約の締結についてまでの１２件について、一括して議題といたします。

ただいまの議案に関する各委員長の審査報告を求めます。

最初に、文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長（竹山耕平君） おはようございます。御報告申し上げます。文教厚生委員会は２月１８日の１日間開会し、当委員会に付託されました議案第１号から議案第５号及び議案第１０号から議案第１２号の８件について、慎重かつ丁寧に審査いたしました。８件の議案につきましては、お手元に配付してあります文教厚生委員会審査報告書のとおり、全て全会一致で可決すべきものと決しました。

以下、主な審査内容について御報告申しあります。

はじめに、議案第１号 令和２年度奄美市一般会計補正予算（第１２号）中、２款総務費中の関係事項及び３款民生費及び４款衛生費について補足説明があり、その主なものにつきましては、２款総務費１７目新型コロナ感染症緊急対策費のうち、１，９８０万の減額は、国の事業で国民１人に１０万円の特別定額給付金事業が終了したことによるもの。実績として、４万２，７１４名に給付されました。また、新生児特別給付金１９０万円の減額は、令和２年４月２８日以降に産まれた子供１人当たり１０万円を支給する市単独事業で、３月末までの出生分を見込み減額するものであります。その他につきましては、主にコロナ関連により、事業の未実施であったこと。また、今年度の事業費確定見込みによるものであります。

委員より、コロナ禍の中の各種予防接種業務についての質疑があり、令和元年度の６５歳以上のインフルエンザ予防接種率の５２．８パーセントに対し、今年度については、１０月以降の自己負担額１，５００円を無料としたことから、６７．４パーセントの接種率と増加したということであります。

また、新生児特別給付金の実績についての質疑に対し、今年１月１３日までに産まれた対象者は２０４名。今後も含めた支出予想額として２８０名分を予想しているということであります。

また、母子家庭高等職業訓練促進給付金事業について質疑があり、昨年度は１３名、令和２年度については看護師１２名、保育士・介護士２名、美容師１名の合計１５名が対象となったこと。

また、住居確保給付金についての質疑に対し、今年１月３１日現在の実施世帯数は２８世帯４８名、支給済み額３７９万６，９００円であります。

ほかにも、ひまわり寮の入居者の状況並びに老朽化していることから改修工事の必要性について。子育て保健福祉総合施設の不動産鑑定業務について。介護給付等事業費、成年後見制度について質疑がありました。この際、省略をいたします。

次に、２款総務費中、関係事項及び１０款教育費について補足説明があり、その主なものにつきましては、新型コロナ感染症緊急対策事業の消耗品費１，１５０万円は、各学校における対策を引き続き行うために増額計上を行うもの。また、社会教育費中の工事請負費、市民交流センター１億１，７７３万７，０００円の減額は、市民交流センター整備事業における令和２年度の事業費確定により減額を行うもの。また、高精細映像制作事業の５９８万５，０００円は、先の対策事業第３弾の事業の中で、奄美大島の秋、冬、昼、夜の自然に関する映像を制作し、引き続いて奄美大島の春、夏、昼、夜の映像を作成するものでございます。

委員より、離島留学助成金の実績と見通しについての質疑に対し、本年度４月当初で５名を受け入れ

たが、1学期をもって2名が帰り、現在、3名を受け入れている。来年の募集については、地域の区長と協議した結果、コロナの状況から新規の募集は見合わせることにするが、収束状況を見ながら、活性化協議会とともに協力し、受入態勢を努めてまいりたい。また、親子留学の相談もきていることから、積極的に定住促進住宅などを考えたいということであります。

また、高精細映像制作事業について質疑があり、コロナ禍収束後に奄美を訪れてもらえるよう、奄美の自然を紹介することと併せ、島内のクリエイター事業者においても多大な影響を受けていることから、事業者支援の一環も兼ねているということです。

そのほかにも質疑がありましたが、この際、省略をいたします。

次に、議案第5号 令和2年度奄美市ふるさと人材育成資金特別会計補正予算（第1号）について審査を行いました。

補足説明の主なものは、令和3年度からこれまでの特別会計を廃止し、基金による運用を予定。そのために、今回の補正において、歳出の繰出金を確保し、併せて歳入に同額の予算確保を行い、廃止を行うものであります。なお、今後の基金の運用管理については、毎月の貸付額や返済額、また、残高など、運用状況管理を行うことから、決算時において明確に提示を行いたいということでありました。

委員より、基金状況についての質問があり、現在、基金として3億2,343万8,000円。その内訳として、2月15日現在、貸し付けている債権残高が1億6,322万4,233円。特別会計の歳入歳出差引額2,691万9,662円。定額預金8,000万円。従来の基金残高5,329万4,105円であります。

また、滞納状況についての質疑に対し、現在の滞納額は3,513万8,382円で、昨年に引き続き減少している。滞納への取組として、全返還者への返還状況の通知。滞納者と現年度未納者への未納分通知及び納付書発送を行い、納付状況を把握することで、返還者本人や保護者からの連絡や納付につながったこともあり、滞納額が減少傾向にあるということでありました。今後も継続して滞納解消に努めていくということでありました。

次に、議案第10号から議案第12号の工事請負契約の変更契約の締結につきましては、奄美市市民交流センターに関連する案件でありましたので、一括して審査を行いました。

補足説明の主なものとして、地方自治法96条第1項第5号及び奄美市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものと同時に、今回の変更契約は12月議会において可決された債務負担行為補正に伴うもので、設計内容や工期延長による諸経費の変更に伴い、変更契約を行うものであります。

議案第10号 建築工事主体の変更契約の相手方は、現在、建設を請け負う東急・前田・丸三特定建設工事企業体で、契約金額は19億8,230万9,000円。議案第11号 空調設備工事変更契約の相手方は、現在、工事を請け負う、隈元・有村特定建設工事企業体で、契約金額は2億5,197万2,000円。議案第12号 電気設備工事変更契約の相手方は、現在、工事を請け負う、高田・玉野特定建設工事企業体で、契約金額は2億8,410万円であります。

委員より、当初の金額に対し、3億1,140万9,000円増となり、15パーセントを超える高額な変更契約となっていることに対する質疑に対して、特例措置に関する分として、国交省からの通知により、令和2年3月に適用する労務単価の運用に係る特例措置として、新労務単価に置き換えることが示され、そのことに対応した244万9,000円と、間接費として、島外からの職人を手配せざるを得なかったことから、1億914万5,000円。また、設計変更分として、建設汚泥の処理に9,888万4,000円と、外構工事等の6,019万2,000円であるということです。これは、今回の建設工事が3度の入札により落札されたことを受け、工期、スケジュールの関係があったことから、本体工事に合わせた追加工事として、工期短縮を図ったことによるものであります。

また、委員より、間接費等の特記事項についての記載方法についての質疑に対し、入札時の公告の中に留意事項として記載し、労働者確保に要する間接費の設計変更についても明記しているということ

あります。このことにより、専門職等の必要な場合に、当初から見込め、予算計上できるものと、島内の労務事情の状況によっては、地元業者で施工できない事態の場合、島外からの労働者確保に要する費用を確保できるとしており、当初ではこのような事態は積算基準上、適正ではないことから、見込むことができない。留意事項として記載し、対応が可能としているということでもあります。

そのほかにも質疑がありましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第2号 令和2年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について審査を行いました。

委員より、出産育児一時金、県支出金、人間ドック利用補助金等質疑がございましたが、この際、省略をさせていただきます。

次に、議案第3号 令和2年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第4号）について審査を行いました。

特に、質疑等はございませんでした。

次に、議案第4号 令和2年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について審査を行いました。

委員より、国庫支出金の交付金について質疑があり、平成30年度に創設された交付金で、高齢者の自立支援や重度化防止、介護予防など、国が定めた評価に対する市町村の実績から自己採点を行うことにより、交付金が算出されるということでもあります。努力支援交付金については、今年度から新たに創設され、保険者が介護予防に資する地域支援の中の四つの事業に予算を確保し、取り組んでいるかどうかということでもあります。

また、介護保険事業費準備基金についての質疑に対し、準備基金はこれまでの剰余金を積み立てていくもので、令和2年度は1月末現在で2億169万5,697円。基金の使途として、基金から保険給付に充てることができるので、50億円規模の特別会計の中、2億円程度の基金を用意しているというものであります。毎月の支払い自体が約4億円となっており、15日分程度の基金しかないことから、介護予防に今後も努力を積み上げながら、支払い給付の適正化に関しても、事業者とともにしっかりと精査を行うことにより、適切な給付に努めていきたいということでもありました。

以上で、文教厚生委員会の審査報告を終わります。

なお、御質疑等ございましたら、他の委員の協力を得てお答えをいたします。よろしくお願い申し上げます。

議長（与 勝広君） 次に、産業建設委員長の審査報告を求めます。

産業建設委員長（橋口耕太郎君） おはようございます。御報告申し上げます。産業建設委員会は、2月22日の1日間開会し、慎重かつ丁寧に審査をいたしました。審査結果については、皆様のお手元に配付してあります議案3件について、審査報告書のとおり、全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

はじめに、議案第1号 令和2年度奄美市一般会計補正予算（第12号）中、関係事項について当局より補足説明があり、以下、主な質疑について御報告をいたします。

委員より、商工費観光施設管理費の委託料4,143万2,000円の支援金について、各施設への支援金の規定や金額の割り振りについて質疑があり、当局より、指定管理者施設の支援額の算定は、平成31年3月から翌年の2月の利用料金収入と、令和2年3月から今年の2月までの利用料金収入を差し引いた額が収入が減った額となり、それに、コロナ関連で支給された給付金と国の持続化給付金等を差し引いた額を算定基礎額、利用料の減という形で見込んだ。それに、市が設定した負担割合、全ての総収入額に占める指定管理料の割合で、指定管理料が多ければ影響が少なく、指定管理料が少なければ利用料金頼みという観点から、それぞれの負担割合を決め、先ほどの算定基礎額に市の負担割合を乗じ

た額と、指定管理料が占める割合で設定をした。支援金には上限額があり、それと比較して、いずれか低いほうの額を、今回の算定額としたとのこと。

委員より、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業の委託料、奄美観光受入態勢構築誘客促進事業のワーケーションについて質疑があり、当局より、近年、旅行しながら仕事ができるというワーケーションについて、新たな働き方、多様な働き方の一つとして注目されている。その中で、全国の手企業、観光の手企業が企業内スタッフにアンケートした結果、ワーケーションしてみたい国内スポットランキングで、奄美大島が1位となった。この追い風を受け、本市としてコロナ禍においても、観光地や帰省先など、自宅以外でリモートワークをする過ごし方、旅行しながらのワーケーションなどに注目し、推進していかなければと考えている。その中で、既存の施設の活用はもちろん、更に、行政でも後押しする施策を展開し、奄美らしいワーケーションスタイルの構築業務として771万3,000円。ワークスペース整備補助金150万円及びワーケーションインセンティブ補助金50万円、これらをセットとした971万3,000円の事業を、奄美らしいワーケーションスタイル構築事業と位置付け、来年度、積極的にワーケーションを誘致していこうと考えているとのこと。

複数の委員より、商工振興費の助成金、廃止路線代替バス運行補助金について、特定財源の部分で、国・県支出金が減額となった理由と、赤字となった場合のルール、あるいは上限額等について。また、現行1社でバス事業を運営しているが、新規事業等の情報の有無についての質疑があり、当局より、この補助金は市内の住民の生活路線を守るための補助金で、市が拠出している。国・県補助金の減額は、バス事業の会計が10月から9月までの会計となっており、一昨年前の補助事業の確定額が今年度の予算で県負担金として計上される。その部分を歳入で減額しているもの。また、今回、増額に関する県負担金は、来年度に増額されると見込んでいる。赤字等のルール、上限額については、例年、かかる費用の平均額を予算措置し、毎年度、3,500万円の予算を計上している。今年度はコロナの影響などにより、外出自粛の中、地域の皆さんの足は止めてはならないということで、今回、増額をした。予算の執行は、しまバスと年度当初に可能な範囲、当初予算の中で、事業者にも営業努力をしてもらい、そして、費用も節約するなどを申し合わせて、契約、覚書を交わしている。ただ、本年度はコロナ関係で致し方ないという部分があり、特例によりかかった費用の部分について増額補正を行った。この廃止路線代替バスの事業は、この一つの事業しかない。ただ、コロナの特例を踏まえ、国でもこの補助に該当する基準の緩和を令和2年度補助金から実施するという情報がきている。実際に1路線当たり何名以上とか、収支率が何パーセント以上などの数字は明らかにされていないが、一定数、これまで補助対象外の路線についても対象とみられるように、国で基準の緩和を行うと示されている。奄美市で該当になる路線があるかは、来年の9月までの利用実績を見て判断されることになる。そこで、該当がされれば、補助金の増額も出てくるのではないかとのこと。

委員より、畜産振興費の負担金補助及び交付金、肉用牛生産基盤維持緊急支援対策事業費補助金について、今回、120万円増額されているが、繁殖雌牛、自家保留牛の頭数がどれぐらい増頭されたのかについて質疑があり、当局より、当初予算で300万円、今回の補正で120万円、合計420万円計上している。この肉用牛生産基盤維持緊急支援対策事業は、繁殖雌牛を導入する際に1頭7万円。自家保留牛は1頭3万5,000円を助成するという内容。今年度の見込みは、現在、84頭の導入を行っている。内訳は、購入牛で36頭、それから、自家保留牛で48頭となっている。繁殖雌牛の頭数は、平成29年度816頭、30年度818頭、令和元年度806頭となっており、昨年度の実績が71頭308万円で、今回、今現在で84頭の導入があり、この事業効果で増頭傾向にあると考えているとのこと。

また、複数の委員より、繰越明許費の奄美海洋展示館リニューアル事業の事業費1億2,200万円余りについて、リニューアルの内容とこの事業の完成時期について質疑があり、当局より、今回のリニューアルでは、海洋展示館の主に1・2階の展示施設にかかわる内容。使われていない部分の活用。展示館全体の見栄え。また、観光に資するという内容で考えている。その中で、既存展示物があり、古い

物があれば撤去を行い、水槽設備の新設、音響映像の設備、また、展示照明などの工事を行っていく。リニューアルコンセプトである遊び、学び、体験に関するコンテンツを造作し、様々なゾーニングを予定している。委託事業者からは、最新のもの、例えば近年話題になった、アマミホシゾラフグやホエールウォッチングなどを子供たちにしっかり伝えていけるような施設を目指していきたい。また、完成時期は来年度に入るとすぐ一番の観光時期である夏のシーズンを迎え、そこに工事を間に合わせるのはなかなか難しい状況。夏の展示の時間を確保し、次のリニューアル工事に入っていくことを踏まえ、来年度中の完成を見込んでいるとのこと。

委員より、繰越明許費の手花部節田線の道路整備事業の区間、工事内容等について質疑があり、当局より、現在、平集落の中で、令和元年度の繰越工事と令和2年度の1工区、2工区、3工区の工事を同時に行っている。繰越をした額の2,915万4,000円は、現年度予算前払い分と支払い分を差し引いた額を、完成払いも含め、繰り越すもの。工事の進捗は3月末完了予定だが、ぎりぎりとなる可能性があるため、繰越をしたもの。工事は4月、5月には完了を目指しているとのこと。

そのほかにも、数件の質疑がありましたが、この際、省略をいたします。

次に、議案第6号 令和2年度奄美市水道事業会計補正予算（第3号）について、当局より補足説明があり、複数の委員より、この事業所分95万円の減免は、事業所から要望によるものなのか。また、財源内訳についても質疑があり、当局より、基本料金の減免は商工情報課が行っている事業所支援給付金とセットで行っている。その申請書の下段に水道、下水道基本料金減免を希望するかという欄を設け、セットで申請をしていただいた。財源は、国の新型コロナ交付金の事業計画に、今回の減免分も載せている。ただ、市全体の交付対象事業費と実際の交付金額に差が生じているため、最終的には財政課の判断だが、全部充当、それとも、一部になるか、検討を進めているとのこと。

そのほかにも若干の質疑がありましたが、この際、省略をいたします。

次に、議案第7号 令和2年度奄美市下水道事業会計補正予算（第3号）について、当局より補足説明があり、委員より、名瀬浄化センターの管理棟耐震補強工事の増額について、管理棟の今後の予定、方向性などについて質疑があり、当局より、管理棟は耐震補強工事と更新工事と両方を予定している。令和2年度から令和6年度までを目途に、現在のところは計画をしており、現存の建物を更新していく予定とのこと。

そのほかにも若干の質疑がありましたが、この際、省略をいたします。

以上で、産業建設委員会の報告を終わりますが、御質問がありましたら、他の委員の協力を得てお答えをいたします。よろしくお願いいたします。

議長（与 勝広君） 次に、総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（川口幸義君） おはようございます。総務委員会は、去る2月24日、付託されました3件の案件について、全て丁寧に審査いたしました。

それでは、総務企画に付託されました、議案第1号 令和2年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中、総務企画委員会関係事項について及び議案第8号 奄美市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について並びに議案第9号 工事請負契約の変更契約の締結についてまでの、これらの議案3件につきまして、お手元に配付してあります総務企画委員会審査報告書のとおり、全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、その審査の結果について報告いたします。

議案第1号及び議案第8号、予算が関連するため、一括して審査を行い、採決は分割して行いました。

当局より、議案第1号 令和2年度奄美市一般会計補正予算（第12号）中、議会事務局所管分について、予算書の19ページ1款1項1目議会費756万3,000円の減額について、1節報償費の9

6万3,000円の減額については、昨年12月31日付で議員辞職があったことから、3か月分の議員報酬を減額する。

次に、8節旅費660万円のうち、普通旅費140万円の減額については、コロナ禍による各種会合の中止や、オンライン開催などにより、随行職員などの旅費を減額する。また、費用弁償520万円の減額についても同様に、各種会合の中止やオンライン開催などによる議長の費用弁償80万円の減額と、常任委員会において、令和2年度の所管事務調査を見合わせることに決定したので、それに伴い、22名分の費用弁償440万円を減額している。このことから、議会費の予算現計は2億1,079万8,000円となるとの補足説明がありました。

議案第1号 令和2年度奄美市一般会計補正予算（第12号）中のうち、総務所管分の主なものについて、補正予算の19ページ2款1項1目一般管理費8節旅費について、市長、副市長、随行者にかかる旅費だが、現状にて各種会議、行事、イベントなどが中止になったことにより、出張旅費の不用見込額300万円を減額したと説明があり。

続いて、補正予算書21ページより、1項17目12節情報システム運用業務1,700万円の内訳について、本市基幹ネットワークを強化し、テレビ会議やテレワークを安定的に実行できる環境を構築する事業費650万円と、ポストコロナにおける働き方改革の一環として、業務のペーパーレス化を推進するため、タブレット端末や無線LAN環境などを整備する事業費1,070万円であるなどの補足説明がありました。

委員から、コロナに関わらず、次世代の働き方や仕事の効率性の面からも必要。いつ、どのタイミングで変えていくか、市民にも情報発信を要望があり、当局から、テレワークなどネットワーク環境の強化を行う事業費として650万円。業務のペーパーレス化を推進するため、タブレット端末などの導入や無線LAN環境整備する事業に1,070万円、総額720万円計上。今後の働き方改革などを見据えた取組が強化すると答弁がありました。

議案第8号 奄美市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について、当局から議案第8号に関して、土地開発基金繰入金9,384万8,000円は、土地開発基金の廃止に伴い、現金保有分を繰り入れる。また、同基金の廃止に伴いまして、議案8号において、同基金条例を廃止する条例を提出する旨の説明があり、土地の先行取得に活用するための土地開発基金は今回廃止。全額9,384万8,000円を公共施設整備事業基金に積み立てる。当局は平成25年度を最後に運用がない。必要な場合は公共施設整備事業基金を活用し、市民から要望などにも弾力的に、有効的に活用していくと説明がありました。

その他にも、委員から質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第9号、工事請負契約の変更契約の締結について、委員より、増額となっている間接費について、当初の入札設計の段階で組み入れる想定はなかったのかとの質疑があり、当局から、この間接費につきまして、この施行地内、工事施工地奄美大島での調達単価というものを採用した設計としておりますので、まず、地元業者で施工ができないか検討して、島内の労務事情等で施工できない事態、そういうことを確認できた場合には、島外からの労働者確保に要する費用、こういった間接費を設計変更で対応するような考えで進めております。当初設計で計上するというのは、今回はしていないところでございます。当初から設計できないかということでございますが、島内の建築業者も大・中様々な規模の民間の工事を請け負っておりますので、それぞれの建築工事の発注時に下請け業者の予定ということを完全に把握して、これらのほうで設計に入れ込むというのは、ちょっと困難な状況ということを御理解いただきたいと思いますという、以上で、答弁がありました。

よって、議案9号、工事請負契約の変更の締結については、これは原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務企画委員会に付託されました議案の報告を終わります。

なお、質問がございましたら、他の委員の協力を得てお答えいたします。よろしくお願いいたします。

議長（与 勝広君） これから、各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、採決いたします。

議案第1号から議案第12号までの12件を一括して採決いたします。

この議案12件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

この議案12件は、各委員長報告のとおり、決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第12号までの12件については、いずれも原案のとおり可決されました。

○

議長（与 勝広君） 日程第2、陳情第1号 日本政府に核兵器禁止条約の調印、批准を求める意見書の提出を求める陳情についてを議題といたします。

本件に関する総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（川口幸義君） それでは、報告いたします。2月24日、1日限りで審査いたしました。

それでは、当委員会に付託されました陳情第1号について、報告申し上げます。

陳情第1号につきましては、お手元に配付しました審査報告書のとおり、不採択すべきものと決しております。

以下、主な審査内容について申し上げます。

陳情第1号 日本政府に核兵器禁止条約の調印、批准を求める意見書の提出を求める陳情。陳情者は奄美市名瀬朝仁新町にお住いの奄美民主団体協議会会長荒田まゆみさんであります。陳情事項は、日本政府に核兵器禁止条約に調印、批准することを強く求めることであります。

陳情者より、陳情の背景として、核兵器禁止条約に批准した国が54か国に達して、1月からこの条約を発効したこと及び全国の約30パーセント以上の自治体が政府に対し条約への参加、署名、批准を求める意見書を決議、提出しているなどの説明がありました。

委員から、意見として、今、この条約に関して日本政府が署名、批准していないのに、非核三原則を順守しているのは当然として、このアジアにおいて、中国、北朝鮮による核の脅威が現実存在しており、世界の情勢を見ても、各地でまだ紛争が絶えない。日本国としての防衛を考えるときに、まだまだ時期的に署名、批准は難しいと考える。

また、別の委員より、広島市長や長崎宣言から、日本政府は核保有国と非核保有国の橋渡しをしつつあり果たすべき。また、新型コロナウイルス感染症が自分の周囲で広がり始まるまで、その怖さに気付かなかったように、核兵器が使われてしまうまで、その脅威に気付かなければ、取り返しがつかないことになるな

どの言葉を引用して、日本政府は橋渡し役としての役割を担うためにも、世界で信頼を得るために署名、批准をするべきであり、この陳情を採択しようとの意見がありました。

協議会で結果、採決をとることにし、採決の結果、陳情第1号は賛成少数により不採択とすべきものと決しました。

以上で、陳情第1号の審査報告を終わりますが、この質問がございましたら、他の委員の協力を得てお答えいたします。

議長（与 勝広君） これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

6番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。質問通告出し忘れていまして、申し訳ございません。私は陳情第1号 日本政府に核兵器禁止条約の調印、批准を求める意見書の提出を求める陳情に採択の立場で、これは是非採択をしていただきたいとの思いで討論をしたいと思えます。

原発と核兵器も関連があると言われておりますけれども、奇しくも本日は3月11日、東日本大震災、そして、東京電力福島第一原子力発電所の事故から10年を迎えました。今朝の地元紙でも、死者、行方不明者は2万2,000人を超え、全国で今なお4万1,000人以上が避難生活を続けていると報じております。亡くなられた方の御冥福をお祈りするとともに、被災に遭われた全ての人にお見舞いを申し上げます。そして、早期の完全復興を応援したいと思えます。

さて、この種の意見書についてでありますけれども、2017年7月、被爆者の方々の悲願とも言える核兵器禁止条約が国連で採択されたことにより、日本も批准することを求めて、2017年12月議会に議員発議で、そして、2018年3月議会、そして、2019年3月議会にも陳情が出されました。新しい議会となった2019年12月議会でも陳情が出され、4度、これまでこの批准を求める意見書の提出について議論されてまいりましたが、いずれも賛成少数で実現をしておりません。核保有国が反対をする中、核兵器禁止を求める声を止めることはできず、昨年10月に条約発効に必要な50か国に達したことから、1月22日に被爆75年にして、被爆者たちの長い運動の歴史が実を結び、核兵器禁止条約が発効いたしました。しかし、日本政府はまだ参加していないことから、多くの団体、個人から早期に参加を求める声は広がっております。委員長報告にもありましたけれども、昨年8月6日に行われた広島市平和式典で、松井一實広島市長の平和宣言では、日本政府には核保有国と非核保有国の橋渡しをしっかりと果たすためにも、核兵器禁止条約への署名、批准を求める被爆者の思いを誠実に受け止めて、同条約の締約国になり、唯一の戦争被爆国として、世界中の人々が被爆地広島に心を共感し、連帯するよう訴えていただきたい。そして、子供代表の小学6年生の2人は、平和への誓いの中で、人類の手によって作られた核兵器をなくすのに必要なのは、私たち人間の意志です。私たちの未来に核兵器は必要ありませんと述べています。8月9日に同じく原子爆弾の惨状に見舞われた長崎の田上富久市長の平和宣言では、新型コロナウイルス感染症が自分の周囲で広がり始めるまで、私たちがその怖さに気付かなかったように、もし核兵器が使われてしまうまで人類がその脅威に気付かなかったとしたら、取り返しのつかないことになってしまいますと述べ、ここ数年、中距離核戦力全廃条約を破棄してしまうなど、核保有国の間に核軍縮のための約束を反故にする動きが強まっています。それだけでなく、新しい高性能の核兵器や、使いやすい小型核兵器の開発と配備も進められていますと指摘をし

ております。更に、核保有国や核の傘の下にいる国々の中には、この条約をつくるのはまだ早すぎるという声があります。そうではありません。核軍縮が余りにも遅すぎるのですとしています。そして、世界各国の指導者への訴えに続き、日本政府と国会議員にも訴えております。核兵器の怖さを体験した国として、1日も早く核兵器禁止条約の署名、批准を実現するとともに、北東アジア非核兵器地帯の構築を検討してください。戦争しないという決意を込めた日本国憲法の平和の理念を永久に堅持してくださいと訴えたのであります。そして、原子爆弾で亡くなられた方々に心から追悼の意を捧げ、長崎は広島、沖縄、そして、戦争で多くの命を失った体験を持つ町や平和を求める全ての人々と連帯して、核兵器廃絶と恒久平和の実現に力を尽くし続けることを宣言されました。被爆地の市長として、毎年平和式典を開催されており、そこでの平和宣言の言葉は思い付きなどのはずはありません。宣言で触れられた中距離核戦力全廃条約の破棄や、使いやすい小型核兵器の開発と配備は、アメリカトランプ政権の出来事であります。このような事実を見ているからか、ネット上では10月26日の長崎市役所前で行われた発効までのカウントダウン点灯式で、長崎の高校生、平和大使の1人が決意を述べております。このように紹介されてあります。条約に背を向けている日本政府の対応には疑問が残ります。唯一の戦争被爆国でありながら、核兵器廃絶についてのリーダーシップを発揮することができません。核保有国と非核保有国との橋渡しを行うと言い続けていますが、具体的なビジョンを示すこともなく、役割を果たしているとは言えません。更には、唯一の戦争被爆国とのいうことさえ、恥ずかしい気がしますということまで紹介をされております。核兵器禁止条約の前文では、核兵器の使用による犠牲者、被爆者並びに核兵器の実験によって影響を受けた人々に引き起こされた受け入れ難い苦痛と被害に留意するとしております。松井一實広島市長、田上富久長崎市長の平和宣言。そして、子供の平和への誓いや、高校生平和大使の思いに心を寄せ、日本政府がこの立場に立っていただきたいと強く願っております。委員会に提供された資料によりますと、2月15日現在、核兵器禁止条約への調印、批准参加を日本政府に求める意見書は532議会で採択をされております。是非、奄美市議会もこれに遅れることなく、本日、採択されることを願って討論いたします。ありがとうございました。

議長（与 勝広君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

この採決は起立表決に代わり、電子表決により行います。

本件に関する委員長の報告は、不採択とすべきものであります。

この際、念のため申し上げます。委員会が不採択のときは、本会議において、改めて採否をお諮りすることになっておりますので、表決に当たっては御注意お願いいたします。

お諮りいたします。

本件を賛成とする諸君は賛成のボタンを、反対とする諸君は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

押し忘れはありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

賛成少数であります。

よって、陳情第1号は、不採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。10時40分から開催いたします。（午前10時21分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午前１０時４０分）

日程第３，議案第１３号 令和３年度奄美市一般会計予算についてから，議案第３４号奄美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてまでの２２件について，一括して議題といたします。

ただいまの議案２２件に対する質疑に入ります。

なお，議案に対する質疑でありますので，所見等は述べないようお願いいたします。

通告がありましたので，社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

１４番（関 誠之君） 市民の皆さん，議場の皆さん，おはようございます。私は社会民主党，社民党の関 誠之でございます。

さっそく議案第１３号 令和３年度奄美市一般会計予算について，質疑をいたします。

まず，歳入についてであります。①１９ページ，１０款２項１目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金２億２，６１５万８，０００円についての説明と，予算額の根拠をお示してください。

次に，１９ページ，１１款１項１目地方交付税の普通交付税が６，０３１万９，０００円の増になっておりますけれども，主な要因をお示してください。今年度から一本算定になり，約９，０００万円の減額を予想されておりましたけれども，数値的には影響がないように見えますけれども，その要因は何であるか，お示してください。

三つ目，２１ページ，１４款１項５目商工使用料のワークスタイルラボ使用料４０５万４，０００円の詳細と，ワークスタイルラボとは何かをお答えください。

四つ目は，２５ページ，１５款２項２目２節児童福祉費補助金のうち，子育て支援金交付金が３０９万８，０００円の減額。子ども子育て支援体制整備総合推進事業費補助金が１００万円の減額。子ども子育て支援事業費補助金９２２万円の全額が減額となっていますけれども，なぜなのか，お答えください。

五つ目。３２ページ，１７款２項１目１節物品売払い収入，学校給食収入過年度１３８万円の徴収方法と，開設以来の滞納額，納入額の詳細についてお答えください。また，滞納処分はどのような手順で行われているのか，お示してください。

（２）歳出について。①５３ページ，２款１項６目１８節負担金補助金及び交付金の危険空き家等除去助成金１５０万円についての説明と，空き家の現況，昨年の実績と今年度の除去予定戸数がありましたら，お示しをいただきたいと思います。

②５７ページ，２款１項９目１１節クラウドサービス利用料，１２節情報システム運用業務の説明と，それぞれ増減について，要因をお示してください。

三つ目，６５ページ，２款１項１６目１２節委託料，外来種対策２００万円の委託先と，その業務内容。６６ページ，１８節，奄美大島自然保護協議会特別負担金１，０１１万９，０００円の内訳についてお答えください。

④９３ページ，３款２項７目１２，委託料，病後児保育９４９万９，０００円の算出根拠と事業の実績と，昨年度，２５７万３，０００円の増額要因についてお答えをいただきたいと思います。

五つ目は，１０７ページ，４款３項１目２３節投資及び出資金２億３，６４０万円の法的根拠と内訳についてお答えください。水道事業会計への出資金の総額も併せてお示しをいただきたいと思います。

六つ目は，１１１ページ，６款１項２目１８節負担金補助金及び交付金の県農業共済大島診療所３２７万７，０００円。大島支所７４５万６，０００円。県農業共済組合１億５，１００万円の負担金についての根拠と内訳について御説明ください。

七つ目は，１１９ページ，６款２項２目１２節委託料，ダム堆砂量測定業務１５０万円は平成２８年度から毎年予算措置されているように思われますけれども，年次別の堆砂量と委託の成果をどのように活用されているのか，お答えください。

129ページ、7款1項3目18節奄美市加工品販売拡大支援実証事業補助金680万円の内容についてお答えください。

143ページ、8款4項1目18節名瀬港環境整備事業負担金3,268万円の法的根拠と負担金の内訳を示すとともに、市として県に対して、名瀬港環境整備事業構想について、どのような意見、要望をしているか、お答えください。

10問目は、171ページ、10款5項4目18節市民交流センターオープニングセレモニー事業負担金の100万円の出資先と、セレモニーの概要についてお示しをいただきたいと思います。

次に、174ページ、10款6項2目1節会計年度任用職員、給食調理員5,319万円の人数と調理員の定数、正規職員は何名かお答えください。

最後になりますが、180ページ、10款6項5目12節官民連携体制構築業務委託259万円の委託方法と委託先、業務内容、どのような成果を期待しているのか、お答えをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

税務課長（藤原俊輔君） それでは、1の1の①新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金についての説明と、予算額の根拠についてお答えいたします。まず、この特別交付金についてですが、これは国の施策であります固定資産税軽減の特別措置に対するもので、その減収分を国が全額補填する特別交付金となっております。軽減の対象となるのは、資本金が1億円以下の中小企業者や個人事業主など、新型コロナの影響により令和2年2月から10月までの連続する3か月間の事業収入が、令和元年の同3か月と比較し、その収入が30パーセント以上減少している場合は2分の1、50パーセント以上減少している場合は全額の固定資産税を、令和3年度に限り軽減するものです。この軽減を行う対象資産については、事業用家屋及び事業用に使用する償却資産が対象となっております。

次に、予算額2億2,615万8,000円の根拠についてですが、奄美市で把握しております事業用家屋及び償却資産により算定しており、今回、全ての中小企業者や個人事業主が2分の1の軽減を受けた場合を想定して算出いたしました。内訳につきましては、事業用家屋で1億5,916万9,000円、償却資産で6,698万9,000円の減額を見込んでおります。しかしながら、西議員の一般質問でも答弁させていただきましたが、今回の予算額の算定につきましては、新型コロナの影響による減収の把握が大変困難だったことから、今後、補正予算などで増減の対応をさせていただきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

財政課長（永田公洋君） おはようございます。1の1の2、普通交付税についてお答えいたします。令和3年度の普通交付税につきましては、110億8,245万円を計上いたしております。前年度当初予算と比較いたしますと、6,031万9,000円の増額を見込んでおります。御案内のとおり、一本算定の影響で、約9,000万円の減額を見込んでおりますが、一方で、増額の要因といたしまして、令和3年度は公債費算入額の増、市税等の減収、そして、国の地方財政計画の伸び等を勘案し、算定いたしております。以上です。

商工情報課長（向井 渉君） それでは、1の（1）の③のワークスタイルラボについてお答えいたします。現在、浦上町にあります産業支援センター2階の一部をICT及びフリーランス等産業支援拠点施設整備事業において改修し、ワークスタイルラボとして、今年の7月のオープンを目指しているところでございます。本施設には、コワーキングスペース、商品開発スペース、集中作業スペース、会議スペース、キッズスペース、お試しサテライトオフィス機能などが一体的に完備される予定になっております。また、本場奄美大島紬や情報通信産業等の各種産業及びフリーランスや起業家、在宅で勤務してい

る会社員など、場所に縛られない働き方をしている人たちが利用し、利用者同士が交流することで、互いのアイデアや情報交換を通じて、仕事の質を高める働き方ができる場所として整備いたしております。そこでは、新しい働き方構築を目指し、知識や技術習得等の人材育成、島内外企業との連携、横断的な交流の場、コミュニティを生かした共同作業場としての活用を図るとともに、本市への進出を希望する島外企業や創業支援としてのチャレンジの場として活用を図ります。議員御質問の使用料405万4,000円につきましては、先ほど申し上げましたスペースごとに利用計画を策定し、その使用料の合計金額となります。以上でございます。

福祉政策課長（寿山一昭君） おはようございます。それでは、1の④について、お答えいたします。質問のほうでは子育て支援交付金が390万8,000円の減額ということで質問がありましたが、子育て支援金は令和2年度との差額は531万2,000円の増額となっておりますので、増額について御説明いたします。この交付金は地域の子ども子育て支援事業に要する経費を補助することを目的しており、13の事業が対象となっております。負担割合は国・県・市3分の1ずつでございます。奄美市では13事業のうち、延長保育事業や一時預かり事業など、九つの事業を実施しております。令和3年度の増額につきましては、主に放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブの運営費補助が515万円増額となっております、この増額の理由としましては、令和2年度に二つのクラブで、それぞれ一つずつ増設されたことが要因となっております。

次に、子ども子育て支援体制整備総合推進事業費補助金100万円の減額について御説明いたします。この事業は、国の補助率2分の1の補助事業で、令和2年度は子育て支援員の研修を計画し、その補助金として100万円を歳入予算計上しておりましたが、新型コロナの影響で中止となりました。令和3年度は、奄美大島雇用創造協議会が厚生労働省の委託事業で、子育て支援員育成セミナーを開催すると伺っておりますので、令和3年度の研修計画は、こちらでは取り止めたことが歳入の減額となっております。

最後に、子ども子育て支援事業費補助金922万円の減額について説明いたします。この事業は、幼児教育・保育の無償化を円滑に実施するための事業に係る補助事業で、補助率は10分の10でございます。この事業における幼稚園や保育等の無償化に係る補助対象期間は令和元年度と令和2年度となっておりますので、令和3年度の収入は計上しておりません。

続きまして、歳出についての1の2の④について、お答えいたします。病児保育事業の積算根拠と実績について、まずお答えいたします。病児保育事業の予算の算出根拠としましては、子ども子育て支援交付金要綱の基準によるものでございます。予算額949万9,000円の内訳としましては、事業所1か所当たりの基本額500万7,000円と、前年度の延べ利用児童数に応じた加算額443万4,000円に、生活保護と住民税非課税世帯の方が利用した際に減免された分の加算額としまして、5万8,000円を合計した金額となっております。利用実績につきましては、令和元年度が登録児童数212名、利用児童数の実人数が133名、延べ利用人数は291名。事業費としましては、865万円となっております。令和2年度の実績見込みにつきましては、登録児童数が127名、利用児童数は実人数71名、延べ利用児童数は163名を見込んでおります。事業費257万3,000円の増額の要因についてお答えいたします。まず、令和2年度についてですが、当初予算では必要最小限の予算計上をしておりましたが、新型コロナの影響で利用数が減少することへの国の特別措置としまして、前年度並みの財源が確保されることとなったため、補正予算にて増額を行ったところでございます。令和3年度の予算につきましても、同様の対応が見込まれるため、令和元年度並みに予算計上したことが増額の要因でございます。以上です。

学校給食センター所長（井上裕之君） おはようございます。それでは、1の1、⑤についてお答えいたします。予算計上額138万円のうち、名瀬・住用学校給食センター分は135万円を計上しておりま

す。まず、過年度分給食費の徴収方法でございますが、納期締切後に納入依頼書を送付いたします。そのあとも納付がない場合、電話連絡、戸別訪問などを実施しているところでございます。また、公会計に移行した平成30年9月の開設後の滞納額につきましては、平成30年度が15件の16万2,506円。令和元年度が156件の63万2,858円。令和2年度3月末での滞納見込額を加え、合計135万円の予算計上となっております。次に、納入額は平成30年度が調定額8,438万6,624円に対し、納付済額が8,422万4,118円で、収納率は99.80パーセント。令和元年度分は調定額1億2,628万1,383円に対し、納付済額が1億2,564万8,525円で、収納率は99.49パーセント。令和2年度は1月末現在、調定額9,019万9,000円に対し、納付済額8,747万円となっております。最後に、滞納処分につきましては、滞納が発生した場合、納付期限到来後の督促文書送付や催告文書の送付を行い、電話や戸別訪問をして納付を促すとともに、学校の協力をいただき、児童・生徒を通して納付をお願いしております。それでも、納付約束が守られない保護者については、最終催告書を送付するとともに、その後は訴訟という手順となっております。

次に、1の2、⑪についてお答えいたします。御質問の会計年度任用職員の給食調理員の人数につきましては、今年度の実績等を基に、29名で積算しております。学校給食センターの給食調理員の人数につきましては、施設規模や配食数等により、開設当時から40名を基準に配置を行っております。正規職員につきましては、再任用職員6名を含む9名の予定となっております。以上でございます。

プロジェクト推進課長（當田栄仁君） おはようございます。プロジェクト推進課からは（2）の①と、（2）の③について、2問、お答えいたします。

まず、（2）①の空き家につきまして、本市の空き家につきましては、昨年度、奄美市空き家等実態調査として、市内全域を対象に実地調査を行っております。その結果、名瀬地区639件、住用地区91件、笠利地区289件、総数1,019件が確認されたところであります。危険空き家等除却助成金につきましては、適切な管理が行われていない危険な空き家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、財産の保護及び生活環境の保全を図ることを目的に、危険空き家の所有者等に対して除却工事に要する経費の3分の1、上限を30万円として助成するものであります。この助成金につきましては、来年度からの実施を目指すものであり、昨年度及び今年度の実績はございません。なお、来年度予算につきましては、5件分について計上させていただいているところでございます。

続きまして、（2）③世界遺産推進費関係についてお答えいたします。まず、外来種対策事業200万円の業務内容につきましては、市街地、集落周辺における侵略的外来植物の伐採及び繁殖エリアのデータ化となっております。委託先につきましては、伐採については、植物の伐採に関する業務経験、技能を有する事業者。繁殖エリアのデータ化につきましては、地理情報システムの業務経験、技能を有する事業者を想定しているところです。次に、奄美大島自然保護協議会特別負担金1,011万9,000円につきましては、世界自然遺産登録の記念事業として奄美大島5市町村で実施する各事業に係る本市負担分となります。以下、内訳を申し上げます。世界遺産委員会パブリックビューイング45万3,000円。世界自然遺産登録記念祝賀会90万5,000円。登録記念イベント45万2,300円。奄美大島自然保護ガイドブック改定日本語版65万7,000円。同じく、英語版、中国語版57万3,000円。登録記念懸垂幕作成25万5,000円。登録記念のぼり旗作成22万6,000円。情報発信事業17万4,000円。盗掘、盗採防止センサーカメラ維持管理分析16万2,900円。奄美大島子ども世界自然遺産講座72万4,000円、以上となっております。

企画調整課長（國分正大君） それでは、歳出②クラウドサービス利用料及び情報システム運用業務について説明いたします。

まず、11節クラウドサービス利用料について御説明いたします。主な内容といたしましては、住民票の写しなどの証明書、コンビニ交付サービス利用料や職員向けの情報共有ツールL o G oチャット、

今、先般の一般質問でもあった件です、の利用料などでございます。なお、働き方改革の一環として導入したＬｏＧｏチャット利用料追加などが増額の主な要因となっております。

続きまして、１２節情報システム運用業務でございますが、これは庁内全体で使用する基幹系システムや情報通信機器、光ファイバーケーブルの保守などに係る費用でございます。令和２年度は名瀬・住用・笠利の各支所において、耐用年数を超えた情報通信機器の更新を行っております。当該作業が完了したことで、減額の要因となっております。以上です。

水道課長（吉 郁也君） ４款３項１目２３節の水道事業会計出資金２億３，６４０万円につきましては、笠利東部地区再編推進事業の建設改良費について、水道事業会計へ出資するものです。この財源として、歳入に一般会計出資債を同額計上しております。国が定めている出資が可能な事業の基準に該当することと、一般会計出資債については、地方交付税による財政措置があるため、この制度の活用により、市の財政負担の軽減を図るものです。また、令和３年度の東部地区再編推進事業の財源内訳としましては、総事業費４億７，４１２万１，０００円のうち、一般会計出資金が２億３，６４０万円。上水道事業債が３，６４０万円。残りの２億１３２万１，０００円が水道事業の一般財源となっております。水道事業会計への出資金総額につきましては、令和元年度末で８億７，６８０万円となっております。以上です。

農林水産課長（石神康郎君） それでは、１の（２）の⑥について、お答えいたします。鹿児島県農業共済組合大島診療所負担金３２７万７，０００円につきましては、家畜が死亡したり廃用になったときの診断や、病気や怪我の治療を行う鹿児島県農業共済組合大島診療所の管理運営費用を負担することにより、同診療所の運営の安定を図るものでございます。現在の大島農業共済組合事務組合家畜診療所は嘱託獣医師３名体制でございますが、１名の獣医師が御高齢ということもあり、今後も３名体制を長く維持するためにも、令和３年度から獣医師を１名追加し、診療体制の充実を図る予定でございます。それに伴い、今年度と比較いたしますと、負担金が６５万９，０００円増額いたしております。鹿児島県農業共済組合大島支所負担金７４５万６，０００円につきましては、農畜産物や農業施設などが風水害や病虫害など、不慮の事故によって受けた損失を補填する鹿児島県農業共済組合大島支所に対して負担金を支出することにより、同組合大島支所の運営の安定を図るものでございます。こちらにつきましては、現在の大島農業共済事務組合が令和３年３月３１日をもって解散し、４月１日からは県内の農業共済が一つになった、新たな鹿児島県農業共済組合となることに伴い、運営コストの合理化が図られ、国から１，８００万円の事務費交付金がございますので、各市町村の負担金が軽減される見込みで、令和２年度と比較いたしますと負担金が５６９万８，０００円、減額いたしております。鹿児島県農業共済組合負担金１億５，１００万円につきましては、大島農業共済事務組合が解散することに伴い、同組合規約に基づき、事務の承継を本市が行うため、令和３年３月３１日時点の歳計現金及び退職手当負担金残高を受け入れ、同額を新設される鹿児島県農業共済組合へ支出するものでございます。１億５，１００万円の内訳といたしまして、歳計現金が１億５，０００万円。まず、農家からの掛金の余剰金であり、共済金財源でございます。積立金が約６，９３４万８，０００円。平成３０年度の台風による園芸施設共済金が足りずに、業務引当金より充当している不足金が約マイナス２６２万７，０００円。市町村負担金及び賦課金の黒字で、安定的な業務運用をするため、引当金が約５，３８８万１，０００円。年度を跨がる引き受けがあるため、次年度に繰り越す掛金でございます責任準備金が約２，０４１万６，０００円。その他、令和２年度の黒字などが約８９８万２，０００円。それと、退職手当負担金残高が１００万円を見込んでいますところでございます。

続きまして、１の（２）の⑦大川ダムの年次別の堆砂量と委託の成果について、お答えいたします。大川ダムの堆砂量調査につきましては、平成２８年度から実施いたしております。堆砂量の調査につきましては、河川法第７８条第１項の規定及び水利使用の許可に付された条件に基づき、年１回、河川管

理者でございます鹿児島県に堆砂状況を報告することが義務付けられており、平成28年度の堆砂量は5万8,100立米。29年度、5万8,100立米。30年度は4万8,200立米。令和元年度、4万8,320立米。令和2年度3万700立米となっております。今年度と昨年度を比較いたしますと、1万7,620立米減少いたしておりますが、減少の理由といたしましては、調査、測定する箇所の地盤の断面が変化した結果であると推測いたしております。成果といたしましては、毎年、ダムの堆砂量を調査することにより、ダム貯水池の地盤、断面の変化を把握することにより、ダムの安全確保が図られると考えておりますので、御理解いただきたいと存じます。以上でございます。

鮎観光課長（島袋 修君） おはようございます。1, (2) ⑧の加工品販路拡大支援実証事業補助金についてお答えいたします。当該事業は、本年度から奄振交付金を活用し、農林水産物などの地域資源を活用した加工品の販路拡大に取り組む事業者を支援するものでございます。補助の内容につきましては、展示会や商談会への参加料、旅費、商品パンフレット製作、パッケージデザイン委託などの販路拡大に係る経費の10分の8以内で、1者当たり40万円を上限に補助金を交付することとしております。また、1者当たり最大3年間補助事業を活用できるものとしており、令和2年度においては7者が本事業を活用し、販路拡大に取り組んでおります。令和3年度の680万円につきましては、既に実施しております7者に、新たに10者を加え、合計17者への支援を想定しております。以上でございます。

土木課長（平山光二君） それでは、1の(2)の⑨について、御説明いたします。名瀬港環境整備事業負担金につきましては、地方財政法第27条に基づくものであり、名瀬港本港地区の防災拠点、緑地の整備に伴う負担金で、負担率は県事業費の17.2パーセントでございます。市としての名瀬港環境整備事業への意見、要望についてでございますが、現在、県が整備を進めております名瀬港本港地区の緑地につきましては、耐震強化岸壁背後の防災拠点緑地でありますことから、大規模地震時の緊急輸送に備え、多目的に利用できる広場として、市民や観光客に親しまれる緑地の整備を要望しているところでございます。以上でございます。

生涯学習課長（大庭勝利君） おはようございます。それでは、1の(2)の⑩市民交流センターのオープニングセレモニー事業負担金について、お答えいたします。まず、本事業負担金の出資先についてお答えいたします。現在のところ、実行委員会等の組織を想定しているところでございます。次に、オープニングセレモニーの概要についてでございますが、落成式典のほかに、記念講演や開館から数日間を市民への施設見学のためのイベント等を考えております。今後の状況にもよりますが、本事業においても新型コロナの感染拡大の防止の観点から、人数制限等の措置も検討しているところでございます。以上でございます。

スポーツ推進課長（大山茂雄君） それでは、1の2, 12, 官民連携体制構築業務委託259万円についてお答えいたします。これまで、スポーツ合宿の受入はスポーツアイランド協会を中心として行われてまいりました。本協会は宿泊事業所を中心とした30を超える事業所と行政で組織しております。奄美スポーツアイランド協会の業務には、誘致事業、受入事業、歓迎事業など多岐にわたっております。現在、この業務の主要な部分を行政で行っている状況でございます。この業務をこれまで以上に官民連携を強化し、民間のノウハウや強みの部分を幅広く取り入れるために、来年度から補助事業を活用し、3年計画で持続的に合宿受入の体制を強化、再構築してまいります。委託先につきましては、現在、幅広く検討しているところでございます。本事業の活用により、コロナ禍で落ち込んだスポーツ合宿受入の数や交流人口の回復、更に、拡大してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願います。以上です。

議長（与 勝広君） 答弁漏れはありませんね、はい。

14番（関 誠之君） 答弁、ありがとうございます。何点か再質問をさせていただきますけれども、まず、財政の問題ですけれども、やっぱりなかなか見えにくいというか、交付税の問題は、要するに基準財政需要額と基準財政収入額があって、その差額が出てくるというふうになっておりますが、9,000万円減る、だから、非常に厳しいんだという、この厳しさが見えないんですけれども、その辺はどういうふうに見たらいいのかというのが1点ですね。

二つ目は、水道事業の出資金。この出資金というのが、先ほど地方財政法の説明、いただきましたけれども、地方公営企業操出金基準というのがあると思いますけれども、その辺のことを少し具体的に教えていただきたいというのは1点です。

それとあと、先ほどありました、環境整備、名瀬港の負担金の問題ですけれども、当然、市民が港や海に親しむための賑わいと潤いづくりのある空間ということで、理解はいたしますけれども、具体的に、今のあのクルーズ船が入って来る、あの辺を見ますとですね、やはり奄美の玄関として、印象深いものはないわけですね。そういうものも含めて、具体的にこの賑わいと潤いの空間をどういうふうに県に具申をしているのかということをお聞かせさせていただきたいと思います。

それと、給食センターの問題は、正職員がほとんどいなくなるような状況が、今、生じておまして、今後のこの給食センターの運営のあり方、もっと言えば調理員の採用とか、その採用しないならば、あとの経営の方法論。今、笠利のほうは委託にしておりますけれども、そういうものがどのように議論されているのかいないのか、そこまでお聞かせをさせていただきたいと思います。よろしく願います。

財政課長（永田公洋君） それでは、1点目の交付税についてお答えいたします。確かに、令和3年度からは一本算定が完全にスタートいたします。ただ、一方で先ほども申し上げましたとおり、公債費の算入が約6,000万円ほど、前年度と比べ増額いたします。それから、コロナの影響で市税等の減収を約5,000万円ほど見込んでおります。それから、国の地方財政計画、これが国から普通交付税等の見通しで示されますが、令和3年度は5.1パーセントの伸びが示されております。こういうことを考えまして、一本算定の影響は9,000万円見込んでおりましたが、増も見込まれると。一点、今年度の実績から申し上げますと、今年度は地方財政計画で2.5パーセントの伸びが示され、結果、決定は0.5パーセントの伸びでございました。それを、新年度と比較いたしますと、我々6,000万円ほどの、当初予算では増額を計上しておりますけれども、今年度の実績と比較いたしますと、約1億9,600万円での減額での計上でございます。いずれにいたしましても、歳入は厳しい、確実なものということで編成をしておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

水道課長（吉 郁也君） 一般会計から地方公営企業への繰出につきましては、国が定める地方財政計画及び毎年度総務省からの地方公営企業操出金についての通知で示されております。このうち、今回の東部地区再編推進事業は、安全対策事業として一般会計出資債を発行して出資することができるとなっております。以上でございます。

土木課長（平山光二君） 緑地につきましてはですね、多目的に利用できる広場としてですね、市民や観光客に親しまれる整備を要望しているところでございまして、議員御質問の賑わいと潤いにつきましてはですね、先日、竹山議員からも同様の質問があったかと思うんですけれども、港を核としました地域の活性化につきましてはですね、国の創設しました港オアシスなどの制度が該当するというふうに考えておりますけれども、そういったもののほかにですね、どのような手法があるのか、この、こういった

制度も含めてですね、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

学校給食センター所長（井上裕之君） まず、新規採用についてでございますが、全体の業務状況を考慮しながら、検討していきたいと思っております。また、今後の方向性といしましては、現状を把握しながら、現在のところは直営の方向で取り組むことを考えております。以上です。

14番（関 誠之君） ありがとうございます。特にですね、水道の問題は、これから恐らく管路の整備もやっていかなきゃいけないという中で、かなりの建設の費用がかかってくるのではないかというような思いもありまして、ただ、そういう中で、やはり安易に基準以上の繰入金をしないような形でですね、皆さんが出した経営方針でしっかり書いてありますけれども、頑張っていたきたいなという思いをいたしました。

あとは、しっかりと再々質問の分は、一般会計も特別会計もありますから、そこで質問をさせていただきたいというふうに思います。以上でございます。

議長（与 勝広君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第13号から議案第34号までの22件については、それぞれ10人の委員をもって構成する一般会計予算等審査特別委員会及び特別会計予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題といたしました議案22件については、両特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました一般会計予算等審査特別委員会の委員に正野卓矢君、弓削洋平君、永田清裕君、荒田幸司君、大迫勝史君、松山さおり君、関 誠之君、奥 輝人君、元野景一君、竹山耕平君の10人を、また、特別会計予算等審査特別委員会の委員に奥 晃郎君、崎田信正君、安田壮平君、橋口耕太郎君、栄 ヤスエ君、林山克巳君、西 公郎君、川口幸義君、伊東隆吉君、多田義一君の10人をそれぞれ指名したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げました諸君を、先ほど設置されました両特別委員会の委員に指名いたします。

議案第13号、議案第23号から議案第29号、議案第31号から議案第33号まで、以上11件は、これを一般会計予算等審査特別委員会に、議案第14号から議案第22号、議案第30号、議案第34号の以上11件は、これを特別会計予算等審査特別委員会に、それぞれ付託いたします。

両特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。（午前11時28分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午前11時37分）

先ほど設置されました両特別委員会の正副委員長の互選の結果について報告いたします。

一般会計予算等審査特別委員会の委員長に松山さおり君，同じく副委員長に竹山耕平君が互選されました。

また，特別会計予算等審査特別委員会の委員長に栄 ヤスエ君。同じく副委員長に林山克巳君が互選されました。以上のとおりであります。

お諮りいたします。

委員会審査及び報告書整理のため，明日１２日から２４日まで休会としたいと思います。

これに，御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，明日１２日から２４日まで休会とすることに決定いたしました。

以上で，本日の日程は終了いたしました。

３月２５日，午前９時３０分，本会議を開きます。

本日は，これにて散会いたします。（午前１１時３８分）

3月25日(7日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	正 野 卓 矢 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	奥 晃 郎 君
5 番	荒 田 幸 司 君	6 番	崎 田 信 正 君
7 番	安 田 壮 平 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	11 番	松 山 さ お り 君
12 番	林 山 克 巳 君	13 番	西 公 郎 君
14 番	関 誠 之 君	15 番	奥 輝 人 君
16 番	川 口 幸 義 君	17 番	伊 東 隆 吉 君
19 番	与 勝 広 君	20 番	竹 山 耕 平 君
22 番	多 田 義 一 君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

10 番	大 迫 勝 史 君	18 番	元 野 景 一 君
------	-----------	------	-----------

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	総 務 部 長	三 原 裕 樹 君
総 務 部 参 事	橋 口 義 仁 君	総 務 部 参 事	野 崎 浩 敏 君
市 民 部 長	満 永 亮 一 君	商 工 観 光 部 長	武 下 義 広 君
農 林 水 産 部 長	栄 広 久 君	土 地 対 策 課 長	前 島 有 為 生 君
上 下 水 道 部 長	藤 山 浩 俊 君	教 育 部 長	福 長 敏 文 君
文化財政策調整監	久 伸 博 君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	前 田 賢 一 郎 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	重 信 竜 昇 君
主 幹 兼 議 事 係 長	伊 集 院 正 君	議 事 係 主 査	堀 健 太 郎 君

議長（与 勝広君） おはようございます。ただいまの出席議員は、１９人であります。会議は成立いたしました。

日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。

先日執行されました鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の結果、伊佐市議会議長、森山良和氏が当選いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第４号のとおりであります。



議長（与 勝広君） 日程に入ります。日程第１、議案第１３号、議案第２３号から議案第２９号、議案第３１号から議案第３３号までの以上１１件を一括して議題といたします。

ただいまの議案１１件に関する委員長の審査報告を求めます。

一般会計予算等審査特別委員長（松山さおり君） 皆さん、おはようございます。自民党奄美の松山さおりでございます。令和３年度一般会計予算等審査特別委員会の御報告をいたします。

令和３年度一般会計予算等審査特別委員会は、去る３月１２日、１５日、１７日、１８日の４日間開会し、同委員会に付託されました令和３年度一般会計予算、議案第１３号、議案第２３号から２９号、議案第３１号から３３号についての１１件を丁寧かつ慎重に審査を行いました。

審査の結果につきましては、お手元に配付いたしました審査報告書のとおり、これら１１件は全て原案のとおり可決すべきものと決しております。

３月１２日の審査は、議案第１３号中、１款議会費から２款総務費、１項１２目紡ぐきよらの郷づくり事業費、１１款災害復旧費、４項その他公共施設・公用施設災害復旧費、２款２項徴税費から６項監査事務局費、また、議案第２３号、議案第２６号、議案第２７号の４件について審査をいたしました。

はじめに、財政課より予算の概要説明があり、一般会計の総額は普通事業費の減額などにより３１５億２、４３５万７、０００円、対前年度比２１億３６３万円、６．３パーセントの減、歳入については、自主財源の合計は６３億５、６６３万１、０００円、対前年度比３億８、２１６万６、０００円、５．７パーセントの減となっており、自主財源の比率としては２０．２パーセントとなっているとのこと。市税はコロナの影響による固定資産税の軽減措置の減収などにより、対前年度比２億７、４８３万円、６．９パーセント減の３７億２、８１７万１、０００円。繰入金は事業費に伴う公共施設整備事業基金等へ積替額の減額などにより、対前年度比２億５、３３０万３、０００円、２４パーセント減の８億３５９万円、依存財源の合計は２５１億６、７７２万６、０００円で、対前年度比１７億２、１４６万４、０００円、６．４パーセントの減となっているとのこと。

歳出では、義務経費は近年増加傾向にあり、対前年度比は４億９、３７８万１、０００円増の１９２億７、７０２万８、０００円となっており、歳出の６１．１パーセントを占めている。人件費は会計年度任用職員制度導入のほか、前年度比は普通建設事業の事務費で計上していた職員の給料などを人件費へ振り替えたことなどによるもの。扶助費はサービスを受ける方の増加による障害者福祉費の増によるもの。また、公債費は、大型事業の元金償還の開始などにより、前年度比より増額となっているということ。

投資経費は、普通建設事業費が本庁舎や市民交流センターの大型事業が完了のため大きく減退し、対前年度比２７億３、９６５万５、０００円、４６．９パーセント減の３１億４１万３、０００円となっているとの補足説明がありました。

委員より、前年度と比較しての歳出歳入の特徴はとの質疑があり、当局より、大型事業も完了を迎えるに当たり、普通建設事業が大きく減額になったというところが大きく、また、歳入においては、コロナの影響で市税収入が大きく落ちているところが一般会計の特徴とのこと。

次に、予算書４４ページから６０ページ、１款議会費から２款総務費の１項１２目紡ぐきよらの郷づ

くり事業費、１８１ページ、１１款災害復旧費、４項その他公共施設・公用施設災害復旧費について、当局の補足説明後、質疑に入りました。

委員より、２款１項８目１２節委託料５０１万７、０００円のうち、ハザードマップ保守点検、Web版保守点検についての質疑があり、当局より、機器更新の期間については随時更新ということ、地図等は避難所や災害危険箇所などは機会を捉えて更新していくということ。

委員より、２款１項６目危険空き家等除去助成金１５０万についての質疑があり、当局より、空き家の危険度調査を行っており、A、B、Cの判定をしている。Aが建物が良好であり、利活用可能な状態、Bが利活用するには一部修繕が必要な状態、Cが老朽化などにより周辺に危険を及ぼす状態と判定しており、名瀬地区はA判定が１４１件、B判定が２０６件、C判定が２９２件の計６３９件、住用はA判定が２８件、B判定が３７件、C判定が２６件の合計９１件、笠利地区はA判定が５６件、B判定が１６８件、C判定が６５件、計２８９件となっている。来年度税務課の固定資産税情報と整合性を図り、その空き家の場所と所有者との情報をリンクし、連携していく予定とのこと。

委員より、２款１項６目７節ふるさと納税謝礼品３、２１９万円、１２節ふるさと納税推進業務６、３９１万７、０００円、２４節ふるさと応援基金１億８、０００円、１１節通信運搬費１５６万９、０００円の関連についての質疑があり、当局より、ふるさと納税はふるさと納税事業を行うに当たって必要な経費を差し引いた５割以上を積み立てるのがルールとなっている。ふるさと納税の謝礼品、ふるさと納税推進事業の業務の委託料は、奄美市がふるさと納税の寄附を集めるサイトとして委託している楽天、ふるぽ、さとふる、などの各サイトへの業務の委託料及びその中にはふるさと納税の返礼品代も含まれているとのこと。

その他にも市民提案型支援事業費補助金、協定大学拠点負担金、会計年度任用職員、防災無線屋外拡声子局について、奄美市だよりの印刷製本費、コミュニティ助成事業についてなど、多くの質問がありましたが、この際、省略いたします。

次に、予算書の６６ページから７６ページまでの２款２項徴税費から６項監査事務局費までの歳出及び関連する歳入について、当局より補足説明があり、質疑に入りました。

委員より、２款２項１目１２節の地番図家屋図作成業務１、６９１万１、０００円の作成をした目的について質疑があり、当局より、地番図家屋図作成業務については、これまで紙ベースで地番もしくは家屋図を管理していたが、航空写真を基に家屋の外形図を作成し、家屋の把握、法務局の地籍データと他の畑総事業とのデータを基に、パソコンに電子データとして落とし込んで、職員で確認する業務となっているとのこと。

委員より、２款３項１目１２節の奄美市のマイナンバーの普及率についての質疑があり、当局より、２月２８日現在で３１．５８パーセントの割合の方が取得とのこと。

委員より、２款４項２目の選挙啓発について、実際にどのように投票率を上げるのかとの質疑があり、当局より、投票率を上げるために奄美市明るい選挙推進協議会と一緒に、各啓発活動を行っている。今年度新たに始めた事業として、１８歳に到達した有権者になった方に有権者カードを郵送、令和２年度の方で４１８名に有権者カードを送付して啓発を行っているとのこと。

委員より、２款４項５目１８節の選挙公営負担金２２２万６、０００円は、何名を想定しての額なのかとの質疑があり、当局より、４名を想定しているとのこと。

その他にも奄美市の喫煙者の状況について、eLTAXについて、固定資産税についてなどの質疑がございましたが、この際、省略をいたします。

なお、議案第２３号、議案第２６号、議案第２７号についても、この際、省略をいたします。

ここで、１日目の質疑を終結いたしました。

続いて、３月１５日、２日目の審査を続行し、議案第１３号、議案第２８号、議案第２９号、議案第３１号までを議題とし、一括して審査に入りました。

はじめに、２款１項１４目地方創生推進費、２款１項１５目ふるさと納税等活用事業費、２款１項１

6目世界自然遺産推進費について、当局の補足説明があり、委員より、離島留学推進事業について、どのような効果が現れているかとの質疑があり、当局より、留学生が来ることにより、学級数の増加や教育の充実が図られること、地域の伝統行事にしても地域が盛り上がるという成果が出ているとのこと。

委員より、フリーランス支援事業509万1,000円について、コミュニティマネージャーの配置とはとの質疑があり、当局より、コミュニティマネージャー業務とはフリーランス同志、また企業とフリーランスとの連携を促進するためのマッチングの機会であったり、マッチングの場の創出を行っていること。

また他の委員より、フリーランス支援事業の費用対効果についての質疑もあり、当局より、フリーランスが最も働きやすい島化計画を基に事業を推進。成果目標としてフリーランスの創出、フリーランスの移住支援、子育てワーカーの支援、ビジネス性への向上により仕事の支援ということで四つの項目を掲げており、令和2年度までの実績は、フリーランスの育成に関しては200人育成、移住者数は令和元年度末までに35名、子育てワーカー支援はライター型で月5万円程度、年間で60万円程度の子育てワーカーも育てきている。仕事支援でのライター型で約260万円、ハンドメイド型で年間300万円以上のフリーランスが出てきているとのこと。

委員より、リュウキュウアユの保護増殖普及啓発事業負担金と奄美大島自然保護協議会ヤジ分会負担金、奄美大島自然保護協議会ヤジ分会貸付金との関連はとの質疑があり、リュウキュウアユは県指定希少野生動植物に指定されており、リュウキュウアユが生息する各河川の個体数調査、環境整備及び水生移入生物の駆除を行うことで、今後の保護施策にすることを目的としている。県の地域振興推進事業を活用しているので、負担金の228万9,000円と貸付金の228万6,000円は、事業が終了次第県のほうより貸付金として歳入があるとのこと。

委員より、消防設備整備事業905万円についての質疑があり、アルミ製の救助ボートを4艇購入予定で、3艇が名瀬地区で1艇が笠利地区に導入予定、金額は226万円とのこと。

委員より、なぜまち中心商店街活性化事業2,224万4,000円について、出店支援事業補助金まちなか居住推進事業、中心市街地魅力アップ事業のここ3・4年の成果は、また、目標と期間についての質疑があり、当局より、出店支援事業は平成30年度30件、令和元年度42件、令和2年度本年度までで37件の実績となっている。リフォームの件数は、平成30年度18件、令和元年度10件、令和2年度17件の申請状況とのこと。まちなか居住は平成23年度からやっており、トータルで11件3,100万円の実績となっている。目標値は中心市街地の活性化基本計画を策定し、計画期限が令和3年度となっており、中心市街地における店舗数、中心市街地に人を呼ぶという観光客の宿泊数、中心市街地にある公共施設の利用者数などを目標値に上げている。令和3年秋に完成予定の市民交流センターの整備がされ次第、計画の目標で掲げている数値には利達するものであると考えているとのこと。

そのほかにも定住促進等対策事業費、漁業担い手育成事業、全国離島交流中学生野球大会参加負担金、キャリアアップ助成金、幸福度アンケート調査業務、あまみんちゅ結事業、奄美・沖縄こども環境調査隊の交流補助金、野良猫対策事業についてなど、多くの質問がありましたが、この際、省略いたします。

続いて、予算書の77ページから95ページまでの3款民生費について、並びに議案第28号、議案第31号について、当局より補足説明があり、委員より、お達者御長寿応援事業3,491万9,000円について、事業費が昨年より増加している要因はとの質疑があり、当局より、お達者御長寿応援事業については、75歳以上の方にタクシー・バスで利用できる補助券と、運動施設や入浴施設で利用できる補助券を支給している事業である。令和2年度から補助券の発行のほうを市役所に来庁してもらい発行していたが、郵送で送ることになり発行率が高くなり、利用者が増えるだろうと予想しての事業費の増額と、郵送代に係る経費で金額が大きくなっているとのこと。お達者御長寿応援事業に利用された金額のうち、およそ2割がバス利用、およそ7割がタクシーの利用、残りの1割が健康施設、入浴施設などの利用となっている。

委員より、議案第28号、奄美市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての質疑があり、当局より、子ども医療費助成の年齢拡充の改正点については、これまで対象となる子どもを15歳に達する日以降の3月31日までとしていたが、これを18歳に達する日以降の3月31日までの子どもに拡充した。支給の対象者は、これまで奄美市に住所を有する子どもを対象としていたが、今回の改正により対象となる子どもの保護者で奄美に住所を有する保護者としている。対象となる児童は保護者の保険の扶養に入っていることが要件となっているとのこと。

委員より、就労継続支援A型、B型について質疑があり、当局より、就労支援A型は一般就労に近い方々で、雇用契約に基づいて実施しているのが就労継続支援のA型事業所で、就労継続支援B型は、雇用契約に基づかなく実施している事業。賃金は就労支援A型で時間給750円、就労支援B型で1日当たり150円か200円とのこと。

委員より、3款1項8目介護保険支援事業費の12節の委託料、中核機関設置運營業務278万円についての事業内容、現況についての質疑があり、当局より、成年後見制度の促進のために中核機関を設置して事業を行っており、令和2年度の10月1日現在から奄美市社会福祉協議会に委託し事業を実施している。事業内容は、成年後見に関わる相談の受付、専門職の方と事例の検討、ケース検討、また成年後見制度の普及促進が図れるように講演会、相談会などを開催する事業を行っているとのこと。

委員より、3款3項2目の扶助費が2,000万円の減額となっているが、その要因はとの質疑があり、当局より、近年の保護率が平成29年度は66.6パーミル、平成30年度が66.3パーミル、令和元年度が65.04パーミルと減少気味であることも要因の一つということ。また、3地区の保護世帯数について、今年度1月現在で1,221世帯、母子世帯が61世帯、障害者世帯が269世帯、傷病者世帯が208世帯、その他世帯が280世帯、今年1月現在で合計2,039世帯となっているということ。

その他にもまーじん子育て応援事業、療育促進事業、障害程度区分認定調査業務、県障害者スポーツ大会出場補助金、青少年支援業務など、多くの質問がありましたが、この際、省略いたします。

続いて、95ページから107ページまでの4款衛生費について及び議案第29号について、はじめに当局より補足説明があり、委員より、4款1項5目の後期高齢者医療費について、後期高齢者の医療費が600万ほど減額になっている理由はとの質疑があり、当局より、後期高齢者の医療費については、毎年0.12パーセントぐらい上がっていたが、昨年度はコロナの影響による受診控えのため実績が下がっているとのこと。

委員より、4款1項6目7節のハブ買上報奨金1,770万円について、世界自然遺産といわれている中で、ハブが非常に減少していると思われるが、今のハブの生息数を含め、現状をどう捉えているのかとの質疑があり、当局より、ハブの生息、買上げの直近の数値は、平成23年の1万295匹が一番最大の捕獲数となっており、29年度は4,994匹、平成30年が5,948匹、平成31年が5,345匹となっている。予算は直近の3年の平均プラス100匹程度の予算を計上している。ハブの生息は例年より若干少なくなっているとのこと。

委員より、4款1項4目自殺対策推進計画策定委員謝金5万9,000円について質疑があり、当局より、年1回実施されている地域ネットワーク会議の謝金であること。自殺対策については、平成30年度に奄美市自殺対策計画を策定しており、令和2年度は人材育成としてゲートキーパー要請講座やSOSの受け止め方教育などを実施しているとのこと。

委員より、4款1項4目健康増進事業費、12節健康検診・検査業務について、今年度の6,107万8,000円は、昨年と比べ632万8,000円の増加の原因はとの質疑があり、コロナ禍の中、がん検診と特定健診を同時にする複合健診を実施するに当たり、コロナ対策としてスタッフの人数を増やしていること。検診に関しては、がん検診はコロナの影響がほとんどなく、受診率が増えている。また、子宮がん検診の1件当たりの単価も増えていることも増加の要因。がん検診については全ての受診率が県よりも高い状況だが、当市の目標値には達していないのが現状。その中でも死亡率の高い大腸が

ん、乳がんに関しては、特に力を入れて受診率向上を図っていききたいとのこと。

その他にも抗体検査受診費、ハブ咬傷者患者療養費助成、と畜場特別会計の繰出金、自動車損害保険料、奄美市斎場残骨処理業務など、多くの質疑がありましたが、この際、省略いたします。

また、議案第29号についても、この際、省略いたします。

3月17日、3日目の審査を続行し、議案第13号中、5款労働費、6款1項農業費から4項水産業費、11款1項農林水産業施設災害復旧費、7款商工費、8款土木費、11款2項公共土木施設災害復旧費、議案第32号について審査に入りました。

はじめに、5款労働費について、当局より補足説明があり、委員より、シルバー人材センター関係の運営状況について質疑があり、当局より、令和2年度の2月末現在で会員数は329人となっており、男性215人、女性が114人とのこと。契約件数が年間2,316件で、契約金額は8,020万4,722円で、これから事務費を除く分が就業した方に支払われるが、その配分金の総額が6,854万744円となっており、1人当たりの配分金は1月3万7,183円となっているとのこと。また、主な受注先は草刈り、清掃作業、軽作業が1,732件と一番多く、家事援助などのサービスが329件、大作業などの技能系の作業が132件となっている。就業率は74.1パーセントとのこと。

委員より、移住支援金について、対象者は東京23区の方と説明があったが、奄美で仕事をする場合は住居などの支援も含まれるのかとの質疑があり、当局より、住居の支援は含まれないが、市での移住定住に関する様々な施策があるので、その中で支援をしていきたいとのこと。

奄美市での移住支援金対象登録企業は4社である。移住支援金は令和元年度から実施しており、国のまち・ひと・しごと再生基本方針及び県が進めるどんどん鹿児島移住就業企業支援事業に基づき奄美市内の企業などの担い手不足の解消及び地域課題の解決並びに移住の促進を目的としており、東京の人口一極集中の是正及び地方の担い手不足対策である。実績はまだないが、多くの問い合わせが来ており、令和2年度は鹿児島県内で7件の実績があったと聞いているとのこと。

委員より、奄美市広域中小企業勤労者福祉サービスセンター負担金の現況についての質疑があり、当局より、奄美市内の事業所数は354事業所で、令和2年度より若干増加している状況。しかし、コロナの影響で実施されなかった事業もあり、今回は会員に1人5,000円の配当をしたということもあるとのこと。

その他にも質疑がありましたが、この際、省略いたします。

続いて、6款農林水産業費の1項農業費から4項水産業費まで、11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費について、当局より補足説明があり、委員より、農林水産物輸送コスト支援事業補助金について、農林水産物の品目、数の制限などについての質疑があり、当局より、令和3年度各事業所から要望調査を受け、予算計上している。農産物については、野菜が2品目、果樹が5品目、花卉が4品目、計11品目、水産は9品目の要望を上げている。農林水産物は55品目が上限で、群島内でそれぞれ協議を行い、実績のない品目については随時品目の変更を行っているとのこと。

委員より、シラヒゲウニの現状と今後の計画について質疑があり、当局より、現在、鹿児島で種苗生産を行っているが、地元で生産できるように瀬戸内町のほうで機具を購入し、今後、瀬戸内町のほうで生産していく予定。今年度は鹿児島で生産しており、今後、2万匹入って来る予定で、名瀬においては4月以降、笠利・住用それぞれ1,500匹を放流、中間育成をする予定とのこと。

委員より、重点品目生産拡大対策助成金について、現状と成果、また今後の取組について質疑があり、当局より、奄美市においては野菜ではカボチャ、実えんどう、果樹についてはスモモ、マンゴー、タンカン、津之輝を重点品目に位置付けている。予算によって苗木の助成を行ったり、資材購入の助成などを行っている。市のほうで予算をつけて面積拡大、生産量の拡大、品質向上に向けて取り組んでいるところだが、やはり高齢化の農家による面積縮小であったり、品目転換や台風の影響により、生産額等が変化していくが、今後も引き続き支援していきたいとのこと。

委員より、節田用水施設長寿命化防災減災事業負担金の612万5,000円について質疑があり、当局より、長寿命化防災減災事業負担金は県営事業で、事業費2,000万円、市の負担率17.5パーセントである。主な事業内容は、節田溜池の浄水機場圧力タンクポンプ制御盤の更新事業になっており、来年度から令和5年度までの事業、節田用水施設の事業262万5,000円は事業費1,500万、負担率17.5パーセントで節田溜池から流れるファームポンド、パイプライン本管とバルブ等の更新事業、令和3年度から令和5年度までを予定しているとのこと。

委員より、カラス捕獲小屋管理業務について、3地区の算定根拠について、直近の費用対効果についての質疑があり、当局より、カラス小屋は名瀬地区に5地区、住用地区に2地区、笠利地区に2地区設置している。捕獲した実績は本年度2月までで名瀬地区245匹、住用地区200匹、笠利地区620匹、合計1,065匹捕獲しているとのこと。

その他にも鹿児島県農業共済組合負担金、GISシステム保守点検業務、農業次世代人材投資資金、奄美群島水産物流通支援事業、離島漁業再生支援交付金、有害鳥獣捕獲事業費補助金、住用地区和瀬水産加工センター管理費についてなど、多くの質問がありましたが、この際、省略いたします。

続いて、7款商工費、議案第32号について、当局の補足説明があり、委員より、あやまる観光公園の工事請負費5,692万4,000円の内容について質疑があり、当局より、サイクル列車の改修工事に伴うサイクル列車の待合所の屋根施設の整備、令和3年度は今現在使用しているサイクル列車の本体、一部のレールの取り替え、また老朽化した建物の改修工事を計画しているとのこと。

委員より、プレミアム商品券発行事業助成金2,000万円について、販売方法と時期について質疑があり、当局より、例年同様プレミアム率10パーセント、販売を11月予定しているが、コロナの影響もあることから、来年度以降、市内の経済状況を見ながら具体的に検討したい。販売方法も事前申し込みで、スマートフォンで申し込む方法と郵送もしくは庁舎などに投函箱を設けた形での申し込みを考えており、多数になったら抽選という形での実施を考えている。

委員より、創業支援助成金100万円の実績について質疑があり、当局より、令和2年度から始まった事業で5件の申請があり、5名100万円の助成をしている。創業塾の受講者38名中9日間の講座を全て受講した方には、特定創業者としての認定証を発行し、更に創業した方が5名とのこと。

その他にも本場奄美大島紬販路開拓預託金、奄美市テレビジョン難視聴地域解消事業、奄美市加工品販路拡大支援事業補助金、紬購入費補助金、航空航路運賃軽減事業負担金など多くの質疑がありましたが、この際、省略いたします。

続いて、8款土木費、11款災害復旧費、2項公共施設災害復旧費について、当局より補足説明があり、委員より、公園管理費の都市公園の工事請負費1,550万円の公園の場所についての質疑があり、当局より、毎年400万円の事業費で各公園の危険箇所など、公園パトロールをして順次場所を決めており、今年はこの400万円に合わせて輪内公園と小宿中央公園がプラスされ、事業費が大きくなっているとのこと。

そのほかにも施設管理運営等業務、無電柱化を推進する市区町村長の会負担金、末広・港土地区画整理事業費について、多くの質疑がありましたが、この際、省略いたします。

3月18日最終日である4日目の審査を続行し、議案第13号、議案第24号、議案第25号、議案第33号についての審査について、当局の補足説明後、質疑に入り、委員より、9款消防費について、現在の消防団員数は何名なのかとの質疑があり、当局より、現在、奄美市で条例定数452名に対して3月1日現在387名、充足率85.6パーセント、女性団員は34名、女性団員率は7.5パーセントとなっている。名瀬が262人定数に対して実員225名、女性団員数が24名、住用地区は定数58人に対して実員46名、女性団員5名、笠利地区は定数132人に対して116名、女性団員5名、笠利については水上オートバイ小隊も含んでいるとのこと。

そのほかにも退職報奨金、県市町村総合事務組合負担金など質疑がありましたが、この際、省略いたします。

続いて、10款1項教育総務費から4項幼稚園費、11款3項文教施設災害復旧費までの補足説明後、委員より、ふるさと体験留学事業について、毎年何名ぐらいの体験留学者がいるのか。取組によっての子どもたちの変化はとの質疑があり、当局より、毎年大体90名を超える受け入れを行っており、対象校は10校ある。受け入れる学校については、人数の増加により学習に対して思考や意見のまともが出てくること。また、留学をする子どもたちは小規模校の雰囲気を感じ、地元の良さ、奄美の良さを味わういい機会になっているとのこと。

委員より、朝日小学校、奄美小学校、名瀬小学校の工事請負費2億4,700万円について、工事開始時期はいつ頃なのかとの質疑があり、当局より、朝日小学校については音楽室等と管理棟、プールの付属室があり、5月からはまず音楽室等の改修を始める。管理棟は実施設計が入るので、夏休みぐらいからの工事が開始される予定。奄美小学校、名瀬小学校についても、学校側と十分打ち合わせを行いながら設計を行い、改修に入っていく予定とのこと。

その他にもあまみっ子ふるさと学習支援事業、地元高校魅力アピール支援事業助成金、大島北高等学校教育活動支援補助金、学校支援員等報奨金、幼稚園費、学校ICT環境整備事業についてなど、多くの質疑がありましたが、この際、省略いたします。

なお、議案第24号、議案第25号、議案第33号についても、この際、省略いたします。

続いて、10款5項社会教育費から6項保健体育費までの当局の補足説明があり、委員より、スポーツアイランド戦略推進費1,100万5,000円、スポーツ合宿環境整備事業負担金230万円についての質疑があり、当局より、来年度スポーツ合宿の官民連携を強化するため、民間のノウハウなど幅広く取り組むために、補助事業を活用して3年間で継続的に合宿受け入れの体制を構築していく事業、スポーツ合宿環境整備事業負担金は、合宿を受け入れる際の原材料や薬剤費とのこと。

委員より、名瀬運動公園工事請負費3,280万円について、整備を進めるのは合宿誘致の予定があるからなのかとの質疑があり、当局より、来年度名瀬運動公園の屋内プール塗装工を2,000万、市民球場ファールポール改修工事を960万円、キュービクルの第1から第2間の高圧ケーブルの更新を320万で予定している。合宿の予定は新規で奄美に来てもらえるチームにも誘致活動に力を入れており、今年度は66団体が合宿に来ており、711名参加している。述べ人数で8,556人となっているとのこと。

委員より、学校給食運営費の賄い材料費1億7,465万9,000円について、原材料費がこの中に含まれているのかとの質疑があり、当局より、おかず代、デザート代は賄い材料費に計上、米飯、牛乳代は扶助費の児童・生徒米飯牛乳等援助費となっているとのこと。

その他にも、芸術文化活動費の銅像等管理基金、指定管理委託奄美振興会館、名瀬公民館、フッ化物洗口推進委員謝金など、多くの質疑がありましたが、この際、省略いたします。

続いて、12款公債費から13款予備費について、当局の補足説明があり、委員より、公債費について今後のピークの時期と金額について質疑があり、当局より、庁舎建設事業、市民交流センター事業の元金償還のピークと重なるが、令和8年度がピークと考えており、公債、元金、利子、合わせた額は約60億程度になると考えている。また、財源の確保は特殊要因としている事業については、交付税措置を除く一般財源相当分を減債基金等に積み立てており、確実に積み立てることが重要であるとのこと。

その他にも質疑がございましたが、この際、省略いたします。

次に、第2表債務負担行為について、第4条一時借入金についてなど質疑がありましたが、この際、省略をいたします。

以上で、一般会計予算等審査特別委員会の審査報告を終了いたしますが、質疑がございましたら他の委員の協力を得ましてお答えいたしたいと思えます。

議長（与 勝広君） これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、ただいまの議案１１件について、一括して採決いたします。

以上の議案１１件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

ただいまの議案１１件につきましては、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第１３号、議案第２３号から議案第２９号、議案第３１号から議案第３３号までの以上１１件については、いずれも原案のとおり可決されました。



議長（与 勝広君） 日程第２，議案第１４号から議案第２２号，議案第３０号，議案第３４号の以上１１件を一括して議題といたします。

ただいまの議案１１件に関する委員長の審査報告を求めます。

特別会計予算等審査特別委員長（栄 ヤスエ君） 皆様、おはようございます。御報告申し上げます。令和３年度特別会計予算等審査特別委員会は、３月１２日と１５日の２日間開会し、本会議において当委員会へ付託されました議案１１件を審査いたしました。

１１件の議案につきましては、お手元に配付しました審査報告書のとおり、２件につきましては賛成多数、９件につきましては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、主な質疑について御報告申し上げます。

まず、議案第１４号 令和３年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算についてと、議案第３４号 奄美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての２件について、当局の補足説明があり、歳入歳出それぞれ５０億７，０８７万３，０００円で、前年度より８，１２９万２，０００円の減額となる。主な歳入は、国民健康保険税６億６，４０８万７，０００円、県支出金３７億５，５１４万８，０００円、一般会計繰入金６億４，２５９万１，０００円。主な歳出は保険給付費３６億４，９８３万６，０００円、国民健康保健事業費納付金１１億３，６０９万５，０００円、保険事業費７，５１７万円とのこと。

委員より、国保税徴収率の目標達成についての質疑があり、当局より、前年度の収納率は９３．２パーセント、現年度は県の目標値９４パーセントを超える見込みであるとの答弁でした。

委員より、国保医療費の動向で全体の被保険者数と医療費についての質疑があり、当局より、国民健康保険の被保険者数は毎年５００名減少している。要因として社会保険への移行、後期高齢者医療保険への移行が考えられ、国保の年齢構成は６５歳以上の高齢者が高いため、１人当たりの医療費の増額の要因になっているとの答弁でした。

委員より、公金横領事件の報告についての質疑があり、当局より、現在、民事、刑事の裁判中でもあり報告ができないが、今後は議会にも最終報告をしたいと考えているとの答弁でした。

その他、特定健診受診率など、多くの質疑がございましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第１５号 令和３年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について、歳入

歳出はそれぞれ2億7,051万8,000円。

委員より、へき地医療拠点派遣医師謝金についての質疑があり、当局より、鹿児島県内の離島へき地に所在する公的医療機関として、へき地医療機構奄美地区協議会の事務局を県立大島病院へ置き、診療所の医師が不在にならないよう、医師の派遣費用に係る謝金とのこと。1回6万円の3回分の18万円と交通費5,000円との答弁でした。

委員より数件の質疑がございましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第18号 令和3年度奄美市訪問看護特別会計予算について、歳入歳出はそれぞれ3,31万8,000円。

委員より、数件の質疑がございましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第16号 令和3年度奄美市後期高齢者医療特別会計予算について、歳入歳出はそれぞれ5億2,873万3,000円。主な歳入は後期高齢者医療保険料3億4,162万8,000円、一般会計繰入金1億8,157万9,000円。主な歳出は後期高齢者医療広域連合納付金5億1,700万3,000円。

委員より、数件の質疑がございましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第17号 令和3年度奄美市介護保険事業特別会計予算についてと、議案第30号 奄美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての2件について、歳入歳出はそれぞれ51億4,813万1,000円で、前年比1億9,385万9,000円の増額。当局より、介護保険事業計画については3年ごとに立案をすることとなっており、現在は平成30年度から令和2年度の3年間の第7期計画を実行中で、令和3年度から第8期計画がスタートする。主な歳入は介護保険料7億8,484万6,000円、国庫支出金308万8,000円、支払基金交付金12億7,685万2,000円、県支出金7億2,754万5,000円。主な歳出は、保険給付費39億8,010万1,000円で、前年比1億9,288万8,000円の増額との補足説明があり、委員より、住宅高齢者転倒予防住宅改修費についての質疑があり、当局より、この事業は令和2年6月から開始し、令和3年2月末の申請者が59件、利用予定者が62件である。対象者は要介護、要支援の認定を受けていない方との答弁でした。

また委員より、介護保険料の奄美市独自の減免についての質疑があり、当局より、介護保険料を第7期の基準月額6,600円に据置き、所得区分を9段階から14段階に多段階化し、滞納者の多い段階の保険料を下げることで保険料が上がる方もいる。国の制度の動向を見ながら奄美市でできる軽減策については随時検討をしていきたいとの答弁でした。

その他、委員より、元気度アップ事業について、調整交付金について、施設介護サービス給付金について、一般介護予防事業費についてなど、多くの質疑がありましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第21号 令和3年度奄美市水道事業会計予算について、当局より、令和3年度の業務予定量について、給水戸数2万3,453戸、年間総給水量493万1,942立方メートル、1日平均給水量1万3,512立法メートルを予定している。収益的収入及び支出に関しては、営業収益として9億6,691万7,000円、営業外収益として2億8,615万6,000円を計上している。水道事業収益は12億5,307万3,000円となり、昨年度の当初予算12億4,975万8,000円と比較し、331万5,000円の増額となる。支出については、営業費用として11億6,844万4,000円を計上している。水道事業費用支出合計は12億1,766万2,000円となり、昨年度当初予算より292万7,000円の減額となる。資本的収入4億9,850万円から11億1,091万9,000円を差し引いた6億1,241万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億1,386万1,000円、当年度分損益留保資金3億9,854万8,000円、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額1万円で補填するとの補足説明があり、委員より、基幹管路敷設工事についての質疑があり、当局より、市役所前の支庁通りの布設工事を行い、末広・港地区で管路更新をしており、そちらにつながるとの答弁でした。

委員より、水道料金のクレジット決済について質疑があり、当局より、クレジット決済については令和3年4月1日からスタートする。現在、パンフレット作成、ホームページ掲載の準備をしているとの答弁でした。

その他、数件の質疑がありましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第22号 令和3年度奄美市下水道事業会計予算について、当局より、収益的収入及び支出について、主な収入については、営業収益として下水道使用料の5億4,225万円は、下水道使用料の見込額を計上している。営業外収益として他会計補助金の6,800万円は、一般会計から繰入金計上している。主な支出については、管渠費の3,064万4,000円は、污水管施設の維持管理に係る経費で、主な支出としては委託料の960万円は、管路清掃の業務委託料である。その他、ポンプ場費の915万円、処理場費の3億1,835万5,000円等を計上している。

次に、資本的収入及び支出について、主な収入については企業債の6億3,010万円、補助金の3億3,724万円、負担金等の1,797万4,000円を計上している。主な支出としては、管路建設改良費の2億7,590万円、ポンプ場建設改良費の690万円、処理場建設改良費の3億9,472万円、企業債償還金の9億1,225万7,000円を計上している。令和3年度の予定キャッシュフローの計算で令和3年度の期首残高が1億9,236万7,189円に対し、資金期末残高が1億6,171万4,834円となり、資金減少額は3,065万2,355円を見込んでいるとの補足説明があり、委員より、委託料の管路清掃業務についての質疑があり、当局より、名瀬地区の公共下水道は6キロを予定している。笠利地区の特定環境保全公共下水道については、約800メートルを予定しているとの答弁がありました。

その他、委員より、マンホール蓋について、下水道料金の収納率についてなど、多くの質疑がありましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第19号 令和3年度奄美市と畜場特別会計予算について、歳入歳出それぞれ8,015万9,000円、主な歳入としてと畜場使用料194万6,000円、一般会計繰入金787万5,000円、国庫支出金基地周辺対策事業4,363万3,000円、と畜事業債2,670万円、主な歳出は施設管理業務委託料451万2,000円、工事請負費6,342万6,000円とのこと。

委員より、本体工事の進捗についての質疑があり、当局より、本年度実施設計で令和3年度給水管敷設と造成工事、令和5年度には完成する予定との答弁でした。

また委員より、施設管理業務委託料についての質疑があり、当局より、令和3年6月からハサップという食品衛生法上の基準が義務化されるため、有資格者の職員の増員を検討しているとの答弁でした。

次に、議案第20号 令和3年度奄美市交通災害共済特別会計予算について、当局より、歳入歳出それぞれ784万円。主な収入として1万人分の共済費収入400万円と、交通災害共済基金繰入金283万円。主な歳出は、交通災害共済見舞金360万円との補足説明があり、委員より、交通災害見舞金の支払実績について質疑があり、当局より、令和2年度中には死亡事故の申請が1件、特に令和2年度は自転車事故が多いとの答弁がありました。

その他、多くの質疑がございましたが、この際、省略いたします。

以上で、特別会計予算等審査特別委員会の審査報告を終わりますが、御質疑がございましたら他の委員の協力を得ましてお答えしたいと思います。

議長（与 勝広君） これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論の際は、件名を明らかにした上で討論するようお願いいたします。

通告がありましたので、日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

6 番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。

私は、特別会計のうち議案第 17 号 令和 3 年度奄美市介護保険事業特別会計予算について、議案第 21 号 令和 3 年度奄美市水道事業会計予算についての 2 件について、いずれも反対の立場で討論を行います。

まず、議案第 17 号、介護保険会計であります。介護保険料は 3 年ごとの見直しで、平成 30 年度からの第 7 期で基準額が月額 6,600 円となり、高い介護保険料となっております。第 8 期事業計画の初年度となる令和 3 年度の保険料基準額は、第 7 期と同じ 6,600 円に据え置かれていましたが、6,600 円そのものが年金から天引きされる保険料としては負担が重いとして、令和元年度の決算認定でも反対してきました。今回、値上げにならなかったことは一程度評価をしたいと思います。更に、保険料区分についても、以前から低所得者にはもっときめ細かい対策が必要であり、18 段階を実施しているところもあると紹介し、多段階化は奄美市でこそ必要だと述べてまいりました。そして今回、第 8 期では標準 9 段階から 14 段階へと細分化され、低所得者の方に配慮する努力、これについても評価をしたいと思います。しかし、現行の保険制度の下では、低所得者対策を行えばどうしてもほかに負担が行くことになります。年金生活者の収入は増えず、家計はよくなっておりません。更に今後もよくなる見通しがない状況を鑑みて、保険料の負担を抑えるために、この際、思い切って独自の減免制度に踏み切る英断を求めたいと思います。

次に、議案第 21 号の水道会計です。私はこれまでも水道会計については水道料金に消費税の課税は認められないこと、市民生活の実態を示し、福祉減免が必要だと申し上げてきました。施設の維持管理については、どこの自治体でも御苦労されているものと承知をしております。また、将来的な不安も示されておりますけれども、水道は生きるためには欠かせないものであり、福祉の側面を強く持つものだと考えます。福祉減免の要件にはいろいろあります。例えば、生活保護受給世帯、身体・知的・精神の障害者のいる世帯、寝たきり老人等のいる世帯、ひとり親世帯、65 歳以上だけの世帯などで構成をしている、こういったように広く対象にしているところもありますけれども、65 歳以上のみの世帯だけを対象にしているところや、75 歳以上のみの世帯と身障者世帯としているところ、そして生活保護受給者を除く、こういった事例もございます。自治体でいろいろ違っているということは、それぞれでいろいろ検討した結果だと思います。奄美市ではまだ福祉減免そのものが実現をしておりません。是非福祉の心を持って、まずできるところから始めることが必要だと思います。更に、水道料金の従量料金の区分を 10 立米までの単位を 2 分化して、水道料金の軽減を是非実現をしていただきたいと申し上げ、反対の討論といたします。ありがとうございました。

議長（与 勝広君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、この議案 11 件について、採決を行います。

採決は、起立表決に代わり電子表決により、これを分割して行います。

最初に、議案第 17 号、令和 3 年度奄美市介護保険事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に関する委員長の報告は、原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対する諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

賛成多数であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号、令和3年度奄美市水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案に関する委員長の報告は、原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対する諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

賛成多数であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号から議案第16号、議案第18号から議案第20号まで、及び議案第22号、議案第30号、議案第34号の以上9件についてを一括して採決いたします。

ただいまの議案9件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

ただいまの議案9件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第14号から議案第16号、議案第18号から議案第20号まで及び議案第22号、議案第30号、議案第34号の以上9件については、いずれも原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。10時45分に再開いたします。(午前10時33分)

○

議長(与 勝広君) 再開いたします。(午前10時45分)

日程第3、発議第1号 奄美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、提案理由の説明を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明は省略いたします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、本案について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、発議第1号 奄美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○

議長（与 勝広君） 日程第4，議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第166条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、議員の諸君を第63回奄美群島市町村議会議員大会及び議会報告会開催のために派遣いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、配付の文書に基づき議員を派遣することに決定いたしました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。

次に、安田壮平君から議員の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

安田壮平君の議員辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、安田壮平君の議員辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○

議長（与 勝広君） 日程第5，安田壮平君の議員辞職の件を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、安田壮平君の退場を願います。

（安田壮平君，退場）

それでは、辞職願を朗読させます。

議会事務局次長（重信竜昇君） 朗読いたします。令和3年3月22日，奄美市議会議長，与 勝広様。
奄美市市議会議員，安田壮平。辞職願。今般，一身上の都合により令和3年3月25日をもって議員を辞職したいので，許可されますようお願い出ます。以上です。

議長（与 勝広君） お諮りいたします。

安田壮平君の議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、安田壮平君の議員の辞職を許可することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、お手元に配付の文書表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

申し出のとおり、これを閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上で、本定例会に付議された事件は、全て終了いたしました。

これをもって令和3年第1回奄美市議会定例会を閉会いたします。（午前10時49分）

○

以上、本会議の次第を記載し、相違なかったことを認め、ここに署名する。

奄美市議会議長 与 勝広

奄美市議会議員 正野 卓矢

奄美市議会議員 橋口耕太郎

奄美市議会議員 川口 幸義

文教厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第1号	令和2年度奄美市一般会計補正予算（第12号）について	原案可決すべきもの
(2)	議案第2号	令和2年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について	原案可決すべきもの
(3)	議案第3号	令和2年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第4号）について	原案可決すべきもの
(4)	議案第4号	令和2年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について	原案可決すべきもの
(5)	議案第5号	令和2年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計補正予算（第1号）について	原案可決すべきもの
(6)	議案第10号	工事請負契約の変更契約の締結について	原案可決すべきもの
(7)	議案第11号	工事請負契約の変更契約の締結について	原案可決すべきもの
(8)	議案第12号	工事請負契約の変更契約の締結について	原案可決すべきもの

令和3年3月11日

文教厚生委員長 竹山 耕平

奄美市議会議長 与 勝広 殿

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第1号	令和2年度奄美市一般会計補正予算(第12号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第6号	令和2年度奄美市水道事業会計補正予算(第3号)について	原案可決すべきもの
(3)	議案第7号	令和2年度奄美市下水道事業会計補正予算(第3号)について	原案可決すべきもの

令和3年3月11日

産業建設委員長 橋口 耕太郎

奄美市議会議長 与 勝広 殿

総務企画委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第1号	令和2年度奄美市一般会計補正予算(第12号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第8号	奄美市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について	原案可決すべきもの
(3)	議案第9号	工事請負契約の変更契約の締結について	原案可決すべきもの
(6)	陳情第1号	「日本政府に核兵器禁止条約の調印、批准を求める意見書」の提出を求める陳情	不採択とするべきもの

令和3年3月11日

総務企画委員長 川口 幸義

奄美市議会議長 与 勝広 殿

一般会計予算等審査特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案番号	件 名	審査の結果
(1)	議案第13号	令和3年度奄美市一般会計予算について	原案可決すべきもの
(2)	議案第23号	奄美市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(3)	議案第24号	奄美市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(4)	議案第25号	奄美市ふるさと創生人材育成基金条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(5)	議案第26号	奄美市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(6)	議案第27号	奄美市税外収入督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例及び奄美市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(7)	議案第28号	奄美市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(8)	議案第29号	奄美市有墓地条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(9)	議案第31号	奄美市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(10)	議案第32号	奄美市ICTプラザかさり条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(11)	議案第33号	奄美市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの

令和3年3月25日

一般会計予算等審査特別委員会委員長 松山 さおり

奄美市議会議長 与 勝広 殿

特別会計予算等審査特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案番号	件 名	審査の結果
(1)	議案第14号	令和3年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算について	原案可決すべきもの
(2)	議案第15号	令和3年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について	原案可決すべきもの
(3)	議案第16号	令和3年度奄美市後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決すべきもの
(4)	議案第17号	令和3年度奄美市介護保険事業特別会計予算について	原案可決すべきもの
(5)	議案第18号	令和3年度奄美市訪問看護特別会計予算について	原案可決すべきもの
(6)	議案第19号	令和3年度奄美市と畜場特別会計予算について	原案可決すべきもの
(7)	議案第20号	令和3年度奄美市交通災害共済特別会計予算について	原案可決すべきもの
(8)	議案第21号	令和3年度奄美市水道事業会計予算について	原案可決すべきもの
(9)	議案第22号	令和3年度奄美市下水道事業会計予算について	原案可決すべきもの
(10)	議案第30号	奄美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(11)	議案第34号	奄美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの

令和3年3月25日

特別会計予算等審査特別委員会委員長 栄 ヤスエ

奄美市議会議長 与 勝広 殿

令和3年3月25日

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び奄美市議会会議規則第166条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1 第63回奄美群島市町村議会議員大会

- (1) 派遣目的 当該議員大会における各地区提出議題の審議のため
- (2) 派遣場所 奄美市
- (3) 派遣期間 令和3年6月4日（金）（1日間）
- (4) 派遣議員 本市議会議員全員

2 第15回議会報告会

- (1) 派遣目的 奄美市議会基本条例第7条の規定に基づく議会報告会開催のため
- (2) 派遣場所 奄美市内3地区3か所（名瀬地区・住用地区・笠利地区）
- (3) 派遣期間 令和3年6月10日（木）
- (4) 派遣議員 本市議会議員全員

令和3年3月25日

奄美市議会議長 与 勝広 殿

議会運営委員長	伊東 隆吉
総務企画委員長	川口 幸義
文教厚生委員長	竹山 耕平
産業建設委員長	橋口 耕太郎

閉会中の継続審査の申出について

各委員会は、下記案件について、なお検討を要するため、閉会中も継続審査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定によって申し出ます。

記

○ 議会運営委員会

- 1 議会運営に関する事項について
- 2 議長の諮問する事項について

○ 総務企画委員会

- 1 陳情第2号 奄美市議会から「駐屯地外・訓練等の市民広報」を求める陳情

○ 文教厚生委員会

- 1 請願第1号 病児の難病治療で抗がん剤治療等による特別な理由で抗体価が低下・消失した場合のワクチン再接種費用助成制度を求める請願

○ 産業建設委員会

- 1 委員会の所管事務に関する調査について